

令和 2 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【5月29日】

1 櫻井清蔵（勇政） 20～26ページ

議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費の増額補正について

2 今岡翔平（スクラム） 26～32ページ

議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、地方創生臨時交付金の増額補正について
- 2 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について

3 岡本公秀（新和会） 32～36ページ

議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について

議案第37号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

- 1 収益的支出 第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、第3目 経費、委託料の増額補正について
- 2 資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第2目 固定資産購入費、器械備品費の増額補正について

4 服部孝規（日本共産党） 37～43ページ

議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について

議案第34号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第36号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について

議案第37号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

- 1 収益的支出 第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、第3目 経費、委託料の増額補正について

5 草川卓也（結） 43～50ページ

議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、経済支援対策事業の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、一般管理費の増額補正について
- 3 第10款 教育費、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、一般管理費の増額補正について

議案第37号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

- 1 収益的支出 第1款 病院事業費用、第1項 医業費用、第3目 経費、委託料の増額補正について
- 2 資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第2目 固定資産購入費、器械備品費の増額補正について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月8日】

1 櫻井清蔵（勇政） 69～78ページ

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 歳入 第20款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金、前年度繰越金の増額補正について
- 2 歳入 第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第6目 教育費国庫補助金、都市構造再編集中支援事業費補助金並びに、第22款 市債、第1項 市債、第6目 教育債、図書館整備事業債（合併特例債）及び図書館整備事業債の増額補正について
- 3 歳出 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第4目 図書館費、図書館整備事業の増額補正について

2 中島雅代（スクラム） 78～87ページ

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、健康づくり事業の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費及び、第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正について
- 3 第10款 教育費、第8項 教育研究費、第1目 教育研究費、映像作成委託料の増額補正について

3 岡本公秀（新和会） 87～95ページ

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 固定資産税関係について
 - (1) 条例改正の概要について
 - (2) 市内における所有者不明の土地の現状について
 - (3) 使用者を所有者とみなして課税した場合、所有権の移転につながるのか
 - (4) 今回の条例改正による固定資産税の税収への影響について
- 2 軽自動車税関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における軽自動車税の軽減について
 - (2) 市民への周知について
- 3 市民税関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントが中止、延期になったことで生じた入場料金等の払戻請求権の放棄に関する税制上の措置の概要について

(2) 寄附金税額控除を受ける方法及びそれによる損失の減額の見込みについて

議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 条例改正の概要について
- 2 傷病手当金の規定はこれまでもあったのか
- 3 対象者は、給与の支払いを受けている被用者とあるが、自営業者は対象となるのか
- 4 対象者の拡大について

4 服部孝規（日本共産党） 95～103ページ

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 ひとり親に対する所得控除の新設について
- 2 固定資産の所有者の存在が不明である場合の固定資産税の課税について

議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 傷病手当金の対象者、支給日数、支給額等について

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、一般事業の協力負担金の増額補正について

5 森 英之（結） 103～109ページ

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 固定資産税関係の改正について
(1) 改正による市税への影響について

議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 改正の目的について
- 2 改正による効果について

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正について

6 福沢美由紀（日本共産党） 109～118ページ

議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 改正の概要とその理由について
- 2 市内の放課後児童クラブの状況について

3 研修受講の促進について

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 第6款 農林水産業費、第1項 農林水産業費、第5目 農地費、団体営ため池等整備事業の増額補正について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第2目 教育振興費及び、第3項 中学校費、第2目 教育振興費、情報教育推進事業の増額補正について

7 豊田恵理 118～123ページ

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

- 1 市民税関係について
 - (1) ひとり親に対する所得控除の新設について
 - (2) 寡婦（寡夫）控除の見直しについて
 - (3) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用について
- 2 固定資産税関係について
 - (1) 使用者を所有者とみなす制度の拡大について
 - (2) 現に所有している者の申告の制度化について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月9日】

1 櫻井清蔵（勇政） 126～137ページ

亀山市における新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後について

- 1 4月7日に発出された国の緊急事態宣言は、去る5月25日をもって全ての都道府県が解除されましたが、まだまだ予断を許さない状況の中、今後の対策についての市長の見解を尋ねる
 - (1) 昨年12月に新型コロナウイルス感染症が発症して以降、幸いにも亀山市においては感染者が零であるが、この感染症は、今秋以降の第2波に十分な対策が必要であると思うが、どのように備えていくのか
 - (2) 当市独自の新型コロナウイルス感染症対策に2億円程度の基金を創設して、如何なる状況にも対応できる予算の確保を目指すべきであると思うが
 - ア 本年度に予定している各種イベントが多々中止となっており、その事業費の合計は概ね1億円強になると思うが、その額について確認したい
 - イ 各不用額を（仮称）新型コロナウイルス感染症対策基金創設の原資として活用すべきであると先の臨時会において提案したが、市長の見解を尋ねる
 - (3) 休業等により所得が減少することを考慮して、市民生活の安定のため次に掲げる事項を実施されている自治体がある。亀山市においても実施すべきと思うが、市長の見解を尋ねる
 - ア 水道料金の基本料金を6ヵ月免除
 - イ 学校給食費を3ヵ月免除
 - ウ 妊婦へのタクシー券の交付

インフルエンザの予防接種費用助成の拡充について

- 1 旧関町で制度化されていた全ての住民を対象としたインフルエンザ予防接種費用助成制度の実施を提案したいが、市長の見解を尋ねる

亀山駅周辺整備事業について

- 1 亀山駅周辺整備事業の現況と今後について知りたい

2 中島雅代（スクラム） 137～152ページ

小・中学校再開における対応について

- 1 学校における新型コロナウイルス等感染予防対策について
- 2 授業の遅れに対する対応について
- 3 臨時休業中の学力保障について
- 4 給食室等の環境整備について
- 5 臨時休業及び夏休み短縮に伴う学校給食への影響について

外来種による農業被害について

- 1 ジャンボタニシによる農作物への被害状況とその対策について

3 中崎孝彦（新和会） 152～164ページ

亀山市立医療センターについて

- 1 新病院事業管理者に問う
 - (1) 地方公営企業は、行政組織でありながら、企業としての特徴も有しており、経済性と公共性を両立することが求められているが、それぞれの観点から課題・問題点をどのように認識しているのか
 - (2) 地方公営企業法の全部適用から4年経過したが、これまでの改善実績について
 - (3) 4月から医療センターに新たな職として顧問を設置し、前病院事業管理者を任用した理由とその役割について
- 2 地域包括ケアシステムについて
 - (1) システムの構築に向けて、医療センターの役割について
 - (2) 在宅医療における訪問診療・訪問看護及び訪問リハビリテーションの現状について
 - (3) システムを運用している中での課題・問題点と今後の対応について
 - (4) 亀山医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携について
- 3 医療センターの地域包括ケア病床について
 - (1) 地域包括ケア病床及び一般病床の稼働率について
 - (2) 地域包括ケア病床の増床計画と一般病床の適切な病床数について
- 4 医師確保について
 - (1) 寄附講座と医師確保について
 - (2) 各診療科目に必要な医師数について
 - (3) 医師確保に向けての取り組みと今後の見込みについて
 - (4) 医師確保のための新たな対策について
- 5 新型コロナウイルス感染症への対応について
 - (1) これまでの具体的な対応と今後について
 - (2) 発熱外来などで受診した患者の内、PCR検査が必要と診断された患者はいたのか
- 6 医療通訳の必要性について
 - (1) 通訳の必要性と医療現場の現状について

4 服部孝規（日本共産党） 164～177ページ

今後の事業の財源確保について

- 1 コロナ感染症対策や防災対策、後期基本計画や公共施設の更新など今後の事業の財源確保について
- 2 2018年度決算時の基金残高84億円の活用について
- 3 リニア中央新幹線亀山駅整備基金（残高18億円）について

- 4 庁舎建設基金（残高12億円）について

コロナ感染症対策としての水道料金の免除について

- 1 コロナ感染症対策としての水道料金を免除した場合の効果について
- 2 基本料金を免除した場合の1箇月当たりの水道事業会計への財政負担について
- 3 水道料金を免除した場合の財源について

5 森 美和子（公明党） 177～191ページ

新型コロナウイルス感染症に係る市の取り組みについて

- 1 特別定額給付金について
 - (1) 支給状況について
 - (2) オンライン申請の課題について
 - (3) 第3次亀山市行財政改革大綱に位置付けたスマート自治体への転換に対する影響について
- 2 自粛生活から生じた課題について
 - (1) 子どもの課題について
 - (2) 高齢者の課題について
- 3 新たな防災対策について
 - (1) 避難所における感染症対策について
- 4 新庁舎建設について
 - (1) 感染症対策としてのリスク分散の考え方について

6 草川卓也（結） 192～205ページ

ウィズコロナ以降の市政運営について

- 1 教育行政について
 - (1) ウィズコロナ以降の学校教育について
 - ア 安心して学ぶ環境の整備について
 - イ 「選択登校制」導入の是非について
 - ウ コミュニティスクールが果たすべき役割は何か
 - (2) ウィズコロナ以降のオンライン教育について
 - ア GIGAスクール構想の実現について
 - イ 「かめやまハイブリッドスクール」の今後について
- 2 産業振興について
 - (1) ウィズコロナ以降の地域経済について
 - ア 今後の地域経済支援策について
 - イ 企業誘致について
 - (2) ウィズコロナ以降のリニア誘致について
 - ア リニア誘致の意義について

イ 今後の誘致活動の見通しについて

地域が抱える諸課題について

1 農業経営について

(1) 川崎地区におけるジャンボタニシの駆除について

ア 地域と行政の協力体制について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月10日】

1 今岡翔平（スクラム） 208～220ページ

新型コロナウイルス感染症対策と市民への支援について

- 1 感染症対策が有効かそうでないかの科学的根拠を市はどのような基準で定めているのか
 - (1) 卓上シールドを保育園、幼稚園に設置しない根拠について
- 2 感染症対策の財源として、地方創生臨時交付金にあまり期待できないと考えるが、市の考え方は
- 3 家庭への支援について、他に何か考えているのか
- 4 子育て世帯への臨時特別給付金の支給について
 - (1) 基準日の設定について
 - (2) 収入の高い世帯が除外されてしまうことについて
- 5 不妊治療助成の申請状況について
- 6 業務の変容における人員体制について

休業要請に対する協力金の交付について

- 1 当初、県は全額負担するつもりだったのか
- 2 市・町が半分負担することになった経緯について

かめやま文化年プロジェクトについて

- 1 予定通りイベントが開催できていないが、年度の変更はしないのか

2 福沢美由紀（日本共産党） 220～233ページ

新型コロナウイルス感染症に留意した学校生活について

- 1 子どもたちの声を聴くことについて
- 2 休校による影響について
- 3 安心・安全な環境づくりと感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症対策におけるケーブルテレビの活用について

- 1 感染予防教育について
- 2 フレイル等の予防について
- 3 子どもの遊びや学び等、家での過ごし方の提案について
- 4 市税等の減免や活用できる制度のお知らせ等について

国民健康保険の短期証について

- 1 短期証発行の現状について
- 2 短期証に係る事務について
- 3 短期証の発行はやめるべきではないか

3 森 英之 (結) 233～245 ページ

新型コロナウイルス感染拡大防止について

- 1 亀山市立医療センターの新型コロナウイルス感染症患者の受け入れについて
 - (1) 軽症患者の受け入れについて
 - (2) 軽症患者が重症化した場合の対応について
 - (3) 医療センター及び消防署の職員の対応について
- 2 小学校、中学校の今後の対応について
 - (1) 授業時間確保の考え方について
 - (2) 行事開催の進め方について
 - (3) 学校現場の感染防止対策について

UD (ユニバーサルデザイン) フォントの導入状況と今後について

- 1 市が発行する広報かめやまをはじめとする印刷物全般について
- 2 学校が使用する教材及び学校が発行する印刷物全般について

4 前田 稔 (スクラム) 245～256 ページ

新型コロナウイルス感染症による影響について

- 1 経済状況について
- 2 イベントや各種団体の行事について
- 3 生活困窮者への対応について
- 4 事業者への対応について

亀山駅周辺整備事業について

- 1 進捗状況について

乗合タクシー制度について

- 1 登録者数及び利用者数について
- 2 7月1日以降の制度改正について
- 3 今後の課題について

新庁舎建設について

- 1 新庁舎建設に関する次の事項について
 - (1) 庁舎の規模、機能、性能等について
 - (2) スケジュールについて
 - (3) 建設予定地について
 - (4) 建設の事業手法について
 - (5) 事業費と財源について

5 豊田恵理 256～266 ページ

亀山市ホームページについて

1 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信について

(1) 現状について

(2) 今後の対応について

亀山市におけるG I G Aスクール構想への対応について

1 ハード面（端末や通信ネットワーク等の環境整備）について

(1) 現状について

(2) 今後の予定について

2 ソフト面について

(1) 市内の小・中学校の現状について

(2) 今後の予定について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月17日】

1 櫻井清蔵（勇政） 272～279ページ

議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について

2 中島雅代（スクラム） 279～284ページ

議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について
- 2 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の増額補正について

3 岡本公秀（新和会） 284～289ページ

議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の増額補正について
- 2 第9款 消防費、第1項 消防費、第1目 常備消防費、一般管理費の増額補正について

4 福沢美由紀（日本共産党） 289～295ページ

議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の増額補正について
- 2 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、児童扶養手当給付費の増額補正について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について

5 草川卓也（結） 295～302ページ

議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第7目 企画費、移住交流促進事業の増額補正について

- 2 第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業の増額補正について
- 3 第7款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について

令和 2 年 5 月 2 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

令和2年5月29日（金）午前9時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議員提出議案第3号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第31号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第32号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第33号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第34号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 10 議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 11 議案第36号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第37号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 13 議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 14 議案第39号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 15 議案第40号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 16 議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 17 議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 18 議案第43号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
- 第 20 議案第45号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 21 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 第 22 議案第47号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第48号 市道路線の変更について
- 第 24 報告第 3号 令和元年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 25 報告第 4号 令和元年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 26 報告第 5号 令和元年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 27 報告第 6号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 28 報告第 7号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 29 報告第 8号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	櫻井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	議事調査課長	渡邊靖文
書記	西口幸伸		

●会議の次第

(午前 9時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

それでは、ただいまから令和2年6月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により執り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、

3番 森 英之 議員

12番 岡本公秀 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月19日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書2件、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会及び公益社団法人亀山市シルバー人材センターから、令和元年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ご覧おきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

令和2年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、全世界で見えざるウイルスによる感染症との闘いが続いております。我が国も、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、国難とも言うべき危機的事態と対峙し、先月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、医療崩壊やオーバーシュート等の最悪の事態は回避したものの、依然、完全な終息までには至っていない状況にあります。

こうした中、今月25日には、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されました。この間、外出自粛、営業自粛、学校の臨時休業等に深いご理解とご協力を賜りました市民の皆様をはじめ、

医療従事者並びに社会基盤を支えていただいた全ての皆様に対し、深く感謝申し上げます。

なお、緊急事態宣言は解除されましたが、この感染症との闘いは長期化することも指摘されており、感染第2波への備えも必要になってまいります。感染リスクと社会経済活動のバランスを見極めながら、国が示す新しい生活様式を踏まえ、新たな日常へ段階的かつ慎重な対応が求められますので、引き続き気を緩めず、感染症対策を講じてまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、リーマンショック直後のマイナス成長を上回る水準での世界経済の悪化が危惧されております。その先行きも極めて厳しい状況が続くと見込まれるため、この感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。これらを踏まえ、地域経済におきましても、経営が逼迫する中小企業者、小規模事業者及び個人事業者への迅速かつ効果的な支援が強く求められております。

こうした中、本市におきましては、幸いにもこれまで感染者が発生いたしておりませんが、日々事態が目まぐるしく変化していく中で、早い段階から亀山市新型コロナウイルス感染症対策本部を通じ、市民生活と地域社会を守る様々な取組を実施するとともに、社会的・経済的につながるの深い鈴鹿市との緊急共同アクションの宣言、横断的な庁内組織である新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトチームの設置など、迅速かつ的確な対応に万全を期してまいりました。

また、この感染症による市民生活や地域経済への影響が一段と深刻化する中で、国・県の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を踏まえ、今年、「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」の3本柱から成る、総額約51億8,000万円の新型コロナウイルス感染症の総合対策として緊急政策パッケージ（第1弾）を取りまとめ、第1回臨時会において関係予算を可決いただきました。

これにより、現在、国の特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支給をはじめ、実質無利子化による小規模事業者への資金繰り支援、市内飲食店の応援制度の推進、衛生資材・医療資材の確保など、喫緊の諸課題に対応するため関連事業を鋭意進めているところでございます。

中でも、特別定額給付金の支給につきましては、今年11日からオンライン申請を受け付け、18日から給付事務をそれぞれ開始いたしました。また、郵送による申請につきましても、18日から市内全世帯へ申請書類を発送し、返送いただいた申請書類に基づき、順次給付事務を進めているところであります。

今後も各種問合せ等に対する丁寧な対応に努めながら、庁内プロジェクトチームを中心に、一日も早く、かつ正確に市民の皆様にご給付金をお届けできるよう鋭意努力してまいります。あわせて、今回のオンライン申請を契機に、マイナンバーカードの取得促進につなげてまいりたいと考えております。

さらには、感染症対策として、市民生活や地域経済への支援を一層強化するため、小・中学校の給食時等における感染防止対策やGIGAスクール構想の推進、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」の創設、PCR外来検査センターの設置などを盛り込んだ、総額約4億2,000万円の緊急政策パッケージ（第2弾）をこのほど取りまとめましたので、これらを速やかに実行に移すべく、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

なお、先般、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連し、地方公共団体が地域実情に応じた新型コロナウイルス感染症に伴う必要な事業を実施できるよう、1兆円規模の新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金制度が創設されました。既に国から各地方自治体に対し、この交付金の交付限度額が通知されており、本市は約1億1,800万円となりましたので、今回の緊急政策パッケージ（第2弾）の実施に当たりましては、この財源を有効に活用してまいります。引き続き、国・県の感染症対策の動向を注視するとともに、関係団体と連携を図りながら、感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図る取組を進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、亀山駅周辺整備事業につきましては、去る3月19日、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業について、三重県知事から権利変換計画の認可を受けましたので、権利者による土地の明渡しや建物の除却解体工事をはじめ、市街地再開発組合における施設建築物・公共施設の工事発注に向けた手続が進められております。また、関連する市道整備につきましても、先月、駅前広場西側1ブロック地区内の建物補償に向けた算定業務を発注するなど、第一種市街地再開発事業と併せ、着実に取組を進めているところであります。

次に、住環境の向上につきましては、一昨年度から固定資産税等の納税通知書の郵送の際に、空き家対策に関するチラシを同封するなど、空き家の有効活用を促進するPRを継続して行っております。その結果、亀山市空き家情報バンクの登録件数も現在25件と増加していることから、さらなる空き家活用の促進につなげてまいります。

次いで、上下水道の充実のうち、公共下水道事業につきましては、去る3月に能褒野町、阿野田町などの一部区域において公共下水道の供用を開始いたしました。これにより、公共下水道処理人口普及率は、昨年度より5.9ポイント増の58.8%となっております。引き続き、快適な生活環境と健全な水環境を維持していくため、下水道未普及地域での整備を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備のうち、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、健全度点検の結果を反映し、昨年度改定いたしました亀山市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次補修工事を行うとともに、併せて耐震化施工を行うことで計画的・効率的に橋梁の長寿命化を図ってまいります。

次いで、公共交通網の充実のうち、乗合タクシー「のりかめさん」につきましては、本年度も登録者全員に無料体験乗車券を配付いたしました。また、来る7月1日から、当日予約や運行時間の延長など、さらなる利便性向上に向け制度を改正するとともに、引き続き市広報等で周知を行いながら制度定着に努めてまいります。

また、JR加太駅舎改修事業につきましては、去る3月23日に西日本旅客鉄道株式会社から駅舎の無償譲渡を受けましたので、利用者の利便性向上と地域の活性化につなげるため、駅舎の改修に向けて、地域のご意見も踏まえながら実施設計を進めてまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進のうち、災害に強いまちづくりの推進につきましては、出水期を迎える中で、風水害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、市ホームページ等を通じ市民周知を図るとともに、避難所運営マニュアルを改定し、万全を期してまいります。また、新型コロナウイルス感染防止対策として、指定避難所の運営において必要となる感染防護衣、段ボールパーティション等を購入するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

また、団体営ため池等整備事業につきましては、地震等により破堤した場合、甚大な被害が発生するおそれがある6か所の防災重点ため池について、耐震点検を進めてまいります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

このほか、去る3月に亀山耐震推進委員会のご協力の下、東丸町周辺の約50戸の木造住宅の所有者宅を訪問し、木造住宅の耐震対策や耐震診断等の働きかけを行いました。引き続き、さらなるPR活動に努め、耐震対策の促進を図ってまいります。

一方、防火対策の推進につきましては、本年度から重大な消防法令違反がある建物の所在地、違反内容等を公表する違反対象物公表制度の運用を開始いたしました。建物の違反状況を公表することで利用者等の防火安全に対する意識を高め、火災による被害の軽減を図るとともに、これを契機とした立入検査の強化により防火管理体制の徹底を図ってまいります。

なお、消防活動における新型コロナウイルス感染防止対策といたしましては、医療機関、保健所等の関係機関との連携強化に努めるほか、感染者・濃厚接触者等の救急搬送を想定し、感染防護資器材の有効活用と適正管理により職員の感染防止に万全を期しております。

次いで、低炭素・循環型社会の構築のうち、ごみの減量化、リサイクルの推進につきましては、新たな資源ごみの分別収集について、本年10月からの試行実施に向け、自治会単位での説明会を予定いたしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、ケーブルテレビやホームページを活用した説明動画の配信により、市民への周知・啓発に努めてまいります。

また、ごみ溶融処理施設大規模整備事業につきましては、灰処理設備や無停電電源装置など、主要な設備・機器を更新する大規模整備工事に着手したところであります。引き続き、老朽化した設備・機器を長寿命化計画に基づき計画的に更新し、施設の延命化を進めてまいります。

一方、刈り草コンポスト化センターにつきましては、民間事業者に運営管理を移譲後、1年余りが経過したところでありますが、運営事業者は受入先の拡大やコンポストの配送などサービス向上に努められております。市といたしましても、引き続き運営状況の把握に努め、事業の安定的な継続と効果的な資源循環を図れるよう、運営事業者との連絡調整を図ってまいります。

次に、自然との共生のうち、森林経営管理事業につきましては、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、経営管理が行われていない森林所有者に対し昨年度実施した意向調査の結果に基づき、境界の明確化と森林経営管理制度集積化計画の策定を進めてまいります。

一方、例年、自然と触れ合い、自然の大切さを学ぶ講座として亀山里山公園みちくさにおいて開催しております里山塾につきましては、本年度は新型コロナウイルス感染防止対策として、先月19日にインターネットライブ配信での開催といたしました。引き続き、多様な主体と連携・協力し、鈴鹿川等源流域をはじめとする市域の自然環境と触れ合う機会の創出に取り組んでまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上のうち、地域福祉力強化推進事業につきましては、亀山市社会福祉協議会に設置したCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が関わる多様化・複合化する課題を抱える世帯について、関係機関が連携して適切な支援が図れるよう、相談支援包括化推進員を中心とした多機関協働による包括的支援体制の構築を進めているところであります。

一方、生活困窮者自立支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、休業等に伴う収入減により住居を失うおそれが生じている方も住宅確保給付金の対象となるよう、制度の

拡充を図り、これまで以上に寄り添った支援に努めているところであります。

また、亀山市社会福祉協議会と連携し、大型連休を含む今月1日から、総合保健福祉センターにおいて新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急生活相談窓口を開設し、休業や失業等により生活が逼迫する方々への支援を強化いたしております。なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、亀山市社会福祉協議会へ支給する衛生用品等を購入するため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、健康づくり・地域医療の充実につきましては、市民の健康づくりのきっかけづくりとその取組の継続を勧め、健康寿命の延伸につなげるため、昨年度に引き続き、三重とこわか健康マイレージ事業と連携して、かめやま健康マイレージ事業を来月から開始いたします。より多くの方に参加していただけるよう、本事業の案内リーフレットを全戸配付するとともに、亀山市雇用対策協議会や亀山商工会議所を通じて、市内の企業に対しマイレージ取組協力事業所への参加を呼びかけてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、様々な感染症から身を守るため、三重大学地域医療学講座の医師や亀山市食生活改善推進協議会等のご協力を得ながら、免疫力を高める日頃からの健康づくりに関するリーフレットの作成を通じて、市民への啓発活動を「WHO健康都市／免疫力アップ大作戦」として展開してまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

このほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯等に対し、市独自も含めて国民健康保険税を減免するとともに、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対し、傷病手当金を支給してまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正及び関係条例の一部改正を提案いたしております。

一方、医療センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての来院者に対する来院目的の確認と体温測定の実施、入院患者への面会禁止など、院内感染の防止を図っているところでございます。また院内におきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した軽症患者の受入れを想定し、病棟内で感染リスク段階に応じたゾーニングを行うための間仕切りの設置や新たな人工呼吸器の購入などを進めているところであります。

こうした中、亀山医師会のご協力を得て、PCR検査用の検体を採取するための亀山地域外来検査センターを医療センター敷地内に設置するなど、さらなる感染症対策を行ってまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。今後も情勢の変化に適切に対応し、地域医療を支える公立病院としての役割を果たしてまいります。

なお、来る7月に開催を予定しておりました開院30周年記念式典につきましては、感染拡大防止のため中止することを決定いたしました。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、高齢者のタクシー料金助成事業につきましては、本年度から心身等の事情により乗合タクシーに乗車することが困難な方を対象といたしましたので、相談窓口において、ご本人やご家族に個々の心身の状況を丁寧にお聞きし、審査の上、タクシー券の交付を行っております。また、乗合タクシーに乗車できる方に対しましては、乗合タクシー制度への理解と利用勧奨を図っております。

次に、障がい者の自立と社会参加の促進につきましては、先月の発達障害啓発週間及び国連の定めた世界自閉症啓発デーに合わせ、市広報等による市民への啓発を行うとともに、市立図書館に発達障がいテーマとした書籍コーナーを開設いたしました。今後も、障がいの有無にかかわらず、誰もが幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、障がい者等に対する正しい理解の普及・啓発に取り組んでまいります。

また、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の確保につきましては、来年度を初年度とする第6期亀山市障がい福祉計画及び第2期亀山市障がい児福祉計画の策定に向け、来月中旬には亀山市地域自立支援協議会を開催し、ワーキング等での議論を重ねてまいります。

次いで、文化芸術の振興と文化交流の促進につきましては、本年度は、かめやま文化年プロジェクトの集大成となる、かめやま文化年2020を、「かがやく」をテーマに年間を通して事業を計画いたしておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、先月開催予定でありました文化年オープニングセレモニーをはじめ、かめやま市民音楽祭、かめやま薪能などのイベントが中止となりました。今後の様々な文化年事業につきましても、市民の安全・安心を最優先に考え、様々な状況を見極めた上で、実行委員会と連携、調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツの推進のうち、国民体育大会開催事業につきましては、本年度のウエートリフティング競技及び軟式野球競技のリハーサル大会開催に向け、関係機関との調整や準備を進めているところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今月末に開催を予定しておりました軟式野球競技リハーサル大会が中止となったところでございます。

一方、国体開催の機運を高めるため、オリジナルのぼり旗の設置やリニューアルした西野公園野球場に横断幕を掲出するなどの取組につきましては順次進めております。

また、西野公園改修事業につきましては、国体開催に向け整備を進めてまいりました西野公園野球場が完成いたしましたので、去る3月28日に落成式を開催いたしました。引き続き、本年度も西野公園体育館外部階段の改修や運動広場側溝蓋の取替えなど、鋭意、国体会場の整備を進めているところでございます。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」について、ご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・働く場の充実につきましては、現在、民間産業団地亀山・関テクノヒルズの新区画において、本年度の操業開始に向け2社の立地企業の工事が進められております。引き続き、本市の交通便利性など優れた立地環境を生かし、既存企業の事業拡充はもとより、新たな企業誘致や市内企業の活性化に向けた取組を積極的に進めてまいります。また、市内事業所で構成されます亀山市雇用対策協議会と連携を図りながら、地元雇用の促進や雇用の安定に努めてまいります。

次に、地域に根差した商工業の活性化につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内中小企業・小規模事業者に対しまして、事業者の負担軽減や経営の安定化を図るため、小規模事業者経営改善資金の利子補給による実質無利子化をはじめ、飲食店におけるテイクアウト商品開発の支援を行う亀山エール飯チャレンジ事業や、販路開拓や生産性向上等の取組を支援する経営向上サポート事業を実施するなど、市独自の支援制度の拡充や創設を行い、それらの制度周知と申請等の手続を鋭意進めているところでございます。

さらに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、国の持続化給付金制度の対象とならない中小企業者、小規模事業者及びフリーランスを含む個人事業者を対象に、市独自の支援制度として亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」を創設し、新型コロナウイルス感染症対策として市内事業者の事業継続を全力で支援してまいります。

また、三重県の緊急事態措置による休業要請に協力した亀山市内に主たる事業所を有する中小企業や小規模事業者に対し、県との協調により、新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金を交付いたします。そのため、これらの事業を実施するに当たり、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、まちづくり観光の推進のうち、亀山7座トレイル整備・活用推進事業につきましては、鈴鹿川等源流域における豊かな自然の中で亀山7座の魅力を体験していただくため、新たなトレッキングルートの開発やトレイルマップの充実などを進めているところであります。

ところで、本市の夏の風物詩である恒例の閑宿祇園夏まつり、亀山市納涼大会、亀山市閑宿納涼花火大会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各実行委員会から中止の発表がなされております。

続きまして、「子育てと子どもの成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に伴う子育て世帯の生活を支援する取組である国の子育て世帯への臨時特別給付金の支給につきましては、支給対象者となる児童手当受給者に対し案内通知の送付を終えましたので、引き続き迅速かつ正確な給付金の支給に努めてまいります。

一方、保育所や認定こども園などにつきましては、社会活動を維持するために必要な施設であることから、国の緊急事態宣言が発出された後も感染予防対策の徹底を図りつつ開所を続けております。一方で、感染予防の観点から自宅での保育が可能な場合については、登園を自粛いただくよう要請を行っているところであります。引き続き、必要な保育を安全に提供できるよう努めてまいります。なお、これらの保育所等における新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するため、衛生資材の購入等を進めているところでございます。

次に、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、放課後児童クラブ事業につきましては、本年4月から、川崎小学校区において民設により新たに施設が開設されました。公設・民設いずれの施設も、保育所等と同様に利用の自粛を要請しながら開所しておりますが、これらの施設を含めた市内19か所、22の放課後児童クラブにおいて、入所を希望された児童691名全員にご利用いただいているところでございます。こうした中、これらの放課後児童クラブが、新型コロナウイルス感染防止対策として必要とする感染防止対策物品を購入するための補助金の交付等を行ってまいります。このため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。なお、この予算補正につきましては、議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長の本年度の期末手当の減額分を活用してまいります。

一方、長期休暇子どもの居場所事業につきましては、夏休み期間などの居場所の充実を図るため、青少年研修センターでの実施に向けた募集など諸準備を進めているところであります。

また、小・中学校等の臨時休業に伴い、児童虐待等要保護児童が家庭にいる時間が長くなり、虐待のリスクが高まることも懸念されますことから、各学校と連携しながら電話や訪問によるより細やかな見守りを行い、対象児童の状況把握に努めております。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、地域予算制度による財政的支援を行うとともに、地域まちづくり協議会の組織強化のため、亀山市地域まちづくり協議会連絡会議と連携して、これまでの担い手育成研修に加え、新たに地域リーダー養成のための研修実施に向けて準備を進めているところであります。

また、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進のうち、協働事業提案制度につきましては、市民活動団体から事業提案のありました協働事業である鈴鹿峠自然の家天文台「童夢」10周年記念事業を効果的に実施するとともに、昨年度実施しました3件の協働事業につきましても、実施内容を広く市民に周知することで、新たな協働事業の創出に努めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、職員の能力を生かせる組織力の強化のうち、組織マネジメントの強化につきましては、本年度も各部の使命・目標及び実施方針を定め、先日公表いたしました。本年度は、第2次総合計画前期基本計画の4年目となりますので、当該計画に掲げた施策や戦略プロジェクトを着実に推進していくため、進捗状況に合わせた実施方針を定め、効果的・効率的な行政経営を進めてまいります。

ところで、第2次亀山市総合計画後期基本計画の策定に向けましては、前期基本計画の検証等に着手するとともに、庁内検討組織である亀山市中期戦略会議を設置し、近く第1回目の会議を開催する予定でございます。

一方、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充てることを目的として、本年6月及び12月に支給される市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当を減額するため、本議会に関係条例の一部改正を提案いたしております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から閉鎖しておりました市の公共施設につきましては、政府の緊急事態宣言の全面解除に伴い、来月1日から一部の施設を除き、感染防止対策に留意しつつ順次利用を再開してまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月11日から5月10日までの一般会計、各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

令和2年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育における新型コロナウイルスに係る国の情勢としましては、今月14日に行われた専

門家会議の提言を受け、国は、三重県を含む39の県で緊急事態宣言を解除しました。その後、今月25日には、全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。これらの状況を受けて、教育の現場においても新しい生活様式による感染拡大防止の対応を行いつつ、教育活動の再開を進めることとなりました。文部科学省は、学習の遅れが生じていることを踏まえ、授業時間が圧縮された中でも十分な学びができるよう、学校に提供する参考資料を教科書会社と連携して示す方向で検討に入りました。また、学校の臨時休業が長期にわたったことを受け、多方面から9月入学制に関する意見が出されていますが、慎重論も多い状況にあります。

県におきましても、感染拡大阻止緊急措置の一環として県立学校の臨時休業を継続していましたが、国の緊急事態宣言解除を受け、県立学校の臨時休業を前倒しで解除することとなりました。今月18日からの学校の再開に当たっては、県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿って分散登校等を行い、段階的に教育活動を再開することとしております。

新型コロナウイルスは、本市の教育においても様々な影響を与えております。他の地域と同様に、本市におきましても学校・園の臨時休業が延長となり、遠足や運動会、修学旅行、職場体験学習、プール水泳、英語デイキャンプ等、1学期中の重要な行事についてもほぼ全てが延期や中止となりました。また、学力向上の一つの指標として毎年4月に実施されている全国学力・学習状況調査につきましても中止、みえスタディ・チェックにつきましても、来る9月末まで実施期間が延長となりました。

臨時休業の期間において、各学校・園では家庭訪問等を継続的に行い、園児・児童・生徒の生活状況を確認するとともに、放課後児童クラブの利用者に関しましては、各小学校における児童預かりを行い、特別な支援が必要な児童等に関しては個別に相談に応じるなどの対応を行ってまいりました。

なお、臨時休業が長期化する中、通信教育「がっこう定期便」を開始し、家庭における学習成果を小まめに回収し、教職員が個々の児童・生徒の学習進度や理解度を確認しながら丁寧な対応を行ってきました。また、ケーブルテレビを活用した市独自の教育番組を制作し、随時内容を更新しながら放送を行うとともに、ICT機器を活用したオンライン学習につきましても、各学校が家庭学習に活用できるサイトを紹介したり、ホームページ上から動画を視聴できるよう設定したりする等の取組を行ってまいりました。

なお、経済的な理由により、オンライン学習の環境を整えることが困難な家庭に対して支援を行う亀山市オンライン学習支援特別給付金に関しましては、既に案内を発送し、現在給付に関する作業を行っているところでございます。

そのような中で、本市におきましても今月20日から学校の再開を前倒しで行うこととし、各学校におきましては、教室内が密にならないよう、分散登校等により感染防止の対策を行いつつ、5月31日までの期間に半日の登校日を5回設定いたしました。今後につきましては、感染防止ガイドラインに沿って、来月1日より部活動や給食の実施を含めた通常の教育活動を進める予定でございます。各学校における新型コロナウイルス感染症対策としましては、手洗いやせきエチケットなどの基本的な対策はもとより、密集・密閉・密接を避けることを徹底するとともに、家庭生活においても同様の指導を行っているところであります。

そのような中で、マスク等の衛生資材につきましては、必要な資材を各校に配付いたしており、

また、国が児童・生徒に布製マスクを配付したほか、個人・法人の方からマスクや消毒液のご寄贈も頂いております。さらに、児童・生徒に個別の飛沫防止用卓上シールドを、教員等にフェースシールドを配付する予算補正を今議会で計上いたしております。これらを活用し、国の新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインに沿って、感染予防対策を徹底してまいります。

学校以外における対応でございますが、図書館につきましては、窓口の飛沫防止パーティションの設置、消毒液の備付け、3つの密防止などの感染予防対策を実施し、今月20日から開館することといたしました。

鈴鹿峠自然の家につきましては、県外在住者の利用自粛を要請しつつ、近日中に宿泊を除く利用を再開する予定でございます。

公民館事業につきましては、8月までの講座を延期もしくは中止することとし、9月からの講座開講に向けて、準備を進めているところでございます。

新型コロナウイルス関連以外の国の動向といたしましては、小学校において学習指導要領が本年度より本格実施され、新しい時代に必要となる資質・能力の育成や主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、教科書もそれに沿って新しくなりました。また、中学校においては新学習指導要領への移行の年であり、来年度以降に使用する新たな教科書の採択が行われます。

また、文部科学省は、全国一律のICT環境整備が急務であるという認識の下、これまでの教育のICT化に向けた5か年計画、GIGAスクール構想を大幅に前倒しし、児童・生徒1人に1台の端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を全国の全ての小・中学校において完備する計画を、可能な限り早期に完了することとしております。

次に、県の情勢であります。教育を取り巻く社会情勢の変化や課題に的確に対応するため、令和2年度から4年間における三重の教育の基本方針である三重県教育施策大綱及び教育施策を着実に進めていくための指針となる計画として、本年3月、三重県教育ビジョン、第二次行動計画、第四次三重県子ども読書活動推進計画を策定しました。県は、三重県教育ビジョンに込める3つの思いとして、1. 誰一人取り残さない教育の実現、2. 子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成、3. オール三重による教育の推進を掲げ、学校だけでなく社会全体総がかりで三重の教育を推進することとしています。

こうした国や県の動向や施策を見極めつつ、教育委員会といたしましては、引き続き亀山市教育大綱の基本理念「学びあふれる教育のまち かめやま」の具現化に向け、亀山市学校教育ビジョン、亀山市生涯学習計画及び亀山市子どもの読書活動推進計画の具体的な実践を着実に推進してまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校における働き方改革の取組といたしましては、亀山市立小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を本年3月に策定し、教員の時間外労働時間の上限を原則月45時間、年間360時間と定め、先月から適用しております。それに伴い、今月から校務用パソコンのログを活用して、教職員一人一人の在校時間の客観的把握に努めております。また、スクール・サポート・スタッフ6名を小・中学校に配置し、教員の事務負担軽減を図っております。外部人材の活用や長期休業中における学校閉校日の拡大につきましても継続して取り組むとともに、時間外労働時間削減に向けた教職員の意識改革を促し、学校における業務改善等の進捗状況を把握

しながら総勤務時間縮減を押し進めてまいります。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、これまでの9校に加え、本年度から新たに亀山西小学校、井田川小学校及び中部中学校の3校に学校運営協議会が設置されました。また、亀山東小学校、亀山中学校におきましても、準備校として設置に向けた研究と準備を進め、来年度には市内全小・中学校への学校運営協議会設置を進める予定でございます。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、本市における学校教育の基本理念や施策の方向性を示す亀山市学校教育ビジョンにつきましては、その計画期間が残すところ2年となります。そこで、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を柱とした次期学校教育ビジョンの策定作業に着手してまいります。

次に、教職員の研修関係につきましては、教育現場の教育力の向上を目指して、令和2年度亀山市教育関係職員の研修方針において、「情熱と誇りをもち、学び続ける教職員」を目指す姿とし、亀山市学力向上推進計画（第3版）に沿った授業改革を推進してまいります。

次いで、豊かな心を育む教育につきましては、このたび野登小学校が、子供の読書活動優秀実践校として文部科学大臣賞を受賞いたしました。これは学校図書館の環境整備、児童の主体的な活動、学校司書と地域ボランティア、学校図書館アドバイザーとの連携等、今まで学校が行ってきた取組が高く評価されたものでございます。

次に、本市における人権教育のさらなる推進を目指し、市の人権施策の取組と学校現場における人権教育との連携を強化するために、亀山市人権教育協議会の体制の見直しを行いました。この組織を核として、各中学校区のネットワーク組織と協力しながら取組を進めてまいります。また、亀山市人権教育基本方針にのっとり、人権を守るために積極的に行動できる主体者づくりに取り組んでまいります。

次いで、生徒指導につきましては、国の魅力ある学校づくり調査研究事業を活用し、小中連携による新たな不登校児童・生徒を生まない取組等を市内全小・中学校に拡大し、引き続き確かな学力の育成及び子供たちの居場所づくり・絆づくりを進めるとともに、道徳教育、人権教育の充実をはじめ、全ての教育活動を通して共に認め合い、支え合う学級集団づくりに取り組んでまいります。また、鈴鹿児童相談所や警察等の諸機関及び健康福祉部局との連携をさらに強化し、いじめ、不登校及び虐待等の防止及び事案解消に努めてまいります。

次に、小学校の外国語活動・外国語科につきましては、英語専科教員3名や小学校英語指導対応非常勤講師6名の配置により、指導の充実と小・中学校の連携を図っています。さらに、英語で話す・聞く・読む・書くの4技能の定着度を客観的に測るパフォーマンス評価「英語チャレンジ」を実施します。中学校においては、2・3年生を対象に外部テストを導入し、授業改善を図ります。

次いで、情報教育につきましては、ICT機器を活用した学習等に活用できるソフト充実に向けて、市独自の教育コンテンツを制作する予算及び国のGIGAスクール構想の前倒し実施の流れを受け、高速大容量通信ネットワークを市内全小・中学校に整備することに加え、本年度中に児童・生徒1人に対し1台の端末を配置する予算補正を今議会で計上いたしております。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

井田川小学校校舎増築・給食室改修事業につきましては、教室不足や給食室の老朽化等を解消するため、現在工事発注に向けて取り組んでいるところであります。契約が整いましたら、児童等の

安全に十分に配慮して工事を進め、子供たちが安全で快適な学校生活を送ることができるよう、整備を進めてまいります。一方、各学校施設について、例えば放送機器や遊具交換など、必要な工事・修繕に係る発注の事務を進めているところでございます。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、昨年からスタートいたしました新しい学びの場である「かめやま人キャンパス」につきましては、1年目に実施しました、まちのくらし人養成講座、まちの歴史人養成講座、森と水の守り人養成講座、まちの起業人養成講座の4つのコースの2期生を募集いたしております。2年目の講座では、1期生と2期生のジョイント講座を行い、仲間づくりの幅を広げるとともに、講座同士のコラボレーションや新たなフィールドワーク、行政講座との連携講座を行ってまいります。

次に、家庭教育の支援につきましては、昨年6月に策定いたしました子育て家庭に向けた応援メッセージとなる「かめやまお茶の間10選（実践）」につきまして、具体的な実践に向けた取組として、ご家庭で実践されている市民の方の実践発表会の開催準備を進めているところでございます。

次いで、新図書館の整備につきましては、亀山駅周辺整備事業との緊密な連携の下で、郷土資料コーナーの展示設計、保留床購入の準備などを着実に進めてまいります。なお、図書館整備事業に対する国庫補助の制度再編が行われ、来年度交付予定の補助金が前倒しで一部交付される内示がありましたことから、予算補正を今議会で計上いたしております。

次に、現市立図書館につきましては、新図書館開館を見据えた管理運営が重要となってまいります。本年3月に策定しました亀山市立図書館蔵書計画及び亀山市立図書館管理運営の基本的な方針との整合を図りながら、新図書館におけるサービスや管理運営を具体的に展開するため、亀山市市民読書活動推進計画の策定を進めてまいります。

最後に、教育功労者の表彰につきましては、これまで表彰させていただいた学校教育ボランティア、登下校見守り関係、学校運営協議会・教育協議会、社会教育団体の各関係者の方々に加え、本年度は、学校において保健衛生に貢献していただきました方々を中心に表彰させていただく準備を進めております。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議員提出議案第3号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議員提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案者である私のほうから提案理由の説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が深刻化する中、市内の各放課後児童クラブにおかれましては、政府の要請を受けた学校が臨時休業となって以降、朝から施設を開所していただくとともに、子供たちが日々安全に過ごせるよう、施設・設備の消毒や3密にならないような施設運営など、大変なご苦勞をされております。

このことから、議会として、放課後児童クラブの感染症対策を支援するための財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する議員の期末手当の額をそれぞれ6%減額するため、所要の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、令和2年6月及び12月に支給する議長、副議長及び議員の期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の6を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を附則に規定します。

なお、施行日は公布の日といたします。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、先議することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第3号については先議することに決定しました。

これより議員提出議案第3号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いてお諮りします。

議員提出議案第3号については、会議規則第36条第3項の規定により、常任委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第3号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第3号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議員提出議案第3号については起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思います。

すが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は、反対とみなすことにします。

それでは、議員提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第3号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第6、議案第31号から日程第12、議案第37号までの7件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第31号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する市長及び副市長の期末手当の額を減額するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、令和2年6月及び12月に支給する市長及び副市長の期末手当の額は、本条例第2条第1項に規定する給料の額からその額に100分の5を乗じて得た額を減じた額を基礎として計算した市長及び副市長が受けるべき額から、市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円を減じた額といたします。

次に、2つ目といたしまして、その他規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第32号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について及び議案第33号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例と同じ趣旨の改正であり、令和2年6月及び12月に支給する教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給について、受けるべき額から10万円を減じた額とし、その他規定の整理を行うものといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第34号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して国民健康保険税等の免除を行うとされたことを踏まえ、

厚生労働省及び総務省から市町村等に対して、国民健康保険税等の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、所要の改正を行うものでございます。

また、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正され、改正規定の一部が令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、国民健康保険の被保険者に係る所得割額等を算定する場合における長期譲渡所得の金額から控除する金額に、租税特別措置法第35条の3第1項の規定、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用により控除する金額を加えることといたします。

次に、2つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免に関する特例を設けることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、国民健康保険の被保険者に係る所得割額等の算定に関する規定の施行日は、令和3年1月1日といたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における国民健康保険税の減免に関する特例の規定は、令和2年2月1日から適用することといたします。

続きまして、議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,013万4,000円を追加し、補正後の予算総額を270億8,811万4,000円といたしております。今回の補正予算は、新たに取りまとめた新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ（第2弾）のうち、早期に実施する必要のある事項について先議をお願いするものでございます。

なお、既に実施している第1弾の総合対策に引き続き、「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」を3本柱に事業費を計上いたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、「子どもと生活の支援」といたしまして、民生費につきましては、市独自施策として実施する国民健康保険税の減免措置の財源として国民健康保険事業特別会計への繰出金を計上し、また放課後児童クラブの感染防止対策物品の購入に対する補助金等を計上いたしております。なお、放課後児童クラブへの補助金等の財源として、今回の条例改正による市議会議員並びに市の特別職の年度中の期末手当の減額分を活用いたしております。

また、教育費につきましては、小・中学校に支給する感染防止対策物品の購入に係る経費を計上いたしております。これにつきましては、市内小・中学生全員に卓上シールドを配付する予算を計上しておりますが、緊急を要したことから事前発注を行いましたことを深くおわび申し上げます。

次に、「地域経済の支援」といたしまして、商工費につきましては、売上高が減少している中小企業者等に対する支援として、国の制度の対象とならない事業者に対して亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」を創設し、地方創生臨時交付金の対象事業として計上いたしております。

次に、「感染拡大の防止と医療体制の充実」といたしまして、市立医療センターへの亀山地域外来検査センターの設置等の財源として、衛生費に病院事業会計への繰出金を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては地方創生臨時交付金を計上し、繰越金につきましては、今回の補正予算に係る財源として前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第36号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正後の予算総額は46億3,070万円と変わりございません。

それは、主な補正内容といたしまして、歳入において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免制度について、国・県制度に加え、市独自の制度拡充を行うことから、国民健康保険税を減額し、その補填措置として、国・県からの補助金並びに一般会計繰入金を計上いたしたことによるものでございます。

次に、議案第37号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入及び支出にそれぞれ140万円を追加し、補正後の予定額を19億380万円といたしております。また、資本的収入及び支出にそれぞれ240万円を追加し、補正後の予定額を、資本的収入が1億1,684万円、資本的支出が1億6,240万円といたしております。

主な補正内容といたしまして、収益的収入につきましては、一般会計補助金を増額し、収益的支出につきましては、亀山地域外来検査センター設置等に係る委託料を増額いたしております。また、資本的収入につきましては、一般会計出資金及び一般会計補助金を増額し、資本的支出につきましては、オンライン診療等で使用する医療機器を購入するための器械備品費を増額いたしております。

以上が、今回先議をお願いする一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、副市長に、議案第35号から議案第37号までの令和2年度各会計補正予算について補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）及び議案第36号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）並びに議案第37号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について、関連をいたしますので、併せて補足説明をさせていただきます。

この3件の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめさせていただきました緊急政策パッケージ（第2弾）のうち、早期に実施する必要のある事項について、先議をお願いするものでございます。

また、既に実施している第1弾の総合対策に引き続き、第1に「子どもと生活の支援」、第2に「地域経済の支援」、第3に「感染拡大の防止と医療体制の充実」を3本柱として総合的に展開し、感染症の影響を受ける市民や事業者を全力で支援いたしてまいります。

それでは、予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら、この3本柱ごとに順次説明をさせていただきます。

まず、第1の柱「子どもと生活の支援」でございますが、9ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、国民健康保険事業220万円につきましては、国民健康保険事業特別会計の補正財源として繰出金を計上いたしました。その国民健康保険事業特別会計補正予算の内容でございますが、23ページをご覧ください。

歳入でございますが、上段の第1款国民健康保険税、医療給付費分現年課税分729万1,000円の減から介護納付金分滞納繰越分15万2,000円の減までの合計額1,282万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免による減額であり、国・県の制度に加え、市独自の制度拡充による減免をするものでございます。

中段の第3款国庫支出金、災害臨時特例補助金521万6,000円、下段の第4款県支出金、特別交付金541万円につきましては、国・県制度による国民健康保険税の減免に対する財源として交付される補助金等を計上いたしました。

25ページをご覧ください。

第6款繰入金、その他一般会計繰入金220万円につきましては、市独自制度による国民健康保険税の減免に対する財源として、一般会計から法定外の繰入金を計上いたしました。

次に、戻っていただきまして、11ページをご覧ください。

上段の放課後児童クラブ運営費294万円につきましては、放課後児童クラブが必要とする感染防止対策物品の購入に対し、指定管理料及び補助金を計上いたしました。

なお、9ページ上段の第1款議会費、議員活動費190万6,000円の減、次の第2款総務費、特別職員人件費70万円の減、少し飛びまして13ページになりますが、上段の第10款教育費、特別職員人件費20万円の減につきましては、それぞれ市議会議員並びに市長、副市長、教育長における今年度中の期末手当を減額し、放課後児童クラブへの支援に活用いたしております。

その下の小学校費の一般管理費650万円、さらにその下段の中学校費の一般管理費250万円につきましては、給食時等の飛沫感染防止のための消耗品（卓上シールド、教師用フェースシールド、除菌液体石けん等）の購入費用を計上いたしました。

次に、第2の柱「地域経済の支援」でございますが、11ページに戻っていただきまして、下段の第7款商工費、経済支援対策事業1億500万円につきましては、売上げが大幅に減少している中小企業者、小規模事業者、個人事業者に対する国の持続化給付金制度の対象とならない事業者への支援として創設いたしました、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」に係る経費を計上いたしました。なお、財源として地方創生臨時交付金を活用いたしております。

次に、第3の柱「感染拡大の防止と医療体制の充実」でございますが、11ページをお開きください。

中段の第4款衛生費、病院事業380万円につきましては、病院事業会計の補正財源として繰出金を計上いたしました。その病院事業会計の補正予算の内容でございますが、33ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、下段の病院事業費用140万円につきましては、亀山地域外来検査センターの設置に係る委託料を計上いたしました。その財源として、上段の病院事業収益に一般会計補助金を同額計上いたしております。

次に、34ページをご覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、下段の資本的支出240万円につきましては、オンライン診療等で使用する器械備品を購入する建設改良費の経費を計上いたしました。その財源といたしまして、上段の資本的収入に一般会計出資金70万円、一般会計補助金170万円を計上いたしております。

続きまして、一般会計補正の歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、7ページをご覧ください。

上段の、第15款国庫支出金、地方創生臨時交付金1億500万円につきましては、経済支援対策事業の財源として計上いたしております。

次の第20款繰越金、前年度繰越金1,513万4,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしております。

以上で、先議をお願いいたしております一般会計及び国民健康保険事業特別会計並びに病院事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第37号までの7件につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第31号から議案第37号までの7件については、先議することに決定しました。

これより議案第31号から議案第37号までの7件に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意くださいととともに、発言は簡素にお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、今回小・中学校におけるコロナ感染対策卓上シールド購入費について、議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）、10款教育費、小学校費等々の一般管理費の補正が出ております。それについて、質疑をさせていただきたいと思っております。

ちょっと質問項目が多いので、簡潔にご答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目に、この卓上シールドの発案者はどなたなのか、教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

卓上シールドの発案でございますが、教育長からの指示により、教育委員会事務局で検討を行い、この卓上シールドというものの発案をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

教育長の発案によって、このシールドのあれが発案されたと。

すると発案の時期は、教育長、大体时期的に何月ぐらい、何月をもってこの発案を提案されたのか。当然予算を伴いますから、教育委員会に予算権はないので、当然財務等との折衝もせんならんということで、いつ頃このことを考えられたのか、その日にちを教えてください。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

発案の時期はというご質問ですが、臨時会の数日後、ゴールデンウィークを明けた頃であったと記憶しております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、5月10日ぐらいにこのような卓上シールドがあったと。このシールドの件について、いろんな手法があると。鈴鹿市との共同宣言の中で、鈴鹿市はフェースシールドというようなことを決定されておるんですけれども、鈴鹿市との協調はされたのか。教育委員会同士でやっておると思うんですけれども、取りあえず5月10日に発案されたと。そうすると、当然市長の先議の申立について、もう発注しておるのでということなんですけれども、発注日はいつだったかを教えてください。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

5月18日でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

発案が5月10日、発注が5月18日、その間に予算措置も市長とも協議されておると。

市長に伺いたい。議会としては、今回提案されて可決された議員報酬の減額について、議長の計らいで代表者会議をされました。それで、5月19日に議会の全員協議会があったと。そうすると、5月10日に教育長が発案されて、5月18日に発注しておると。当然、予算措置は市長の承認をもってされたと。そうすると、なぜ5月19日の開催の日に、この旨を議長にお願いして、全員協議会でその旨を発表できなかったのか、その意図が分からん。なぜですか、それを確認したい。

簡潔に頼むぞ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の補正予算について、22日に、この6月定例会の議会運営委員会がございまして、この5月22日に向けて、私どもは緊急政策パッケージ第2弾として、その取りまとめ作業を庁内で進めてまいってきおったところでありまして。

その中で、私どもとしては、5月22日の当然議会に補正予算としてご提示をさせていただくこととなりますので、それに向けた取りまとめ作業をさせていただいておりましたし、当然この卓上シールド以外の、先ほど説明させていただいた放課後児童クラブ等々の事業等も当然一体のものとして、そして関連する条例改正もございましたので、22日に向けてその準備を、取りまとめ作業を進めておったということでございますので、19日の段階で、この件について全員協議会でお話をさせていただくというようなことは考えてございませんでした。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それはおかしいですよ。5月22日に議運があるというのは分かるんですけども、教育長が5月10日にこの卓上シールドを発案して、5月18日に発注しておる。発注するには、当然この契約条項にもあるんです。単価契約なり、随意契約でも何でもええで、契約するにはお金が要ると。お金が要る中で、18日に発注できるという根拠は、教育委員会が財政のほうから、上程されておる900万円のお金の確保ができたから教育委員会は18日に発注しておるんですよ。

ということは、発注をするということは、市長に報告はなかったんですか。そんなら教育委員会が勝手に発注したのかな。だから、22日にその品物を何やら議運のうんちく言うておるけれども、なぜ5月19日に、それを全員協議会に申し出たいということ、議長に市長が申し出なかったのか、その真意を聞いておるんですよ。今の答弁ではおかしいですよ。違いますかな。

なぜ5月19日という全員協議会がある場で、このように5月18日に発注させてもろうと。それで、あなたの提案の説明、教育委員会でうんちくと書いてありますわな、教育費には、卓上シールドを計上しておるのは、緊急を要したことから事前発注を行いましたことを深くおわび申し上げますと、この一言ですよ。1行ですよ。だから、時間的なものがないですよ。なぜ5月19日には発表できなかったのか。そうすると、教育委員会が5月18日に発注したことはご存じなかったのか。知っておったのかどうか、もう一遍答えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

内部的な事務作業の過程で、そこはそうのように積み上がってきておるというふうに理解をいたしております。そして、先ほども申し上げましたけれども、この全体の各事業、この卓上シールドを含めます全ての取りまとめ作業の途上にあると、その時点で。ということで、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、ご理解を頂きたいって、それは無理ですよ。

そうすると、18日に発注するときには、900万の予算は、市長は認めておったんですね。認めな教育委員会が発注できやんから、そうでしょう。認めてあったのか認めてなかったのか、そこら辺ちょっと確認。認めたなら、認めたと言うてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

教育委員会全体から、この卓上シールド以外にも含めまして、総額として約900万の予算の話については、当然そこは認識をさせていただいておりますし、認めてまいったものであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この事案を私が知ったときは、5月22日、関小学校の保護者向けの「ほけんだより」があるんです。映してください。

「ほけんだより」があって、その裏面に、もう少し大きくしたやつ、その中心のところ、ここで、子供たちに雑巾を毎日持ってきてくださいと、清潔な雑巾を持ってきて、このシールドを拭いてくださいと「ほけんだより」で出しておるといことです。これで、何やなということを知りました。

5月22日、議会運営委員会が開催されたときに中日新聞の記者会見を開かれて、小学校での感染対策のため、プラスチック製の段ボールとフィルムで作った卓上シールドを900万で購入し、児童・生徒が学校で使う机に置くと。どのような会見であったか。そのシールドを注文していたかを確認したんです。物を確認しました、5月18日に。

そうすると、そんなんやったら、そのことを、やっぱり議事を全く無視したことですやんか。まだ議決もされていない予算を執行したんですから。違いますかな。あなたがよく言う二元代表制をしっかりとっていききたいという中で、私も議員として34年、議会の議員としてのここまで歩みをさせてもらいました。市長も市議会議員4年、県議会議員14年、18年の議員生活をやっておると。そうすると、議会と執行部とのやり取り、議決案件というのの重要性というのは十分ご理解の上だと思います。にもかかわらず、たったこの1行の文面で、こういうようなことをやっておると。

私が申し上げたいのは、5月19日の全員協議会のときの前の18日に発注したんやったら、なぜ18日の段階で、こういうような形で緊急を要するんやったら、議長に専決をしたいんで、何とかお願いをしたいという申出をして、議会に対する二元代表制を堅持せなあかんと思うんです。そういうような行為は、なぜ議長さんに向かってそういうようなお願いをあなた自身がしなかったのか。その必要はなかったのかと。議会はどうしてもええわと。俗に言う、多数決でいくんやから何とかなるやろうという安易な気持ちでやっておったのか。なぜ議長に対して専決を申し出なかったのか、18日の段階で。18日の段階で専決を申し出ておけば、5月19日の全員協議会でそういう

ようなことができ、私がこの場でこういうようなことを言わなくてもいいと思う。そういうようなことをするのが首長の役割じゃないかな。なぜそういうような役割を、長年議会も議員も経験されて、首長も11年経験された市長が、そういうような議長に申し出るという行為がなぜできなかったのか。あくまで先議でやると。もう注文してもうて、教育長に聞きたい、これももう品物はここへ来ておるのかな、出来上がって。それを確認や。どこにあんねや、品物。6月1日からやるというたら、品物の納品がもうされておるのかどうか。どうや。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

シールドにつきましては、22日に納品を頂き、現在倉庫のほうで保管をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

事実確認をしていけば、18日に品物を注文して、22日にはもう亀山市に届いておると。なおかつ、そういうような行動をしておるんだったら、議長さんに市長が専決の問題を申し出るということをしなあかんやないか。それが首長のやることや。部長もおるのやぞ。なぜそのような助言ができやんのや、君ら2人。副市長も、総合政策部長も、なぜそういうようなことができなかつたんや。当然、市長が気がつかんのやったら、君らがやらなあかん。それをなぜしなかつたんや。確認したい、2人とも。簡単に言え。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

この教育委員会の卓上シールドにつきましては、教育委員会のほうから、6月1日の給食再開時にどうしても必要だということで、やむを得ず既決予算で対応させていたものというふうに認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この件につきましては、専決という手法も当然あったかというふうに認識をしておりますが、それについて、私のほうから市長に対してご提言をできなかったのは、私の落ち度やというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

山本君は真摯な気持ちや。副市長、あなたは女房役や。これは議決で言うたら、専決を促さなあかんのや、君の仕事は。これが副市長なんや。

もう一回あなたに、市長に言う。なぜ議長に申出ができなかつたのか、理由を教えて。何かある

のかな。二元代表制を堅持するんやったら、市長は予算の執行権、議会は議決権という一つのあれがあるの、決め事が。それが二元代表制や。

だけど、一つあるのは、市長が急を要することについては専決事項で予算を執行できるという、あなたは大きな権限を持っておるのや。その権限を行使するためには、議長に対してお願いせなあかん。議長さんも恐らく配慮して、各議員にきちっと説明されて、こういうようなことやから、やむを得んやないかというようなことはご配慮されると思う。なぜお願いできやんのや、それが分からん、あなたの市政の運営について。

ちょっともう一遍教えて。なぜ、18日の夜でもええやんかな、議長さんの家を訪ねても、明日の全協には、こういうようなことで議員各位の理解を得たいもんで、報告をさせてもらいたいですと、専決をさせていただきたいというお願いをするという頭を下げる。頭を下げるのはただや。そういうような行為がなぜできないのや、それを一遍聞かせて。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

5月7日の臨時議会から本日の5月29日の定例会までの約3週間の間に、国の様々な動きや、私どもは次のこの地域で起こる様々な課題の解消のために、その政策の取りまとめをいたしてまいりました。今回先議でお願いしておりますが、今の専決処分として、議長に18日の段階でなぜしなかったかということでありますけれども、私どもとしては、専決であったり、あるいはこの6月定例会で全体の補正予算をご審議いただくにしましても、最終日の議決ということになりますと随分遅れてまいります。そして、また重要かつ緊急的な事業でございますので、本日の先議としてお願いを申し上げてきたということであります。

しかし、緊急を要することから、事前発注ということに至ったことについては、それは今後、事務執行につきましても、教育委員会についても留意するように申し上げましたし、私どもとしては、今の議会との関係、二元代表制ということも考えて、あるいはこの補正予算の扱いにつきましても、様々な議会と私どもとの関係を考えて、今回開会日の先議という形でお願いをいたしたものでございまして、その間、議員ご指摘のような案件については、改めておわびを申し上げたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

改めてお願いしたいって、今日決まるんですよ、これ終わったらもう。私以下5人の人が質問して、今日29日に決めやんことには、6月1日に間に合わんことですよやんか。

だから、私が聞いておるのは、なぜ二元代表制を尊重し、議員も18年もやって、議会と執行部との関係性はよくご存じのあなたが、なぜ議長さんにそういうような専決問題をお願いできなかったのか。あにゃあにゃごによごによとわけの分からんことを言うておらんと、はっきり言うてよ。頭を下げるのが嫌やったもんで、先議のほうがええと。何とかなるやろうと、多数決で。そう思ってみえるのかなと思うておる。

ちなみに、今回こういうようなものが23日の中日新聞に出ました。それで写真もあるけれども、

ちなみに、福岡県田川市の段ボール会社が5,000セットを寄附されたと。その写真あったら、それだけ出してくれへんかな。これが単価にして250円という。5,000セット。金額にして125万です。これを田川市の人口6万の市内企業さんが寄附されたということです。

だけどね、市長さん、やはり議会は何かないと。今そのようなつもりで、これで11年やってきたつもりか分からんけれども、今回のこの先議に対するあなたの市政に対する姿勢、これはゼロやと私は思う。議会を尊重するんやったら、また市民生活の安全・安心を守るためには、やっぱりきちっとした手続を遵守すると。それが、あなたの言うコンプライアンスや。それを指摘して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

スクラムの今岡です。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

2つ上げさせていただきましたが、まず1つ目、歳入の部分、地方創生臨時交付金についてですが、こちらは今使っている分だけが上げられているんですけども、総額幾らあるのか。そして、算出根拠というのはどういったものであるのか、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的とした交付金であり、令和2年4月30日に国の第1次補正予算1兆円が成立し、翌5月1日に、各市町村等における交付金の第1次配分の交付限度額が示されたところでございます。また先般27日には、国の第2次補正予算案として、地方創生臨時交付金の2兆円増額が閣議決定されたところでございます。

今回示されました当市における第1次配分の交付限度額は、1億1,880万1,000円でございます。算出根拠でございますが、人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況等に基づき、国が定める算式により算定されたものでございます。なお、第2次補正予算案について国会で成立後、各市町村等へ第2次配分額が改めて示されることとなっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、この地方創生臨時交付金、亀山市では今回どんな使い道に充てましたか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地方創生臨時交付金の使途につきましては、新型コロナウイルス感染症への対策として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はないものでございます。

当市におきましては、地方創生臨時交付金を一般会計補正予算（第2号）において、経済支援対策事業として実施いたします亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」1億500万円に充当し、残りの1,380万1,000円を一般会計補正予算（第3号）において、三重県と亀山市が費用負担を折半で行う休業要請に対する協力金の亀山市の分担金に充当したところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうなんです、この地方創生臨時交付金は使途が決められていない。コロナ対策に関してだったら何でも使えるということになんですけど、これ例えばの話なんですけれども、この来た交付金を特別定額給付金みたいに全市民に均等に配るということも、可能性としてはできたわけですよ。それをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

地方創生臨時交付金の使途につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策において、原則として使途に制限はないものでございます。想定される事業といたしましては、感染拡大の防止策、医療提供体制の整備、地域経済・住民生活の支援等が上げられております。このような中、当市が取りまとめました新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージ第1弾、第2弾に掲げる事業の中で、今回緊急かつ重点的に予算配分を行う必要がある事業として、中小企業や個人事業者の事業継続の下支えを行う亀山版……。

（発言する者あり）

○議長（小坂直親君）

答弁が質問と違っておる。一般に配れるか配れんかという、全然違うんです、答弁が。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

使途はないということで、いろんなことに使える交付金ではありますが、今回亀山市としましては、そのような選択をしていないというところではございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

議案質疑というのは、例えばこうというのは、なかなかしないほうがいいよという議長から注意も受けていたので、私の質疑も悪かったかもしれないです。

つまり、配ってくださいよという話じゃなくて、市民みんなに均等に配ることはできた、このお金というのをほとんど経済支援というのに回した考え方というのについて聞きたいよというところにつながっているんですけども、その辺り、市長の見解をお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、この使途に制限はありませんので、それをどのように活用するのかということについては、それぞれの自治体の判断であろうかと思えますし、そもそもこの臨時交付金を前提にして様々な事業をつくっていくということではなくて、それぞれの自治体が様々な事業を展開する、その中にこの臨時交付金を財源の一つとして活用すると、これが正確ではないかというふうに考えております。

さきの5月7日の臨時会で議決いただいた第1弾の緊急政策パッケージ、それから今般の第2弾の緊急政策パッケージの双方とも、新型コロナウイルス感染症対策として国・県の支援事業の推進かつ足らざるところを補完・強化し、また同時に、本市固有の現状と課題に緊急的・総合的な対策を展開しようとするものであります。

いずれの緊急政策パッケージも、さっきの3本柱「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」、この3つの分野を中心に構成をいたしました。今回、事業者への経済支援だけを中心にしたということではございません。また、今申し上げました地方創生の臨時交付金を前提に事業構築を行ったものではなくて、あくまでも最適な財源の一つとして、その活用を図ったものであります。

今回、全体4億2,000万の補正予算の13事業のうちで、市独自の事業として創設をして、その中で1億500万円と最も大きな事業規模となりました、この亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」への主たる財源として、今回それを選定させていただいたものでございます。

今後におきましても、当然市独自の総合対策として、バランスを取って、あるいは緊急度を考えて取組を進めていくということは大切であろうというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

市長の答弁の中で、これポイントやなと思ったのは、今回のこの財源というのは、たまたまその財源の一つであって、コロナ対策として市としてやりたい事業をやっていくと。独自の部分について、財源として提起していたものが来たからやっていくんだというようなふうに認識しました。

では、経済支援のほうに入っていくんですけども、国の持続化給付金の対象にならない企業に対して亀山市独自の政策を行っていくということなんですが、この国の持続化給付金制度というのはどんな制度でしょうか。それから、これは申請すればほとんど受けられるものですか、2点お伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国の持続化給付金制度でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、前年同月比で事業収入が50%以上減少している事業者に対しまして、申請要件を満たせば、法人は200万円を上限に、個人事業者は100万円を上限として給付金が支給される制度でございます。申請すれば、国が定める申請要件に合致していれば交付されるという制度でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

国の持続化給付金制度は前年同月比の売上高で50%以上減少しているところを、亀山市は、売上高が30%以上50%未満減少している事業者に30万円法人に出す、個人事業主には10万円を出しましょうということなんですけれども、この法人で30万円、個人事業主で10万円という数字はどういう根拠で算出をされていますか。あと何者が受ける想定で、この予算は組んであるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、今回法人に30万円、個人を10万円にした根拠でありますけれども、まず国の持続化給付金であります。法人で、先ほども申し上げましたけれども、上限が200万円、個人で上限100万円と、事業収入が大きいと見込まれます法人の上限額が、個人と比較いたしまして大きく設定をされております。このことから、市制度においても、法人と個人で差を設けたところであります。

額につきましては、中小企業者から小規模な個人事業者まで幅広く助成金が行き渡りますように、30%から50%未満の事業収入減少事業者の方が、全体の約25%あると見込んでおりまして、他市の事例も勘案をいたしまして、今回法人30万円、個人事業者等10万円と設定をしたものでございます。

なお、対象となります事業者の年間の事業収入につきましては、法人で約60万円、個人で約200万円以上と試算をされておりまして、幅広く対象とさせていただいた制度でございます。この設定によりまして、亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」の事業費につきましては1億円を超えたというところでありまして、今回国から交付されます地方創生臨時交付金1億1,800万円のうちの約9割を充当したというところでございます。

次に、対象となる事業者の見込みでありますけれども、今回575者を見込んでおります。その算出に当たりましては、令和元年度におけます市内の法人市民税の申告事業所が約1,000社ございまして、個人の事業所得の申告者が約1,300者ということでありますことから、この合計2,300を母数といたしております。そのうち、セーフティネット資金融資に係ります売上減少の認定業務の事務を産業振興課のほうで現在しておりますけれども、その事務を行う中で、売上げの減少額が30%以上50%未満の減少幅となる事業者の割合が25%という状況でございますので、2,300者の25%、575者を今回の対象となる事業者と見込んでおるところであります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

私は、この議案をもらってから、幾つかの事業者はこの制度いかがですかという感じでヒアリングもしてみました。やっぱりある程度の規模を持っている企業だと、30万円じゃ足りないんですね。さらに、これから今外出の自粛とかで直撃している業者から時間差で影響が及んでくる、私が印象的なのは、建設業と製造業が時間差でやってくるかなと思うんですけども、そういうところって、やっぱりある程度の規模を持っていたりとか、人を雇っていたりして、この金額じゃあ足りないということも出てくると思うんですけども、市長、これからまだまだ影響って、時間差で出てきたりとかもあると思うんですけども、これが最後の経済支援、打ち止めという形にこの政策というのはなってしまうんですか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今ご指摘のように、今後も経済的な影響というのは深刻かつ長期化する可能性があるというふうに思っております。したがって、実は第1弾で様々な、いわゆる中小企業も含めました資金繰りの支援ということで、多くの支援策を既に議決を頂いて、スタートさせていただいておるところでございます。また、多くのご活用を中小企業や個人事業者さん、かなり広範囲にご活用をそれぞれの事業頂いておりますが、これは今後もしっかりご活用いただきたいと思っておりますし、今回の亀山版の持続化給付金制度につきましても、本当に額としては確かに少ない、企業さんによっては、なかなかこれだけではということではあるかと思っておりますけれども、ぜひこれも有効に活用いただきたいと願っております。

そして、今後におきましても、今後の様々な経済情勢や亀山市内の雇用、経済の状況をしっかり見極めた上で、私どもとしては国・県での支援制度ではカバーできないようなところを補完するようなことにつきましては、必要な時期に適切な事業として考えてまいりたいと思っておりますので、これで打ち止めかということは考えておりませんので、今後の状況をしっかり見極めて対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これで打ち止めではないということなんですが、やっぱり私だけでも、ちよろちよろっと企業さんにヒアリングしてみて、実情というのが分かってくるぐらいなんですけれども、こういう施策を打つに当たって、やっぱり地元企業へのヒアリングだったり、状況確認というのが足りないかなという印象があります。

さっき、県やほかの経済支援も含めてということなんですけれども、実情としては、ほとんどもらえるのは、この持続化給付金に関の山という企業が多いと。だから、これ頼りになってくるという会社も結構あると思うので、もちろん執行部としては、これも一つの選択肢としてということであつてはもらっていると思うんですけども、案外受けられないんですよ、ほかの県の給付金だ

ったり、補助金というのはね。その辺、考えていただきたいなあと思います。

もう一つ気になっているのは、亀山エール飯チャレンジのときも思ったんですけども、企業さんに対して、やっぱりこの支援の内容というのが伝わっていないなあ。つまり、広報宣伝というところが足りないかなあと思うんですけども、予算を見る限り、そういった項目というのは割かれていないように見えたんですが、つけたからには、予算というのはやっぱり行き渡らせたいということでやっていると思うんですけども、どういうふうに周知していくのか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

事業の周知につきましては、市の広報、いつものことですが、ホームページを通じて周知をさせていただきます。そして、当然亀山商工会議所とも連携をさせていただいて、広く周知を図っていくものでございます。

具体的には、申請の手引とか、QアンドAとか、また交付対象のチェックリストとか、記入例とか、非常に分かりやすい形で書類のほうも作らせていただいて、まず制度について知っていただきやすいような形で整理を今しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あと、限られた予算の中で組まれたこの事業なんですけれども、これ予算額全部いっぱい行ったら、申請は打ち切りということになってしまうんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本日議決のほうを頂きますと、来週の6月1日から受付のほうを開始させていただきまして、予算がなくなった時点で受付を終了かという考え方につきましてはしておりませんので、万が一、不足するようなことが見込まれるときには、また増額補正などで対応させていただくものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

もう時間が少なくなってきたんですけども、最初に聞かせてもらった地方創生臨時交付金は、人口、財政力、感染状況に応じて算出されるということだったんですけども、亀山市の場合は、これはかなり不利だなあ。人口も多くないし、財政力も高い。それから、感染状況って何で指標にするんやろうと思ったときに、やはり感染者数なんじゃないかなあと思ってきます。という意味だと、またこれが基準に臨時交付金が算出されるのであれば、国からやってくるお金、市長はもともとそういうやってきたものに関しては、使うもんは使ってみたけどというようなお答えだったので、少し安心はしたんですけども、やっぱり市で独自に財源を割いて支援策、あとちょっと今回は事業者へ絞りましたけれども、やっぱりなぜ経済支援に回るのか。一般の方々でも、休校してい

る間にふだんよりお金がかかってしまって、あとパートもバイトもなくなって困っている家庭というのはたくさんあると思うので、そういった辺り総合的に判断していただいて、迅速に次の経済パッケージを打ち出していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、今回の一般会計補正予算の第7款商工費、第1項商工費の先ほどありました経済支援対策事業、まず1億500万円について質疑を行わせていただきます。

多少ダブるところもあるんですけども、今回の亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」の大きな内容について、分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回提案をさせていただきました亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」でありますけれども、国制度の対象とならない事業者に対しまして、今後の事業継続の下支えをさせていただくために、国の制度に準じまして、事業全般に広く使える給付金を法人は30万円、個人事業者等は10万円を一律に交付させていただく市独自の制度でございます。

具体的に少し説明のほうをさせていただきますと、対象となります事業者であります。法人では、市内に本店、支店または営業所がある中小企業者、小規模企業者といたします。法人以外では、亀山市に住所のあるフリーランスを含む個人事業者となります。いずれも確定申告等を行っていただいている必要がございます。

次に、交付要件でありますけれども、大きく3点ございまして、その全てを満たしていただくことが要件になってまいります。

1点目は、令和2年1月から令和2年12月の間におきまして、1か月の事業収入が前年の同月比で30%以上50%未満減少している月があること。

2点目ではありますが、直前の事業年度収入から、対象となる月の月間事業収入に12を掛けた額、年間に換算いたしますが、これを差し引いた額を法人にあっては30万円以上、個人にあっては10万円以上あるということが2点目の要件でございます。

3点目といたしまして、令和元年度以前から事業による事業収入を得ておりまして、今後も事業を継続していただく意思があるというところが3点目でございます。

なお、市の持続化給付金制度「けいぞく」でありますけれども、国の制度改正となります事業収入が前年同月比で50%以上減額した月がある事業者につきましては、対象とならないとしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

分かりやすく説明を頂いたんですけども、今回の「けいぞく」は、国制度に比べると、国制度は何せ売上げが半分以下というだけの条件で、特定の業種にはそれは当てはまると思うんですけども、そうじゃないところはなかなかそこまでいかないところもあるんですけども、それなりに困っておると。だから、今回の亀山版／持続化給付金制度「けいぞく」は、それなりに時宜を得た政策だと私は思います。

そこで、国制度の持続化給付金との違いというのは、先ほど説明を頂いたわけですけども、亀山市もそれなりに国とこういう制度のすみ分けをやって、困った人に行き渡るようにやっていただくわけですが、このすみ分けがうまくいくかいかんかというのはなかなか難しいところで、先ほども説明がありましたけれども、期間は1年間ですね。だから、コロナの影響が大きく出始めたのが3月から4月、5月で、そういうことからまだかなりの期間があつて、先のことはなかなか分からないというのも実際のことなんですよね。

それで、国の持続化給付金の制度とのすみ分けというのは、当然念頭にあると思うんですよね。国の制度は売上げが半分以下になった人が対象と。金額も大きいと。亀山市の制度は、売上げのマイナスが30%から50%というところで収まっておる人なんですけれども、この国の持続化給付金と亀山市の給付金との二重取りというようなことがあるんかないんか分かりませんが、そういったことをあまり好ましくないと思うし、そういったことは、市当局は二重取りをやってくださいというようなことは考えていないと思うんですよね。これを何かうまく防止するような方法って考えたことがあるか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国の制度と重複受給できるのかという質問かと思いますが、今回の市の制度につきましては、30%以上50%未満、事業収入が減少した月があることが支給要件となっておりますけれども、まず市への申請時点で、50%以上事業収入が減少した月がある事業者の方は、個人事業者も含め、市の制度対象とはなりませんので、その時点で国の制度を活用いただくことになるということで、重複しての受給はできないということにしております。

先ほど少し触れられました関係で、市の制度を申請した後に、国の対象になる50%以上の減少月が生じたというとき、そういうケースも想定されますけれども、市の給付金を受けた後で国の給付対象になった場合については、国の給付金を申請されるかされないかにかかわらず、全額返還をしていただくというふうにしておりまして、申請時に今後対象月の事業収入が50%以上減少した場合には、交付された給付金の全額を返還しますという誓約書を提出していただくことになっておりまして、その誓約書をもって二重取りについては防止をするということにしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに3月、4月ぐらいで35%とか、40%減ったと。亀山市に申請すると。先ほど今岡さん

の質疑にもあったように、それ以降ずっと事業をやっていくうちに、がさっと後から効いてくる職業ですね、時間差をもって。そういう職業の方は、今年の8月頃にそういった時期が来て、それが半減したとかいうことも当然あり得るわけですね。そうなってくると、最初に亀山市へ申請していただいたけれども、そういったお金は、改めて国へ持続化給付金を申請したらお返しするという誓約書を取るということで、一応防止対策はしてあるということによろしいですね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員おっしゃられたとおりでよろしいかと思ます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そこで対象となる事業者も、先ほど説明がありましたけれども、店を構えておる、商工会議所に加盟しておるような非常に分かりやすい事業者もおったら、そうじゃなくて、ボランティア的な事業者といったらおかしいですけども、例えばいろんなサービス業的な感じで、そういうふうなNPOみたいな感じ、そういった事業者だけけど重要な仕事をしておられるところも対象に含まれると考えていいですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

NPO法人とか団体につきまして、対象事業者の範囲につきましては国と同じで整理をしております。NPO法人につきましても国の制度の対象となっておりますので、同様に市の制度でも対象とさせておまして、ただし、その中でも少し国のほうでも条件がございまして、NPO法人は、非収益事業のみ行っている場合は対象にはなりませんけれども、収益事業を行っている場合は、事業収入が規定以上減少した場合は対象になってくるというようなことになっておりますので、また申請に当たっては相談いただければと思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

市内の多くの事業者の方は、こういった予期せぬ災いによって非常に困っておられますので、今を乗り切れるようにご支援をお願いいたしたいと思ます。

次に、続きまして、亀山市の病院事業会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

まず、このたび医療センターに設置されるであろうPCR外来検査センター、このことに関して概要の説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

このたびの亀山地域外来検査センターにつきましては、PCR検査の可能件数を増やすため、県

からの要請もございまして設置をするものでございます。今回の予算補正の委託料としまして、亀山地域外来検査センター用の仮設の診察室の設置から撤去までに係る全般的な費用でございまして、これは6月中に設置し、診察室として使用するほか、そこで従事する医師等の休憩、着替えの場所として使用する予定でございます。また、備品購入費といたしまして、この仮設診療室のドクターテーブル、椅子、折りたたみベッド等、またオンライン診療用のパソコン、タブレット、さらに病棟用で使用しますベッドサイドモニターも計上いたしております。

なお、この亀山地域外来検査センターでは、亀山医師会と連携しまして、PCR検査に必要な検体の採取を屋外に設置したテント内においてドライブスルー方式で行い、医師の診察が必要な場合は、仮設の診察室にて診察を行うものでございます。なお、この対象者は、原則として市内の開業医から検査依頼があった患者のみとし、完全予約制で平日の13時30分から15時までの間に行うものといたします。また、ここで採取しました検体のPCR検査は、民間の検査機関に依頼いたします。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろマスコミで言われておることによりますと、例えば自分が非常に具合が悪くて、ちょっと心配やでPCR検査をしてほしいとか、都会で開業医の先生が、この人はしてもらうたほうがいいなあと思うような患者さんでも保健所がなかなか認めないということで、できなかったというのがいろいろとマスコミにも書かれておるわけですが、今回も先ほどの答弁によりますと、開業医の先生の依頼が必要と。そして完全予約制で、いきなり思いついて行ってやってくれることやないというようなことも先ほど伺ったんですが、保健所が一枚かんで、あれこれと保健所の許可が要るとか、そういったことは今回はないということですね。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

亀山地域外来検査センターで行う検体採取などの業務自体につきましては、特に保健所が関与することはございませんが、この検査結果については鈴鹿保健所に報告を行う必要がございます。なお、この検査結果が陽性であった場合は、保健所がその後入院調整を行うこととなります。また、亀山地域外来検査センターでは、市内の開業医などから検査依頼があった患者のみを対象といたしますので、個人の方から直接依頼をお受けすることはございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

すると、まず自分がおかしいなと思ったら開業医の先生の診察を受けて、そこで検査の依頼というのを医療センターにさせていただくという順番で物事は流れるんですね。それで、今回はそれ以外にもパソコンとかを設置して、オンライン診療も手がけるというふうに書いてあるんですけれども、このことに関して簡略に説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

オンライン診療でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策といたしまして、現在医療センターにおきましては、定期的に受診している慢性疾患のある患者の希望に応じて、再診の場合のみ、電話によるオンライン診療を実施いたしております。しかしながら、電話によるオンライン診療では対応が難しい場合であったり、訪問看護を受けている患者が感染予防のために来院できない場合などに対応するため、ビデオ通話等によるオンライン診療の充実が必要であると考えておまして、そのため、パソコン及びタブレットの購入費用の予算補正を提案いたしましたものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かにオンライン診療というのは、直接患者さんと向き合うわけじゃないから、なかなかいろいろな情報が得にくいとか、例えば顔色がどうか、ちょっと元気が足らんあとか、そういったいろいろな状況でお医者さんは総合的に診察を行うわけですけども、画面だけではなかなかできない部分もあるんですけど、こういうのを求めておられる患者さんもおられるというようなことですので、このオンライン診療はこれからも医療センターの業務の一部として継続的に今後も続けるという意図があるんですか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

現在医療センターで行っておりますオンライン診療は、本年4月10日付の厚生労働省からの通達に基づく時限的・特例的な取扱いで、オンライン診療に従事する医師が事前に受講が必要な研修が免除されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の一つとしての診療方法でございます。ですので、オンライン診療の考え方としましては、基本は対面診療が基本と考えておりますので、オンライン診療のメリット・デメリットも考えながら、今後継続については検討いたしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

現在、幸いにも亀山市はコロナ患者の方が一人もおられないということで、この状況をずうっと続けていていただきたいと思うんですよね。そういうことですので、医療センターもいろいろな患者さんもたくさん来られて、いろいろ大変やと思いますけれども、こういったPCR検査に関しても、やはり希望者は全員受けられるというふうな状況を維持するように努力をお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）のうち、商工費の亀山版持続化給付金についてであります。

国の持続化給付金制度は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が50%以上減少した事業者を対象としていますが、コロナの影響で大きな影響を受けながら、対象から外れる業者も多いと聞いております。そうした中で、国の制度から外れた事業者を対象とするこの制度の創設は、先日、櫻井市長のほうに私たち議員団としての申入れをしたものと合致をしておりますし、評価したいと思っております。

それで、まず対象となる事業所を聞く予定でしたんですけども、午前中に2の方が質問をされましたので、その辺はちょっとダブリますので割愛させてもらって、全体で2,300者のうちの25%に当たる575者だという答弁でありました。

それで、私がお聞きしたいのは、前年同月比の売上が30%以上50%未満というふうにされているわけですけども、なぜこの30%以上50%未満にしたのか。このパーセンテージの根拠、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、国・県におきます様々な経済支援策がある中で、その対象とならない事業者について、市独自に支援をしていくということが基本的な考え方でございまして、今回の亀山版持続化給付金事業「けいぞく」につきましては、国の対象となります50%以上の事業収入の減少となった事業者について、そこまで至らない事業者でありますけれども、30%50%未満という大幅に減少した事業者につきましても事業継続に大きな影響が及んでおると判断をしております、今回この設定をしたところでございます。

また、国の制度対象者と合わせまして、今回30%以上の事業収入が減少しておる事業者全体の55%を見込んでございまして、国の制度と併せまして市内の半数以上の事業者の方が対象となるという設定をさせていただきまして、30%以上50%未満とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私も、この間、いろんな業者の事業者の方のお話を聞かせてもらって、その中で5割というのは

もう倒産ラインと言われていました、商売している者にとってね。だから、5割減ったということは、もう倒産に近いというふうなことを言われました。だから、3割というのも本当に大変な打撃だと思うんですけども、ただ、どれぐらいから本当に商売に影響が出てくるかといったら、やっぱり15%とか20%ぐらい減ると商売に影響が出ると思うんですね。だから、本当にこういうコロナ禍で救済を考えるのであれば、やっぱり15%、もしくは20%というラインが私は必要ではなかったのかなと。30%でも、やっぱりちょっと高いんじゃないかなと思うんですけども、そういう検討はされたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

このセーフティーネットの申請の事務の中で、その割合については判断をさせていただいたところでありますけれども、今回の緊急政策パッケージの第1弾の中で30%に届かない方につきましても、これは全体の事業者が対象になりますが、特に資金繰り支援のほうを拡充させていただきまして、5年間実質無利子化の制度もつくらせていただきましたし、別枠で政府系の資金でありますけれども、コロナ枠につきましては、小規模の関係のコロナ枠につきまして、5%以上の減収から別枠で借りられるという制度もございますので、そちらのほうで今回については対応させていただくという考え方の下で整理をさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

後で議論しますけれども、私はやっぱりこの線引きに財源問題があったんじゃないかなというふうに思っています。先ほど、国の制度と併せて半数以上が対象となると言われましたけれども、僕は半数では駄目だと思うんですよ、これは。そういう意味でいくと、やっぱりもっとこういう15%なり、20%という線引きが必要ではなかったかなというふうに思っています。

それから、もう一点聞きたいのは給付額ですね。これは先ほども質問に出ていましたけれども、なぜ法人30万、個人事業者10万なのかということなんですけれども、何か他市の状況も見てというふうなことを言われましたけれども、もっと金額を高く設定してもよかったんじゃないかなというふうに思います。

例えば、法人で50万、個人で30万とかいうようなこともできたのではなからうかというふうに思うんですけども、結局、この575社をこの30%にして、それから30万、10万にして、そして1億500万という財源の範囲内で収めようとしたのではないかというふうに感じるんですよ。そういうための1億500万に収まる範囲の線引きが30%以上、30万、10万じゃなかったのかというふうに考えるんですけども、そういうことはありませんか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、他市の状況ということも勘案しということを午前中にも答弁させていただきましたけれども、他市におきましては、20万円というところが県内にもあるというふうなところもございます。

その中で、亀山市としては法人30万、個人については10万円とさせていただいたところであり
ます。

また、この1億500万という枠があったのではないかとということでもありますけれども、確かに
50万、30万というようなことにしましたら、単純にも2億を超えていくようなことになるかと
思いますけれども、今回の1億を超えるような事業費ということにしておりまして、国からの臨時
交付金でありますけれども、約1億1,800万円と。その中の9割を充当するというような形に
なりますし、今後の、例えば経済対策の第3弾とかいうようなことも含めまして今回は30万、1
0万円というようなことで事業を組み立てさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私、臨時議会のときも言ったんですけど、本当に今なんですよ、これは。テレビでも見えます
と、事業者の方が出てきて言われるのはもう今月と、よくもって6月までがいっぱいいっぱいだ
と言われる。だから、今本当に支援をしないと助からないというような状況があるわけですよ。だ
から、第3弾なんて言っておる場合じゃないんですよ。だから、本当に救えるような金額でもって
やるということが大事なんです。

そのためには、1億500万にこだわっておったら私はできないと思うんですよ。そういう意味
でいくと、財政調整基金がありますし、それからこの時点でいうと前年度繰越金も1億6,000
万あるわけですよ。こういうものも使って、やっぱり大きくこういう制度はやらないと、本当の意
味で救済にならないのでないかというふうに思います。ぜひ、やっぱりこの辺は考えていただき
たいと思います。

最後、先ほどのやり取りの中で気になったのが、国の持続化給付金との兼ね合いの問題です。

当初、3割以上5割未満であったからということで申請をしますよね。それから以降、何か月か
して5割に行ったということになると国の対象になってくると。そうすると、たしか答弁では返し
てもらいますという話でした。

これは、本当にその時点その時点で緊急に必要なお金を給付するのが大事だと思うんですよ。も
しそういうふうなことを言われると、給付を受けるのをためらわないかという問題が起こるん
ですよ。つまり、分からないわけですから、先のことは、50%になるかも分からん、それは今の時点
では分からない。だけど、現時点で3割あるので、取りあえず申請をする。

ところが、このお金はすぐ使いますよ。それで、国の50%に達した時点で返してくださいと言
ったら、どうやって工面するんですか。そういうことを考え出したら、いい制度をつくりながら申
請自体をちゅうちょすることが起こり得ませんか。

だから、どうしても言うのであれば、国の制度に合致をしてお金が入ったと、例えば200万で
も100万でもお金が入ったら、その中から返してくださいと言うんやったら分かりますよ。あな
たがたしか答弁されたのは、申請した時点で返してもらいますというようなことを言われたと思
うけれども、それでは私は効果がないと思うんです、この制度は。

だから、国とダブってはいけないということを考えるのであれば、国のお金が入った時点で、そ
の中から返金してくださいというのなら分かりますけれども、申請した時点で返金してくださいと

いうことは、これはもう申請しなくなります。ぎりぎりまで待って、5割を超えるか超えないかを見極めてからしか出せないじゃないですか、そんな危ないこと。

どうですか、その点について。申請があったらじゃなくして、国の申請が通ってお金が下りた時点で返金するというふうにはできないもんなんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

基本的に、どこから返していただくかというのは国から100万円、200万円が入った。その財源を基に市のほうへは返していただくと、その考え方で申請のほうをしていただければと思っています。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もっと言うなら、別にダブってもいいと思うんですよ、これは。こんな大きな、本当に損失から言えば大きな金額ではないんですよ、30万、10万というのはね。だから、そういう意味でいうと、そういうことも含めて考えていただきたいと思います。

それから、次に移ります。

国民健康保険、これはどなたもやりませんので、私、聞きたいと思います。

市独自の減免制度をつくったということについては評価をしたいと思います。

まず、国の条例改正で、国のほうが制度改正をされたというんですけれども、特例によりという書き方をしてあるだけで、具体的なことは分からないんですけれども、ちょっと説明を頂けますか。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策におきまして、一定の収入が下がった方に対して国税の減免を行うとされましたことを踏まえて、国のほうから市町村に対して国民健康保険税の減免の取扱いについて示されました。

その中で、今回の国民健康保険税の減免は、国の示す基準によりますと、減免の対象となる国民健康保険税は令和元年度及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものとなっております。

本市の場合、亀山市国民健康保険税条例第28条第2項におきまして、国民健康保険税の減額または免除を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書を市長に提出しなければならないと規定していることから、既に納期限が過ぎている保険税についても遡って減免できるよう、今回限りの特例として亀山市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今のは国の制度ですよ。

それでは、市が独自の減免制度を設けたということになるんですけれども、そうすると、国のど
ういう部分をカバーするために市独自の制度をつくったのか。その国と市との兼ね合いを説明いた
だけたらと思うんですけれども。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国の制度によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に対する
基準では、世帯の主たる生計維持者、つまり世帯の世帯主の収入の減少等を対象としておりますが、
世帯主以外の国民健康保険の加入者の収入で生計が維持されている世帯も考えられますことから、
そのようなケースでも減免の対象になり得るものとして、市独自に対象を拡充するものでございま
す。

なお、この対象としてはおおむね20世帯を見込んでいます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、国の減免制度もあるけれども、国の減免制度だと世帯主ということになって、実態
を反映したことはない。世帯主以外で生計を維持しているケースがあるので、そういう場
合は生計を維持している者の収入ということで減免の対象にするということですね。

次に移りたいと思います。

最後に、医療センターのPCR検査についてであります。

このPCR検査については、政府が検査数を絞り込む方針を固執しているということがあって、
感染経路不明の市中感染が広がって医療崩壊というようなことも起こっているところがあります。
やっぱりこういう医療機関の関係者の中からPCR検査を増やしてほしいとか、感染者を早期に見
つけて、隔離・治療すべきだという提言も出されている中、PCR検査センターを設置するとい
うことは非常に必要なことで、評価をしたいと思います。

それで、1点お聞きしたいのは、委託料になっています。委託料というのは、どこに対してど
ういうことを委託するのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

今回増額補正いたします委託料につきましては、亀山地域外来検査センター設置に係る費用で
ございます。

その内訳といたしまして、建設建築物建築許可申請手続をはじめとしまして、仮設の診察室の設
置から撤去までを委託する費用を計上いたしております。

なお、このセンターでは、PCR検査に必要な検体の採取は屋外に設置したテント内においてド
ライブスルー方式で行いますが、医師によって診察が必要と判断された場合については、この仮設
の診察室を使用するものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それで、そのリースで建物を建てるということなんですけれども、テレビの報道を聞いてみると、業者がコロナの関係の施設に使って、リースというのは要するに後で返すということですよ。非常に嫌がるというような、だから購入してくださいと言われてたというような報道があったんですけども、その点はリースでいけるんでしょうか。その点を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

今回、仮設の診察室を設置するに当たって、6月から3月までのレンタル契約にはなるんですが、直接リース会社との契約ではなしに、間にこの委託業者が入ってございまして、特にその委託業者からはコロナのPCRに使用するためにそれを控えるとか、敬遠されるというような相談というか、内容は伺っておりません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

国保のあれで1つ落としましたので聞いておきたいと思います。

結構、私は国保の加入者の方と話をすると、市から来る文書をなかなかよう読まないんですよ。せっかくの減免制度なのに、活用すべき対象の人が活用されないということがよくあるんですよ。その辺をできるだけ分かりやすく書いていただきたいし、周知ですね。せっかくの制度を大いに活用してくださいというような周知が要ると思うんですけども、その周知についてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

周知につきましては、この令和2年度の保険税通知をまた発送いたしますので、そのときには全世帯に届くようなものですので、そこに案内を差し込んで周知いたしたいと思います。

ただ、内容が相当ボリュームがありますので、詳しいところはホームページ等に掲載して、またその辺についてはお問合せにも丁寧に対応したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

本当に分かりにくいんですね。僕らも資料をもらいましたが、自分が対象になるのかどうかと、幾らぐらい減額になるのかというのが非常に分かりづらい。だから、本当にそういうところも含めて分かりやすく、いろんな機会を捉えてぜひやっていただきたいなというふうに思います。

今回、コロナ対策ということで、私、いろんな事業所の方とお話ししましたが、やっぱり本当に大変な状況です。個々によって本当に違いますね。

建設業の方というのは、一つの月を捉えて幾らというのは非常に出しにくいというふうに言われます。そういう業種もあれば、それからごく最近に起業された方、こういう方は当然起業した時期よりも今の時期のほうが売上げが高くなっているんですね。当然お客もついてきてということで。そうすると、前年度と比較されると当然前年度よりも伸びておるので、前年度の低い額の5割減ったというふうなことになると思うんですね。だから、本当にそういう意味では個々の業種、事業所によって本当にそれぞれなので、よく事情を聞いていただいて、できるだけ本当に皆さんが喜ばれるような制度になるように、これからでもまだ遅くないので検討していただきますことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして議案質疑させていただきます。

これまで様々な議員がする質問、質疑をされまして、ほぼ全ての分野に関して重なるところがございしますが、できる限りそちらは避けて質問をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、一般会計補正予算、商工費、経済支援対策事業の増額補正について質問させていただきます。

今回提案されました亀山市独自の持続化給付金制度「けいぞく」ということで、私自身も様々な業界団体、または個人事業主から強く要望を頂いていた支援内容で、議会としても求め、また会派結としても、市長の下へ直接提言した内容をここに来て酌んでいただいたことに対して非常に大きな期待感を寄せているところでございます。国の持続化給付金制度の対象にならなかった事業者にとって、事業継続の希望になるものと評価しております。

国と県の支援金、給付金に関して大きいのはやはり持続化給付金と、また県の休業要請協力金、この辺りが大きいかなと思います。

まず、1つ確認したいんですけれども、今回のこの「けいぞく」に関しては、休業要請協力金に関しては受給した事業所も含めて対象となっているのかどうかというところを一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

県の休業要請に伴います給付金との関係はございませんので、給付金は給付金で受けていただけますし、今回の亀山版持続化給付金事業「けいぞく」については、またこれはこれで受けていただくことができます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

一部の方から問合せがあって、休業要請協力金の対象になっているけど、大丈夫なのといった意見もありましたので確認をさせていただきました。より広い事業所に対して、そしてまた国の、また県のカバーできない部分を市として独自にカバーしていく。これは午前中の答弁にもありましたけれども、とてもいい取組だなと思います。

1つだけあえて申し上げますと、制度自体、制度自身も国の決めた持続化給付金の範囲を拡充して市のほうでも支援をするといった制度設計になっておりますけれども、私が思いますのは亀山市、この基礎自治体は、やはり国よりもよりきめ細かい支援策といった内容にすべきではないかなと思うんです。

例えば、午前中でも、先ほどまでも議論されておりますけれども、事業規模の大きい法人は30万円、個人は10万円、そういう考え方で分けられておりますけれども、法人でも様々で、やはり従業員が1人、2人のところもあれば、大きいところもあると。こういった亀山市内の事業所の状況をどこまで把握しているのかというところ。つまり、事業所規模に応じた給付額という考え方、それこそ亀山市独自の支援策じゃないかなと思うんですけど、そういう検討はされなかったのかというところをちょっと確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ご指摘のとおり、事業所の規模によりまして、法人30万円、個人で10万円でありますけれども、全く足りないというようなこともあるかと思っておりますけれども、あくまで今回事業の継続を下支えさせていただく給付金というようなことで考えたものでございまして、特に制度内容につきましても国に準じた形で、あくまで国の支援制度でカバーできないところを市で支援をしていくというようなことでございまして、制度内容について、逆に複雑なものにするより、できるだけ簡素で分かりやすい制度にしたほうが申請していただく事業者の方にとっても、また審査をさせていただく市のほうにとってもスピーディーに審査もさせていただいて、速やかに給付金を交付させていただけるものと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

より簡素に、かつスピーディーに、これもとても大切なことだと思います。

ただ、やっぱり日頃から亀山市内の事業所の状況を市としてしっかり把握していることによって、そこはある程度カバーできるのではないかなと思います。やはり今後も第3弾以降、どのような支援策を、そのフェーズによって、状況の局面によって必要な支援策は変わってくると思っておりますけれども、そういうときに、国に準じてという言葉もありましたけれども、カバーするのはいいんですけれども、やっぱり自治体として、独自の自治として、しっかりと亀山市でしか見られない部分を見ているんだといったことが分かるような支援策、そういったところが本当に地元の事業所としてはありがたい支援策となってくると思っておりますので、そういったところをぜひお願いしたいと思えます。

国の持続化給付金、これは申請がかなり煩雑だという話も聞きますので、市としてはぜひ、簡略とおっしゃっていたので、簡略かつスピーディー、迅速な支給をぜひお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。

教育費の小学校・中学校の一般管理費の増額補正についてでございます。

小・中学校に支給する児童・生徒及び教職員の卓上シールドと教職員用のフェースシールド、また除菌液体石けんの購入費と理解しております。小・中学校の感染防止対策、これは感染リスクを完全にゼロにするというのは、はっきり言って困難だと思います。

ただ、限りなく感染リスクをゼロに近づけるための備え、これができているかどうか。これが焦点、大切なところだと思っております。

まず、伺います。

予算の概要についてでございます。

特に児童・生徒用の卓上シールド、また教職員用のフェースシールド、それぞれの概要について、まず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今般、増額補正をお願いしております消耗品につきましては、この6月1日からの通常授業及び給食の再開に当たり、新型コロナウイルス感染症対策を行い、児童・生徒などが安心して学校生活を送れるよう給食時の飛沫感染を防止し、グループ学習などにも活用できる児童・生徒の卓上シールド、そして教師用のフェースシールド、除菌液体石けんの消耗品費を計上したものでございます。

卓上シールドにつきましては、児童・生徒を対象といたしまして5,000枚、特に小学校で3,500、中学校で1,500枚をお願いするものでございまして、1枚当たり1,430円を見込んで計上させていただいております。

また、フェースシールドは教職員を対象として1,000枚、小学校700、中学校300枚を1枚当たり227円と見込んで計上させていただいたものでございます。

また、除菌液体石けんにつきましては、学校の手洗い場の数に応じて配付をさせていただくもので、小学校で93か所の9か月分、147万3,000円程度。さらに、中学校では24か所、同じく9か月分で38万円程度を見込んでいただいております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、主に児童・生徒用の卓上シールドのお手入れ方法についてちょっと伺いたいんですけど、毎日の除菌洗浄、そういったところのお手入れの方法はどのように検討しているかということなんですけど、午前中にちょっと参考資料にもあったんですけど、ある学校の便りは除菌用の布巾を各家庭から児童・生徒が持参して、学校で拭き取ると。つまり、そうすると家庭に持ち帰って洗濯して、また持ってくるという過程が想定できるのかなと思うんですけど、つまり拭いて菌が付着した可能性がある布巾を児童・生徒の手で持ち帰らせるというのは本末転倒だと思うんですね。これは持ってきてというよりも、使い捨てのキッチンペーパーか何かを用意してお手入れしたほう

がいいんじゃないかと思うんですけども、これはどのような検討といいますか、どのような決定事項になっているのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この卓上シールドの清掃、消毒につきましては、基本的には1日1回行うものというふうに考えておるところでございます。

ただ、使用状況等によっては、必要に応じて回数も増やすということも想定できるかなと考えているところでございます。

その消毒の方法でございますが、午前中にお示しいただきました学校の保健便りにつきましては、教育委員会とのすり合わせの下で作ったものではございませんので、教育委員会といたしましては、児童・生徒が持参をいたしましたティッシュペーパー、こういったものに教職員が消毒液を含ませて、児童・生徒が自分の卓上シールドを拭く、消毒をするという方法を想定しているところでございます。

しかしながら、発達段階等により児童などが自分自身で消毒を行うことが困難な場合には、教職員が行うなど、またそういったこともあるというふうに考えているところでございます。

なお、児童・生徒がティッシュペーパーを持参していない場合には、学校備置きを使い捨てのペーパーなどを提供し、消毒を行ってほしいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

学校のお便りと教育委員会の考えの整合性が取れていないのはちょっと問題かなと思うんですけど、先ほど申し上げていただいたようなその他もろもろの細かい使用に関してのガイドラインというのは、もう作成して配られているのかどうか。それはいつ配られているのか、そこもちょっと確認させてください。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

この使用に当たりましての留意事項でありますとか、説明につきましては、円滑な導入を図るため、その留意事項の案を既に小・中学校に示したところでございます。

ただ、先ほどの学校の保健便りよりは後からお示しをしたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと対応が後手後手に回っているような気がしますので、そこはぜひ迅速にお願いしたいなと思います。

それと同じ趣旨になりますけれども、提案の時期ですね。結果論になるかもしれませんが、もう既に分散登校が始まっているわけでありまして。

分散登校といっても、学校の規模によってはもう通常どおりの人数で再開しているところも何校かあるはずだと伺っております。

その分散登校に間に合うように臨時議会の場で提案ができなかったのかと。当然、議会のほうも、そこに特別な指摘がなかったのであまり指摘することはできないんですけれども、なぜこのタイミングになったのかというところの考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、さきの臨時会での段階ではございますけれども、まだその時点、4月の中旬によく連休後、いわゆるゴールデンウィーク後の臨時休業の継続というところもお示しをしたような状況でございました。まだ、とても学校再開のめどが立っていないといった状況でございましたので、まずは、さきの臨時会につきましては、臨時休業中の対策をまず第一にという形で進めさせていただいたところでございます。

そういった中で、様々な検討を行う中で、ちょうどこの4月の下旬頃から県下の感染状況を少し鑑みて、学校再開に向けて検討を始めさせていただいておるところでございましたので、今回その臨時会での予算計上ではなく、今回のご提案とさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

中旬頃に再開のめどがついてきたということですが、ただ、午前中の答弁だと、ゴールデンウィーク明けに教育長から卓上シールドの発案があったという話ですので、恐らく上旬頃から分かっていたんだろうなということは大体想像がつくんですけど、午前中の議論とも重なるところで、これは仮に専決処分で手続を適正に行われたら5月20日に間に合わせることはできたんじゃないかとも考えられるんですけど、それに関してはいかがでしょう。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずもって、先行的に発注させていただいたことにつきましては、まずおわびを申し上げなければいけないのかなと思っておりますが、まず当初、検討を進めている中では、やはり製作に二、三週間程度はかかりそうだというような状況でございました。結果としては、もう少し早くできたというのも実際ございますけれども、そういったことで結果としてこういった形で専決処分などの形を取らずに進めさせていただいたことについては大変申し訳なく思っているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

子供たちにとって何が一番いいか、最善を尽くしているかどうかというところをしっかりと常に検討しながら、議会としてもしっかりと議論に努めていきたいと思っております。

やっぱり限りなくリスクをゼロに近づけていくという点では、今回の卓上シールド。卓上シールドかフェースシールドかという議論もあるかと思いますが、私としてはこれは卓上シールドというところで選択はベターであったんじゃないかなと思っております。

といいますのも、やっぱり給食のときはどうしてもマスクを外さなければいけない、フェースシールドも外さなければ食事は難しいので、給食のときの感染防止にはやっぱり卓上シールドは大きなアドバンテージだと思います。

その一方で、先ほどフェースシールドは1つ当たり227円と伺いましたけれども、これは仮に5,000個、児童の分を購入しても110万円なんですよね。なので、これは両方という選択肢もなかったのかなとちょっと思います。なので、今後、第2波、第3波と警戒していく中で、そういった時期を見ながら必要に応じてフェースシールドもといった選択肢も今後検討していただきたいなと思います。

次に行きたいと思います。

病院事業会計の補正予算のほうに移ります。

まず、PCR検査センターのところですが、概要に関しては先ほど説明がありましたので、検査センターに配置するドクターや看護師、その内訳と、またそこに人員を配置することによって医療センターの本来業務のほうに支障はないのかというところをまず確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

亀山地域外来検査センターでは、PCR検査の検体採取を行う際には、通常、医師1名、看護師1名、事務職員1名が従事することとなりますが、この業務全体のスタッフとしては、当院の医師5名、亀山医師会所属の医師13名、当院の看護師5名、当院の事務職員2名で対応する見込みとなっております。

そのうち、亀山医師会所属の医師につきましては、毎週金曜日の午後に従事していただく計画で今進めておまして、これを行うことによって本来業務に支障を来すかどうかでございますが、医療センターでは現在までにPCR検査の検体採取のフローにつきましても整理してきておりますので、日常業務には支障はないと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そちら、本来業務のほうもしっかりと見ながらPCR検査センターのほうの運営をお願いしたいと思います。

また、亀山医師会の協力も得て運営されるということでございますので、今後、先ほどの市長の報告にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の軽症者を受け入れることも一つ想定として入っているということなので、ふだんとは違う業務内容になってくる可能性もあると思いますので、ぜひ地元の医師会とは協力関係を築きながら進めていただきたいなと思います。

オンライン診療のところに関して、最後の質問をさせていただきたいと思います。

オンライン診療の概要が午前中に説明ございました。

まず、伺いたいですけれども、オンライン診療の医療センターにおける利用状況と、医療センターへの通院患者数の推移について、この2つを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

当院における現在のオンライン診療につきましての利用状況でございますが、本年4月から当院に定期的に受診しておられる慢性疾患のある患者を対象に実施しております、4月の実績では47件、5月実績では、昨日の5月28日時点で33件となっております。

それともう一点、通院の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症流行に伴う当院の外来患者の状況でございます。

本年1月が3,121人、2月が2,743人、3月が2,968人、4月が2,761人となっております、前年の同月と比較いたしますと、1月から4月までの全ての月において減少いたしております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

通院患者の人数と新型コロナウイルスの影響を関連づける明確な根拠はないかと思いますが、事実、全ての月において減少していると。一般的に、この院内感染を恐れて慢性疾患を持つ患者さんが通院を控えて持病を悪化させるといった懸念が指摘されております。

そこで、期待されているのがこのオンライン診療かなと思います。これを活用することによって接触機会を減らして、院内感染を予防して、そして適切な診療、投薬が可能になれば、感染拡大対策としても効果が期待できるかと思っております。

今回購入する機器によって、そういった目標を達成することができるのかどうか。また、今後このオンライン診療をどこまで拡充していくのかということに関しても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

オンライン診療によりまして感染防止対策を図ることで院内感染の防止につながることから、診療制限等の病院経営に係るリスクが減らせることというようなメリットが1点ございます。

今後のオンライン診療の考え方でございますが、診療に当たっては、医師が患者から必要な情報の提供を求めたり、患者が医師の治療方針に合意したりする際には相互の信頼が必要でございます。このため、オンライン診療は日頃より直接の対面診療を重ねているなど、医師と患者に直接的な関係が既に存在する場合に限って利用されることが基本であるとして、原則として初診は対面診療で行い、その後も同一の医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことを指針で求めております。オンライン診療、メリット・デメリットございますので、活用につきましては十分検討して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第31号から議案第37号までの7件に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第31号から議案第37号までの7件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第31号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第32号 亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第33号 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第34号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第35号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第36号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第37号 令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（小坂直親君）

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長をします。

委員会開催のため暫時休憩いたします。

（午後 1時47分 休憩）

（午後 4時58分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど常任委員会にその審査を付託しました議案第31号から議案第37号までの7件を議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第31号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第32号	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第33号	亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について	原案可決

令和2年5月29日

総務委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 小坂 直親 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第34号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
--------	-----------------------	------

令和2年5月29日

教育民生委員会委員長 今岡 翔平

亀山市議会議長 小坂 直親 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第35号	令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第36号	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第37号	令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について	原案可決

令和2年5月29日

予算決算委員会委員長 中 崎 孝 彦

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第31号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第32号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について及び議案第33号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源に充てることを目的として、令和2年6月及び12月に支給する特別職の期末手当の額を減額するため所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第34号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、令和2年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、厚生労働省及び総務省から国民健康保険税等の減免の取扱いについて示されたことから、その要件を満たす被保険者等に対して国民健康保険税が減免できるよう、また地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正内容は大きく2つあるが、改正内容1の国民健康保険の被保険者に係る所得割額等を算定する場合における長期譲渡所得の金額から控除する金額に租税特別措置法の規定の適用により控除する金額を加える改正については、新型コロナウイルス感染症対策ではないということでのよいのかとの質疑があり、これについては新型コロナウイルス感染症とは関係ないとの答弁でありました。

次に、改正内容2の新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等における減免に関する特例を設ける改正について、収入の減少等の等には何が含まれるのかとの質疑があり、これについては減免の対象となる世帯には2種類あり、1つは新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の場合は保険税が全額免除、もう一つは主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の場合は保険税の一部が減額されることから等となっているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、中崎孝彦予算決算委員会委員長。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、議案第36号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第37号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についての3議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、一括して質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）の教育費の小学校費及び中学校費の学校管理費、一般管理費の増額補正について、教師用のフェースシールドや卓上シールドの効果を試験するなど検証はされたのかとの質疑があり、これについては、試験等は行っていないが、フェースシールドはマスクとの併用で効果がある。また、卓上シールドは給食時や対話的活動などに活用できると考えているとの答弁でありました。

次に、幼稚園や保育園への卓上シールド導入の検討はしなかったのかとの質疑があり、これについては、小・中学校は自分の机で活動する時間が長いですが、幼稚園・保育園は給食の在り方など小学校・中学校とは活動が異なるとの答弁でありました。

次に、議案第37号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）の収益的支出、病院事業費用、医業費用、経費、委託料及び資本的支出、建設改良費、固定資産購入費、器械備品費の増額補正について、今後、発熱外来の対応などオンライン診療等を活用した取組について質疑があり、これについては、医療センターにおける院内感染防止等の観点から、PCR外来センターの活用も含め第2波、第3波を想定し、医師会と連携・協議しながら市民の安心・安全を守っていききたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、議案第35号については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

なお、委員会として、今回の教育費の補正については、補正予算成立前に物品の発注及び納品が行われたが、これは議会の重要な権限の一つである予算の議決権を侵すものであり、今後このようなことのないよう注意されるとともに、急を要する場合は事前に議会と十分協議されたいとの意見を申し添えます。

また、議案第36号及び議案第37号の2議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第31号から議案第37号までの7件について討論を行います。

通告に従い発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長のお許しを得ましたので、本日提案されました議案第31号、32号及び35号について反対討論をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に議案第35号ですけれども、教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、一般管理費の増額補正について及び第3項の中学校費、第1目学校管理費、一般管理費の増額補正についてであります。

金額はそれぞれ650万、中学校においては250万となっております。

そもそも補正予算とは緊急を要する事業に充てるため、各定例会において上程をされ、議決され、執行されることを基本としております。

ところが、私の質疑に当たり、この消耗品の卓上シールドの購入に当たって行った中、明らかになったことは、議会の議決を得ることなく、教育長が10日に発案をされ、5月18日に発注、5月22日に納入という流れを確認させていただきました。

なぜ、市長はこのような流れの中で、急を要するならば、5月18日に議会議長さんに専決を申

し出て、5月19日に開催の全員協議会で了承を得ることができたのではないかと考えております。それをせずに、今回上程された先議ということになっています。

今、日本国は感染者数、累計で、昨日ですけれども、1万6,683人、現在の感染者は1,820人、新規感染者が41人、残念なことに867名の方がお亡くなりになっております。

また、世界においては感染者数569万1,790人の方、死者35万5,628人という状況であります。国の緊急事態宣言の全国解除はなされましたが、まだまだ予断が許されない状況であります。

確かに、亀山市の次世代を担ってくれる子供たちのコロナ感染対策には、いかなる手段を取っても防止するという施策が必要なことは私も十分理解しております。

しかしながら、今回の市長の先議の申出は議会に対しての、また議会制民主主義の二代表制を守るためには、これは違法だと私は思っております。市長に対して、執行者と議会がきちっと両輪のごとくかみ合わせ運営をすることによって、この亀山市民の生活の安心・安全なまちづくりができるという中で、やはり議会の議決権を損なうようなことはしてはならないという思いで反対をさせていただきたいと思っております。

次に、議案第31号でございます。

市長、副市長の給与に対する条例の一部改正が出ております。

改正内容は、令和2年度6月及び12月に支給される市長・副市長の期末手当を2回にわたって、市長が40万円、副市長は30万円とあるが、何を基準としてその額を決めたのか。そのことについて理解ができません。やはり、他の市町において首長、または知事においては全額返納。ある地域では50%の減額、あるところでは10%の減額というふうにパーセントで示してみえます。本日の先議によって、当亀山市議会議員の報酬減額は6%の減額という形で先議をされました。そのような中で、その40万、30万という数字は明確に理解することができません。

私は、今回の35号の議案を含めて、後ほどでも結構ですので、全額、市長・副市長は何らかの形で処理すべきかと私は思っています。

及び教育長にも責任があると思っております。

議案第32号に教育長の減額が出ております。教育長も、その理由の責任を取るべきだと私は思っております。だから、この議案を認めるわけにはいきません。

どうか議員各位のご理解で、議会の尊厳を守るために、ぜひともこの議案には反対していきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第31号から議案第37号までの7件について、起立により採決を行います。

それでは、まず討論のありました議案第31号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席ください。

起立多数であります。

したがって、議案第31号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第32号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第32号亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第35号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第33号、議案第34号、議案第36号及び議案第37号の4件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第33号亀山市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正について、議案第34号亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第36号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第37号令和2年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）については、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第13、議案第38号から日程第29、報告第8号までの17件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第38号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正の1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、独り親に対する所得控除が新設され、寡婦（寡夫）控除の見直しが行われたことに伴う規定の整理を行うことといたします。

次に、2つ目といたしまして、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、当該給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者である場合には、その旨の記載を不要といたします。

次に、3つ目といたしまして、法人市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付け割合に年0.5%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合といたします。

次に、4つ目といたしまして、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例適用期限を3年延長し、令和6年度までといたします。

次に、5つ目といたしまして、長期譲渡所得の金額から控除する金額に租税特別措置法第35条の3第1項の規定の適用により控除する金額を加えることといたします。

次に、6つ目といたしまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例適用期限を3年延長し、令和5年度までといたします。

次に、7つ目といたしまして、固定資産税関係でございますが、住民票、戸籍等の公簿上の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ使用者に通知した上で使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものといたします。

また、震災等の事由により所有者の存在が不明である場合に使用者を所有者とみなして固定資産税を課するときについても、同様に通知しなければならないものといたします。

次に、8つ目といたしまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者は、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに、氏名、住所等必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないものといたします。この場合において、申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかったときは、固定資産税における他の申告と同様に過料を科すものといたします。

次に、9つ目といたしまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、（通称）わがまち特例が特定再生可能エネルギー発電設備のうち水力発電設備、出力5,000キロワット以上のものに係る特例措置の適用期間が、参酌することとされている特例割合を見直した上で延長されたことから、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に新たに取得した当該設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、参酌すること

とされている特例割合に基づき4分の3といたします。

また、中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画に従って新たに取得した先端設備等に該当する事業用家屋と構築物に係る固定資産税の課税標準の特例割合は、参酌することとされている特例割合に基づきゼロといたします。

さらに、特例措置の適用期間が終了したことから、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設及び都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める規定を削除いたします。

次に、10番目といたしまして、軽自動車税関係でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した3輪以上の乗用の軽自動車の環境性能割を非課税とし、または税率を軽減する特例について、対象となる取得期間を半年間延長し、令和3年3月31日までといたします。

次に、11番目といたしまして、市たばこ税関係でございますが、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算するものといたします。

次に、12番目といたしまして、卸売販売業者等が輸出または輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し等をする場合は、たばこ税の申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、課税免除するものといたします。

次に、13番目といたしまして、その他でございますが、徴収猶予に関する手続等のうち条例で定めることとされている事項に関する規定は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等のうち条例で定めることとされた事項について準用いたします。

次に、14番目といたしまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

次に、第2条による改正の1つ目といたしまして、市民税関係でございますが、通算法人に係る法人税割の課税標準を法人税額とし、通算対象欠損金額がある場合等に一定の調整を行うこととなったことに伴う規定の整理を行います。

次に、2つ目といたしまして、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に開催し、または開催する予定であったイベントが新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため規模を縮小し、または中止し、もしくは延期したことにより生じた入場料金等の払戻請求権の全部または一部を放棄した場合には、その金額に相当する金額の合計金額、20万円を超える場合は20万円の寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の規定を適用いたします。

次に、3つ目といたしまして、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が遅れた場合における住宅借入金等特別控除の適用については、その入居期限を1年間延長することとされたことから、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を1年間延長し、令和16年度分までといたします。

次に、4つ目といたしまして、市たばこ税関係でございますが、令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1

本をもって紙巻きたばこの1本に換算するものといたします。

次に、5つ目といたしまして、その他でございますが、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

次に、第3条による改正といたしまして、第1条の規定による亀山市税条例の一部改正に伴い、令和元年6月27日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例について、関係する条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定の施行日等は別途定めることといたします。

また、附則において、平成27年6月30日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例、平成29年6月27日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例、平成30年6月28日に公布した亀山市税条例等の一部を改正する条例及び平成30年12月26日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

次に、議案第39号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条による改正の1つ目といたしまして、地域決定型地方税制特例措置、(通称)わがまち特例の適用期間が終了したことから、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定める規定を削除いたします。

次に、2つ目といたしまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

次に、第2条による改正といたしまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整理を行います。

なお、施行日は公布の日とし、一部の規定の施行日等は別途定めることといたします。

次に、議案第40号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により住民基本台帳法が改正され、除票の写し等の交付に関する規定が整備されたことから、所要の改正を行うものでございます。

また、このデジタル手続法により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止となったことに伴い、市における通知カードの再交付は行わないこととなったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第1条による改正の1つ目といたしまして、証明等関係手数料でございますが、住民票の写しまたは戸籍の付票の写しの交付に係る手数料の規定に、除票の写し及び戸籍の付票の除票の写しを加えることといたします。

次に、2つ目といたしまして、住民票記載事項証明書の交付に係る手数料の規定に、除票記載事項証明書を加えることといたします。

次に、3つ目といたしまして、通知カードの再交付に係る手数料の規定を削ることといたします。

次に、第2条による改正といたしまして、戸籍の付票の写し及び戸籍の付票の除票の写しについて、戸籍の付票の記載事項の全部または一部が表示された写しを交付することができることとなることに伴う規定の整理を行います。

なお、第1条による改正の施行日は公布の日とし、第2条による改正の施行日はデジタル手続法

附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日といたします。

次に、議案第41号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、及び放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の要件が見直されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目といたしまして、放課後児童支援員の研修の実施主体について、中核市の長を加えることといたします。

次に、2つ目といたしまして、放課後児童支援員は認定資格研修を修了した者でなければならないとする規定について、現在、令和2年3月31日までの間、同日までに認定資格研修を修了することを予定している者を研修修了者に含むとする経過措置を設けていますが、これを令和5年3月31日までの間、同日までに認定資格研修を修了することを予定している者を研修修了者に含むとする経過措置に改めることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第42号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾により政府の対応指針が示され、その施策の中に傷病手当金の取扱いの明確化や周知徹底が盛り込まれました。

この緊急対応策を受け、厚生労働省から市町村等に対して傷病手当金の支給を行うことを検討するよう要請がなされたことから、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に休みやすい環境を整備し、そのさらなる感染拡大を防止するため、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給することができるよう所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の規定を新たに設けることとし、1つ目といたしまして、対象者は給与の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者といたします。

次に、2つ目といたしまして、支給日数は労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数といたします。

ただし、給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金を支給せず、その受け取ることができる給与等の額が、この規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給いたします。

次に、3つ目といたしまして、支給額は直近の継続した三月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数といたします。

次に、4つ目といたしまして、支給期間は支給開始日から起算して最長1年六月までといたします。

なお、施行日は公布の日とし、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月3

0日以後の規則で定める日までの間にある場合について適用することといたします。

次に、議案第43号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を受け、三重県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度の被保険者に係る傷病手当金の支給に関する規定の整備等が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、市において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えることといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ5億4,138万5,000円を追加し、補正後の予算総額を276億2,949万9,000円といたしております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージ第2弾の残りの事業のほか、国庫補助金等の採択による事業費の追加計上等が主なものであります。

それでは、新型コロナウイルス感染症対策の緊急政策パッケージの3本柱であります「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」に沿って、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、「子どもと生活の支援」といたしまして、教育費につきましては、国のGIGAスクール構想の推進を図るため、小・中学生に1人1台のタブレット端末を整備する経費及び臨時休業期間中の学習を学校再開後に効率的かつ効果的に行うため、オリジナル学習教材を作成する経費を計上いたしております。

次に、「地域経済の支援」といたしまして、商工費につきましては、三重県と亀山市が費用負担を折半で行う休業要請への協力金として、市の分担金を計上し、財源として地方創生臨時交付金を活用いたしております。

次に、「感染拡大の防止と医療体制の充実」といたしまして、総務費につきましては、避難所において必要となる感染防護衣や段ボールパーティション等の購入に係る経費を計上し、民生費につきましては、様々な感染症から身を守るためのWHO健康都市・免疫力アップ大作戦として、免疫力を高める健康づくりの取組の啓発に係る経費のほか、住民接種に必要なワクチンを保管する薬用冷蔵ショーケースの購入に係る経費を計上いたしております。

また、教育費につきましては、図書館に配備する衛生機器等の購入に係る経費を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の補正予算といたしまして、総務費につきましては、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金を計上し、農林水産業費につきましては、団体営ため池整備事業において、本年度事業費が決定したことから耐震調査に係る経費を計上いたしております。

教育費につきましては、図書館整備事業における国の事業費配分により、次年度交付予定の補助金が前倒しで交付されることから事業費の増額をいたしております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、地方創生臨時交付金やGIGAスクール構想に係

る情報機器整備費補助金を計上するとともに、図書館整備事業において、補助制度の再編により社会資本整備総合交付金から都市構造再編集集中支援事業費補助金への組替えを行っております。

県支出金につきましては、団体営かんがい排水事業費補助金を計上し、繰越金につきましては、今回の補正予算に係る財源として前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、コミュニティ助成事業助成金を計上し、市債につきましては、図書館整備事業債を増額いたしております。

次に、議案第45号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額を46億3,170万円といたしております。

主な補正内容としまして、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し支給する傷病手当金を計上し、財源として県からの特別交付金を計上いたしております。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第46号工事請負契約の締結についてでございますが、井田川小学校校舎増築等工事につきまして、令和2年5月15日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札、事後審査型で、契約の金額は1億7,050万円、契約の相手方は亀山市田村町1995番地31、白川建設株式会社、代表取締役 服部 清でございます。

続きまして、議案第47号市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である末藤1号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号市道路線の変更についてでございますが、一般交通の用に供する必要がなくなった路線の一部廃止による終点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第3号令和元年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、下水道維持管理費など14事業につきまして繰越額が確定し、令和2年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号令和元年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございますが、衛生公苑前処理設備制御盤修繕において、新型コロナウイルス感染症の影響によりパネル部品の供給に遅れが生じたため、年度内に完了ができなかったため、やむを得ず令和2年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号令和元年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、川崎町地内、市道德原3号線ほか石綿管撤去及び配水管改良工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、令和2年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号令和元年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、

第5水源工業用水送水ポンプ更新工事などの建設改良費につきまして、繰越額が確定し、令和2年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号令和元年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、下水道ストックマネジメント計画策定に伴う既設管内調査業務委託などの建設改良費につきまして、繰越額が確定し、令和2年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第8号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に議案第44号及び議案第45号の令和2年度各会計補正予算について、補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、先議分以外の議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）及び議案第45号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、関連いたしますので併せて補足説明をさせていただきます。

これらの補正は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめました緊急政策パッケージ第2弾に関する残りの補正のほか、国庫補助事業等の採択による事業費の追加計上などを行うものでございます。

それでは、最初に緊急政策パッケージ第2弾に関して「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止と医療体制の充実」の3本柱ごとに予算に関する説明書の歳出から、説明欄をご覧くださいながら主なものについて順次説明をさせていただきます。

まず、第1の柱「子どもと生活の支援」でございますが、19ページをご覧ください。

第10款教育費、中段の小学校費の情報教育推進事業1億6,500万円、下段の中学校費の情報教育推進事業9,100万円につきましては、国のGIGAスクール構想の推進のため児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備するため備品購入費を計上いたしました。

次に、31ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございますが、第2款保険給付費、傷病手当金100万円につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し支給する傷病手当金を計上するとともに、29ページの歳入、第4款県支出金において、その財源となる県からの特別交付金100万円を計上いたしております。

次に、第2の柱「地域経済の支援」でございますが、戻っていただきまして17ページをご覧ください。

中段の第7款商工費、一般事業2,536万5,000円のうち、協力負担金2,500万円につきましては、三重県と亀山市が費用負担を折半で行う休業要請への協力金において、市の分担金を計上するもので、財源の一部に地方創生臨時交付金を活用いたしました。

次に、第3の柱「感染拡大の防止と医療体制の充実」でございますが、15ページをご覧ください。

上段の第3款民生費、地域団体支援事業300万円につきましては、地域福祉活動を行う亀山市社会福祉協議会への支援として、マスク、アルコール除菌ジェル、つい立てなどの備品、消耗品の購入費用を計上いたしました。

中段の第4款衛生費、健康づくり事業180万円につきましては、様々な感染症から身を守るためWHO健康都市・免疫力アップ大作戦として、免疫力を高める健康づくりに関する取組の啓発を行うため、リーフレットを作成する委託料などを計上いたしました。

次に、21ページをご覧ください。

第10款教育費、中段の図書館費の一般管理費135万円につきましては、図書の除菌消毒などを行うためのブックシャワー、空気清浄器、ライブラリーグローブ、つい立てなどの備品、消耗品の購入費用を計上いたしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な補正予算についてご説明申し上げます。

まず、補正予算書の3ページをご覧ください。

第2表 地方債補正につきまして、図書館整備事業について、事業費の増加等に伴い地方債の変更をいたしております。

次に、13ページをご覧ください。

上段の第2款総務費、地区コミュニティセンター等管理運営費250万円につきましては、井田川地区南及び御幸地区まちづくり協議会の備品整備事業が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択されましたので、市を経由して交付するまちづくり協議会への補助金を計上するもので、備品の内容につきましては、会議用テーブルや椅子等それぞれの地区が購入しようとするものでございます。

次に、1つと飛びまして、自主防災組織育成事業190万円につきましては、同じくコミュニティ助成事業としまして、関宿まちづくり協議会が行う防災備品整備事業が採択されましたので、まちづくり協議会への補助金を計上するもので、備品の内容につきましては、ガス発電機及びバルーン投光器でございます。

次に、17ページをご覧ください。

上段の第6款農林水産業費、団体営ため池等整備事業600万円につきましては、国の補助事業として、10分の10でございますが、令和元年度及び2年度の2か年で行う市内の防災重点ため池6か所の耐震調査のうち1か所分、これは下庄町地内北山池でございますが、これにつきまして令和2年度事業となったことから、調査に係る委託料を計上いたしましたものでございます。

次に、21ページをご覧ください。

第10款教育費、中段の図書館整備事業2億4,000万円につきましては、国の事業費配分により、次年度交付予定の補助金が前倒しして交付されることから、保留床購入負担金を増額いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻っていただきまして、9ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金、地方創生臨時交付金1,380万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る休業要請の協力金に対する市の負担金の財源の一部として計上いたしました。

次の情報機器整備費補助金の小学校8,776万5,000円、中学校3,773万5,000円につきましては、児童・生徒への1人1台タブレット端末の整備事業の財源として計上いたしました。

次の社会資本整備総合交付金2億8,000万円の減、1つ飛びまして都市構造整備再編集中支援事業費補助金4億円につきましては、図書館整備事業における国の補助制度の再編及び事業費配分による増額を計上いたしました。

中段の第16款県支出金、団体営かんがい排水事業費補助金600万円につきましては、先ほど申し上げた防災重点ため池の耐震調査の財源として計上いたしましたところでございます。

次の第20款繰越金、前年度繰越金1億5,732万1,000円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

下段の第21款諸収入の一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金につきましては、総務費雑入の440万円では、井田川地区南及び御幸地区並びに関宿まちづくり協議会の備品整備に対する補助金の財源として計上いたしました。

次の消防費雑入100万円では、消防団活動備品の整備事業の採択により、当初予算で計上しております消防団の管理運営費の財源として計上いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

第22款市債、図書館整備事業債（合併特例債）4,710万円につきましては、図書館整備事業費の増加により増額し、次の図書館整備事業債6,330万円につきましては、新たに公共事業等債の借入れを追加いたしております。

以上で、先議分以外の補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

明日30日から6月7日までの9日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

明日30日から6月7日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は6月8日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時58分 散会）

令和 2 年 6 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

令和2年6月8日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第39号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第40号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第43号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第45号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第46号 工事請負契約の締結について

議案第47号 市道路線の認定について

議案第48号 市道路線の変更について

報告第 3号 令和元年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 4号 令和元年度亀山市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 5号 令和元年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 6号 令和元年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 7号 令和元年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 8号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	水越いづみ
書記	西口幸伸		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご覧おきください。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるものです。したがって、再三申し上げますが、自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意いただくとともに、発言は簡潔にお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許可します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

勇政の櫻井清蔵でございます。

それでは、6月定例会冒頭の質疑をさせていただきたいと思っております。

今回、議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきたいと思っております。3項目ありますけれども、順次質疑には明確なご答弁を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

このコロナ、世界的にもう680万人を超えて、死亡者も40万人を超えるというような状況の中で、この6月定例会が無事開催されたことは、本当にすばらしいことだと思っております。

その中で、まず1項目めの歳入の第20款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、前年度繰越金の増額補正についてお尋ねしたいんですけれども、お尋ねする前に、この繰越金の予算上の性質について、どのようなものであるか、ちょっと知識が薄いもので、お教えいただければありがたいです。よろしくお願ひします。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

おはようございます。

お尋ねの前年度繰越金でございますが、前年度決算における歳入歳出差引き額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を除いた額を前年度繰越金として翌年度の予算に計上するものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。前年度のお金を基金繰入れと翌年度の財源という形で繰り越されておるというふうに理解させていただきます。

ところで、本丸のところに入っていきたいと思うんですけれども、前年度繰越金3億7,000万あったと思うんですけれども、当初予算に1億円繰り入れますと。残額が2億7,000万。それで確認したいんですけれども、5月7日の臨時会で、1号補正で9,061万9,000円の繰越金を補正として上げてみえます。さきの開会日の5月29日に、2号補正として1,513万4,000円の補正を行って見えます。それから、今回お尋ねしておる3号補正ですけれども、1億5,732万1,000円の補正を今回提案されております。

しかるに、合計、前年度繰越金に対比しますと3億6,307万4,000円の繰越金をこの6月補正に投入されておるんです。これは確認の意味において、正しいのか間違いなのか、確認したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員のおっしゃいますとおりでございます。

前年度繰越金でございますが、約3億7,500万円と見込んでいたところございまして、このうち当初予算に1億円を計上し、臨時会におきまして約9,000万を計上いたしました。そして、6月議会におきまして、一般会計第2号先議分といたしまして約1,500万円を、また一般会計第3号補正予算の財源といたしまして、約1億5,700万円を計上いたしましたので、残りは約1,300万円と見込んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。私もあまり財政のことは詳しくないんですけども、基本的にこういうふうに表現させてもらうのが妥当かどうか分かりませんが、この前年度繰越金は、今後あらゆる事態に備えて、当然、緊急な今回の5月7日の臨時会、また5月29日の先議の案件等々で1億のお金が出ておる。今回も1億5,000万出てきたと。

繰越し財源というのは、一つの行政運営上の隠し財産、隠し金というのはおかしい言い方ですけども、補正に対する補填財源であるというふうに私は認識しておるんですけども、今聞かせてもらうと、当然今から、これは4月1日から令和2年度の行政が始まったわけですけども、令和2年の6月の段階で繰越金が僅か1,500万だったと。財政運営上、果たして今後の9月及び12月に対して、これはいいのかどうか。

基本的に、いろんな市民の皆さんからの要望は、私は主に9月にかなりの要望に応えるための緊急を要する財源として補正が必要な場合にこの繰越金を充当しておったように思っておりますけれども、私の今までの経験のことでそういうふう感じていたんですけども、果たしてこれがもうゼロに近いという状況でいいのかどうか、お答え願えるとありがたいです。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

前年度繰越金につきましては、毎年度6月、9月議会の補正財源として、その都度、必要な額を計上し、12月補正において繰越額の全額を計上いたしているところでございます。

今年度におきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算への財源として、今回の補正予算を合わせ、総額3億6,307万4,000円を計上いたしたところでございますが、昨年度の決算額が確定していないため、あくまでも暫定的に計上いたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、暫定的という答弁はちょっとおかしいのと違うかな。補正予算書を持ってこんだですけども、補正予算書に各科目で、その1億5,000万の用途目的が書いてありますわな。暫定的って、この定例会で議決をやって執行するべきお金ですやんか。暫定的という表現はおかしいのと違

いますか。

だから、この6月で全ての繰越金をゼロにしたということが妥当かどうかということをお尋ねしておるんですわ。いかがですか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、3億7,000万を暫定的というふうにお答えさせていただきましたのは、9月の決算がまだ済んでいない状況でございますので、そういった段階で暫定的という言葉を使わせていただいたところでございます。

それと、今回6月、9月で、本来ですと補正財源として使わせていただく前年度繰越金が、既に6月の段階でゼロに近いという状態につきましては、この新型コロナウイルス感染症対策に係る部分として使わせていただいているということで、非常に異例な状態というふうに考えております。

しかしながら、この新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費を速やかに計上して、対策を打つ必要がございましたので、このような予算措置をさせていただいたところでございます。

なお、今後、台風等で補正予算の編成が必要になる場合は、財政調整基金等を活用して対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

山本部長から財政調整基金という表現がありましたので、それについて。

さきの3月の議会のときに、基金の取崩しが多いのではないかと。基金目標が20億であるのにいいのかというような質問をさせてもらったと思う。そのときに、この繰越金及び令和2年度の入札差金等によってトータル6億以上確保できるようなことから、恐らく20億には足らんけれども、それ相応の財源確保ができるというようなご答弁であったと思っています。それは間違いありません。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

確かに、そのようなご答弁をさせていただきましたし、今回長期財政見通しを鑑みましても、令和元年度の長期財政見通しと現在の財政調整基金残高の比較としては、約2億ほど上振れをしておるといような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その当初の2億の上振れの根拠は何ですか、今見通しで。ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

上振れをさせていただいた根拠でございますが、1つは前年度の事業費が予算よりも少なかったということが大きいということと、あと特定財源などが有効に活用できたと。そのようなことから、2億円の上振れが生じておると、そのように認識しております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基本的に、財政調整基金から、もう前年度の繰越金が1,500万ぐらいと。もう今後、9月、10月の緊急時のときに、今言われた災害とか、そういうものが起こったときは基金を取り崩せばいいやんかということですけども、基本的に5月7日のときに、予備費というのがありましたね。当初予算で4,000万。マスク5万枚でしたかな。50円で250万を充当というか、充用されたと。予備費も、これはそんなにありませんから、当初から。

だから、この繰越金のやっぱり必要性、それから今後の市民の要望に対して、明らかに、よく窓口で聞くんですけども、また市民の人から聞くんですけども、要望を出したときに、各部署で、今年あまり予算がないので来年度に回してくれと。予算がないから、そのような要求はできやんと。どんな緊急を要することでも、各部署に配分された予算では対応できやんという声を聞くんですけども、そういうような要望に対しては、恐らく9月、12月でも補正はやると思うんですけども、必ずそれは財調を潰してでも対応するという思いなんですか、そうすると。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、補正が必要な分ということで、先ほど私、災害等のことも言わせていただきましたが、議員からご指摘がございました市民要望ということで、どうしても補正でなければ対応がかなわないといった予算については、こちらのほうで採択をさせていただいて事業化を図ってまいりたいというふうに思っております。

そのようなときに、財政調整基金を活用させていただくということも申し述べさせていただきましたが、また今回はコロナウイルス等によりまして事業が縮小・中止になっている、そういった予算もございますので、そういった予算も有効に活用しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の答弁の中で、各種事業の中止という予算があるので、それも充当していきたいというような話ですけども、これは一般質問でもさせてもらいますもんで、それはちょっと違うんじゃないかと私は思う。

基本的に、確かに日本は1,000名近い人が亡くなられて、感染者が1万6,000名見えて、今入院されておるのが1,195名ぐらいだと思うんですけども、今後やっぱり、幸い亀山市はコロナの感染者が見えませんがよろしいですけども、私は世界的なこの状況から見ると、この秋冬にかけて必ずもう一波来ると思っておるんですよ。これは、私の予測が外れたらよろしい

よ。もし、亀山市に感染者が発生した場合には、それ相応の対策をやらんならんと。安易に考えてもらったら困ると思うんですわ。そういうような手当てもしていかなあかんと思うんですけども、その財源に今言われたイベント中止の財源をそれに回していくと。そういうようなものではないと私は思うんです。もっと違う手法があると思うんですな。

あくまでも、一般の市民要望に対しては、この前年度繰越金がゼロやから基金を取り崩すと、そうして対応していくというのは、市長に確認したいんですけども、そういうふうに指示はできませんかな、市長。イベントというのじゃなしに、基金を取り崩してでも、今後の、私はコロナやと思う。市民の今後の要望に対して、基金を取り崩して、そして対応していくという気持ちが、この繰越金をゼロに近い数字にした。私は何かの保険がないとあかんと思うんですよ。それを保険のために、市長にちょっとどういうふうにするのか、お伺いできないかと。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

議員のご質問のご趣旨は、多分今回の前年度繰越金がここでコロナで全部使われて、今後様々な要望に応えられるのかということであろうかと思えます。

私どもとしては、今後の補正予算の編成におきまして、当然新型コロナの行方が、ご所見のように、状況の変化で私どもが緊急的に、さらに追加的に措置をしなくてはならんことというのは起こってこようかというふうに思います。これは優先すべき問題であろうと思いますので、しっかり対応させていただきますし、また他の様々な事業、市民の皆さんの要望というのは、本当に多種多様、頂いておりますが、何を優先すべきかということにつきましても、必要な事業につきましては、今後財源の不足等々につきましても、財政調整基金の活用、当然でありますし、また事業の見直し等々、これはやっぱりしっかりまた見極めつつ、それらに対応していく必要があろうというふうにおおるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、財政調整基金をやっぱり確実に取り崩して、コロナ対策を最優先にしなあかんと思うんですけども、だけど市民生活の個々の要望については、やっぱり的確に対応すると。

当初に217億を編成されたときに、各部局の要望も精査されて、十分対応されたと思うんですけども、だけど恐らく、私はこの繰越金を使用するよりも、やっぱりこの段階で財政調整基金を取り崩して、この第3号補正に充当すべきであったということは考えられなかったのか。確かに、8億のお金を潰したら、また議会から言われると思うんですけども、ここの基金はようけあるんですよ。例えば、まちづくりとか、いろんな基金がありますよ。十三、四億ありますよ。そこら辺も調整した中で、やっぱり繰越金は、私は隠し財源やと思っています、妙な言い方ですけども。

だから、今回は繰越金を1億5,000万残しておいて、基金から取り崩してコロナ対策に充てるというような形にしてもらえれば、この補正がコロナ対策に対するお金だと、今までためていたお金をこのために使う、本当に世界的な危機のときに使うための基金であると私は思っておるんで

すよ。なぜ、そんな財調をこの第3号補正で使われなかったのか。やっぱり繰越金の1億5,000万円は残しておくべきだと私は思っているの。なぜこの段階でこの基金を、財調を潰してこれに充当されなかったのか。それがちょっと分らないのですが、そういうような指示は市長、出されたんですかな。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは釈迦に説法でございますし、前年度の実質収支の半分を基金に、そしてその残り半分を翌年度の補正財源として活用していくと。これはもう、長年そのように対応させていただいてまいりました。6月、9月の様々な緊急的なもの、あるいは必要なものにつきましては、前年度の繰越金を有効に活用させていただいてまいりました。

ただし、本年度はご案内のようにこの新型コロナの対応、国も県も全面的にこの対応に注力を頂いておりますし、本市としても可能なことをやっていくという思いの中で、総合対策を展開いたしておるところであります。

議員のご質問、ご趣旨は、前年度繰越金を使わずに、この対策に基金を取り崩して使うべきではなかったかというご趣旨であろうと思います。私どもとしては、そういう指示は出しておりません。当然、まずは前年度のこの繰越金を補正財源として、可能なことを今回の総合対策に使うということで予算編成をさせていただいたものでございます。

財政運営の考え方は様々あるかと思っておりますけれども、私どもとしてはそのような考え方で、今までもそうですし、本年度におきましてもそのように対応させていただいたところでございます。

今後、先ほど申し上げましたように、ご心配である必要なものにどうするのやということについては、当然財政調整基金を有効に活用する、あるいは事業をしっかりと見直しをしていくという中で判断をさせていただくことになろうかと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

お金の色には関係ないんですけれども、こんなものを見せるのもあまり格好悪いけど、私も財布を2つ持っておるんです、常に。これは日常に使う金やと、これは緊急のときに使う金やと、こういうふうに振り分けておる。これは繰越金か、これは基金かどうかは分らないで。やっぱり、お金の色は変わらないですよ。硬貨から札まで。だけど、やっぱり基金の財調を潰すのは、やっぱりようけ潰して、四十何億あったやつをここまで8億まで落としてきているんで、これをここに使うとまた減るもんで、議会から言われるけど、それはやっぱり私も理解できる、そうしていただければ。今、財布2つ見せたけど、やっぱり緊急にどうしても使わんならん金と、ちょっとそこら辺のものを買うときにこっちの財布を使うというような形で運営していくのが行政であり、1つの私の考え方があれかも分らないけれども、私はそうやと思います。

極力、市民のコロナ対策も本当にしっかりとやらしてもらわないけませんし、基金活用もしてもらわないかん。こうやって、今回は繰越金を充当されたけれども、やっぱり基金の活用というのは、そ

れ相応の理由をつけたら、市民の皆さんは十分理解していただけたらと思います。これは、十分にさせていただきたいと思います。こればかりやっておいたら、時間が残り少なくなっていますけれども、そういうふうに今後の対応を考えていただきたい。やっぱり資金の費目によって、きちっとすみ分けができるようにやっていただければありがたいなと思っております。

それから、教育費の図書館費ですけれども、合併特例債とそれから図書館整備事業の増額補正ですけれども、基本的に最初5億6,000万あって、今回2億4,000万やっておると。2億4,000万のうち、これはどんな変更があったか知らんけれども、当初は5億6,000万あったところが、それが2億4,000万、今回計上されておるんですけれども、その内訳が、国からの交付金が1億2,000万、それから市債が1億千何十、残の九百何十万が一般財源を使われたと。これはどのような組替えがあったんですかね。4億あったやつが減って、一遍どのような事情でこれは。1億千何十万という市債が発生しておるんですけれども、当初見込んでおったよりも、あれですか。

ちょっと資料を私、持ってこなんだもんで、えらい数字がはっきり言えんですけれども、ここにあるわ。これですな。市債で1億1,040万のうち、図書館整備事業債で合併特例債が4,710万、図書館整備事業債で6,330万とありますけれども、これはこの中で当初の説明とすると、社会資本整備交付金2億8,000万の減額と。都市構造再編支援事業費補助金4億円からこういうふうに計上があって、そこで減額の交付金が、社会資本が2億8,000万ですもんで、こちら辺、これはどのような組替えがあったのかな。ちょっと教えていただけませんか。これは市債が発生するんですな。

○議長（小坂直親君）

桜井教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

おはようございます。

補正の詳細をということでご答弁させていただきます。

図書館整備事業の予算につきましては、令和元年度当初予算におきまして、図書館保留床購入費について、令和2年度、令和3年度までの2年間で22億円を限度として債務負担行為を組んでおり、平成31年3月定例会において、議会の議決を頂いているところでございます。

本年度当初予算におきましては、保留床購入負担金として5億6,000万円を計上し、その特定財源として保留床購入負担金に対する国庫補助である社会資本整備総合交付金、補助率2分の1でございますけれども2億8,000万円を、図書館整備事業債、これは合併特例債でございますが2億6,600万円を計上し、さきの3月定例会において議会の議決を頂いたところでございます。

今回、国庫補助の制度再編によりまして、社会資本整備総合交付金が都市構造再編集中支援事業費補助金に移行し、また来年度交付予定の補助金が前倒しで一部交付される内示がありましたことから、予算の補正を行うものでございます。

補正の内容でございますけれども、歳入におきましては、国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の2億8,000万円を全額減額し、新たに都市構造再編集中支援事業費補助金4億円を追加いたしております。市債につきましては、図書館整備事業債について合併特例債を4,7

10万円増額し、3億1,310万円にするとともに、公共事業等債6,330万円を新たに追加するものでございます。

歳出におきましては、保留床購入負担金について2億4,000万円を増額し、補正後の予算を8億とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度間の予算の配分を見直すことにより、図書館保留床を購入するための特定財源である国庫補助金を確実に確保するために行うものでございまして、図書館保留床購入費の総額22億円には変更がないものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、保留床購入費の22億円の変更はないけれども、財源内訳が変更したと。こういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

桜井参事。

○教育委員会事務局参事（桜井伸仁君登壇）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

財源内訳は変わったんですけども、1つ気になることがあって。この市債の中で、図書館整備事業債6,330万、これが発生した理由をちょっと教えてもらえませんか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

図書館整備事業におけます財源としての市債は、当初予算では合併特例債2億6,600万円を計上いたしておりましたが、今回の事業費の増加による補正予算に合わせまして、合併特例債を4,710万円増額し、新たな財源となる市債、公共事業等債6,330万円を追加計上したところでございます。

本来、市債の活用は1事業当たり1市債とされておりますが、財源を有効に活用するため、図書館の閲覧等を行う開架書架エリアと事務所等の管理エリアをそれぞれ別事業として区分し、開架書架エリアには合併特例債を、管理エリアには公共事業等債を充て、一般財源の支出の抑制を図ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、このコロナ感染の中で、特別委員会の開催予定が2回流れたんですけども、それでこの6月19日に、また特別委員会が開催されるというんですけども、この辺は資料等をもらっておるんですけども、合併特例債1本の事業では金がなかったもので、この市債を発行したという

ふうに理解してよろしいですか、これは。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、合併特例債は令和3年度で全て、図書館と駅前事業で使い切るということになりますので、それに伴いまして、一般財源が必要となりますので、それを補うために新たな事業手法として公共事業等債を活用させていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

結局、合併特例債の項目が出とるで、合併特例債がもうかつかつ、ゼロになったもんで、違う起債で対応していったと。元の試算数字は変わらんけれども、当初予定しておった交付金等で支障を来したもので市債の発行をやったと。こういうふうに理解してよろしいかな。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

図書館の購入の保留床の22億につきましては、当初の予算どおり、最初は社会資本整備総合交付金の補助金と合併特例債というような形で予算取りもさせていただいておりましたが、その中で、起債の部分につきましては、先ほども説明がありましたように、1事業1起債という考え方から、2つの起債が使えるというようなところを国・県とも相談させていただきまして、より一般財源を抑制するといった立場から、公共事業等債の活用を図ったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、この予算書を見ると、今回の合併特例債の2億4,000万、内訳は国庫支出金が1億2,000万、地方債が1億1,040万、一般財源を960万と。そうすると、960万というのはどういう理解をさせてもらったらよろしいかな、一般財源の投入。

本来だと、22億の中で社会資本の金で十分その補助金等を活用できるのに、新たにこの960万の一般財源を投入したと。この一般財源の原資は、今言った繰越し、冒頭から申し上げておった3次補正の1億5,000万の中の960万やないですか。いかがですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、合併特例債と公共事業等債を充当させていただきまして、それぞれ合併特例債の充当率は95%で、公共事業等債の充当率は90%ということで、それぞれ5%と10%については一般財源が必要になっておりますので、それを計上させていただいたというところでございます。

あと、その財源につきましては、議員ご指摘のように前年度繰越金を活用させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり、その960万ちょこ、1,000万のお金ですよ。それは貴重な財源なんです。残りが1,500万しかない。これも何らかの手法でやるべきやと。当初予定しておった国からの社会資本の2億8,000万が減額された。そうすると、こういうような形で960万の一般財源を投入せんらんとというような状況ですやんか。そうすると、果たしてその図書館整備とは一体何ぞやと。合併特例債はどんどん放り込む、残りをね。10億近い、合併特例債も。今出てきた合併特例債の財源4,710万、ほとんどこれでゼロになったんじゃないですか、この4,710万で。ちょっとそこを教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

令和3年度で合併特例債を使い切るということで、令和3年度に6億500万という合併特例債を図書館整備事業で使わせていただくということでございまして、そのうちの4,700万を令和3年度から2年度へ前倒しをさせていただいたというところでございます。

また、先ほどの国庫補助金につきましても、令和3年度事業の分の補助金を令和2年度へ確実に予算を活用するという意味で前倒しをさせていただきました。

あと、加えて960万の一般財源につきましても、令和3年度に使う分を前倒しさせていただいたということで、決して増額させていただいたということではございません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、できましたら、駅前開発事業も大事なことですけれども、図書館整備事業、大事なことですけれども、やはり市民の皆さん方はいろいろ要望されておる。いろんな事業もあると思います。それに十分対処いただけるように申し上げて、今回はこれで質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。

議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、健康づくり事業の増額補正についてでございます。

こちらはまずはどんな内容か、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

内容でございますが、今回の補正予算に上げさせていただいたものにつきましては、免疫力アップ大作戦と称しまして、当市はWHO健康都市連合の加盟都市でございます。新型ウイルスが世界に蔓延するという、このような体験をしている今だからこそ、市民の健康を達成する健康都市を目指す取組を進めてまいりたいと考えております。

ウイルスと共存するウイズコロナ、その先にあるアフターコロナを生き抜くという視点から、全ての世代において免疫力を高めることは重要であると考え、そのことから食事や運動、読書など、ストレス解消につながる健康的な生活を送っていただくことにより、免疫力が向上できる取組を進めてまいりたいと考えております。

具体的な内容といたしまして、まず今年度は、亀山市食生活改善推進協議会の協力を得て、免疫力アップの食材やレシピの紹介をするほか、屋内でできる運動の紹介などを掲載したリーフレットを作成し、全戸配付いたしたいと考えております。

また、リーフレットの作成に関しましては、亀山地域医療学講座の三重大学医学部の教授に総合的な監修をしていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

免疫力アップのための食生活ですとか運動の紹介をリーフレットにして全戸配付をするということだったんですけれども、まず全戸配付する必要があるのかどうかということをお伺いしたいんですけれども、例えば広報でしたら全戸配付しておりますし、あいあいですとか市役所、それから各まち協とかにリーフレットを据置型、そこに置いておくというリーフレットじゃ駄目だったのかというのを伺います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回、作らせていただくリーフレットですけれども、市全体でまず意識の高揚を図っていただきたいと思っております。ですので、皆さんのお手元に置いていただき、保存版として継続してご覧いただけるように、広報の特集記事としてではなく、別冊のリーフレットとして作成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

保存版にするためにということだったんですけれども、広報だから保存できない、リーフレットだから保存しておくというものでもないと思うんですね。その方に関心があって、必要であったら広報であろうとリーフレットであろうと手元に置いておくので、例えば広報の真ん中のページにしておけば、取り外しもできるので、広報でもいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回は、先ほど申しあげましたように、やはり保存版としてのリーフレットの作成を考えております。

議員おっしゃるとおり、確かに広報のちょうど中央ぐらいの特集記事ですと、取り外して保存ということも可能ではあると思いますけれども、今回は、何とかご覧いただけるような冊子を作ってまいりたいと思いますので、リーフレットの作成とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

どうしても見てほしいということなんですけれども、そのリーフレットの内容なんですけれども、食生活・運動の紹介ということでしたけど、ちょうど今朝もテレビ番組で、大学の教授の方が免疫力を上げる方法みたいなことを特集されていたんですけれども、そういったテレビの情報番組でもされていますし、ネットとかで検索してもたくさん出てくると思います。本ですとか運動のDVDなんかもありますけれども、それとはどういった違いがあるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

確かに議員のおっしゃるとおり、インターネット等で検索をすれば、本当にいろんな情報が入る社会でございます。ただし、インターネット環境がない方、あるいは検索できない方もいらっしゃいますし、冊子として何回も読み返すことに意義を感じられる方も多いというふうに認識しておりますことから、全戸配付をするリーフレットというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それから、今回、免疫力アップ大作戦ということなんですけれども、この作戦というのはどういうことなのかなというところなんですけれども、目的は市民の免疫力をアップして、病気にかからないようにすることだと思うんですけど、リーフレットだけでそれが達成できるのかというのはちょっと疑問なんですけど、このリーフレット以外のほかの戦略というか、ほかの作戦とかアプローチ方法とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

そもそもですけれども、ウイルスから最も有効な手段というのは、やはりワクチンの接種であると考えております。ただし、現在この新型コロナウイルスワクチンは開発されていません。今、全世界で一生懸命開発がされておるところでございます。

そんな中、一番早く、一番確実に皆さんに届く方法として、今回リーフレットを考えさせていただきました。まだこれは第1弾と考えております。まだ今後いろんな免疫力を上げる方策というのを、その都度その都度ご提案できればというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ワクチンができるまでに、またほかのことをということなんですが、まだそこまでは行っていないという感じですかね。分かりました。

では、今のところはリーフレットが作戦の一つなんですけれども、これは何をもって作成の成功というところにするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

まず、免疫力アップが目標としておりますので、何をもって成功というふうになるのかというと、やはり例えば皆さんが風邪を引きにくくなったとか、おなかの調子がよくなったとか、そういったご意見を頂くなど、日々健康に過ごせているとおっしゃる方が増えることが作戦の成功であると考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市民の方が健康になったわというお話をもって作戦成功ということなんですけど、それはどういう形で検証をしていくのかというのは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

リーフレットの中に、はがきで返答できるアンケートを入れるつもりでおります。市民の方々のご意見を集約していこうと思っております。

また、今年度で3年目となりますかめやま健康マイレージの参加者数の増加や、ボーナスポイントとして免疫力アップの取組を上げていただいた方の人数などでも検証ができるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

アンケートですとか健康マイレージを使ってということなんですけれども、3年目ということだったんですけれども、今現在の健康マイレージの状況というのを伺ってよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

昨年度のかめやま健康マイレージの参加者数は延べ452人でございました。その中で98%、447の方が今後も健康づくりの取組を継続していくとお答えいただいております。それをもちまして、今年度の健康マイレージ事業は、今現在募集をかけておりますけれども、始めさせていただいたところがございますので、今年目標を600人として取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

参加者が昨年は442人で98%の方が続けたいということなんですけれども、もともと健康意識の高い方がされているのかなと思うんです。今年目標も600人ということなんですけれども、全戸配付をして、この目標はちょっと少ないのかなという気はいたします。

それから、これは180万円の事業なんですけれども、100万円ほど、ほとんどが業務委託料なんですけれども、こちらの業務委託先の選定方法ですとか、選定基準というところをお伺いしたいと思うんですけれども、先ほどから申しておりますように、かなり内容がいいもの。まず手に取ってもらう、関心を持ってもらう、もともと健康意識の高い方じゃなくても使っていただけるようなものでないといけないと思うんですけれども、かなり見て効果が期待できそうだなと思われないといけないんですが、その辺りもお伺いしたいと思っておりますけれども、できそうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃるとおり、単なるリーフレットの印刷、あるいは作成だけではなく、例えば先ほど申し上げましたように、食材のレシピの紹介や効果的な運動などをそのリーフレットに掲載してまいりますので、より注意深く興味深くご覧いただけるような紙面構成をしていただけるような業者に委託いたしたいと考えております。

また、そのようなことができるような仕様書もつくってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

この食材が何とかに効果がありますとか、これはこういうふうに作りますとか、単純にこういう運動をするというだけでは、180万、委託料は100万ですけれども、かける必要があるのかなということなんですけれども、何が言いたいのかと申しますと、これは新型コロナウイルス感染症対策緊急政策パッケージの第2弾のうちの一つなんですけれども、これに180万使う意味のある緊急性ですとか緊張感のある施策なのかどうかということをお伺いしたいと思いま

す。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

先ほどちょっとお話しさせていただきましたように、免疫力アップ大作戦は、今回が第1弾というふうを考えていて、どこまで続くか分かりませんが、次はこういうふうな施策というふうにもまた続けていければと考えております。

免疫力アップですのもちろんですけれども、今の現在の、先ほどちらっと言いましたけど、ウイズコロナの時代、あるいはコロナが少し感染力が収まっていったアフターコロナの時代、そういう時代を乗り切るための事業であるというふうを考えております。

また、コロナウイルスだけではなく、免疫力を上げると、例えばインフルエンザであったり、ほかのウイルスからの感染も防げるというふうを考えておりますので、市民全体の健康維持にご活用いただければというふうを考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

効果が出るまでには長い時間がかかると思うので、私も長い目で注目をしていきたいと思いますので、質のよい、利用してもらえそうなものになることを期待しております。

次に参ります。

第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費及び第3項中学校費、第2目教育振興費、情報教育推進事業の増額補正についてでございます。

こちら事業の概要についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、事業の内容でございますけれども、小・中学校の合計でございますけれども、タブレット、そしてキーボードを3,750台程度購入させていただこうかと考えております。

それともう一つは、これに付帯いたしますタブレットのカバーでありますとか、そのタッチペン、こういったもの。それと、このタブレットを使用するに当たって必要となります学校での管理用パソコン、これは各校1台程度を想定しておりますが、それとそのタブレット等に使用いたしますソフトとしての学習ドリルを購入するといったものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

こちらですけれども、今回1回買ったなら終わりなのかというところなんですけれども、これ整備費用の2分の1は国が負担ということだったと思うんですけれども、今回1回限りなのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、今回のタブレットの整備につきましては、基本的に2分の1の補助が出るというものでございます。この先、当然、いずれは更新とかそういうことも必要になってくるかと思いますが、これについては今現時点で明快にこうであるということが示されておられませんので、私どもといたしましても引き続き更新等の国庫の補助等については要望していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、このタブレットの使い方についてお伺いしていきたいと思うんですけども、まずは学校の校内だけで使用するのかどうかをお伺いしたいと思います。宿題とかで、例えば家庭に貸し出すとか、そういうこともあり得るのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

この事業はGIGAスクールの実現を目指しての事業でございます。

GIGAスクールそのものは、学校において1人1台のタブレットを児童・生徒に持たせて、学習を有効に進めていくというものでございますが、議員お尋ねの家庭への持ち帰りの可能性についてであろうかと思いますが、まず学校において、持ち帰りのルール、ネットモラル、ネットの危険性等を指導し、児童・生徒が1人で機器を使いこなせるスキルを身につける。また、タブレットのセキュリティーを整える。そして、家庭での通信環境が整い、ご家庭で通信料を負担していただければ、ご家庭でオンライン教育、オンライン学習が可能となります。条件が整わなければ、貸し出したときにオフラインの学習となります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

子供たちが使えるようになること、それから環境がちゃんと整うようになることが条件だということなので、それができるようになれば、いずれかはそういう可能性は出てくるということかと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

それプラス、ご家庭でのインターネットにつながる環境、そしてそこには通信費が伴います。そういう一定の課題はあろうかとは思いますが。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

それでは、学校内での具体的な活用方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、児童・生徒は一人一人タブレットを持つことで、インターネット、それから学習ソフトというものを活用して、自分のペースで学習を進めることが可能になるというふうに考えております。

また、手元で鮮明な写真や動画、これを児童・生徒が直接確認することで、理解の深まりや学習の定着が期待できるかと考えております。

さらに、自分の考えや友達の考えをグループや学級全体で瞬時に共有することができるため、子供たちの学び合いの質の向上につながります。

これらの活動を通して、全ての学習の基盤となる情報活用能力を高める、こういった学びにつながるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

インターネット、それから学習ソフトを使って、画像などを見ながら学習することと、クラスのお友達、それから先生と学び合い、そして情報の活用能力を養っていくということなんですけれども、これはなかなか先生が教えるというところも難しいんじゃないかなと思うんですけれども、先生の技術的な問題はないのかということと、研修等を行われると思うんですけれども、研修だけでカバーができるのか。そして、そもそも研修をしている余裕があるのかどうかということをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在も研修は積み重ねて継続中ございまして、ICTの支援員もアドバイザーも教育委員会に1名任用しております、動画作成を含めて研修は積み上げ中というところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

アドバイザーの方もいらっしゃるということなんですけれども、お1人ということで、1人ではなかなか市内全ての学校をカバーするのは難しいかなと思うんですけれども、今後増やしていくという予定はあるんですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

1名任用しているICT支援員は、実際の実用の場面でサブの指導者としても入ります。それ以前に、県教育委員会、市教育委員会の研修を積み重ねてございまして、現に今あるタブレットが、台

数は不足しておりますが、幾つもの実践を積み重ねておりますので、それを見合う、校内で教え合う、そういったことで、一定進んでいるかと認識しております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今までの積み重ねがあるので、1人で大丈夫というところかと思えます。

ただ、学校現場が今コロナの対策で、いろいろ臨機応変に対応していただいていますので、今までにないプレッシャーもあると思います。この導入によって、先生とか子供たちにさらに負担にならないような配慮はしていただきたいなと思います。

それでは、次に参ります。

第10款教育費、第8項教育研究費、第1目教育研究費、一般事業、映像作成委託料の増額補正についてでございます。

こちら事業の内容を教えてください。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、作成する動画でございますけれども、主に小学校の3・4年生の社会で学習するものを考えております。特に亀山市の公共施設でありますとか地域の産業、そして地域の安全を守るための諸活動など、こういったものを学ぶための学習動画を10本程度作成することを考えております。

この学習動画は、亀山市内の施設で働く人々の様子、そして思い、願いなどが分かるインタビューなども組み込んでいこうかというふうに考えております。

こういったものも幾つか全国的なものはございますけれども、地域のことを学んでいくということにはなりませんので、亀山オリジナルのものをつくっていくということを考えております。

また、この動画につきましては、こういった事前学習、そして事後の学習にも今後活用できると考えておりますので、今年度だけではなく、来年度以降も引き続き活用して、学習をより深めることができるものになると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

小学校3・4年生の社会で地域のことを学ぶための動画ということなんですけれども、先ほどのお話にも出てきましたけど、NHKで「for School」という全国的な各学年、各単元ごとの映像があるので、それではどうなのかなと思ったんですけれども、亀山、多分3年生、4年生ですと、地域の産業とかそういうことを学ぶんですかね。そのためには全国的なものではなかなか使えないと思いますので、それはいいんだなと思いました。

ただ、今授業のスケジュールが通常どおりではないと思いますので、この補正予算で上げてくるという緊急性とか緊張感のある施策なのかどうかということだけお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、3・4年生の社会科では、亀山市内の施設見学を1学期、そして2学期にかけて行うところでございます。しかし、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症のため、通常社会見学に行く時期にちょうど臨時休業にも重なってきたというような状況がございました。現在、学校は再開されておりますけれども、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴って、社会見学や校外学習での施設見学の実施には、正直制約があるという状況かと考えております。授業日数も限られており、今後いつまたこの第2波が来るということも考えていく中で、学習の保障をしていく必要がございます。必要な時期に必要な学習を保障していくために、今回補正をお願いするものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

社会学習ですとか、体験してその場の空気を感じるというのが一番いいことだとは思いますが、なかなか難しいと思います。なので、少しでも、映像だけでも、亀山のことがしっくり分かるような内容にしていきたいと思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、ただいまから通告に従い、議案質疑を行わせていただきます。

まず最初に、議案第38号亀山市税条例等の一部改正についてでございます。

まず最初に、固定資産税関係をお伺いいたします。

この固定資産税課税の改正に関する概略の説明をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の固定資産税における市税条例等の一部改正につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための措置が講じられました。

令和2年度の税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、地方税法が改正されたことに伴うものでございます。

まず、令和2年度の税制改正によるものが大きく3点ございます。

1点目に、使用者を所有者とみなす制度の拡大として、固定資産の所有者が明らかにならない場合、事前に使用者に対し通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができるものとするものでございます。

2点目といたしまして、現に所有している者の申告の制度化といたしまして、登記簿上の所有者

が死亡し、相続登記がされるまでの間における現在の所有者に対して、氏名・住所等必要な事項を市長に申告させるものいたします。

3点目といたしまして、わがまち特例の改正として、特定再生可能エネルギー発電設備のうち出力5,000キロワット以上の水力発電設備に係る特例措置の適用期間を延長した上で、特例割合を見直すものいたします。なお、当該設備は、現在のところ本市には存在しないものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置としまして、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置における適用対象が拡充され、対象設備等に事業用家屋及び構築物を加えるとするものでございます。

以上が、固定資産税における今回の改正の概要でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほどご説明を頂いた中で、亀山市に直接関係のない、例えば発電用設備とか、そういうのもあるわけですが、広く関係あるのが、最初の使用者を所有者とみなす規定を新設ということですね。これで、最近では所有者不明の土地がかなり増えてきているのか、全国的な問題になっておられるわけですね。今から思い起こすと、バブルの頃は土地が物すごい上がって、当時所有者不明の土地なんて、そんなことはあったんかと思ひ起こすと思うんですけど、今は逆に土地がどんどん評価が下がったおかげで、土地の値打ちが落ちるから、相続においてもろくに相続登記もしないとか、昔やったら必死に土地が欲しいと言うておった人がようけおったんですけど、時代が変わるとこうも変わるものかと思うんですけど、この土地の値打ちが落ちたから、土地の相続登記もろくにやらんとうっちゃっておくということもかなり増えておると思うんですけど、この所有者不明の土地というのは、全国では大阪府全体の面積に匹敵するんじゃないかというぐらいあると思うんですね。今現在、亀山市において、所有者不明の土地というものがどのぐらいある、現状をちょっと教えていただけますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

現在、本市におきまして住民票戸籍等の公簿上の調査を尽くしましても、固定資産の所有者が明らかにならない案件が5件ございます。その内訳でございますが、土地につきましては5筆、地目の内訳でございますが、宅地が4筆、畑が1筆で、その合計地積が745平方メートルでございます。

家屋につきましては7棟ございまして、内訳は、居宅2棟、納屋2棟、店舗2棟、事務所1棟で、その合計延べ床面積が458平方メートルとなっております。

これらの土地・家屋に対して課税することができない税額は固定資産税が12万2,600円、都市計画税が2万2,300円、合計で14万4,900円となっております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私、もうちょっとたくさんあるのかなと思っておったんですけど、意外と亀山市はきちっとやっておられるというか、相続の登記なんかとか、そういうのも進んでいるんだなあと思います。

そこで税金としては14万何がしが課税のしようがないというふうに説明を頂いたんですけども、使用者を所有者とみなして固定資産税を負担いただくという改正ということですけども、この場合、そういうふうな使用者が固定資産税を負担するというを行う以上は、所有権がいずれはその使用者に移るのか。それとも、それとは全く話が別で、固定資産税は負担してもらうけど、所有権は全然行かないよとか、その説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の改正につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の問題に対応するため、課税の公平性の確保の観点から、使用者を所有者とみなして課税するものであり、本来の所有者はあくまでも登記簿上の所有者でありますことから、所有権の移転につながるものではございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、これは課税するほうの都合に合わせた改正ということですよ。所有者が分からない土地を借りておられる人というのが現実にあるんかないかちょっと分かりませんが、昔は分かったけれども、さっきの相続で相続放棄があったから、結果的に相続人がいなくて、所有者が宙に浮いたとか、そういった場合は、借りておる人間は、かつては所有者に対して賃借料、借り賃を払っておったわけですよ。そうすると、借り賃を払う相手がいなくなるというような現実的な問題が発生すると、そういう場合どういうふうに処理をするのか。例えば法務局へ供託するのか、土地を返すのかとか、いろんな問題があるわけですけども、所有権は移らんけれども、固定資産税だけ払えというのも、私はえらい虫のいい話と思うんですけども、いかが感想をお持ちですかね。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の税制改正によりまして、使用している方に所有者とみなして税金を課税させていただくということになりますので、該当する方には丁寧にご説明させていただき、ご理解を頂きながらこの制度を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、先ほど亀山市で所有者不明の土地・建物がこれだけあって、その課税ができない金額が14万幾らと伺ったんですけども、この措置を行うことによって、先ほど説明いただいた課税のできない土地に幸いにも借りておる人がおったら、その人から頂けるわけですけど、そうじ

やなかったら頂きようがないんですけども、この収入増というのは具体的に期待できる部分がありますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

本市におきましては、所有者が不明の土地・家屋の案件が5件ございますが、そのうち使用者が存在し、今回の改正による使用者への課税の対象となる案件は、家屋が2件ございます。その内訳でございますが、店舗2棟、事務所1棟で、延べ床面積は290平方メートルでございます。また、その税額は、固定資産税が8万3,400円、都市計画税が1万7,800円、合計で10万1,200円になるものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

幸いにもこの2件は借りておられる方がちゃんと把握できるで、その方に状況を説明して、親切に、そして納得してもらえないと私は思いますので、いろいろ大変やと思いますけれども、使用、借りておるだけの人に固定資産税までと、向こうは一言どうせ言うと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

その次に、2番目で軽自動車税の関係についてお伺いします。

今回の新型コロナウイルスの緊急経済対策として、軽自動車税課税の軽減というのを実行されると、そういうふうな説明ですけども、このことに関してご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

軽自動車に係る環境性能割の臨時的軽減の特例というものにつきましては、昨年10月からの消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化の観点から、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した三輪以上の乗用で自家用の軽自動車に係る環境性能割税率を1%以下のものについては非課税とし、2%のものについては1%にするものでございます。

今回、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置といたしまして、当該特例の対象となる取得期間を半年間延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この軽自動車税の環境性能割というのを安くするという話は、たしか消費税が上がる時に需要が急に落ち込むということを守るためにこういうことをやったという覚えがあるんですよね。それがもう切れるところ、新型コロナウイルスのこのやつで消費がかなり下向いているから、それを防止するために期間延長というふうなことを実行されると伺ったわけですけども、この具体的な金額というのは、モデル的な軽乗用車ですね、一般的な。そういったものを上げて、大体1台当たり幾らぐらいの軽減が来年の3月末まで続くか、ちょっとご説明できますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

具体的な事例ということでございます。

例えば、メーカー標準価格が150万円の新車の軽自動車を購入した場合、通常の税率が取得価格の1%であり、環境性能割は1万5,000円となるところでございますが、特例により非課税となるというものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

標準でよく走っている150万円クラスの軽乗用車であって、軽トラックは含まれないわけですね。軽乗用車で大体1万5,000円の環境割が免除になると。このことは、たしか消費税が10%に上がる前にこういうふうなことがあって、あれから大分たつんですけども、これが延長されたということも市民の方はご存じないと思うんですが、市民の方への周知というのはどういふうにされますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市民の皆様への周知といたしましては、議決を頂いた後、速やかに市広報、ホームページ、ケーブルテレビを通じまして、分かりやすくお伝えしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

できるだけ広報には力を入れてやっていただきたいと思います。

続きまして、まず市民税関係を伺います。

今回の新型コロナのためにいろんなイベントが中止やら延期やらというのが全国で発生しておるわけでございますが、入場料とかチケットを前もって買っておかれる方もたくさんおられるわけですね。それが流れてしまったり、そういう場合になったら、払戻しということが起きるんですけども、この払戻し請求を主催者にするのをやめる代わりに、その分、寄附金控除のような形で税金を免除しましょうという制度だと思っておりますけれども、このことに関して説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の改正でございますが、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に開催し、または開催する予定であったイベントが新型コロナウイルス感染症等の影響により、規模を縮小し、または中止、もしくは延期したことにより生じた個人が支払った入場料金等の払戻し請求権の全部または一部を放棄した場合には、20万円を上限としてその金額に相当する寄附金を支出したものとみなして、寄附金税額控除の対象とするものでございます。

また、対象となるイベントにつきましては、文化・芸術またはスポーツに関するものであって、イベント主催者からの申請に基づき、文化庁、スポーツ庁に指定されたイベントであることや、入場料金等の払戻しが受けられるイベントであること等が条件となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、金額には上限があるんですけども、問題は対象イベントで、いろんなイベントが日本中ではあるわけでございますけれども、そのイベントが文化庁とかスポーツ庁に公認されたイベントということですね。それでなければ対象にならないというのですけれども、自分がチケットを買ったイベントが該当するイベントか、まるっきり違うイベントかというのは、確認はどういうふうにやるといいんですかね。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の対象となるイベントにつきましては、文化庁やスポーツ庁のホームページにおいて順次公開されると聞いておりますので、そちらのほうでご確認いただくことになろうかと存じます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、これからこういうふうに決まり次第、文化庁、スポーツ庁のホームページで該当するイベントが公開されるから、自分が買ったチケットがそれに該当したら、そういうことが寄附金控除としての対象になると。そうじゃなかったら、損して終わりということやと。この寄附金控除ってあまりやったことのない人もたくさんおられると思うんですけども、具体的なやり方というのを簡単に説明していただけますか。

それから、これを行うことによって、チケット代の損失をどのぐらいカバーできるものか、それも含めてお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

寄附金税額控除を受けるまでの具体的な流れでございますが、まずイベント等の主催者からの申請に基づき、文化庁、スポーツ庁が対象イベントを指定いたします。

次に、払戻しを受けないことを選択された、入場料金を支払った参加者は、対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡し、主催者から寄附金税額控除の対象イベントの証明となる指定行事証明書と払戻し請求権放棄証明書を取得いただきます。この2点の証明書を基に確定申告を行っていただくこととなります。

例えば、個人が1万円の入場料金を寄附金税額控除として申告した場合、収入に関わらず市県民税では800円の税額控除を受けることができます。また、所得税の税額控除は3,200円となりますので、市県民税と所得税を合わせますと4,000円の税額控除を受けることができますとい

うことでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな寄附金控除をできると規定していますが、案外と事務的なこと、主催者側から証明を頂くとか、そういう手間はかかるけれども、放棄による全額丸損じゃなくて、ある程度カバーできると、そういうふうに理解をいたしました。

この話はこれで終わらしまして、次に、議案第42号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてお伺いいたします。

まず、今回の条例改正の目的についてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の傷病手当金支給の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策について、国内でさらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合、休みやすい環境を整備することが重要でございますので、それを目的に実施するものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新型コロナの感染拡大防止のために休みやすい環境を整備する。例えば、休んだら収入が減るとか、そういうことの心配があまりないように対策をするということですね。

ところで、この傷病手当金というのは、国民健康保険であまり聞いたことがないんですけど、昔からこういった傷病手当金が国民健康保険において規定はされておったんですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

これまで国民健康保険法第58条第2項におきまして、市町村は条例または規約の定めるところにより、傷病手当金の支給、その他の保険給付を行うことができるとされておりますが、傷病手当金は法定給付には該当しなくて、支給に係る経費につきましては市町村の負担となりますので、それを行うかどうかは市町村に委ねられているものでございます。

市町村の国保は、どこも厳しい財政状況でございますし、また国保には様々な就業形態の被保険者が加入しておりますので、傷病手当金につきましては、支給している市町村はこれまでなかったところでございます。

今回、この新型コロナウイルス感染症を対象に傷病手当金を支給するかどうかにつきましても、引き続き市町村の判断とされておりますが、今般、感染拡大の防止の観点から、市町村が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給した場合、国が緊急的、特例的な措置としてその支給に要した費用について財政支援を行うという旨の事務連絡がございましたので、今回の条例改正に至ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、昔から傷病手当金は国民健康保険においても支給することができることは決まっておったんですけれども、ただ財政の状況が悪いから、現実には行われていなかったということですね。今回、こういう事情になって初めて傷病手当金を国民健康保険の方にもお渡しすると。しかしながら、その費用は緊急的に国のほうで持つ。その結果として市町村の負担がないから実行すると、そういうふうになったと思うんですけれども、これはいつまでとかいう期限とか、そういったことはあるんですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

現在のところ、9月30日という形になっておりますが、このことにつきましては、今後、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない状況でございますので、今後、その状況によって、国から何らかの通知があるかと思っておりますので、その動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新型コロナウイルスに感染した結果、仕事ができないということは収入にも響くという方は、今回の規定は給与の支払いを受けている人と規定してあるんですけれども、自営業者の方も当然感染して、仕事ができなけりゃ収入に響くわけですが、今回は自営業者の方は全然含まれていないということではなかったですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

今回の制度におきましては、対象者が先ほどおっしゃいました被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した人または発熱等の症状があつて新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被用者としておりまして、自営業の方につきましては対象とならないということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

だけど、コロナウイルスに感染するのは、自営業の方も当然可能性は大いにあるわけであつて、使われて会社へ行っている方もそうですよ。だけど、こういうふうな被用者、会社へ行つて月給を頂いておる方に限るとするのは、どうもおかしいですね。そこで国が補填する補填せんということは別にして、自営業の方も新型コロナウイルスにかかつて仕事ができやん状況に追い込まれたら、そこはもう国のほうを当てにするんじゃなくて、亀山市が持つとか、今国保は三重県が管轄しておるんですわね、市から手を離れて。だけど、そういうふうに対象者の拡大ということはある程度独自に考えて、自営業の方は同じ国保に入つておつても、あなた方はち外ですよというのは、ちょ

っと僕はどうかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国民健康保険には、被用者以外にも自営業の方とか農業従事者の方などもいらっしゃいます。今回の傷病手当金の支給額につきましては、直近の三月間の給与収入の合計額とか、標準報酬月額から1日当たりの支給額を計算することとしておりまして、特に自営業の方などの収入につきましては、時期により大きく変動したりして、一律に算定することが困難なものとなっております。今回の傷病手当金の制度では対象とされていないと認識しております。

新型コロナウイルス感染症により収入が減少した自営業の方や農業に従事される方等につきましては、国や市の持続化給付金などの制度をご活用いただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに自営業者、農業の方なんかは、収入の捕捉というのがなかなかやりにくいというのは分らんこともないですよ。だけど、誰でも確定申告というか、1年分の申告をしておるんやから、そういうのをベースにして、全然できやんはずはないと思うんですよ。だから、何とかしてやっていただきたいというのが私の考えです。

以上で議案質疑を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時01分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質疑をします。

まず、議案第38号亀山市税条例等の一部改正についてであります。

この議案は、今年3月に国会で2020年度地方税法等の一部改正が可決されたことによるものです。今回の改正は、多くの項目があるのですが、その中から未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等と、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税、課題への対応のうち、使用者を所有者とみなす制度の拡大について、2つ質疑します。

まず、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しです。

この改正に至った背景、経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の独り親控除の新設に伴う改正につきましては、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するとともに、独り親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることで、子供の貧困に対応しようとするものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと、性別の違いで差を設けずに公平にするというようなこと、それから新たに未婚の独り親というような形での控除が設けられたということだと思います。

それでは、その次に、この見直しの対象になる独り親が市内にどれぐらいいるのか。そしてまた、この控除によってどれぐらい税負担が軽くなるのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新たに独り親の対象となりますのは、現在の児童扶養手当の支給状況から30人と把握しております。

また、どれぐらいの減税の効果があるのかということですが、例えば給与収入が300万円の方で、16歳未満の子供を1人扶養している既婚歴のない独り親の場合は、新設された独り親控除の適用を受けることによりまして、市県民税で年税額が約3万円の減額となります。また、所得税では約1万7,000円の減額となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

30人ということですが、住民税で3万円の軽減、所得税で1万7,000円の軽減、非常にこれは大きなことだろうというふうに思います。

市の出した資料で見ますと、これまで女性の場合、寡婦控除として500万を超えた場合も26万円の控除があったんですけども、今回、いわゆる性別に関係なくということでしたために、500万円を超える場合の控除がなくなっているわけです。

そこで、なぜこの500万を超えると対象から外したのか、またそのことによるその対象者、500万を超えるような人はどれぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず、500万円以上の所得の方が今回独り親の対象ではなくなるということにつきましては、一定以上の所得がある方、そして男女の格差、いわゆる寡婦（寡夫）控除の場合は500万円まで

の方ということでございましたので、その辺の均衡を図るためということでもあります。

また、寡婦（寡夫）控除を従前に受けていただいております方が500万円以上の所得であるがために、新しい制度になりまして、寡婦（寡夫）控除から外れる方につきましては18人お見えになるというふうに見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

18人ということですが、本当に大変な環境の中で子育てをしてみえるとかいう方も見えますので、やっぱりこういうものは、あえて今まで対象になっておったのにこれが対象から外れるというようなことは、やっぱりまずいんではないかなあとと思います。さらなる改正が必要ではないかなあというふうに思います。

次に移ります。

固定資産税の使用者を所有者とみなす制度の拡大という問題であります。

これは先ほども質疑がありましたけれども、調査をしてもなおかつ所有者が一人も明らかにならないという場合に事前に通知をして、使用者を所有者とみなして課税台帳に登録をして税を課すということができるようになろうということらしいです。

これについて、先ほどの答弁で不明がどれくらいあるのかということに対して5件という答弁がありました。それで、ちょっとえっという感じがしたんですね。なぜかという、今本当にいろんなところで言われるのは、例えば本来の所有者が亡くなって、その後、相続の手続がされずに放置されたがために、いわゆる法定相続人というのがネズミ算式にどっと増えてくるわけですよ。そういうような物件というのも結構あると思うんですね。そういうものをこの所有者不明というふうに理解するのかというと、そうではなさそうなんですけれども、その点をちょっと確認したいです。そういう物件はたくさんあると思うんですよ。所有者が要するに誰と特定できないというのか、いっぱい法定相続人がおって、使用者を特定できないようなケースがあると思うんですが、そういうものは今回この5件には含まれないのか、これを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の所有者不明土地で5件対象があると申しましたが、その中には、先ほど議員がおっしゃいました所有者の方がお亡くなりになって、それを相続される方が、全ての方が相続権を放棄された土地については、この5件には含まれていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや要するに、放棄されていないやつですよ。たくさん相続人がいて、誰に課税していいか分からんような状態になっている土地という、土地なり建物ね。そういうものをいうんで。そういうものはこの5件の中に入らないんですねという確認をさせてもらったんです。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

おっしゃるとおり、そういう方は入らないところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私がこれを質問しようと思ったのは、そういうものを含めて不明のものというふうを考えておったんで、これは職員も大変だろうなあという思いもあって、これをやることによって職員の業務量がどうなるのやということを聞いたかったんですけれども、5件ということでやられる限りにおいてはそれほど負担はないのかなと思うんですけれども、実際問題、やっぱり皆さん思ってみえると思うんですけど、所有者不明というのは、確かにその相続人はいるけれども、例えば売買をすらかとこのときに、この人という形でできないという物件は結構私はあると思うんですよ。そういうものも含めて、やっぱり税の現場は対応せんなんらんと思うんで、これはこれで大変なんだろうなあというふうに思います。

次に移ります。

議案第42号亀山市国民健康保険条例の一部改正についてですね。

この条例改正は、傷病手当金を支給できるようにするものですが、傷病手当金とは、公的医療保険の加入者が工作中的の事故以外の理由で、病気やけがの療養のため仕事を休んだ場合に所得補償を行う制度です。支給要件を満たせば最長1年6か月、仕事で得ていた報酬の平均日額の3分の2の現金を休んだ日数分受け取ることができる。

この傷病手当金というのは、主に正規の労働者が加入する健康保険では、国などの運営主体、保険者が支給を義務づけられていると。

一方、健康保険に加入できない非正規の労働者、自営業者、フリーランスの人たちが加入するのが国保であります。ここでは自治体に任されているということで、先ほども答弁ありましたけれども、これまでなかったということですね。それが今度、コロナ対策として政府が財政措置をするということを打ち出したために、こういう形で条例を改正することになったということでもあります。

まず、その対象者ですね。先ほどもありましたけれども、支給日数、支給額についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

傷病手当金の対象者でございますが、給与の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり、感染が疑われる方でございます。

支給日数につきましては、労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数といたします。

そして、支給額でございますが、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額に3分の2を乗じまして、それに支給日数を乗じた額とする内容でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最長で1年6か月、3分の2でしたかね、支給されると。これは岡本議員も指摘されましたけれども、やっぱり対象者が問題なのかなあというふうに思います。

特に、給与の支払いを受けている労働者というようなことで対象を絞られているために、国保の加入者の中における自営業者、フリーランスと言われるような人たちが除外をされるという問題であります。

再度、これは岡本議員も聞かれましたけれども、なぜここを除いたのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

傷病手当金は療養のため、労務不能となって収入の減少を来した場合に、その一部を補填して生活保障を行う趣旨のものでございますが、国民健康保険には様々な就業、生活形態の方が加入しておりまして、特に自営業者さん等につきましては、被用者さんと異なりまして、療養の際の収入の減少の状況も様々で、所得補償として適切な支給額の算出が難しいということが課題と考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、その答弁はおかしいですね。持続化給付金は、1月当たりの売上高で、5割とか3割とかという形で計算をして支給するわけですよ。だから、確定申告しておれば、例えばそれを12で割れば1月当たりは出ますし、その休んだ期間を日割りすれば1日当たり幾らというのにも出るわけですよ。例えば給与の労働者であっても、1日当たりを出そうと思ったら、月給の人はやっぱりこれを割らんなんですよ。日額幾らというふうに金額を割り出さんと。だから、同じことが必要なんで、それは理由にならないだろうというふうに思います。

これは、あくまでも国が財政をつけたという分に限って条例をしたがためにこういうことが起きているわけですよ。お金から来ているということですよ。

当然コロナに感染した人であれば、これはやっぱり労働者であれ自営業者であれ同じように影響を受ける。だから、これはやっぱり同じ国保に入る者として公平性がないといけないんじゃないかなあというふうに思います。

この問題については、国会でも我が党の倉林衆議院議員が取り上げました。対象を自営業者やフリーランスの人たちに広げるようというふうに求めたのに、政府はこういうふうに答弁しています。自治体の裁量で対象を広げることは可能だと。つまり自治体次第だということですよ。

こういうことを受けて、岐阜県の飛騨市、国保加入者間の平等を図るためとして、市独自の施策で市が財源を負担し、個人事業者を対象に加え、労働者と同じように傷病手当金を支給できるようにしています。

それからまた、埼玉県の新座市では、市の独自施策として、これは傷病手当金ではありませんけれども、名前はちょっと違いますけれども、見舞金として1人当たり一律20万円の給付を市独自

でつくっているわけですよ。だから、これは政府も言っているように、市がやろうと思えば、別に国はやってはならないと言っているわけではないので、できるわけです。

市長にちょっとこの点はお聞きしたいんですけども、市独自で、今コロナ対策で様々なものを行っているわけですけども、やはりこの問題についても、国保の加入者の公平性、平等性を考えるならば、対象を自営業者やフリーランスの人たちにも広げて支給すべきだというふうに思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中に岡本議員からも同様のご質問がございました。

今回のこの傷病手当金の支給額については、自営業者を対象にということについて、なかなか算定することが非常に困難であるということでもありますとか、自営業者の中にも様々な雇用形態があって、ご家族に使用人としてお支払いしたり、いろんなケースがある中で、そういうことが背景の中で、今回の国のこの傷病手当金の対象となっていないということでもあります。

これは自治体の裁量によってということをおっしゃっておられるようですが、今までもそうでありましたように、なぜこれが各自治体で、仕組みはあっても運用されてこなかったかということをお考えますと、やはりここに対する財政的な手当がいかがかということはあると思います。

したがって、今回私どもは、この自営業者を対象へということはこの時点で考えておりませんし、国としてはぜひそこを拡充していくような方向の議論を国政においてもやっていただきたいというふうには思っておりますが、私どもとしては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少された自営業者とか農業従事者の皆さんについては、国や市の亀山版の、国は国の持続化給付金制度はありますが、亀山版の持続化給付金制度「けいぞく」、これを本当にご活用を頂きたいという思いで今回創設をさせていただきましたので、ぜひ仕組みとしては違いますが、私どもとしては、自営業者の皆様方の今回の状況の変化の中でのセーフティーネットとして、この「けいぞく」をぜひご活用いただきたいというふうに考えておるところであります。

また、国に対しては今後もそのような要望をやっぱりしていくべきであろうと、こう思っておりますが、現時点ではそのような立場、考え方です。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

国がやるべきことというのは確かにそうなんですけれども、国がやらなければ市がやるべきですよ。そんなにたくさんの予算が要るわけでもないですよ、これ。コロナに感染をして病気になったという方に限られた話ですので、だからそういうたくさんの金額が要るものでもないしということをお考えたら、例えば、国が今回、第2次の補正で臨時交付金2兆円を追加すると、従来の1兆円にプラス、また2兆円追加するんだということをおっしゃっていますし、だからそういうお金も使いながら、ぜひやっぱり条例をさらに改正して、自営業者やフリーランスの人に広げるということをやりたいということをおっしゃいます。

最後にもう一点聞きたいのは、ちょっと今、市長も触れられましたけど、この傷病手当金について、厚生労働省は5月19日に事務連絡を出しています。概要というのはどういうことかという、この対象者の中で、今その自営業者は対象にならないと言いましたけれども、個人事業主の家族、青色事業専従者及び白色事業専従者、青色、白色両方ともですけれども、いわゆる専従者の給与とこののを支払いを受けておる家族がいるわけですね。これは国の財政支援の対象になるのかということを知ったときに、青色であれ、白色であれ、国による財政支援の対象となるというふうに回答をしています。つまり、自営業者としては対象にならないけれども、その家族として給与を受けておる者については、青色であれ白色であれ、国の財政支援の対象になる。このことについて確認をしたいんですが、間違いありませんか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

議員おっしゃったとおり、所得税法第28条第1項に規定する給与等の支払いを受けている人に青色事業専従者、そして白色事業専従者も含まれますので、どちらも対象になるものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

個人事業主は対象に入らないと言われると、何かこういうものも含めて対象にならないように捉えられることもありますので、いや、こういうケースはちゃんと対象になりますよということをしつかり周知をしていただきたいというふうに思います。

最後に、議案第44号、一般会計補正予算のうちの商工費の協力負担金についてお聞きしたいと思います。

まず、この協力負担金2,500万円について、これはどういうもので金額の根拠は何なのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金でありますけれども、三重県が4月20日から5月6日の間でありますけれども、緊急事態措置として行いました休業または夜間営業の自粛要請に対しまして、全面的にご協力を頂ける事業者の方へ、市町と協調しまして、50万円の協力金を交付することを4月20日に三重県より発表されたものでございます。

今回の協力負担金2,500万円を補正計上させていただいておりますけれども、その算出根拠ではありますが、三重県が経済センサス等から対象事業者数を1万件と当初見込んでおりまして、それと同様に市のほうも算出をいたしまして、本市では100件該当があると、対象は100件としたところからございまして、今回の協力金50万円のうち、県と市町が折半するという形になっておりますので、25万円の100件といたしまして2,500万円を補正計上させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

県のこの発表があったときに、ああ、県が50万の協力金を出すんだというふうに思いました。ところが、これを改めてよく読んでみますと、県のこの協力金の文書を読みますと、県・市町との協調事業になっているんですよ。そんなことは全然触れられずに、いかにも県が50万円の協力金という制度をつくりましたよというような形でマスコミには流れたと。ところが、今聞いてみると半分出せよと、市町に半分出せよと、これはないだろうと思うわけですよ。自分ところがはだてた制度なら、財源は全部自分のところで賄えということになるんですけれども。

お聞きしたいのは、この県・市町との協調事業というふうに書かれていますけれども、それならば当然これを県が打ち出すときに、あらかじめこれだけは市町に持ってくださいよという話があったと思うんですが、そういうことはあったのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、一番当初4月20日に県が発表されまして、その後、4月22日に新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策が発表されまして、その中でも、県と市町が協調して協力金を交付すると明記をされてきたところでございまして、今回、県内各市町への県からの負担要請の経緯でありますけれども、本市へは4月17日に県より本件への協力依頼がありまして、各市町へも20日までには依頼をされたと同っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、事前に話があって、これは市町が了解したということではないんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

県内各市町には20日までには依頼をされたと同っておるところでありますけれども、しかしながら、協力の依頼は20日までに各市町にあったというものの、各市町の合意が得られないままに県が協調事業として発表されておるということから、本市といたしましても、三重県に対しまして、合意に向けたもっと丁寧な対応を行うよう要請をさせていただいたところがございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに、協力要請は受けたけれども、29市町全部が合意していないと、その段階で県はもう20日に発表してしまったと。だから、もう半分負担せんらんようになってしまったと、こういう経緯でよろしいか、市長。市長会の会長さんでもありますので、市長にも。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そのような経過であったというふうに思っておりますし、4月17日の金曜日の夕方の時点でそういう要請があつて、県としては20日月曜日に県の考え方が発表されると。その後、多分県議会との関係があつたんだろうと拝察をいたしますけれども、22日に三重県がそれも含めた緊急総合対策の中に市町との協調事業という形で明記をされて公にされたというふうに理解をいたしておるところであり、いずれにいたしましても、あの時点では、非常に緊急事態の中で、制度設計等というんな思いは各市町からは伝えたというふうに思っておりますが、県と市町がやっぱり協力をしなくてはならんと、これを乗り越えなくてはならんとという思いはそれぞれの市町にもあつたというふうに思っておりますが、県の発表の仕方とか、そこについては、十分丁寧さとか、配慮するようにということについては、私の立場からも申し上げたところであります。以降については、そこらは配慮されたというふうに理解をいたしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

確かに県と市町が協力をしてということはよく分かりますし、それだからこそやっぱり事前にきちっと話をして合意を得て、それから県が発表するという手順であるべきだったなあというふうに思います。

マスコミを通じて我々に伝わってくるのは、県の制度なんですよ。ましてやその中の半分を市町が持っているということは伝わってこないんですよ。だから、そういうことをきちっとやっぱりやっていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

会派結の森 英之でございます。

通告に従い、議案質疑をさせていただきたいと思ひます。

まず、議案第38号亀山市税条例等の一部改正についてでございます。

固定資産税関係の改正についてでございますが、午前中の質疑、あるいは先ほどの服部議員からもございました。一つ確認をさせていただきたいと思ひます。

使用者を納税者というふうな形で課税対象とするという税制の改正ということをお認識しておりますが、亀山市におきまして、この税収の増額の見込みということがございました。そちらもう一度改めてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

本市におきましては、所有者が不明の土地、家屋の案件が5件ございますが、そのうち使用者が存在し、今回の改正による使用者への課税対象となる案件は、家屋2件でございます。その内訳は、店舗2棟、事務所1棟で、延べ床面積が240平米でございます。また、その税額は固定資産税が8万3,400円、都市計画税が1万7,800円、合計で10万1,200円でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

件数もそうですし、税収額としてはそれほどはということでございますが、貴重な税金でございます。今までは課税対象になかったということから、この改正によってその課税対象になるということの中で、その対象者の方へは丁寧な説明が必要になるかと思えます。この通知等を含めて、どのような形で進めていくのか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市民の皆様への周知といたしましては、今回の改正をお認めいただいた後に、広報「かめやま」やホームページ、ケーブルテレビなどを用いまして、制度のスムーズな実施にご理解を頂けますように努めてまいりたいと思えます。

また、使用者の方に対しましても、個別に通知を出させていただき、丁寧な説明をさせていただきながら使用者を所有者として固定資産台帳に登録させていただき、そして固定資産税を課税させていただくということでございます。

いずれにいたしましても、対象となる方には丁寧なご説明をさせていただきますように努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

課税対象となる方は、1月1日現在の使用者、あるいはその登記されている方に対する課税になるというふうに認識しておりますが、その1月1日から実際に税負担が始まる、税負担をしていただく時期、そこまでの間の通知からその課税に至る時系列、どうなるかご説明いただけますか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず、使用者の方、今回所有者とみなす対象となる方に対しまして、亀山市のほうから通知をさせていただきます。今回の制度が、使用者が所有者になる、課税対象になるということで、そのご説明をさせていただいてご理解を賜りたいと考えております。

そして、その後、所有者とみなさせていただきます、固定資産課税台帳に登録させていただきます。そして、1月1日現在、基準日、先ほど議員おっしゃったとおりでございます。その後、令和3年度から固定資産税を課税させていただくということになります。固定資産税の納税通知書につきましては、4月の下旬頃に発送させていただくというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうしましたら、その令和3年度というタイミングから課税ということになるということでございました。今まで当然固定資産税を払う必要がなかった方がおられるということの中で、事前に通知いただいて、しっかり説明いただいて、理解いただいて、その後、課税台帳に載せていただいた上で、改めて来年の4月以降のタイミングで納税通知を送っていただくという理解でよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

議員おっしゃったとおりでございます。

私どもといたしましては、対象者となる方にしっかりとご説明をさせていただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

税の公平負担ということから考えて、趣旨は理解できるものであります。先ほどしっかり、あらゆる媒体を使ってこの趣旨について説明を周知いただくということでございましたが、改めて丁寧なご説明をしていただくようお願いしたいと思います。

続いて、議案第41号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

こちらの改正の目的、趣旨についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の一部改正につきましては、国において放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、また放課後児童健全育成事業実施要綱が見直され、いずれも令和2年4月1日に施行されたことから、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正内容は2点ございまして、1点目は、放課後児童支援員に係る認定資格研修について、現在その実施主体を都道府県知事及び指定都市の長と規定しているところですが、これに中核市の長を加えるものです。

2点目は、放課後児童支援員は認定資格研修を修了した者でなければならないこととする規定について、現在、令和2年3月31日までの間に認定資格研修を修了することを予定している者を研修修了者に含むとする経過措置を設けておりますが、この期限を令和5年3月31日までの3年間延長するものでございます。

改正の目的としましては、支援員の認定資格研修の受講機会の拡充と資格要件緩和の期限の延長でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

機会を大きくする、門戸を広げるといいますか、ということかと思えます。それが中核都市においての講習の受講が可能ということかと思えますが、中核都市といえますと、この亀山市から近いところといえますと、どこにあるのか教えていただけますか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

県内にはございませんもので、近いところで滋賀県の大津市なんか、それから大阪のほうでも、今ちょっと手元に資料、探しそびれているんですけど、吹田市、堺市等と和歌山市もあったかと思えますが、そういう近隣のところにはございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

亀山市から程近いといえますと、名古屋市が政令指定都市で非常に近いところかと思えますが、今答弁いただいたとおり、中核都市でも十分可能ということになるということでございます。

この放課後児童支援員が、その支援員不足といえますか、その解消にもつながっていくものかと思えますが、一方で、その補助員の方もいらっしゃるかと思えます。この補助員が支援員になるような、そういう制度といえますか、そのルートが確立されているのかどうか、そこら辺を改めて教えていただけますか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

補助員が支援員になっていくその仕組みが確立されているかということですが、毎年、県のほうで研修を行うに当たりまして、市のほうでその取りまとめ等をしていく中で、補助員さんの研修を促進し、その支援員になる研修を受講していただくような調整等を図っているところです。

先ほど、申し訳ございません。堺市は中核市ではございませんもので、申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今般、新型コロナウイルス感染拡大に伴うその対応ということで、学童保育の開設時間の延長とかということで、非常に注目も浴びたところでもあります。これがこの動きと相まってこのような法改正になったのか、あるいは従前から学童保育の運営に伴うその課題等を含めて、従前からあった動きのものなのか、そこを確認させていただきますか。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の改正に関わりまして、国からの通知などには、新型コロナウイルス感染症対策等である旨の明示はなく、また放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の改正が令和2年3月23日、放課後児童健全育成事業実施要綱の見直しが令和2年3月31日であること等を踏まえすと、新型コロナウイルス感染症対策としての改正ではないものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

従前から放課後児童クラブの運営等の支援員の充足、あるいは充実を含めての目的で、そういう検討された中での動きということで認識をさせていただきました。

亀山市にも放課後児童クラブがございますので、その支援員の方がまた充足されているといたしますか、継続をしてその運営に携わる方が多くなるような環境をつくっていただくという形でも十分活用いただきたいというふうに思っています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

その中で、第10款教育費、第2項小学校費、第2目教育振興費、情報教育推進事業の増額補正についてでございます。

こちら、中学校費ももう一つ質問項目を設けさせていただいていますが、一緒に質問をさせていただきたいと思えます。

こちらはGIGAスクール構想の中での措置ということで認識しておりますけれども、こちらは今年度中に1人1台、何らかのハードの設置ということを目的にしていると思えますが、そちらのハード設備のものはどのようなものを想定されているのか、予定しているのか。ノートパソコンであるのか、あるいはタブレットであるのか、どんなものか確認させてください。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、導入いたします機器につきましては、タブレット端末を想定しております。

その理由といたしましては、1人1台端末を各教室で使うだけではなく、例えば運動場でありまうとか、それから校外学習といった様々な学習場面に応じた使い方が想定されるということでございます。また、国からの補助の範囲内で整備を進めるためには、必要な機能を持ちながらコストパフォーマンスの良い機器を選定する必要があると考えることから、タブレット端末を想定しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

午前中、質疑の中でも4,000台弱でしたかね。その台数が必要ということだったと思えます。こちらは今年度中に1人1台の設置というのは可能なのか、確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

タブレット端末の整備につきましては、予算成立後、手続を進めていくということになるかと考えております。当然、その業者による端末の確保ができ次第、整備を進めていくというふうに考えているところでございます。

ただ、現状におきましては、全国でほぼ同時期にタブレット整備というような動きもあろうかというふうに考えております。発注が恐らく集中するだろうというふうにも考えられますことから、可能な限り年度内に整備できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

答弁いただきましたが、私も懸念しておりますのが、これもう全国的に受注が集中するというのが懸念されているところかと思っておりますので、業者を選定していただく中で、その辺りも十分踏まえながら進めさせていただきたいというふうに思います。

今日、午前中の答弁の中で、教育長からありましたけれども、家庭での使用については、これからまだまだいろいろやらかなくちゃいけないことがあるということでもございました。その中で、国会でもいろいろ議論されております、例えばネットによる誹謗中傷とか、そういうことが非常に問題視されておられて、法案化されるようなそういう動きもございます。ネットを使うに当たって、モラルでありますとか、あるいはセキュリティーとか、そういうところが非常に課題が多いかと思っております。

今般、新型コロナウイルスで休業等によって家庭学習の機会が多くなりました。当然その活用というところへつなげていく必要があると思っておりますが、今年度中に1人1台の設置を踏まえて、新型コロナウイルスの第2、第3波のもし拡大があったときの休業に備えてという、当然そこは意識するところではありますが、今日の教育長の答弁でいきますと、なかなかそこは難しいのではないのかなあというふうに理解をさせていただきましたが、教育長、その辺りもう一度お考えをお聞かせいただけますか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

第2波が来たときに、タブレットが整備できていたとしても、通信ネットワークの整備が整っていないければ、学校においても一斉に使用することが難しい現状があります。

現在、学校におけるネットワークの契約作業を進めている段階でございますので、その校内におけるネットワークもすぐにできるものではございません。そういった学校での使用も含めて、家庭での持ち帰りができたとしても、セキュリティー、通信費等の課題があるため、あらかじめダウンロードした教材とか動画とかをオフラインで使用することは可能だと思いますが、当面、先日の臨時会でもお認めいただいた就学援助等の対象家庭への給付金もございまして、そこでは端末と通信費を援助させていただいているという点もございまして、現在家庭にある機器とか、通信環境をもってオンラインの学習は当面はご協力いただくことになるかなと、少し時間を要するかなあというところです。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そんなまだまだ課題があるということでした。各家庭での通信費においても、負担においても、その手法といたしますか、やり方も含めての課題があるということの答弁も頂いておりました。オンライン学習は進めていただく必要があるというのは十分認識しておりますが、その課題対策、対応を含めて、慎重に進めていただきたいというふうに思います。

以上、私の質疑とさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時53分 休憩）

（午後 2時03分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

通告に従い質疑を行います。

まず1つ目です。議案第41号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

先ほど森議員も同じ質問をされて、この改正の概要については伺いましたので、その研修の主体として中核市も入れていくということやら、資格の緩和の期限を延長することなんだということを理解いたしましたので、これについては割愛いたしますが、次に、最初これを制定したときに5年間の経過措置をつくった。5年間たったのに、またさらに3年間延長しなければならない理由について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

改正の中の内容は2点ございまして、中核市のほうではなくて期間の延長ということですので、それにつきまして、現在は市内におきまして、支援員の数のほうは確保している状況でございます。この先クラブを運営していただく中で、やむを得ず支援員さんの離職等があつて、所定の人員を欠くこととなった場合、たちまち運営に支障を来すこととなります。そのようなとき、今回の延長によりまして、受講を予定している者を支援員としてカウントできることで、支援員を確保し、運営を維持していただくということで、クラブ運営の安定につながるものと考えております。ということから、体制の充実や安定を図るために今回改正を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

支援員と、支援員ではなくても支援員の研修を受ける予定であれば支援員とみなすということの緩和なわけですけれども、これをいつまでも続けているということは、学童保育の質の向上には反することになっていくと思うんです。一応、学童保育を開設するというときに、支援員さんが1単位の中に2人おれば開設ができるし、それを補助する補助員がおればいいということではあります。日々の中では、そんな基準ではやっていけないと思うんですね。今現在、亀山市内の支援員の状況、補助員の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在の市内の放課後児童クラブの職員数の状況でございますが、公設のほうにつきましては、66名中46名、約70%が支援員でございます。民設の場合、73名中37名、約50%が支援員でございます。市全体で支援員の数83名、補助員56名、全体139名、そのうち支援員の占める割合60%で運営を行っていただいている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

全体の数を、公設、民設それぞれ伺いました。

22の学童保育施設がある中、1施設全員が支援員配置しているという施設が幾つあるのか。また、支援員が1人しかいないという施設が幾つあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

22ある放課後児童クラブのうち全て支援員さんだというクラブにつきましては、全部で2施設につきまして全員が支援員さんです。1名配置というクラブにつきましては、民設のほうで6施設が1人体制になっています。ただ、運営の本体があるというような、ちょっと状況は違いますが、そのような状況です。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ということは、どんな配置になっても必ず支援員さんが子供たちが行ったら2人はいるよという施設というのは、2つしかないということになりますね。やっぱり1人しかいないと、その方が休んだら、支援員さんはいなくて補助員さんだけでやっていけなくちゃいけないという施設がまだまだたくさんあるということが分かりました。

これを解消していくということなしに、緩和だけを続けていくということは、やってはいけないと思うんですけれども、研修をとにかく受けていただいたら支援員になっていただけるので、研修

受講の促進に対する考え方について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

研修に対する促進の考え方でございますが、今毎年行われている研修の受講者の取りまとめ、しっかりと受講をしていただけるように積極的な案内や取りまとめを行っているところです。また、市のほうでも支援員研修を持っているということもあるんですけども、今後、県の研修促進につきましては、しっかりと継続して受講していただけるよう促進に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

その全員が支援員であるところとそうでないところの差というのは、定着率の問題であるとか、何かの加減でお辞めになることはあると思うんですけども、お聞きすると、なかなか各施設に1人だけにしてくださいという制限のある研修もあると聞きましたので、本当に受けたくても受けられないということもあるということで、先ほどの森さんの質問の中でありましたように、近くで研修があるのであれば、三重県の研修だけではなくて、そういうところの研修もご案内いただくとか、あと研修を受講することが仕事であるという位置づけがきちんとされている、自前で研修を受けるというのではなくて、交通費であるとか、その日のお仕事として認められるということが全ての学童保育でされているわけではないので、そこについて支援をしていくということも必要であるかと思うんですけど、その考え方について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今後につきましても、研修に関しまして継続して受講促進に努めるとともに、研修に対する支援につきましても各放課後児童クラブとしっかり協議しながら、質の向上に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

先ほど少し言いましたけれども、同じ方がずっと定着していただきつつ、あるいは常勤化ということも入れて安定した職場であれば、そんなにたくさん空くことはないんですよね。ですから、処遇改善ということは必須だと思うんですけども、そこに対する市の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

職員さんの処遇改善につきましては、いち早く処遇改善に努めたいところではございますが、

様々な改善も出ていますところから、その辺りにつきましてもしっかりとクラブさんと協議して検討して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これについては、国も認めておりまして、放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善事業なども出してきていますので、しっかりとそれをつかまえて進めていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）から2点伺います。

1点目です。団体営ため池等整備事業の増額補正についてでございます。

今回、この補正の内容について、まず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

団体営ため池等整備事業600万円の増額補正であります。防災重点ため池の耐震点検調査に係る補正予算でございます。

昨年度、最終的に三重県より通知のありました補助金の割当て内示内容でありますけれども、総事業費が3,000万円で補助率は10分の10ということでありまして、そのうち令和元年度分として2,400万円5か所で、残りの1か所600万円につきましては、令和2年度分の配分となりましたことから、改めて今回補正計上で600万円をさせていただくものでございます。

なお、事業の実施に当たりましては、令和元年度分の2,400万円の繰越しと本年度の今回の600万円と合わせ、総額3,000万円で6か所、6池につきまして、ため池の耐震点検調査を進めてまいります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

6池について、今年度耐震調査をしていただく。この6池がほとんど昼生地区に存在するため池なわけですが、今年調査をされて、流れとしてどのようにこれから進めていかれるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ため池の調査の流れということで、今後どうしていくのかということでもありますけれども、少しこれまでの例も含めて紹介をさせていただきますと、ため池の耐震整備でありますけれども、平成25年にため池の一斉点検を行っておりまして、その結果によりまして、まずは亀山市でため池の直下に民家及び幹線道路があるということで、最も大きな被害が想定される川合町地内の長妻池について耐震整備を進めてきたということで、28年度に耐震地質調査を行いまして、29年度に耐震の整備事業の実施計画書を策定と。その後、30年度に県営事業によります三重県によりまして、

耐震整備に伴う詳細設計を行いまして、その後、令和元年度から耐震整備工事に着手したということで、本年度の外構工事は完了と。全体の流れとはそういうことをごさいます、これらの県営事業に対しまして、市は1割負担をさせていただいておるところでございます。

本年度6か所の防災重点ため池の耐震調査を行いますけれども、この調査後の結果によりまして、耐震補強が必要であるということであれば、長妻池のように県営事業で今後整備を進めていくという想定をいたしておまして、その優先度等につきましては、慎重な検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

長妻池の経緯から見ても、耐震調査をしているんな設計を県でも重ねてもらうのに2年間を要して、その後、工事に入っていたということですので、亀山の鹿丸池や北山池や桑原池などの6つについても、全部が工事をしなくてもいいのかもしれませんが、そういう今回耐震調査をして、工事が必要なら2年間ぐらいいろんな設計をした上でしていく。長妻池だけでずっと結構な計画がかかったんですけれども、1つの池、1年に1つという感じなんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

基本的に県営事業ということで、負担金1割という形で進めさせていただきたいと、それを想定しておるところでございますけれども、全体の国も含めての予算の枠ということがありますので、必ずしも要望してすぐに全ての意見採択されるということにはございませんので、ただ、現在国のほうで、ため池の整備に関する特別措置法の検討も国会のほうでされておるといようなことで、そちらのほうで今後成立をしていくと、補助金等の財源確保を国のほうでしっかりしていただけると考えておりますので、今後事業のほうも進捗をするのかと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これらの6つの池については、ハザードマップも既につくられておるわけですが、近隣住民には配られておって、分かってもらっておると思っはいただいておりますけれども、やはり今回こうやって耐震調査が入るよということで、かえって不安になったりする方も見えるので、やはり耐震をしてこういうふうな流れでいきますということと、この待っている間に何かあったときにこんなふうにして下さいということがマップにも書いてありますけれども、さらにやっぱり工事をするところについては丁寧な周知をお願いしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

先ほどからも何回かいろんな人が質疑していますけれども、小学校費と中学校費の情報教育推進事業の増額補正についてでございます。

午前中、2分の1の国の補助みたいな言い方があったんですけれども、以前、端末については100%国からということ聞いていますし、ちょっとこの内訳について丁寧にもう一回伺いたいと

思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、小学校・中学校の合計でございますけれども、まず購入品につきましては、タブレットの本体それからキーボード3,750台分、これをまず購入させていただこうということでございます。それからまた、これに附帯いたしますタブレットカバー、タブレットのカバー、フィルムとなりますけれども、そしてタッチペン、こういったものも台数と同じだけのものがございます。それと、これらの端末を管理いたしますパソコン、これが各校に1台。そして、そのタブレットに入れますソフト、学習ドリル教材ということになるかと思いますが、そういったものが購入させていただくというものでございます。また、既に導入済みのものにつきましては、今のところ小学校1年生などに配付をし、小学校の2年生から中学校の3年生分までを新規で購入するというものを想定しております。

タブレットにつきましては、全額国の補助ということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

タブレットは国100%で、残りのものを市単ですということ、結果として半分ぐらいが市が負担することになったよという意味でよろしいんですね。全体を国が2分の1じゃないんですね。という確認だけちょっとしておきたいんですけど。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

額としては、やはり圧倒的にタブレットの端末を購入する額のほうが大きいということでございますので、単純にその2分の1といったものではないというふうにご理解賜りたく存じます。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今、正確な数字は持ち合わせておりませんが、タブレットもキーボードも国の補助。したがって、カバーとかタブレットのフィルムとかタッチペンとか、どうしても必要になるものだけ市費でございます。ほとんどが国費でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

内訳については理解いたしました。

やはり皆さん親御さんたちも心配してみえるのが、今朝からも質問が多かった家庭学習での活用だと思っておりますけれども、何回か皆さんの質疑、答弁をお聞きしていると、要するに状況が整わない限り、これは学校でのGIGAスクールですから、学校としてやることなので、ゴーしない、

やらない、家庭学習持って帰ってということはしない、通信のことであるとかが整わない限りオンラインでの持ち帰りということはないと理解してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まず、GIGAスクールの構想自体が、GIGAスクールの国の構想は、学校で1人1台端末を持たせて学習の効率を上げるというものでございます。ただ、それを家に持ち帰れるかどうかという、持ち帰れます。ただ、そこには持ち帰るための約束事、途中で落として壊すとか、なくすとか、そういうこともございますし、セキュリティ上の問題もありますし、学校のタブレットを持ち帰って家のWi-Fi環境につながるにはパスワードを端末に入れる必要があります。そういう作業が要りますし、そこにつなげたときに通信料が伴います。したがって、いろいろクリアしなければならない問題はあると。だけど、使い方によってはオンライン学習をできます。ただ、今すぐに容易にオンライン学習をしようとする、現在おうちにある端末や家庭の通信環境を利用したオンライン学習になってしまうということになります。GIGAスクールで全てが整って、セキュリティやそういう問題をクリアしたときに、GIGAスクールの端末を使ったオンライン学習も可能ということになります。だから、今でもオンライン学習はやっているんですが、各ご家庭の通信機器や通信環境、通信費を頼りにやらせてもらっているという状況があります。その辺りを整理したり、ご協力いただいたり、いろいろなことをクリアしたときに可能になるということですね。

大学なんかは、もう既に入学時にパソコン端末を持たせるようになっていきますし、高校なんかでもオンライン学習が、マスコミで流れておりますが、通信料を取っていたり、そういうような状況がありますので、まず家庭の端末を使うか使わないか、それは大きいことであって、どうしても家庭に端末がないとか通信環境がないとかいう場合は、可搬型のWi-Fiルーター等をそこも貸し出すとか、そういったクリアする方法はあるんですが、全て一度に全ての義務教育を受ける小・中学生が平等にということ、幾つかクリアしなければならない課題があるということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

何とでもやろうと思ったらできることはあるんでしょうけれども、私が知りたいのは、要するに全ての子に平等にできるという状況が整わない限りやらないという一線があるんですねということ、今既にオンラインを進めていますというのは、こういうのがあるからおうちでつなげられたらどうぞとか、お勧めしたりするものはたくさんいろんなものがあると思うんですけども、例えば、宿題としてこれでやっていらっしゃいとか、本当にオフラインではなくてオンラインでするときは、きちっと整ってからやっていただきたいなと思うので、その確認が取りたいというのが1点なんですけど。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

分かりました。

ただ、コロナ不安で長期欠席する児童・生徒が出てきたりとか、不登校が長期に及んでいるとか、そういった子供さんにはうまく活用できる方法もあるので、生かしていきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

いろんな状況に応じて、生かすとかお勧めするとかいうのはあるんだろうけれども、全ての方について、そこら辺を気をつけていただきたいということと、あとオフラインでだったらできるかなという思いはあるんですけども、先ほど言ったパスワードとかを入れて勝手に子供が、オフラインのはずだけれども、家のWi-Fiにつないじゃったとかということにならないような手だてがしてあるかどうかということについて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まだGIGAスクール、この議会でお認め願おうという段階ですので、これからそういったことは整えていこうと思っています。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

これから整えていくということは、そういう方向でこれが通っていったらやっていくということと考えてよろしいですか。オフラインといっても、簡単に子供が家で見ないでもらうと困るという親がたくさんいると思うので、そこについてきちっとしていただくつもりでいらっしゃるといことの確認を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

自由にアプリを入れたり、そういうようなことはできないように組んであります。パスワードを入れても、つなげるそのときの約束事とか承諾書とか、保護者にはやっぱり交わしていかなくてはいけないと思っております。持ち帰らせるときには、そういったことを全て整えていきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

家庭については、本当に全部整ってからということなんで、取り越し苦労かもしれませんが、結構皆さんの関心事はそこに行きますので、伺わせてもらいました。

日本全国の学校が発注しますんで、なかなかいつ来るのか分からないとは思いますが、今日、今朝からずっと聞いていますと、いろんなソフトを入れるとかオフラインでの学習教材を用意するとか言うてみえたんで、そういうことの準備をその物が来るまでにしていただくということでもよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどから申し上げておりますけれども、まず端末というハード面が今すぐ来るものではないということは想定しておりますので、ソフト、そしてもう一つは制度面的なところも併せて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、学校のほうでもそういったものをどう使っていくのかということについては、午前中、先ほどからのご答弁でも申し上げておりますけれども、研修等も重ねておりますので、そういった中で準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

伺いますと言っていたことを一つ抜かしておりました。

一応、通信環境について調査をされているということで、たしかもう九十何%のお宅では通信環境があるということをおっしゃっていたかと思うんですけれども、人数としてとかでどれぐらいになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

通信環境のご家庭での状況につきましては、5月1日に保護者に向けてアンケート調査を行っております。「お子さんが使える通信環境がありますか」という問いでございますけれども、これに対して「ない」と回答された方は、小学校では177名、中学校では36名、合計213名となっております。割合にいたしますと、小学校では4.7%、中学校では2.7%、合計では4.3%というふうになっております。ただ、子供が保護者と一緒に、保護者が持ってみえる端末等で利用されるケースというものなんかを想定いたしますと、もう少しその使える環境がないという割合は減るものというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

当初、段階的にタブレットを入れるという計画だったと思うんですけど、今回一気に入れる予算なわけですけれども、それによる影響というか、そういうのはありますか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

影響といえば、早く全ての子供に1人1台の端末が持てるという環境が整うということでありませう。そのことによりまして、学年の実態や特別な支援を必要とする子供を含めて、多様な子供たち一人一人に個別最適化された環境を実現できるということが言えようかと思います。例えば、一人一人が同時に別々の内容を学習したり、学習履歴が自動的に記録されたりといったことが可能にな

ります。一斉学習においても、一人一人の反応を正確に指導者は把握できて、子供たちの反応を踏まえたきめ細かな指導が授業に生かせるということが可能になります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

小学校1年生から中学校3年生まで、いろんな課題があるかと思うんですけども、一斉に端末が来たとしても、一斉にお使いになるということにはならないということでしょうかね。それとも、それはそれぞれの学年でそれぞれ使う課題があって、一斉に今回こうやって一人一人のが全部来るわけだから、一遍にやられるわけですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

その環境が整うのを年度内を目指していて、ただし、全学年がそろえば、やはり積極的に活用していきたいと考えております。ただ、全ての授業をタブレットでするわけではございませんので、やはり直接体験とか、教師の人間対人間の指導が大部分ですので、それぞれ学年に応じてやることをしっかりやっていくということです。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。終わります。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

通告に従い質問をさせていただきます。

まず、議案38号亀山市税条例等の一部改正について、大きく2つに分けて質問をさせていただきます。

まず、1番の市民税関係についてですが、先ほども服部議員の質疑がございました、独り親家庭に対する所得控除の新設について、そして寡婦（寡夫）控除の見直しについて聞いていきます。同様の質問はなるべく省いていきたいので、よろしく願いいたします。

まず、同様なところもあるんですけども、改正の具体的な内容については、ちょっともう一回聞かせてください。お願いします。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の税制改正におきまして、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するとともに、独り親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることで、子供の貧困を解消する改正を行うものでございます。

具体的には、現行の制度では、寡婦控除、特別寡婦控除、寡夫控除、「かおっと」控除と言わせていただいておりますが、3つに分類されております。今回の改正によりまして、扶養親族である子を持つ男女の独り親全てに所得制限を設けまして、独り親控除といたします。

また、現在は控除の対象外となっております婚姻歴のない未婚の独り親が独り親控除の対象となります。この改正によりまして、従前からございます寡婦控除は、所得が500万円以下で子以外の扶養親族を持つ女性または扶養親族がない死別女性に限る者となることで、改正後は独り親控除と寡婦控除の2つに分類されるものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

これによって影響を受ける人、対象者等については、先ほどの答弁の中にございましたので、次に制度の適用時期についてを質問させていただきます。

こちらの改正の適用時期、給与計算や確定申告等対象者がその控除の適用、影響を受けるのはいつからになるのか教えてください。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

制度の適用時期でございます。

施行日につきましては、令和3年1月1日としておりますことから、令和2年中の収入から対象となります。そして、令和3年度の市県民税からが適用となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では最後に、こちらの改正の周知方法については、どのような手段を使う予定なのか教えてください。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

周知の方法でございますが、市民の皆様への周知の方法としましては、市広報やホームページ、ケーブルテレビなどで広くお知らせしてまいりたいと考えております。

また、今回の改正によりまして事業所におきます年末調整などにも影響してまいりますので、事業所の皆様方には年末調整の説明会などを通じまして、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは次に、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の適用について質問いたします。

この改正について、まずなぜこのような改正が必要なのかというその背景と、具体的な改正内容

についてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

まず、今回の改正の背景でございますが、人口減少が進展し、地方を中心に全国的に空き地や利用ニーズの低下する土地が増加する中で、新たな利用意欲を示す方への土地の譲渡の促進及び適切な利用管理の確保並びにさらなる所有者不明土地の発生予防や、空き地などの売買収入が想定より低いことから、譲渡所得に対する税金の負担軽減を目的として、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置を創設するものでございます。

改正内容でございますが、個人が都市計画区域内である低未利用土地またはその上に存する権利を譲渡した場合において、譲渡する年の1月1日において所有期間が5年を超えるもので、譲渡価格が500万以下の場合、譲渡益から100万円を上限として控除するものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

なかなかちょっと難しく、自分でもいろいろ調べてみまして、国交省の出している文書の中で、動かない不動産を動かすために自治体や宅建業者等との連携にマッチングをという形で、宅地建物取引業者に対しては、この特例措置を活用して低未利用土地の譲渡が進むように売主に説明をしたり、また自治体のほうでは空き家バンク、こちらでもやっておりますけど、そういったのも連携をしたりと、とにかく今活用が難しい空き家とか空き地の活用に向けた取組についてなどを推奨しているということでした。

そういう話なのかなと思いつつ見ましたが、今回の特例措置によって、その低未利用土地等の譲渡対価が500万以下の、先ほどもありましたけれども、500万以下の譲渡益に対して100万円を控除するとございました。結構大きなメリットではあると思うんですけども、市のほうから提出された資料では説明がちょっと少なくてなかなか分からなかったんで調べたんですが、所得税及び個人住民税の特例措置として100万の控除とありました。ちょっと確認をしたいんですけど、この控除というのは、例えば国保税だったりとか保育とかのときに制限があったりだとかあると思うんですけども、そういった所得税や個人住民税以外のほかの税金については影響をしないということでもいいのかどうか。まずこの確認をお願いします。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

ご質問の他のいろいろな制度への影響でございますが、ちょっと今確認ができておりませんので、一度確認をさせていただいてご答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ちょっと気になったので、確認させていただきました。

そしてあと、低未利用土地等とは一体どういったものなのか。説明といたしますか、低未利用土地とは一体どういうものかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

低未利用土地でございますが、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない未利用土地と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い低利用土地の総称ということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

市のほうから頂いた資料のほうにもそう書いてあったんですけども、何か国の資料のほうでは、その売却収入の少ないと見込まれる低額な土地も含めて多分低未利用土地等というのかもしれないんですけども、今回の譲渡所得税の負担が重くてなかなか土地が動かないような土地に対して、そういう100万の控除ということで、今後この改正がなされれば、土地活用の促進とか所有者不明な土地に対しての発生予防にもつながるというふうな今の答弁になっていくのかなというふうな取り方をしておりましたが、では、亀山市内の今おっしゃったような低未利用土地等とは具体的にどういったものを指すのか、具体的にこの辺とかこういったとかというのがあるんだったら教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

具体的にはどこかということでございますが、亀山市におきましては、都市計画区域内に存在する比較的low額の小さく散在する土地を想定しております。区域指定としてはされていないところでございます。また、どこにあるかという、都市計画区域内ということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

いろいろ調べてみますと、何か宅建業者さんとかの提出資料とかにもいろいろ記入しなきゃいけないところとかあるんですけど、そもそもこの低未利用土地というのはどこの部署が認定するんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市におきましては、本特例措置の適用を受けようとする方から提出のあった書類、例えば売買契約書の写しなどによりまして、申請に係る土地が都市計画区域内にある低未利用土地であること、低未利用土地等の譲渡後の利用及び所有期間が5年を超えることについて、まずは確認を行うとしております。これにつきましては、三重県のほうから私ども亀山市におきましては、都市整備課の

ほうにそのような案内通知が来ておるところでございます。そして、その確認が取れましたら、低未利用土地の確認書を当該申請者に交付するという手続になります。

また、すみません、先ほどお答えできませんでした、今回の控除がほかの制度に影響するかということでございますが、この100万円の特別控除後の所得で判定をされますので、ほかの制度にも影響はしてこようかということになります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大体分かりました。

それでは、この改正による亀山市への影響、こういったものはどのように考えられますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

改正による影響でございますが、適用期限といたしまして、令和2年7月1日から令和4年12月31日を予定しており、低未利用土地等の所有者に対して土地を売却するインセンティブが与えられることから、利活用されていない土地の売買が促進されるものと期待するところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

分かりました。

それでは、次の固定資産税関係についてをお聞きしたいと思います。

先ほども土地の関係だったんですけれども、こっちについても土地とか固定資産税とかの話で、連続でいきたいと思えます。ただ、先ほどから質問が続いておりますので、重なる部分については省きながら、また質問させていただきたいと思えます。

最初に、この使用者を所有者とみなす制度の拡大について、このような所有者不明物件についての法改正、今ずっと進んでおりますけれども、このような改正が必要になった背景についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の税制改正におきましては、固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者の相続登記がされていない等によって、調査を尽くしても所有者が特定できないケースが全国的に存在してきております。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者の特定に支障を来していることから今回制度の拡充をいたすものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

このたび、使用者を所有者とみなす制度の拡大が出てきたんですけれども、では、今までは所有者不明の物件に対してどのような措置が取られていたのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

現在の地方税法におきましては、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災、その他の事由によって不明である場合においては、使用者を所有者とみなして固定資産税を課税できる規定となっております。しかしながら、震災等の理由以外につきましては、現行法上は誰にも課税することができず、課税の公平性の観点から問題となっているところでございます。

当市におきましても、所有者が不明の土地、家屋の案件が5件ございまして、現在のところは課税していない課税保留という状況になっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

現在の状況で課税保留で、今後この改正が行われてから、使用者に対して課税が行われるということで、先ほどの皆さんからの答弁でもお話は伺っております。

ただ、どうしても使用者に課税をするといっても、所有者の特定にはどうしてもつながらない難しい問題だなあと思いますけれども、ほかの質問は全て重なりましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

先ほどの福沢議員に対する答弁について、亀山教育部長から訂正の発言の申出がありましたので許可します。

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどのGIGAスクールに関する答弁の中で、私、補助率を国2分の1というふうに申し上げましたが、3分の2の間違いでございました。訂正しておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（小坂直親君）

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第38号から議案第48号までの11件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第3号から報告第8号までの6件については、関係法令の規定に基づく報告でありますのでご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第39号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第40号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第43号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第46号 工事請負契約の締結について

産業建設委員会

議案第47号 市道路線の認定について

議案第48号 市道路線の変更について

予算決算委員会

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第45号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小坂直親君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日9日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでございました。

（午後 2時58分 散会）

令和 2 年 6 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

令和2年6月9日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局	長	井分信次	書	記	水越いづみ
書	記	村主健太郎	書	記	西口幸伸

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

初めに申し上げておきます。

質問は、通告の範囲を超えないよう注意していただくとともに、質問、答弁は分かりやすく、簡潔にお願いをいたします。

それでは、通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

勇政の櫻井清蔵でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

昨日、6月8日、残念なことに亀山市は29度1分という高温で94歳の方がお亡くなりになられたということで、誠に残念なことですけれども、この新型コロナウイルス感染の世界的、日本としても国内の中で、できましたら市長に申し上げたいと思います。高齢者から子供たちに十分注意喚起を行っていただきたい。なお、保育園・幼稚園、小・中学校の子供たちのために、健康環境を十分配慮していただきたいと思っております。

特に空調に関しては、特別教室に空調が残念なことについておりませんもんで、そこら辺も配慮される中で、小・中学校については、現場のほうに十分教育長としても指示を出していただきたい。それで、教室内の3密が続いた中で、子供たち同士の教室内の空間を十分間隔を空けた配慮をするために、教職員の配置とか等も、急なことですけれども、そういうことに十分にご考慮いただいてやっていただきたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきたいと思ひます。

ほとんど提案、確認になるんですけれども、市長にお尋ねしたい。

亀山市における新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後についてということで、4月7日に発せられた緊急事態宣言、国のほうのすな。去る5月25日をもって全ての都道府県が解除されたと。だけど、まだまだ予断を許さない状況にある中で、今度どういうふうに対策されるのか。

私が一番懸念するのは、1つ目として、12月に中国の武漢と言うたら中国の人に怒られるけれども、コロナウイルスが発症して、今日現在で世界でもう40万人の死者を数えておると。前回言ったときよりも、またさらに二、三万増えております。日本でも昨日の段階で933名の方が亡く

なられたと。その中で、幸い亀山市として感染者はゼロですけれども、いろんな施策を打ってきたんですけれども、私はこのコロナウイルスに関するワクチン、これが恐らく、いろんな報道を聞かせてもらおうと最低でも1年以上かかるんじゃないかという状況の中で、この秋、冬にかけても、インフルエンザが発症の時期ぐらいのことを懸念しております。

それで、お聞きしたい。どのように第2波に備えるのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

新型コロナの第2波への備えはどう考えておるんやということのご質問でございますが、今定例会の開会日に先議を頂きました新型コロナの総合対策、緊急政策パッケージ（第2弾）の補正予算は、直面する対策のみならず、まさに議員今ご指摘の第2波への備えも含むものでございます。

この先議によりまして、6月1日から市立医療センターに亀山医師会との連携を持ちまして、PCR検査の検体採取の数を増やすための亀山地域外来検査センターを設置いたしました。また、同じく医療センターにおいて、新型コロナウイルス感染症の軽症者が入院できる病床2床を確保しまして、万一の状態に備えているところでございます。

一方で、学校の通常授業に伴いまして、懸念されておりました給食時等の飛沫感染防止に向け、全ての小・中学校へ卓上シールドを配備いたしましたところであります。

さらに、今後のウイズコロナやアフターコロナを見据えますと、全市的な「健康都市／免疫力アップ大作戦」と掲げて今補正予算をお願いしておりますが、これの展開によりまして、感染拡大防止への取組を強化いたしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、第2波へ備えていくと。この視点、第2波を警戒しつつ、市内の社会活動とか経済活動の両立を図っていくというのはなかなか難しいところではありますが、しっかりそれを日常の中で段階的に追っかけていかななくてはならないと思っておりますが、特に第2波への備えにつきましては、私たちがこの4か月間実践をしましてまいりました3密を避けることでありますとか、手洗い、消毒、マスクの着用などの基本的な予防措置を一人一人が徹底することが重要であろうかと考えておりますし、引き続きの啓発活動、その環境を整えてまいりたいと考えております。

しかし、万一、第2波の感染確認をされました場合には、国・県の動向も見極めまして、本市としての感染拡大防止策の徹底をいたしてまいりたいと、現時点で考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは、今までを考えるとそれなりの対策はしておるんですけれども、どうしてもこれの撲滅というわけにはいかんと思うんですよ。過去の経緯からも、天然痘ですな。それからスペイン風邪、今もインフルエンザの、私の知るところによると、アメリカでも年間1万2,000人の方がインフルエンザの感染で亡くなられておると。日本では、確かに予防接種等がありますから、それまで

の数は行きませんが、対策を取るのには、この2項目に移るんですけども、先ほどの先議について私は反対討論をさせていただいた。予算執行上、あのやり方はやっぱりまずいと私は思う。そのためには、私はコロナ対策基金の創設を図るべきであると思います。

他市の県内の事例もちょっと調べさせてもうたら、津市と桑名市は、既に5月の臨時会で設置をされております。それで、この6月の定例会及び6、7月の定例会で、鈴鹿市、尾鷲市、志摩市が提案をされる予定です。検討中が伊賀市ということで、都合14市のうち6市がコロナウイルス対策基金について設置を行って見えます。本市として、そういうようなお考えがあるのかなのか、まず市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新型コロナウイルスの感染症対策の基金をどうするのか、創設する意思はないのかというご質問でございますが、ご指摘のこの基金に当たる部分、昨日も議員からご質問を頂きましたけれども、まさにそれが財政調整基金であろうかというふうに認識をいたしておりまして、私どもは、これも申し上げましたように、今行うべき施策を、必要な事業を必要なときに、様々な財源が一番ベストの財源を組み合わせでしっかり対策を執行していくと、こういう考え方でございますので、新たに今の段階で新型コロナに限定をした基金を設置するというよりも、財政調整基金等々、賢く活用するという考え方でおりますので、基金創設を県内で今5つの市が設置される、あるいはされる意向だというふうに伺っておりますが、亀山市としては、そのような基本的な考え方に基いて今後の対応をしたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、コロナ対策基金の設置の意思はないと。その代わり財政調整基金を賢く使っていきたいという考えということでありました。それだったら、この冒頭の5月29日の先議の在り方、これは何ですか。

これは、確かに市長、副市長、教育長、それから病院事業管理者、議員の期末手当の6月1日付に合わせるためにこれのまず先議を行ったと。それから、卓上シールドの購入費900万の先議を行った。国の施策である中小企業のそういうのを抱き合わせでやると。だから、採決の結果、14対3でこれは可決されたんですけども、これは、今も国で抱き合わせでやる議案については、どうしてもそれなりの、これには賛成だけど、これには反対というものも出てくるんですよ。その結果、前回の先議の場合の採決の状況ということになったと思う。

だけど、財政調整基金を賢く使いたいと言うんやったら、なぜ専決でそれをやらんだのか。冒頭に言いましたね。何も賢いことをやってないやんかね。この基金を積むことによって、ここに一つの他市の例ですけども、昨日、ちょっと調べました。

小田原市、これは3つの項目に分けてある。これ、10億円ですけども、特別融資最大3,000万、市内の金融機関を通じて信用保証料の補助金とする給付。それから2番目が、事業者など支援をする補助金の制度、2億円の予算を措置して苦境に立っている地域の事業者を支えるためと。

3つ目ですよ。感染症対策については、除菌効果の高い次亜塩素酸水、これはあかんのですけれども、これを生成する装置を導入。4月10日から市民への配付を開始と。市内の各小学校への配付。看護や介護の現場で必要となる防護服の資材（学校、公共施設で使用するために）と。それで、市役所の窓口における感染予防、これを小田原はやっておると。

もう一つ、大阪市ですけれども、ここも基金を設置しています。それで5月の臨時会、6月の定例会、大阪市は5月の臨時会で財政調整基金から繰り出しを10億、個人事業者からの寄附金を400万、市長・副市長、教育長の給与減額分561万、この減額額は令和2年6月から令和3年3月まで、市長は20%、副市長、教育長は10%、これを5月の臨時会でやってます。6月の定例会では、市制50周年事業をはじめ、イベント等の事業の中止、延期に係る予算の減額分1億円程度、こういうような形で資金をつくっておるんです。それで、ほかの市町もあるんですけれども、それを読んでおったら時間がありませんもんで、大阪なんかでも、市制50周年のイベント事業費を1億円も減額してこの基金に入れ込んで、それで大阪市新型コロナ感染症対策基金として設置しておるんです。

今、市長が言われる、その都度その都度、財政調整基金を出していけばいいんじゃないかと、そうすると、これは専決か何かで、それだとやっぱりほかの基金やなしに、まだまだ終息を目指すことができないコロナに対する市民への防護のための資金として確保しておくというのがこの基金の設置ですよ。当然これは県内でも既に津市、桑名市は設置されております。あなたもこの14市の市長会の会長ですから、そういうような状況をよくご存じやと思う。

津市の市長さんも、桑名市の市長さんはちょっと知っておるかな、私も。あなたは市長会の会長もやってみえるのやったら、当然こういうような情報は得ておかなあきませんやんか。市長会としてこういうような話はなかったんですか。

ほかの市は、四日市、伊勢、松阪、名張、当然亀山、鳥羽、熊野、いなべ市等々はまだまだ検討中らしいんですけれども、そういうような話は市長会で出なかったんですか、それなら。そういうような情報共有をしなかったんですか。一遍そこを教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基金はもちろんでありますし、新型コロナウイルス感染症対策をどのようにしていくのか。それは情報交換を本当にしながらそれぞれ進めてまいりましたけれども、当然それぞれの自治体の意思や考え方の、いわゆるプライオリティー、優先度、あるいは行財政運営上のやり方、それはそれぞれ自治体としての考え方に基づいてやっておりますので、当然ありとあらゆる情報交換はさせていただきましたけれども、それぞれのまちの判断ということになるかというふうに思っております。

また、それぞれの自治体が置かれる背景、あるいは環境でありましたり、行財政の状況であったり、これも千差万別でございますので、本当にそれらも踏まえた上で総合的に行財政の運営をしていくということの中で、お互いにそこは尊重をしておるというのは基本であろうかというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたは、それぞれの自治体の特徴やでそういうふうになっておるんやという、これ、市民の方々も見てみえるんですけど、ほかの自治体の人がこれを見ておったら、あなたは基本的に三重県知事に14市の市長会の会長として申出てますな。どのような申出をされたか、一遍ここで言ってください。

私が覚えているのは、県内の情報共有を県とともに各市長会でもやってくださいという申出をしましたな。していませんか、してますやろう。ほかにもいろいろ申出を3つか4つやったはずや。ちょっとそれ、私、調べてないもんで申し訳ないけれども、あなたは当事者ですから、それなら、三重県知事鈴木英敬さんに市長会としてどんな申出をしたんですか。私一つ覚えているのは、各市で市長会と共に、県と共に情報共有して、そして物事を進めていこうというようなことを言われたですやろう、それを教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長会として、14市の総意として、様々な市町の現状、その総和を持って県政に要望をしてみました。まずは早い段階では3月の学校の一斉休校の前後があったと思いますけれども、それ以前にも幾つかあるんですが、公式に役員がそろって県へ出向いて要望書を手渡すという形では、大きな節目で2回させていただいたところでございます。

最初は、やはり当然県内で起こっております感染症拡大防止への対策、それから情報の共有、さらには、学校等々の一斉休業へ入っていきます中での、最大限の県としてのバックアップの体制、あるいは市中で不足しております衛生資材、医療資材の配備への支援、それらもろもろを県に対して申し上げてまいったところであります。

さらに4月になりまして、当然国の緊急事態宣言が発令をしておりますので、よりレベルの高い、本当にかんりの項目を要望書として取りまとめておりますので、全部今申し上げることはできませんけれども、各市町への最大限の支援、県民への生活あるいは地域経済への配慮、それから情報の共有、医療を含みます感染拡大の防止対策、さらには学校等々での子供や教育、あるいは保育等々に関わるその支援策、そういうことを総合的に要望いたしてまいったところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員に申し上げます。通告の範囲を超えないようによろしく申し上げます。

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

基金を創設しないということなんですけれども、改めて提案したいんですけれども、私がざっと市のほうからもろうたイベントの中止等々のあれを私なりに拾ってみたんですよ。それで、ざっと拾ったら大体1億七、八千万の額が出てくるんですよ。間違っていることもありますよ、計算上。ざっとしても1億3,000万強のイベントに係る令和2年度のイベント費用があると思う。大阪が50周年、亀山は5年置きにやりますけれども、50周年記念式典に1億のコロナ基金をつくるために、このイベントの金が中止になったからそこへ入れたと。ほかの自治体でもあるんですよ。

山陽小野田市も、ここもイベントを、まず市が主催・協賛する行事のうち、既に中止を決定し、

中学生の海外派遣事業費、市民文化祭など13事業の減額分336万円を積立てに充てるというふうにイベントを中止した部分を大きく原資にして基金をつくっておるんですよ。

当然亀山市も一番最初に決めてくれたのが、商工会青年部の諸君が鈴鹿川の恒例の河川敷の花火大会の中止を決定してくれました。その後、もろもろの中止決定の通知がありました。先般、関宿街道まつり実行委員会も寄ったらしいですけども、その前に夏祭りのイベントも中止が決まったと。それから消防団の全国大会が中止になったのを鑑み、県の操法大会も中止になった。当然本市の消防団の操法大会も中止になりました。これ、ざっと消防関係だけでも七、八百万の金が出てくるんですよ。それを原資に、これをどうしても基金を積み立てていただいて、コロナ対策のこの事案に立ち向かっていこうと私は思うんですけども、やっぱりそういうような意思はあらへんのかな。

それで一つ、市の主催するイベントの中で一番大きなイベント、11月22日から11月26日、ウエートリフティングかな。これには7,000万強の予算が組んであるんですけども、熊野市はもう既に中止を決定しています、4種目。それから津市では、ビーチバレーボールの最短で、10月3日から10月4日のビーチバレーの中止が決定しています。恐らく冒頭に申し上げたように、秋・冬にかけてのこの時期を懸念して中止になったと。

今、全国に緊急事態宣言をやったのは、県境を越えないでください。それから県内でも市外へ行かないでくださいというのが基本なんです。これを11月にやったら、これ全国から何名の方が寄ってくるのかな。かなりの方が寄ってくる。これは市長からこの協会に中止をしてくれと。それで、本番一発勝負でいこうやないかと。それまでは自粛をしてやっていきたいというようなことをやられたら1億の金はすぐできるんですよ、基金を、財調を崩さんでも。残り少ない財調を崩さんでも、このイベントを中止したら基金は創設できるんですよ。そういうような考えを、あなたも行政で、また長いこと経験した中でそういうような思いをあなたの部下に、そんなようなことで一遍考えよということは言われなかったのかな。今の答弁では言うてないように思うけれども、そういうようなことを私提案したいの、あなたに。

だから、財源としては、ざっと計算して1億3,000万の金は必ずありますよ。それで、大阪市みたいに、いろいろコロナに関してマスクの寄贈や消毒液の寄贈や、いろんな手当てをしていただいている。そういうような方に寄附を募ったらいいですやん。ある県知事が県の職員にその10万円を皆寄附せえと言うて後で断っていましたけどな。財源はそこに充てたら基金は創設できるんですよ。ご理解いただけませんか、私の考え方。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず本年度予定しておりました様々な事業が中止になったと。これは本当に残念なことでございますし、その計画しておりました事業の予算が、これを基金に積んで活用してはいかがかというご質問であろうというふうに思いますけれども、当然本年度、今1億強とおっしゃられましたけれども、現在確定しておりますのは、約4,500万程度ということになってこようかと思っております。それをさきにもご答弁させていただいておりますが、9月の定例議会において、その活用も含めた対策を示すようにという議会からのご意向でもございますけれども、今、全部確定いたしております

るので、その段階でまたしっかりと行うべき事業に中止となりました予算を活用していくという、その考えは当然持たせていただいております。

それと、三重とこわか国体のリハーサル大会につきましては、競技団体主催の全国大会を基盤として、市及び実行委員会の連携・協力の下に実施をするものでございますので、県内でもかなりのこの競技団体の種目が本年度計画をされておりますが、ほぼ9月までの開催分につきましては、それぞれの競技団体が開催の中止を決定いたしております。

ただ、10月以降につきましては、例えばサッカー、卓球、ボウリング、体操、高等学校の硬式野球、バドミントン、ウエトリフティング、ボクシング、フェンシング等々につきましては、まだ各競技団体としての判断がなされていないところでございますので、それに対して、市として中止をするように申し入れておられるのかということでしたが、私ども既に軟式野球につきましては、全国軟式野球連盟が中止を決定いたしましたので、5月開催のリハーサル大会はなくなりましてけれども、11月開催予定のウエトリフティングの競技リハーサル大会につきましては、公益社団法人日本ウエトリフティング協会の内閣総理大臣杯第57回全日本社会人ウエトリフティング選手権大会及びレディースカップ第12回全日本女子選抜ウエトリフティング選手権大会を基盤として開催をすることとなっておりますことから、基本的には、全国組織であります全国ウエトリフティング協会の決定を待ってリハーサル大会をどうするかということの判断になるかというふうに思っております。

ただ、三重県のウエトリフティング協会の皆さんとは、当然私どもの実行委員会に参画を頂いておりますので、情報の共有を当然させていただいておりますけれども、私どもとしては、各競技団体の考え方が現時点ではまだ決定いただいておりますので、しっかり連携なり注視をしていくということに現時点ではなるかというふうに思っています。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、仮にこの11月に開催して、本市で感染者が発生した場合、その責任はそれを実行したウエトリフティング協会があかんと考えてみえるのか、どうですか。

世界でこの5月に、日本はダイヤモンド・プリンセス等々いろいろあった。世界185か国から日本人は入れないという措置をしておるんですよ。なぜかといったら、日本から持ってきたらあかんと、我が国へ。

今、ヨーロッパが、EUのところ、フランス、ドイツ、それぞれ死亡者の数は違いますけれども、EU圏がイタリアを疫症としてだーっと広まったのが、それでイギリスまでうつったんですけども、アメリカもそうですよ。

そうすると、このイベントは市長として市外から亀山市に持ち込まないというために、あなたの決定でこの協会に言うべきじゃないかな。それ言えやんのかな、あんた。もしそれを言わんと、この11月頃に亀山市にウイルス感染が疫症したら、責任はこのウエトリフティング協会なんかな。あなたはそうやって逃げるのか。それが首長かな。あなたの一言で、もうこのウイルスは、ワクチンができるまでは、本市としてはおかげさまで感染者はゼロやから、何としてもそのゼロを保ちたい。だから、県内・県外から、やっぱり持込みは分かりませんか。それを防ぎたいので、何と

かその思いを伝えたいということをお前は言えんのかな。市長じゃないぞ、そんなものは。なぜ言えんのやな。言えん理由を聞かせてください。それで、もし11月に発症したら誰が責任を取るんや。それを一遍聞かせて。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

5月31日に軟式野球の大会が中止ということになりました。当然、最終的には全国の軟式野球連盟の意思決定ということになりますが、それ以前、本当にここへ来るまでもウエイトリフティング協会もそうですが、何年にもわたる様々な準備期間や連携の中で今日を迎えておるところでございます。競技団体にせよ、私ども地元にもせよ、あるいは選手や監督、関係者の皆さんにせよ、本当に大会をやりたいという思いと、その感染拡大をどうするか、それぞれの立場で最善を考え、あるいは悩んだりしながら、ほとんどでも中止という形で9月まではそのようになってきたところがあります。

三重県のウエイトリフティング協会とも、当然様々な情報共有をさせていただいておるところでございますので、最善の判断を最終的にできるように思っておりますし、いずれにしても来年、本チャンの三重国体が当市で開催される、ウエイトにせよ、軟式野球にせよ、本当にこれがしっかり成功できますように、そのように思っておりますので、極端から極端のお話でございましたが、しっかり情報共有をさせていただくという立場でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私だってそれはさせてやりたいさな。甲子園球児も、春も夏もやめになったときに彼らは泣いておった。させてやりたいけれども、だけど、それ以上の問題がある。だから、今の国政もそうですやんか。緊急事態宣言が遅れたもんで感染が広がったと。今内閣がたたかれていますやんか。

だから、私が聞きたいのは、もし仮にこれをウエイトリフティング協会が実行して、その後に感染者が発生したときには、どなたが責任を取るのやということをお聞きの。それだけのことですよ。どうのこうの、私聞いていませんよ。今の答弁、私の質問に対して答えてくれてへんやんかな。

11月以降に亀山市で関係者並びに市内の飲食店、当然職員も出られますよ。そこで亀山市で一人でも発症したときに、これは事業をやったから発症したと言われる可能性もある。そのときに誰が責任を取るんやと。だから、それをさせんためにあなたが協会のほうへ、できたら本番でやってくださいと。今回の11月の大会は中止をお願いしたいと、それを言うべきであると思う。もしその後発症したら、どっち側に責任があるのか、それを明確にお答えくださいというんや、私は。これは確認ですよ。分かりますか、私の言うこと。分からん、分からんたら何ともしやあないの。能力がないね、君は。その判断ができないということは。あんた市長を辞めない、もう。ウエイトリフティング協会に、今後亀山市で感染者が出やんためには、この大会を中止してほしいという意向を伝えることが分からんの。それならもっと分かりやすく、発症したら誰が責任を取るのや、それだけ答えて。その開催後に、誰が責任を取るのか、そこを教えて。それは分かるやろう、わしの

頭でも分かるんやから。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、いろんな日本の新型コロナ禍で起こった様々な苦悩や、いろんなことが起こりましたけれども、今議員おっしゃるように、誰が責任をどうこうと、こういう話で片づけられるものではない中で、私どもはそれぞれの本当に責任を果たそうとしておるわけでありまして、したがって、当然……。

（「もうええ」と18番議員の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

質問されて、その答弁を求められて……。

○議長（小坂直親君）

ちょっと待っていてください。市長、答弁を続けてください。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、先ほど申し上げましたように、リハーサル大会の決定につきましては、競技団体がその決定の権限を持っておりますけれども、私どもとしては何度も申し上げますが、ここへ来るまでに競技団体とは連携をしましてまいりましたので、私どもとして最善の状況の判断、あるいは考え方を当然その過程でお伝えをしましてまいりましたし、今後においてもそのような立場でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あきれて物が言えんけれども、次に質問を出したもので続けやんならんでな。

あなたは責任を人に転嫁するのが上手やわ、あんたは。一国の首長、あるじやったら、自分の判断というものを、それなら次にやることもいいかげんになるんかなあ。

3項目めの3つ、例えば各市町がやっているけど、休業等において所得が減少するのを考慮して、よその自治体、一番最初にやったのは川越町やったと思うけれども、水道料金の減免をやってます、基本料金の免除を。それから、学校給食の給食費の免除。それから、よそのまちでは妊婦さんにタクシー券の交付をやってます。本市でも、それは当然12回の緊急対策会議をひもときましたら、一度もその協議をされていない。予算的にどうやとか、この理由はあるのかと。こんなことを他市がしておるけれども、どうするんやというような会話が一言も出てこん。

市長、改めて聞きたい。水道料金の基本料金を6か月免除した場合、大体月にどれだけ費用が要るのか、6か月やったら、それを教えてください。

それからもう一つ、学校給食を3か月免除した場合、どれだけかかるのか。それから妊婦さんですな、タクシー券の交付。これ、私が母子手帳で産後のお母さん方はえらいという話を私聞いています。だから、できたら産後4か月ぐらいの方が恐らく四、五百人見えると思いますけれども、大体幾らの金額になるのか。一遍ちょっと簡単に、時間がないもんで教えてください。お願いします。

○議長（小坂直親君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

水道料金につきましては、本年4月の水道契約者につきましては2万673件で、一般家庭から企業までの全契約者の基本料金を免除とした場合、1か月当たり約1,770万円、6か月で約1億620万円となります。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

市内小学校全ての学校給食費を3か月免除した場合、約5,700万円が必要になってくると見込んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

申し訳ありません。妊婦及び6か月までの産婦をちょっと調べましたので、妊婦は年間で約360人、6か月までの産婦は年間で約170人でございますので、合計で530人ですので、例えば1人につき1万円のタクシー券を交付した場合につきましては、530万円が必要になるということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それじゃあ、市長にお伺いしたい。

今、それぞれの私が申し上げた3項目について、水道で1億620万、それから学校給食で5,700万、妊婦さんのタクシー券、産後6か月までの方も合わせて530万、ちょっとざっと計算して1億7,000万ぐらいやったと思うけど、そういうようなお考えはありまへんかな。検討もしたこともない、検討の余地もない、検討すべきでない、その3択で答えてください、簡単に。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その3つの中で、まず1つ目の水道料金につきましては、緊急政策パッケージの第1弾の検討過程、第2弾も含めまして、私どもも支援策の一つとして検討をいたしたところであります。しかし、今少し触れました月額にして1,700万を投入するという、それを一般会計から事業会計へ補填をする、そうしますと、月1,700万のこの事業と、さらに優先すべき事業との優先順位はどうか、こういうこともあろうかと思っておりますし、最終的には、三重県で一番安い水道料金でございますので、726円。それも含めまして、最終的にはそれはやらないという判断をいたしたところであります。

2点目につきましてはの学校給食費につきましても、現時点でそれ以外の優先すべき教育課題や就業援助、就業支援等々に重点的に展開をするという判断をいたしたところであります。

3点目の妊婦のタクシー券の助成につきましては、都市部の一部でそのようなケースがあるというふうな承知をしておるところでございますが、当市の状況から見ますと、なかなか妊婦に限らず

移動手段は自家用車の方が多いということもございまして、新型コロナウイルス感染防止の観点から見ると、妊産婦に対するタクシー券の交付は検討をしていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やらない尽くめで、これもやらんと思うけれども、そうやけど、基本的に6か月が無理やったら、水道料金、せめて3か月。学校給食は、これは3か月やってほしい。妊婦さんは、産後の方は170名見えるんやけれども、せめて360名の母子手帳を持ってみえる方だけでもこれを交付してもらいたい。というのは、やっぱり大変ですからね。私は産んだことがないで分らんもんで、こんなことを言えば怒られるけれども、その経験をしたことがないもんで分かりませんが、大変なときやと思うんです。そのときにやっぱりこういうようなものを給付していただいたら、恐らくその生まれた子供は、亀山市にちゃんと恩を返すと思います。

市長、優先すべき事業があるというようなことであるんですけれども、これもインフルエンザの予防接種の助成金、実はこれ、平成11年8月12日に旧鈴鹿郡関町で全住民1人当たり3,000円を限度として助成をしたんです。施行日は平成13年12月1日から適用するんですけれども、インフルエンザの予防接種の制度をつくっていただいて、新型コロナウイルスとの関連でこの予防接種を、今乳幼児、就学前の子供たち、それから65歳以上の人、それから各企業でインフルエンザの補助金を出す企業もあります。議会も当然、そういうような互助会で補助金を出すんですけれども、全体的なことからいくと、それ以外のそういうような補助が支給されない方に全て、障がい者の方もそれに入っておるんですけれども、それ以外の全ての方に一遍インフルエンザの予防接種をしてもうて、まず風邪を引かないと、インフルエンザにかからないという体制を構築してもらいたいんですよ。そういうようなお考えはありませんか。

私、平成18年のここの定例会、前市長の田中亮太さんのときにこの提案もさせてもらいました、一度。関町はこうやっておるけど、新亀山市としてこれを継続すべきやと。これは世帯数が多なるもんで金がようけかかるというようなことですのであれなんですけれども、できたらそういうような補助制度をやっていただけんやろうか。そんなお考えはありませんかな。もう時間がないもんで、あるかないかでよろしいわ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

季節性のインフルエンザで定期接種の法定外で支援をさせていただいておるのは、県下でも本当に本市を含めて4市ということですが、私どもの考え方は、インフルエンザの予防接種への補助は65歳以上の方を対象としました定期予防接種と、64歳以下の方には予防接種費用の助成を満1歳から就学するまでの児童、持病があり医師に接種が必要であると判断された方に対象を定めまして実施をしておるところであります。

今後も重症化の危険性が高い方々に対してしっかり対応するという考え方で、今後におきましても考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長のあれは、私も横道にずれていくやけれども、市長の答弁は本題に向きおうて答弁するという気持ちがない、あなたは。

駅前再開事業、大変大事なことやなあ、あんたの公約やで。ちょっとそこまでよう行かんもんで。今日も対策等々の質問をさせてもらいました。私はこのコロナ対策、これは次の子供たちのために、全世界で700万人ですよ。地球が72億かね、今は人口。だから、そのうち700万人が感染者で、40万の人がもう既に亡くなっておるんですよ。

昨日、「感染列島」というビデオを見ておったんですよ。ある島から持ち込んだ病原菌、ウイルスが、現地で働いておるお医者さんですけども、その人が娘さんの結婚式のために、そこで感染者の療養をやっておったお父さんが娘の結婚式やということで帰ってきて、そこでうつして、その連れ合いの方が酒を飲んだときにその席でかかって、それが徐々に広がって、それで想定では1,000万の人間が死んでおる想定になっておるんですよ。

そういうような世の中で、やはりこのコロナ対策に対してもっと柔軟な姿勢でかかっていかんと、このコロナ感染に対する行政はできていかんと思うんです。

今、アベノマスクがいまだに私の手元に届きません。あれは500億金を使って、そうやってやっているんです。経済対策はようけやっていますよ。それも確かに大事なことやと思う。だけど、やっぱり市民を守るのは市政ですよ。そして市長ですよ。市長の判断がぐらついたら市民は守れん。議会もやっぱりしっかりせんことには市民は守れん。議会と市長が、行政が、共に一つになってこのコロナに対して立ち向かっていかんことには、絶対にこのコロナに対して禍根を残すと私は思う。

だから、今も言うたように基金の創設、ウエイトリフティング協会にも、本亀山市としては中止をお願いしたいと言言うて、どうしても基金を創設してください。インフルエンザの予防接種も、全市民を対象にした制度を確立してください。それが駅前よりも最優先する事業であると思う。駅前のことはまた次回、9月に申し上げるけれども、ちょっと資料が不足しておるもんでね、これ。よろしく願います。ありがとうございました。何かあったら言ってください。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時08分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

前半は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、長らく休業しておりました市内小・中学校

の休業中、そして再開後の対応等について質問をしていきたいと思ひます。

まずは、学校における新型コロナウイルス等の感染予防の対策についてでございます。

6月から本格的に授業が再開されて、子供たちも元気に登校し始めました。ただ、しかしながら、当然感染のリスクがなくなったわけではありませぬので、引き続きというよりも、大勢が集うわけでございますので、さらなる対策が必要となつてまいります。子供たち、それから保護者、先生方の不安も大きいと思ひますし、またそのほかの保護者と同じように子供たちを安心して学校に通わせたいので、どういふ対策をしているのか、またこれからどういふ対策をしていくのかというところの市としての対応を聞いていきたいと思ひます。

まずは校内の衛生管理についてお伺いをいたします。

まずは校内の消毒等をすると思ひますけれども、国や県から具体的なガイドラインが示されているのかどうか、示されているのなら概要をお伺いしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、文部科学省が作成いたしました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというものがございます。これは5月22日に発出され、常に改正をされているようなものでございます。

また、それと併せまして、学校再開のガイドライン、さらにこういったものと関連いたしますけれども、教育活動の再開に関するQ&Aというようなものが文科省から出されているというものでございます。

これらのところで示されておりますまず基本的なところといたしましては、やはり感染経路を断ち、飛沫感染や接触感染を防ぐために丁寧な手洗いでありますとか、それからいわゆるマスクやティッシュやハンカチなどで口や鼻を押さえる、いわゆる咳エチケットの徹底といったものなどの指導ということがうたわれております。それと併せて集団感染のリスクを低減させるための、いわゆる密閉状態を回避させるための換気でありますとか、それから一定の座席間隔を取るといったような、こういったものが指導として上げられているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

管理マニュアルですとか、Q&Aとか、ガイドラインが示されているようなんですけれども、内容としては、手洗いですとか咳エチケット、基本的なもののかなと思ひますけれども、そのガイドラインなどを踏まえて、実際、学校現場でどういふふうに、具体的にどんな対応をしていくのかということをお伺いしたいと思ひます。具体的に消毒であつたらどれぐらいの頻度でやるのかとか、それに必要な消毒液なども足りているのかということも含めてお願いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど申し上げましたような学校における新型コロナウイルスの感染症に関する衛生管理マニュアルをベースといたしまして、各学校で取り組んでいるところでございます。

先ほどのような感染経路を断つ、そういったためのエチケットでありますとか、接触に関する指導、そして先ほどの密閉を回避するための換気等、そして今般の卓上シールドの設置、そして何よりもマスクの着用の徹底というところを指導しているところでございます。

さらに教室やトイレのように児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる場所につきましては、1日1回以上、消毒液による拭き取りを行い、またできるだけ用具や物品の共有を避けるというようなことを行っているところでございます。また、卓上シールドにつきましても、1日1回の清拭を行うということも指導しておるものでございます。

それから、必要となります消毒のものでございますが、現在、消毒につきましては、アルコールでありますとか、次亜塩素酸ナトリウム水溶液などを霧吹きやスプレーボトルに入れて使用することが基本になっておるかと思っております。

このスプレーボトルやアルコールにつきましては、医療機関等に優先的に供給されているところではあります。一定量を確保できますように、納入業者と連携して調達に努めているところでございます。個人・法人の方などからのご寄贈も合わせて必要数を確保しているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

必要なものはしっかりそろえていただきたいと思っております。

また、基本的なところはガイドラインなどをベースにしてということだったんですけど、基本的には、学校での取組、それぞれの各現場でということのかなと思っただけですけども、消毒ですとか基本的とはいえますけれども、いろんな情報があふれておまして、真偽不明というものもあると思うんです。有効な消毒の方法の周知については、どういうふうにしているのかというところをお伺いしたいと思うんですけども、学校それぞれ、担当する人によってどこを重点的に消毒をしていくのかというポイントも若干変わってくるのかなと思うんですけども、それぞれ学校ごとに、学校が独自にというわけにもいかないと思うんですが、有効な情報の周知の共有というのはどうしているのか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず消毒が必要となります場所、そしてまた、その消毒の方法等につきましては、先ほどお示しいたしましたような文部科学省から示されております学校再開のガイドライン、教育活動の再開に関するQ&A、そして学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル等により、これを各学校に周知をさせていただいております。その上で、各学校における具体的な消毒箇所につきましては、このガイドライン等を基本といたしまして各学校が判断をして定めているところでございます。

その実施方法につきましては、特に先ほど申し上げましたように多くの児童・生徒が手を触れる

ドアノブ等や手すりにつきましては、担任に限らず、全教職員が分担して行っている学校がほとんどであるというふうな状況であります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

消毒の方法とか場所はガイドラインで統一をされているということだと思えますけれども、先ほど先生方が分担をして消毒をするというお話もあったんですけれども、これは、基本的には消毒は先生が行うもの、生徒とか児童もこういうのを行うのかなというところもちょっと疑問なんですけれども、先生方も授業もありますし、負担も大きいと思いますし、それから感染のリスクも大きいと思えますけれども、これは清掃業者であったりとか、新たに清掃の専門の職員を雇用するとか、そういうことがあってもいいんじゃないかなと思えますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

消毒に係る雇用でありますとか、それからまた業務委託についてでございますけれども、今、国や県が今後スクールサポートスタッフというものを増員し、消毒業務を担っていただくという考えを示しておるところでございますので、先般、県によるヒアリングも実施されたところでございます。本市といたしましても、強くその配置の要望をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクールサポートスタッフ、たくさんといいますか、人を増やしていただいて、なるだけ分散して消毒をきちんとしていただければなと思います。

それから、教室での集団感染のリスクについてお伺いをしたいと思います。

密閉空間で換気が悪いですとか、近距離での会話、発声、それから手の届く距離に多くの人がいるという3つの条件がそろえば集団感染発生のリスクが高まるということなんですけれども、学校の教室はまさにリスクの高い場所だと思います。特に今日もですけれども、これから気温が上がっていったって、エアコンをもう既に使われているかもしれませんが、エアコンを稼働させることもあると思います。そのエアコンによって感染が広がるという見方もございます。

それから、夏休み短縮の影響でかなり暑い時期に教室にいることになるので、授業時間の確保というのとリスクヘッジとの兼ね合いというのはかなり難しくなると思えますけれども、どういう対策をするのかということですね。市の独自のガイドラインなどがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず各学校における冷房の使用につきましては、室内温度が28度を上回ったときに運転する、

開始するように一応の使用基準というのは定めているところでございます。

独自のガイドラインというものではございませんが、文部科学省の新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、エアコンの使用時においても換気のために窓は開けるようにということが示されているところでございます。したがって、亀山市もこれに沿って進めていくという形になってまいります。

一方で、マスク等の使用もしておるところでございますので、熱中症の心配もでございますので、冷房の使用につきましては、この28度というところにこだわらず、柔軟な判断を行い、ちゅうちょなく冷房を使用するように、先般、学校にも通知をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

国のガイドラインに沿ってということなんですけれども、やはり窓を開けてエアコンをかけると、なかなか効きが悪くて、マスクもしていますので熱中症の心配がかなりあるんですけれども、必要な予算をしっかりと使って全体の健康を守ってほしいなと思います。

それから次に、授業の遅れに対する対応についてでございます。

前年度の最後の1か月間と今年度初めの2か月間、ほとんど授業がなくてカリキュラムに大きな影響が出ていると思いますけれども、これにつきまして、子供たちが将来的に就職ですとか、受験の際に不利になったりしないかどうか、学び残しであったり、あまり理解ができないまま終わっていくということを心配しております。市では、どのようにこの遅れというのを解消していくおつもりかということをお伺いしたいと思います。

ただ、追いつけばいい、全部カリキュラムが終わればいいということではなくて、学校任せ、現場任せで夏休みに追いついてしまえばオーケーというわけではなく、子供たちにとって詰め込みになったりとか、しっかり理解がないまま進んでいってしまったりとか、先生方にとってもプレッシャーになったりはしないのかどうかということも心配しているんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

文部科学省が5月15日付の通知で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」についての方向性というものの通知を頂いております。この中で、特に本年度中に全ての履修を終えることが困難である場合には、特例的な対応ということで、次学年やその次の学年に移して教育課程を編成することができるものというふうになっております。

また、学校の授業における学習活動の重点化というものも図って指導計画等の見直しも図ることが可能となっております。亀山市におきましては、夏休みを短縮して8月末までに1学期の学習内容を履修できるように現在取り組んでいるところでございます。今後、各学校の学びの進捗状況というものを十分把握し、必要に応じて教育課程の見直し作業も想定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

国のほうでも柔軟な対応ができるようにということだと思わなければならないけれども、先生方へのフォローですとか、子供たちへのフォローをしっかりとお願いしたいと思います。

それから、出席停止等の扱いですとか、医療的ケアの必要な生徒・児童の登校についてなんだけれども、児童・生徒本人に基礎疾患があったりですとか、ご家族に基礎疾患のある方、それから高齢者の方がご家族にいる場合ですとか、感染リスクを考えて登校を控えさせたいという保護者が見えてもおかしくないと思わなければならないけれども、まずそういった児童・生徒はいるのかどうか。それからまた、そういった生徒への対応、授業の遅れとか、そういうことについてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず医療的なケア、それからまた基礎疾患をお持ちのお子様などについての状況でございますけれども、これらの方につきましては、医療的ケアを必要とされる児童・生徒や基礎疾患等がある児童・生徒がおられます学校につきましては、主治医の見解と、それからそれを保護者と確認の上に個別に登校させるかどうかという判断をすることとなっております。

現在、亀山市の状況といたしましては、5月20日の学校再開後でございますが、分散登校の時期も含めまして、そういった該当の児童・生徒は欠席なく登校し、通常の学校生活が送れているという状況でございます。

それから、登校を控えたい、そういった児童・生徒の対応でございますけれども、まずは学校教諭が小まめに学習の状況や生活などの様子を確認しながら学習の保障は行っていくということとなっております。また、学習面だけではなく、教師が子供一人一人の気持ちに寄り添い、子供たちの状況を把握して個別の支援を行ったり、また教師たちからのメッセージを子供たちに届けることで、子供たちと教師のつながりというものを大切にしていこうと、こういった取組を進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ご本人に基礎疾患がある方でお休みされている方はいないということなんですけど、今後、また第2波、第3波でそういう状況があるかもしれないので、例えばですけれども、人の少ない放課後に登校していただくですとか、先生のほうから訪問するとか、学校に来たくても来られない子というの、配慮のほうはしっかりとお願いしたいと思います。

それから、次に参ります。

臨時休業中の学力保障についてでございます。

市のホームページには、「通信教育がっこう定期便」による学習支援とオンライン学習で学力の保障をしますという文言がございますけれども、この保障という言葉はどういう意味で使われているのかというところをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学力の保障でございますが、学習指導要領にのっとった各学校の教育課程に位置づけられた内容を児童・生徒に身につけさせていくということでございます。特にこの臨時休業中の家庭学習においても、各学年の年間指導計画に位置づけた学習内容を課題としているところでございます。家庭での学習でございますので、自力で学習を進めることができるように課題を工夫し、できる限り学習したことが身につくようにしてまいったところでございます。

この臨時休業中の家庭学習に取り組むということで、全ての学びの保障が可能ということではなく、家庭学習を行うことで学習習慣の定着を図ることや、課題を解決するプロセスや、そのプロセスの中で様々な気づきというものが豊かな学びにつながっていくというものと考えているところでございます。こういったものを総括して学びの保障と捉えているというふうにご理解いただければと思います。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

学習習慣をつけるということで、学力をつけるという認識でよかったですかね。それをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

その学力というものにつきましては、先ほどのような学習の学習習慣も含めて、様々な成長過程に伴った教育課程に位置づけられた内容というものを身につけていくというものを学力と捉えていただければと考えています。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、それを踏まえまして、「通信教育がっこう定期便」による学習支援についてなんですけれども、プリント学習のことかなと思うんですけれども、それが始まってすぐ、5月20日から分散登校が始まりまして、結局運用の状況ですとか、効果のほうはいかがだったのか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

臨時休業中につきましては、家庭訪問でありますとか、いわゆるポストイングも含めて課題の配付なども行ってきたところであります。いわゆる通信教育のがっこう定期便という形でのスタートをした直後に、ご指摘のように分散登校が始まってまいりましたので、現時点でいわゆるがっこう定期便という形での運用というものは進んでいない、行っていないという状況であります。

ただ、今後、第2波ということにも備えて、通信教育用の封筒などはもう既に学校に配付をさせていただいておりますので、いつでも利用できるような状況で準備をさせていただいているところ

でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。すぐに始まってしまいましたので、通信教育というところでは活用はなかったということですね。プリント学習は確かにうちの子供はあったんですけども、効果はまだこれから先の話かなと思います。

それから、オンライン学習についてなんですけれども、先月の臨時議会で提案されたオンライン学習支援事業で、休業期間中に全校でオンライン学習を取り入れるということで、就学援助家庭ですとか、生活保護家庭もですかね、給付金の支給ということであったと思うんですけども、その前に昨日も答弁の中ではあったと思うんですけども、保護者に事前のアンケートがあったと思いますが、その分析と、それから申請状況のほうをお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず昨日にもご答弁申し上げましたけれども、申請の状況につきましては、まず5月1日のアンケート調査が現在のところ行っているものでございます。全体では約4.3%の方が5月1日段階では通信環境がないというお答えだったというふうに理解をしているところでございます。

給付につきましては、4月4日現在でございますけれども、70%の世帯から申請が出ているところでございます。また、申請を頂きました世帯の78%に既に支給が進んでいるというところでございますので、さきの4.3%からは、多少数字は改善される部分というのはあるだろうと考えております。

ただ、申請された世帯の中には、既に通信環境をお持ちで端末と通信費を給付されるという方もございますので、この78%の方の申請があって、それがそのままこの通信環境の整備というものに直結するものではないというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。申請状況は対象の家庭が先月の予算決算委員会の中では、就学援助家庭が310世帯であったと思ったんですけども、310世帯の70%、数が合わないかなとちょっと思ったんですけども、もし細かい数字をお持ちでしたらお伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず5月臨時議会では、最大世帯として310世帯という形でのご答弁を差し上げていたかと思っております。その後、兄弟関係でありますとか、そういったものを精査させていただきましたところ、対象となりますのは207世帯というふうに現在把握をしております。このうちの70%から申請が出ており、その70%、これが146世帯でございますけれども、そのうちの114世帯、7

8%について支給済みという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

そうすると、インターネット環境のないご家庭全体で4.3%、今申請があったんで若干変わるということだったんですけれども、アンケートの分析として、給付事業に関係するご家庭とほかのご家庭での状況の違いというのはあったのかどうか、その4.3%の中の内訳とまでは言いませんけど、傾向で結構ですので、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほど5月に行いました調査の段階では、そういった給付家庭といったところの配慮の中でのアンケート調査じゃなく一律的な調査でございました。現在、ご指摘のような給付家庭と、それから全体とにつきましては、一定の給付がある程度完了した段階で改めて調査などを行って分析も進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

このアンケートですけれども、私の家庭にも来たんですけれども、子供の個人名で来ているので、分析は可能だったのではないかなと思いますけれども、また細かい情報が分かりましたら教えていただきたいと思います。

次に参ります。

先月の臨時議会の際に、給付金の支給の対象外で端末のない家庭には、学校のタブレットを貸し出すという答弁があったと記憶しておりますけれども、臨時議会の際は、もちろんタブレットの数はそろっていませんでしたし、今も昨日の答弁から、1人1台タブレットがそろうには少し時間がかかるようですけれども、今後、1人1台タブレットが学校で整備をされても、この事業というのは継続をされるのかどうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

タブレットが1人1台配付されているという形でありまして、一つのこれは学びの形でございます。今後の臨時休業の在り方でありまして、それから、昨日も少しお話をさせていただいておりますが、不登校でありますとか、そういった方々、児童・生徒に対しての取組にもつながってくるかと思っておりますので、この学校の定期便というようなやり方、それから場合によっては、オンラインの取組というものは継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。タブレットの所持率は高いとはいえ、通信費の分もありますので、規模は、もしかしたら若干縮小されるかもしれませんが、続けられるということですね。

それから、休業中のオンライン学習の内容と利用の効果、それから利用者数など分かりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

臨時休業中には、オンラインでいわゆるドリル学習教材のサービスというもので、ジャストスマイルドリルというものを行ったところでございます。これは国語、算数、理科、社会、英語など、約2万2,000問の問題に取り組むというものができるといったものでございました。この臨時休業中における小学校の利用率でありますけれども、27.4%という状況でございました。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。利用者数、パーセンテージではそんなには高くないのかなという印象でしたけれども、休業期間が終わりましたけれども、今後も基本的にご家庭にある端末でこのようなオンラインでの学習というのは進めていくのかどうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

オンライン学習につきましては、家庭環境、通信環境等の問題もまだございますことから、あくまでもこの臨時休業中も含めて、学校から様々なコンテンツの紹介というものを行わせていただいていたところが基本かと思っております。必ずやらなければならない宿題はやはりプリントという形になっておりますので、ただ、今後ご家庭の端末においても、オンライン学習に取り組むことは可能な状況というふうになっております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分かりました。

これら、先ほど答弁の中でも少し触れていただいたんですけども、今後も不登校の子ですとか、病気で学校に来られない子のためにも継続していったらどうかと思うんですね。

例えばですけど、これで出席の扱いになったりですとか、担任の先生ですとか、カウンセラーの先生と関わり、使っていただけるかなと思うんですけども、そういうオンライン学習に対してそういった期待というのを寄せている子供の保護者の方もいらっしゃると思います。ニーズはあると思うんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

オンライン学習に関しましては、一番ネックになりますのはご家庭での通信環境の問題、それから通信料の問題等、こういった課題があるかというふうに思っております。ただ、一定そういった課題、様々な取組もできるといった効果も十分に期待されますことから、今後もそういった課題を解決しつつ、取り組んで進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね。まだ課題はあるかと思えますけれども、私たちの子供の頃からは世の中は随分変わってきておりますし、また今コロナ、それからアフターコロナということもありまして、世の中が変わってきております。柔軟な対応で、子供たちが未来に向けて目を向けられるような教育をお願いしたいと思います。

それから、次に行きます。

給食室等の環境整備についてでございます。

夏休みの短縮で給食が7月末まで、それから8月の下旬からまた再開ということなんですけれども、ふだん給食を実施していない暑い時期での給食提供に関して、食中毒ですとか、調理員さんの体調管理として給食室、調理場ですとか配膳前の食缶を置いておく場所ですとか、配達された食材を保管する場所などの空調の設備とか、そういう辺りはきちんとしているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず各小学校及び関の学校給食センターの給食調理施設につきましては、全ての施設に空調機を設置済みでございます。給食室は食材が搬入される検収室、火を使うために温度が上がる調理室、調理した食品を並べる配膳室から構成しておるところでございますが、それぞれに適切に温度管理を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

適切に温度管理をしていくということで安心いたしました。

調理員さん方、常に体力勝負の場所で勤務をしてくださっておりまして、子供たちの体に直接入るものなので気も抜けないと思います。なので、体調不良で判断が鈍るということもあり得ますので、せめて快適な環境でお仕事をしていただけるように注意をしていただきたいと思います。

それから、今まで夏休みの期間はお休みだったという方も見えると思うんですけれども、今年は今まで休みだった部分でも給食があるということから、調理員さんの確保というところも必要だと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず調理員の人員の確保でございますけれども、この臨時休業などが決定いたしました時点で、給食調理員の方につきましては、勤務割当てで調整をしてきたところでございます。夏季休業の期間を変更した時点で6月以降の勤務に関する年間の勤務日数等の調整を行っているというところでございます。したがって、夏季休業の短縮により給食の実施回数が7月、8月というのは増えるわけでございますけれども、現在の給食調理員の人員をもって対応ができるものというふうに考えております。

また、この実施期間中に調理員などが夏季休暇等、また体調等も含めて人員が不足するような事態が生じた場合には、代替の調理員の配置により対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

人員のほうも今の体制でできるということで少し安心をいたしました。

それでは、次に参ります。

学校休業中の給食の食材の納入者の被害状況についてなんですけれども、かめやまっ子給食などで市内の農家さんから食材の提供を受けていると思いますけれども、今回の休業で予定どおり納入できなかった分の被害状況等をお伺いしたいと思います。

給食分なので、かなりの数の食材を準備していただいていたはずなんですけれども、工業製品とは違って腐らないとか、時期を選ばないというものではないので、季節のあるものですし、納入できないから一旦作るのをやめますとか、しばらく在庫として置いておきますというのなかなかできないと思うんですけれども、影響のあった分の補償等があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず臨時休業に伴います学校給食用の食材のキャンセルにつきましては、各業者によります市場での買い付けやメーカーへの発注が済んでいるという食材もあり得るということでございましたので、キャンセルを行う際に、その可否というものも確認をさせていただいたところでございます。

この中でキャンセルによって業者に負担が生じない食材については、キャンセルをさせていただいたというものでございます。また、キャンセルができなかった食材につきましては、例えばデザートや冷凍食品など賞味期限が長いものについては、学校再開後に活用できるように献立の再検討を行ったというところでございます。また、生鮮野菜でありますとか、賞味期限が短い食材につきましては、献立を変更して活用したり、また新メニューの調理実習などに活用するという形で食品ロスがないように努めたというところでございます。

また、学校給食の発注済みの食材のキャンセルにつきましては、これは学校給食費の返還事業として、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の補助金の対象となっておりますので、対象となりました主食でありますパン、ご飯及び牛乳等につきましては、納入業者に聞き取りを行い、

国の補助金活用に関する協議を行って交付申請等、所定の手続を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

業者さんに負担が生じないように配慮をしていただいたということで、それから国の補助金などの活用もということだったんですけれども、これからも学校給食に関わっていただけるように学校のほうからも周知のほうを、制度をうまく活用していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次の項目に参ります。

外来種による農業被害についてでございます。

ジャンボタニシによる農作物への被害状況でございますけれども、令和元年9月の定例会の一般質問でも取り上げさせていただいた問題でございます。

これは川崎地内で昨年発生しまして、昨年の9月の定例会では、農協との指導の下に対応することでしたけれども、今年の状況、把握しているようでしたら確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ジャンボタニシ、正式名称はスクミリンゴガイというものでありますけれども、食性として柔らかい草を好んで食べるということで、田植直後の苗が被害に遭いやすいというようなことでございまして、市内では川崎地区の200アール、約2町でありますけれども、その区域内にある水田で発生をしております、そのうちの一部で水稻の苗の食害を確認しております。先月、三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センター、また地元の営農組合の方、それと市の産業建設部で現地確認も行っているところでございます。

昨年発生しておりました圃場につきましては、圃場を乾燥させて小麦の作付をいたしまして、ジャンボタニシの発生を防ぐということに努めていただいたほかに、現在も見回りによる駆除とか薬の散布など、地域で対策にご尽力を頂いているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今年は200アール、2町に、これは範囲が拡大をしたということでよろしいんですかね。食害もあったということなんですけれども、去年から比べて拡大したのかどうか、ちょっと確認します。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年は約50アール、5反という区域でジャンボタニシが発生をしておりましたけれども、幸い収穫に当たっては目立った被害はなかったと伺っておるところでございます。本年度、先ほども申し上げましたように、小麦を作付ける対策を地域で実施していただきましたけれども、約200アール、約2町と面積は広がったというところでございます。

本来、ジャンボタニシは寒さに弱く、大きな個体は冬にほとんど死滅をされると言われております

けれども、記録的な暖冬であったということから、生息域が広がったと考えられるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

去年発生した50アール、5反のところは小麦に転作をして今年は大丈夫だったということだと思います。去年も稲が大きくなってから発生を確認しているの、大きな食害はなかったかなと思うんですけども、今年は拡大もして食害もあったということなんですけれども、今後、対策についてはどうしていく予定になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ジャンボタニシの防除対策でありますけれども、例えば排水溝へのネットを設置して侵入しないようにするとか、また貝は水の深いところへ集まる習性があるということですので、水を浅くする管理の方法とか、それとか冬場に圃場の土の中に入れておる貝を砕くのに、浅くトラクターで耕起をするとか、そのほか卵を見つけたらそれを駆除するとか、薬剤の散布以外でもできることがございます。引き続き三重県の四日市鈴鹿地域農業改良普及センター、鈴鹿農協と連携をさせていただいて、地域への情報提供とか、現地での防除指導を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

排水のところネットをと、管理方法をちょっと工夫するだとか、卵とかの駆除をするといった、薬の散布以外の方法を紹介していただいたんですけれども、去年もですけれども、薬については予算がつかなかったんですけれども、今年はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現時点で市の補助制度はございませんけれども、引き続き被害状況等を注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

薬に対してはつけないということなんだと思いますけれども、昨年、取り上げました松阪市はもちろんですけれども、今、桑名市さんですとか伊勢市さんは、補正予算をつけるなどの対策を講じていらっしゃいます。こういうものは被害の少ないうちに対処しておくのが効率的なんじゃないかなと単純に思うんですけども、これこそ範囲が狭いので、農家さんに薬以外でやり方を工夫して

やっていってくださいということでは、ちょっとそれはどうなのかなと思うんですよね。もし農家さんが対策が大変なんで手に負えないんで作りませんと、耕作を放棄しますなんていうことにもなりかねないと思うんです。しかもこれ、今一部の地域のようにですけども、市内全体に広がってから対策したのでは遅いと思います。

今、農業従事者の方が減ってきている中で、今頑張ってくださいっている方にさらなる負担を強いていくのかということなんですけれども、高齢化が進んで担い手が少なくなっている今、今支援をしていかないと亀山の食ですとか、環境を支えていく人材が育たないのではないかと思います。工夫してください、お金をかけずに何とかしてくださいというところよりも、負担ばかりで支援がないのであれば農業はしないというふうになってしまうと、耕作放棄地が増えていくことになりかねないと思うんですけれども、それでは亀山の美しい自然であったりとか、食であったりとか、亀山の魅力を失ってってしまうのではないかと懸念をしております。

伊勢市では、ジャンボタニシへの対策を支援しますと力強くアピールをしているんですけども、市長はよく力強くという言葉が使われますけれども、力強くという言葉、こういうときに使っていくべきではないかなと思うんですけども、市長の農業政策ですとか、農業への支援についてのお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

農業施策や農業に対する支援の市長の考え方はいかがかということでございますけれども、この第1次産業、これは国もそう捉えておられますが、非常に構造的な課題を抱えております中で、しかし、成長産業としてしっかりこれを位置づけていく必要があるというふうに認識をいたしております。

様々な課題を抱えておりますし、今、議員ご指摘のような個々の、このジャンボタニシでございますけれども、様々な作物についての課題がそれぞれにあります。なかなかそれに適切な指導であるとか対策が打てていないのではないかとことでありますけれども、今の現時点で、先ほど答弁させていただいたような県の農業改良普及センターでありますとか、営農の組織の指導的な立場でありますJA鈴鹿さんでありますとか、あるいは三重県農業共済組合の三泗鈴亀の市長等ともしっかり連携をさせていただく中で、情報提供とか防除の指導をしっかり行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

力強い支援はないのかということでありますけれども、当然農業が抱える構造的な課題を、どこも悩んでおられますが、亀山市としてどのようにしていくのか、このことについては本当に私どもも英知を結集していきたいと思っておりますし、従来にはないアプローチが当然必要になってこようかというふうに思っておりますので、市行政としても、農業施策の重要性を十分認識をいたしておりますので、何が適切なのかはしっかり検討しながら進めてまいりたいというふうに現時点では考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

これは一部の地域ですとか、ジャンボタニシに限らず市内全体のことだと思うんですね。市内全体で市長がおっしゃるように構造的な問題、課題を抱えながら頑張っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、地道に頑張っていらっしゃる方を応援できる市になるべきだと私は思います。予算をしっかりつけていただいて、農家さんに寄り添っていく、そんな施策をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

先ほどの中島議員に対する答弁について、亀山教育部長から訂正の発言の申出がありましたので許可します。

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどの中島議員のオンラインの給付金の申請状況についてのお尋ねの際の答弁で、私、4月4日現在というふうに申し上げました。6月4日現在でございますので、訂正し、おわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時00分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 中崎孝彦議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、亀山市立医療センターについてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きをしたいと思っております。

医療センターは、地方公営企業法の全部適用から4年が経過し、今年の4月から5年目に入りました。病院事業管理者である地域医療統括官も交代され、新たな体制でスタートしたわけでございますが、去る5月1日発行の広報「かめやま」の中で、病院事業管理者の就任挨拶が掲載されており、経営の健全化と保健・福祉・医療の連携強化に取り組むと述べられています。

これら2つの項目については言われて久しいわけでございますけれども、地方公営企業法で定める企業性の発揮と公共性の発揮という二律背反とも言える事業の履行の困難さは認めざるを得ないところではあります。病院事業管理者が言う経営の健全化については、まさに企業性の発揮の部分であり、赤字経営からの脱却だというふうに思います。

一方の保健・福祉・医療の連携強化については公共性の発揮であり、特に地域包括ケアシステムの確立が今後の大きな課題だというふうに思っております。

そこで、病院事業管理者にお聞きしたい。

地方公営企業は、行政組織でありながら企業としての特徴も有しており、経済性と公共性を両立することが求められておるわけでございますけれども、それぞれの観点から課題、問題点をどのように新病院事業管理者は認識しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

上田地域医療統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

この4月に病院事業管理者地域医療統括官に就任をいたしました上田でございます。新たな気持ちで市民のために一生懸命に病院改革に取り組んでまいりたいと強く思っているところでございます。

さて、私が重点的に取り組まなければならない事業と考えておりますのは、経営の健全化、保健・福祉・医療の連携強化の2点でございます。

まず、経営の健全化でございますが、平成28年4月に地方公営企業法を全部適用して以降、病院事業の経営基盤の確立に向けて様々な取組が行われてまいりましたが、経済性という観点において、引き続き重点的に取り組む必要があると考えております。この経営の健全化についてのこれまでの経緯につきましては、前地域医療統括官により様々な経営改善の取組が行われ、病床の利用形態の見直しにより地域包括ケア病床を導入したこと、また訪問看護ステーションを設置したことなどにより、この地域の医療ニーズに対応し、その結果が経営改善につながってきたところでございます。

今後につきましても、この流れを引き継ぎ、地方公営企業法の全部適用のメリットを生かして、病院を取り巻く状況変化に職員と病院の方向性や業務の目的を共有し、柔軟かつ機動的に対応した病院運営を行っていきたいと考えています。

また、医師及び看護師の確保に努めるとともに、他の医療機関や市内の開業医の皆様及び市内の福祉事業所の皆様とより一層連携強化を図りたいと考えています。

次に、既存事業の効果検証を行い、積極的に見直しを進めてまいりたいとも考えています。このようなことを推し進めることで、赤字決算から黒字決算への転換を目指してまいりたいと考えております。

次に、公共性の観点からは、救急対応と保健・福祉・医療の連携強化が重要であると考えております。医療センターにおきましては、1年間に救急車が約40%、800人の受入れを行っております。今後も常勤医を増やす取組を進めるとともに、三重大学や市内の開業医の皆様の応援を得ながら救急対応を行ってまいりたいと考えています。

また、これまでに在宅での生活を支えるため、従前からの訪問診療や訪問リハビリテーションに加え、地域包括ケア病床の導入、訪問看護ステーションの開設が出来上がっています。今後におきましても、他の医療機関及び福祉事業所との連携体制を強化し、当市の地域包括ケアシステムの確立に寄与してまいりたいと考えています。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症に対しましても、医療センターにおきましては様々な対策を講じているところではございますが、特に亀山医師会と連携して6月1日から開設したPCR検査用の検体を採取する亀山地域外来検査センターの運営を引き続き行い、新型コロナウイルス

ス感染症の感染拡大防止対策を引き続き担っていきたいと考えております。

最後に、今後におきましても、地域医療を提供できる医療センターの体制を確立し、国が進める病院再編問題にも医療センターの必要性を訴え、末永く市民に愛され、患者に愛され、職員に愛される病院を目指してまいりたいと考えています。今後とも市民の皆様をはじめ、議員の皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ企業性と公共性の観点から問題点、そしてどう認識しているのかということをお聞きしたわけでございますけれども、今もいろいろ経営改善の話も管理者のほうからありましたんですが、再度、同じような質問になろうかと思っておりますけれども、具体的に、地方公営企業法の全部適用から4年経過しておるわけでございますけれども、これまでの改善実績についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

地方公営企業法の全部適用から4年が経過いたしました。この4年間の実績といたしましては、具体的に申し上げますと、地域包括ケア病床の導入、訪問看護ステーションの開設、全国に先駆けて敷地内への院外薬局の誘致を進めるなど、地域に必要な医療サービスを提供できる体制を整え、また地域の医療機関と連携して地域医療を充実させてきたところでございます。これらの取組によりまして病床稼働率が向上し、収益面が改善するなど、地方公営企業法を全部適用するに当たり最も大きな目的である経営改善にもつながったところでございます。

その結果、決算収支における赤字額が縮小し、また減少が続いておりました保有資金につきましても、ほぼ減少を食い止める状態まで至っております。また、このような取組により当市の地域包括ケアシステムの確立にも大きく寄与してきたものと考えております。

今後につきましても、地方公営企業法の全部適用のメリットを最大限に生かし、先ほど申したように経営の健全化、保健・福祉・医療の連携強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今4年経過した後の経営改善実績というものを伺ったわけでございますけれども、次に、この4月から医療センターに新たな職として非常勤職員の顧問を設置した理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

現在、医療センターにおきましては医師が充実しているとは言い難い状況でございます。そのため、医師確保担当として非常勤の特別顧問を設置し、医師の充足を目指そうとするものでござい

す。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今お聞きすると、医師の確保ということで、医師の確保というのは本当に喫緊の課題と医療センターではそういうふうなことは誰もが認識しているところでございますけれども、その医師の確保という、この役割を担うというようなことで理解をさせていただいたんですが、そうしたら、なぜ3月まで医療センターのトップであった前病院事業管理者をその職に任用したのか。何か特別な事情があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

今後の医療センターにおきまして、安全で質の高い医療を持続的に提供するためには、三重大学をはじめとした医療機関と連携しながら、さらなる医師の確保が不可欠でございます。そのような状況の中で、病院開設者である市長から、医師確保に特化した特別顧問を設置し、前地域医療統括官がこれまでの経験を生かして、その職を担うという提案がなされました。

その提案に基づき、最終的に医療センターにおいて、特別顧問の設置及び特別顧問に前地域医療統括官を充てることを決定したものでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで、市長の要請もあり特別顧問を設置したというようなことでございますけれども、この医師の確保に向けては、これは私の考えですが、医師の確保に向けては市長をはじめ、新しい病院事業管理者や病院長がお見えになるわけでございますので、にもかかわらず、病院経営が厳しい中で、あえて顧問を任用したのであれば、それは当然その結果が求められるというふうに私は思うんです。

そこで、今年度の医師確保について、医療センターとして目標をどのように設定されているのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

医療センターにおける現在の医師の充足状況といたしましては、常勤医師が5名しかいないとか、宿日直に従事する医師をスポット的な雇用によって補っているなど、まだまだ安定した状況ではございません。

このような状況を解消するため、このたび設置いたしました特別顧問に医師確保に専念してもらい、私をはじめ院長や事務局が一丸となって安全で質の高い医療を持続的に提供できる医療体制を築くことを目標といたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

私も思ったんですけども、全部適用になって病院事業管理者が設置されたということで、前病院事業管理者も本当に一生懸命医師確保に向けて努力はされておるといふうに思うんですけども、4年間の病院事業管理者の職務の中で従前と変わらず医師確保はできていない状況であると私は思っております。

そのような中で、繰り返しになりますけれども、新しい病院事業管理者もできた、病院長も見える、市長も見えると、そういう任に当たっていただければ、再度申しますけれども、病院経営が本当に厳しい中で新たに特別顧問を設ける必要が、その医師確保のためにあるのかというのは、私もちょっと疑問に思うというようなところもありますので、お聞きしたわけでございます。

この体制で、特別顧問を含めた体制でしっかり医師確保に取り組んでいただいて、1年後にいい結果を聞けることを期待して、次の質問に入りたいというふうに思います。

平成29年9月定例会において、同じ質問をさせていただいておりますけれども、その後3年程度経過しておりますので、再度質問させていただきたいというふうに思います。

介護保険法が改正され、要介護3以上の人でないと原則特別養護老人ホームに入所できなくなり、国は在宅介護に大きくかじを切っております。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築について聞きたいと思っております。

まず最初に、システムの構築に向けて医療センターの役割、主な役割というのはどういうものかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

地域の高齢者が住み慣れた場所で最期まで生活できることを目指した地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療センターでは在宅で療養する患者の緊急時の入院の受入れ、また地域包括ケア病床では、急性期治療を終えた患者がリハビリ等により在宅の生活に復帰するための支援をしているほか、介護をしている家族の介護疲れ解消の受入れ、レスパイト入院などの入院医療の支援を行っております。また、一方で、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリの機能を有し、地域で療養する方々を医療・介護の両面から支援しております。

医療センターは、一般病床と地域包括ケア病床を併せ持つ市内唯一の中核病院としてこれらの役割を担うことで、患者が退院後も切れ目ないケアを受け、地域で安心して在宅療養ができるよう、各関係機関と協力しながら、医療・福祉・介護の連携による地域包括ケアシステムに取り組むことがその役割であると考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

それでは、在宅医療に関して、個々に現状についてお聞きしたいというふうに思います。

在宅医療における訪問診療、訪問看護、主に訪問リハビリテーション、それぞれの現状をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医療センターにおける訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションの仕組みでございます。

まず、訪問診療につきましては、当院に入院していた患者、外来に通院の患者、他の医療機関から紹介のあった患者に対し、医師及び看護師が自宅等に出向いて診療を行うものでございます。

次に、訪問看護でございますが、平成30年4月1日に訪問看護ステーション「結」を設置し、専任の看護師3名が業務を行っております。当院に入院していた患者、外来に通院の患者だけでなく、他の医療機関にかかっている患者を対象といたしまして、自宅等に訪問し、看護をしております。なお、看護に当たりましては主治医の指示に基づいてケアマネジャーが作成するケアプランにより行うものでございます。

最後に、訪問リハビリテーションでございますが、理学療法士1名が業務を行っております。当院だけでなく、他の医療機関も含めた主治医の指示によりケアマネジャーと連携し、月ごとの訪問計画等を作成した上で、自宅等に訪問し、リハビリテーションを行うものでございます。

なお、状況でございますが、人数、回数、金額を申し上げますと、訪問診療につきましては、実人数43人、延べ回数が230回、訪問診療の金額としましては約191万5,000円。これは、令和元年度の実績でございます。訪問看護は、述べ人数が357人、延べ回数が1,669回、金額が1,587万円。最後に、訪問リハビリテーションの実人数が194人、延べ回数が982回、金額が約644万円となっております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今の答弁を受けて、地域包括ケアシステムということが言われるようになって、在宅介護というような方向へ転換されたというような初めの頃に比べると、相当の在宅介護というのも進展をできておるといふふうに認識をさせていただきました。

そして、これだけの訪問診療とかいろんなことをやっていただいておりますけれども、やっぱりシステムを運用している中では、現時点で本当に問題点、課題というのが見えてきたと、あるといふふうに認識しておるんですが、またその見えてきた問題点、課題に対して、今後どう取り組んでいくのかといふようなことを答弁を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

地域で安心した在宅療養を支えるために、現在多職種とも連携を図りながら地域包括ケア病床を運用し、在宅復帰や在宅療養者の支援を行っているところでございます。

今後も在宅での療養を希望し、医療や介護を必要とする高齢者も増え、回復期医療の需要が予想されることや、また様々な生活背景や複数の病気を持った方々など、医療ニーズも多様化しており

ます。このような現状に対応するためにも、回復機能のより一層の充実と関係者間の多職種連携が重要であると考えます。

高齢者は、医療だけでなく介護も必要となってきます。地域包括ケアシステムの時々入院ほぼ在宅の実現に向けて、在宅と病院の移行が切れ目なくスムーズに行われ、安心して在宅での療養ができるように、また医療と介護の情報共有システム、バイタルリンクも活用しながら亀山医師会をはじめとした医療関係者やケアマネジャーなどの福祉関係者など、多職種間のさらなる連携を含みながら在宅復帰、在宅療養に向けての支援体制を充実してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そして、このシステムの構築には、私も思っておるんですが、医療センターだけでは構築は成り立たないというようなことを思っておるわけですが、亀山医師会、亀山歯科医師会、薬剤師会、この三師会との連携というのは欠かせないと思うんですが、うまくこれは機能しているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

地域包括ケアシステムの構築には、顔の見える関係が必要不可欠でございます。亀山医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会の三師会の皆様と様々な連携を図っております。特に、三師会と市議会、行政、医療センターが一堂に会する衛生懇談会におきましては、専門的見地からの提言を頂き、医療、健康、福祉、教育、救急等の多岐にわたる市の政策に反映をいたしております。

また、亀山医師会につきましては、医療センターの院長が医師会の理事であるのに加え、当院の4名の医師が医師会に加入し、幼児健診や保育所などの嘱託医として医師会の業務にも従事しております。さらに、医師会と連携し、亀山地域外来検査センターも開設をしたところでございます。

次に、亀山歯科医師会につきましては、歯科診療並びに在宅歯科診療におきまして、緊急時の連携保健医療機関としての覚書を締結し、連携を図っているところでございます。

また、鈴鹿亀山薬剤師会につきましては、日頃から地域包括ケアのさらなる推進に向けて、在宅での療養を支援する医療関係者と介護事業者の専門職が顔の見える関係を築くため、多職種連携会議に参加を頂き、重要な役割を担っているところでございます。

今後も医師会や歯科医師会、薬剤師会の皆様にご協力を頂き、引き続き良好な関係を築きながら、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

地域包括ケアシステムの確立についていろいろお聞きしましたが、さらなる連携を強化して確立に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは次に、地域包括ケア病床についてお伺いしたいと思います。

平成29年4月より開設された地域包括ケア病床は、その後、平成30年4月、令和2年4月の

2度にわたって増床され、現在27床あって、非常にこの地域包括ケア病床というのは稼働率が高いというふうにされているところでございますけれども、地域包括ケア病床27床及び一般病床63床のそれぞれの稼働率、何%ぐらいかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

それぞれの稼働率を申し上げます。

まず本年4月、5月における地域包括ケア病床27床の稼働率でございますが、本年4月が101.9%、5月が99.4%となっております。

次に、一般病床63床の稼働率でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い全国的にも入院患者数が減少しておりますが、本年4月は53.1%、5月が43.6%となっております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

地域包括ケア病床が開設されるまでは、平均の在院の日数の短縮に伴って、病床稼働率が低下傾向にあったというふうに思っておるんですけども、これは医業の収益の減につながって、経営悪化の大きな要因になっておるといようなこともあると聞いております。

しかし、地域包括ケア病床の開設に伴って、その利用率も高く、医業収益に大きく貢献しているというふうに思っておるわけでございますけれども、この地域包括ケア病床、今後も増床していくのか。また、医療センターにおける一般病床も63床ですが、この一般病床のベッド数、これの適切なベッド数というのはどう考えているのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

現在、当院は西病棟、東病棟のどちらも急性期病床を持っており、地域包括ケア病床につきましては回復期病床でございます。

このようなことから、本年4月1日に東病棟の一部を地域包括ケア病床27床に増床したことは、地域医療構想で示されました鈴亀地域については、回復期機能のより一層の充実が求められ、当医療センターは急性期機能を確保するほか、回復期機能の確保を検討するとの考えに沿った方針でございます。

また、本市の救急搬送の約40%を当院が受け入れている状況がございまして、これら急性期に対応するための一般病床については一定数の確保は必要であると考えております。

したがって、地域の公立病院として見たときに、現在の状況は急性期機能病床と回復期機能病床とのバランスは取れているような状態であると考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

私がこの適正なベッド数ということをお聞きしたということは、前段にも言いましたけれども、地域包括ケア病床が増床されて27床になって医業収益に大きく貢献しておると、医業収益に貢献しておるだけはいかんとおもうんです。

というのは、今までよく言われておりましたけれども、企業性と公共性という観点から、これは非常に難しい問題があると思うんですけれども、今も部長のほうから答弁がありました、バランスが取れておるといような答弁でございましたが、ここで新聞記事がございましたので、ちょっと紹介したいと思います。

令和2年3月22日の新聞の報道でございますけれども、病院再編有識者会議というのが開かれたということで、ちょっと読み上げてみます。紹介させていただきます。

厚生労働省は3月19日、高齢化が進む2025年に向けた病院の再編・統合を議論する有識者会議を開催したと。新型コロナウイルス感染症の拡大後、初めての開催である。厚労省は、医療費抑制のため、病床、ベッド数ですね、これの削減を促したいという考えですが、委員からは過度な病床削減はせず、感染症にも対応できる医療体制の維持を求める意見が多く出たというよう新聞報道でございます。

それから、25年には団塊の世代が全員75歳以上となり、医療費急増が見込まれているが、全国自治体病院協議会の委員も財政面だけで考えるのではなく、有事に対応できるようにしたほうが良いという意見も添えられておるといようなことでございまして、私は、今もバランスが取れておるといような答弁がございましたが、この一般病床のベッド数については、これはバランスが取れておるでいいやといようなことではなく、今後もあらゆる角度から検討していく必要があるというふうに思いますので、これの点についてはこれからも検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

これもニュースの話ですが、愛知県の常滑市には常滑市民病院というのがございます。常滑市は人口約6万、亀山市より約1万人ぐらい多いわけですが、そこは総合病院です。診療科目が26あって、ベッド数が260以上あるわけでございますけれども、その中で正規といひますか、常勤の医師が40人おるといようなことですが、この病院が医師不足で、夜間診療、それから救急患者の受入れを22時から翌朝の朝8時30分まで中止をしたといようなことで、これは医師不足からだといようなことで、こんな事例もあるといことで紹介をして、医師の確保についてお聞きをしたいというふうに思います。

亀山市地域医療再構築プランが作成されております。その中で、地域医療全体の再構築に向けて基本的な考え方が示されておまして、医療センターの取組の中で、寄附講座の開設による医師確保という文言があります。

そこでお聞きしたいと思います。現在も開設されている寄附講座が医師確保にどうつながっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

平成23年5月から本市と三重大学で締結しました寄附講座設置協定に基づき、亀山地域医療学

講座を設置いたしております。当講座は、三重大学が当医療センターにおきまして内科及び整形外科の診療体制を整えながら、実際の診療を通じて地域医療を担う医師を養成するための教育や、本市をフィールドとした地域医療に関する研究を実施するものでございます。

現在、この寄附講座を通じて2名の医師が医療センターに派遣されておりますが、この2名の医師が常勤医師の診療を補完的に行っており、またこれらの寄附講座の医師を通じて手術時における三重大学からの応援医師の派遣も受けており、当院の診療体制の充実につながっているものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

寄附講座を実施していることによる医師の確保というようなことにもつながっておるといような答弁でございました。

今からちょっと時間も少なくなってきましたもんで、簡単に答弁を頂きたいと思うんですが、現在、医療センターの正規の医師というのは内科5人、外科1人、整形外科1人の計7人であるというふうに聞いております。眼科については、非常勤医師の方が2人で対応しておるといことで、非常勤医師は眼科の2人を含めて15人、そのような現在の医師体制だといふふうに聞いておりますが、この医師不足というのは、診療科目が4つあるんですが、その診療科目にどれだけの医師が不足しているのかというようなことをここで、この診療科目はこれだけだといふことを数字でお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

現在、医療センターにおきまして5名の常勤医師及び寄附講座の医師を含む16名の非常勤医師が勤務しております。各診療科目において常勤及び非常勤医師に加えて、三重大学からの診療応援及び手術応援を受けながら診療体制を整えております。

今後におきましては、どの科目で何名の医師が不足ということはないんですが、常勤医師が不足しておるといような状況がございます。本市の緊急医療体制を維持するべく常勤医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

次に、医師確保に向けての現状、そしてまた併せて確保の見込みがあるのかといふようなことについて聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医師確保につきましては、寄附講座を含む三重大学医学部からの医師派遣によるところが大きいと考えております。ほかにもホームページ上の公募、また眼科につきましては、医師人材派遣事業

所への委託などの取組を行っております。

現在の医療センターは、三重大学医学部の臨床研修医等の受入れを行う研修実施医療機関となっております。この研修では当院の総合診療医を中心として地域医療を担う医師の育成に取り組んでおりますので、この研修を経て、将来当医療センターに勤務し、この地域の医療に貢献していただけることも期待をいたしております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

そして医師確保と、今部長の答弁を頂きましたが、例えば今の寄附講座を通じて医師の確保につながっておるといような答弁を頂いたわけですが、その医師確保のために今まで答弁を頂いたほかに、こういうふうな対策を立てて、こういうふうにしたら医師確保ができるんじゃないか、こういう方策もいいなとか、いろんなことも検討はしてみえると思うんですけども、そういうふうなことで新たな対策、医師確保のための検討、このような検討はしてみえるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田統括官。

○地域医療統括官（上田寿男君登壇）

医師の人材確保のための新たな対策といたしましては、現在行っている三重大学との寄附講座以外の新たな寄附講座の開設や、医師人材派遣業者との委託などの可能性について改めて検討したいというふうに考えています。

なお、本年度から医療センターに医師確保担当の特別顧問も配置いたしましたので、医師確保に向けた新たな取組を展開することで、市民の皆様に信頼され、愛される病院経営を目指してまいります。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

医師確保というのは、本当に前段でも申しましたが、喫緊の課題ですので、最重点課題として十分に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、新型コロナウイルス感染症の対応ということでお聞きをしたいというふうに思うんですけども、簡単に答弁を頂きたいんですが、具体的にこれまでどういうふうな対応してきたのかということと、第2波、第3波の感染拡大が取り沙汰される中、今後の対応についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

新型コロナウイルス感染症の現在までの当院の対応でございます。

本年4月から当院に定期的に受診している慢性疾患のある患者で再診の方のみを対象として電話によるオンライン診療も行っております。実績としましては82件の実績がございます。今後

5月29日に先議いただき、お認めいただきました補正予算で、パソコン端末等を購入し、さらなる活用もしてまいりたいと考えております。

また、保健所の指示の下で本年5月末までにこれまで41件のPCR検査の検体採取を行ってまいりました。それに加えて、亀山医師会と連携し、6月1日から亀山地域外来検査センターを設置し、屋外でのドライブスルー方式のPCRの検体採取を行っております。このセンターでは平日の午後1時30分から午後3時までの間におきまして、PCR検査の検体採取を亀山医師会所属の医師と連携して行うもので、利用につきましては、市内の開業医等からの完全予約制としておりまして、個人からの依頼を直接お受けすることはできないものとなっております。

また一方で、新型コロナウイルス感染症患者の受入れにつきまして、当院は軽症患者の入院を想定しており、そのための病床の確保、またパーティションの設置によるゾーニング等を行うなど受入れ体制も整えているところでございます。

また、受け入れました軽症患者が重症化した場合に備え、人工呼吸器の増台につきましても、その購入のため発注を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

今回の緊急事態宣言というのは解除されておるといようなことですが、これまで、今も答弁ありましたが、発熱外来などに受診した患者のうちでPCR検査の必要があると診断された患者さんは何名ほど見えたのか、見えなかったのか、何名ということで教えていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

当院におきましては、発熱外来は設置いたしておりませんが、これまで鈴鹿保健所からの指示のあったものを中心としましてPCR検査に伴う検体採取を3月中旬から5月末までの間に41件実施してまいりました。

また、先ほどの亀山地域外来検査センターを6月1日に設置したところでございますが、このセンターにおきましても現在までに1件を実施いたしてあります。なお、PCR検査の結果につきましては、これら42件とも全て陰性というような結果でございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

次に、時間も少なくなってきましたけど、医療通訳の必要性についてというふうなことで伺いしたいと思います。

亀山市には約2,000人の外国人の方が生活してみえます。その人たちが安心して働ける環境の確保の観点から、医師のパートナーとしての医療通訳の必要性についてお聞きしたいというふうに思います。

診察時の意思疎通の欠如から病気の発見が遅れて重症化する可能性もあるというふうなことも聞

いておるわけでございますけれども、簡単に答弁を願いたいと思いますが、通訳の必要性和医療現場、特に医療現場の現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医療センターにおきまして、現在通訳を必要とする患者に対しまして、基本的に小型自動翻訳機、ポケトークというものですが、これを使用しまして、場合によっては総合保健福祉センターあいの職員からの通訳の応援を受けております。これまで通訳に関しまして特に大きな混乱は生じてございません。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○7番（中崎孝彦君登壇）

この医療通訳ということに関しては、今もああいからの派遣もあるとかということでお聞きしたわけでございますけれども、医療センターだけが医療通訳でそういう外国人の方の支障がないとかというようなことではいかんというふうに思うわけですが、亀山市内の全て医療機関に必要に応じて医療通訳とか、今も言うような医療設備なんかみんな医療機関にあるとも限らないわけでございますけれども、この医療通訳というものが必要に応じて亀山市内の医療機関に派遣できるというような制度の構築が私は必要ではないかというふうに思っておるんですけれども、これは提案でございますけれども、そういう必要性から、医療センター主導の下、制度の構築をぜひお願いをしたいというふうに思いますので、これは提案として受け止めていただきたいというふうに思います。これで質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

7番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質問します。

まず今後の事業の財源確保についてであります。

今世界はかつて経験のない未知のウイルスである新型コロナウイルス感染症との闘いの真っ最中であり、亀山市はコロナ対策として一般会計で既に第3号までの補正予算を組んで対策を講じています。

今年度の一般会計当初予算は、歳入歳出とも218億円ほどでしたが、今議会に提案されている第3号補正の予算規模は276億円となり、当初予算成立から僅か2か月の間に58億円も増えて

います。その多くは国や県の補助金などですが、亀山市の一般財源も3回の補正で2億6,000万円使っており、通常であれば12月補正まで使う前年度繰越金3億7,000万円が今回の3号補正でほぼ使い切ることになります。

コロナとの闘いは今後も続き、長期戦を覚悟しなければならないと言われていまして、今後は財源として市の貯金である財政調整基金を取り崩す必要が出てきています。財政調整基金は、今年度末で残高が15億円になる見込みであります。

市が進める事業はコロナ対策だけではありません。今年も猛暑と言われ、多発することが予想される災害への対策や、2022年度からスタートする総合計画後期基本計画、さらに老朽化した学校などの公共施設の計画的な建て替えなど、市民の命と暮らしを守るための施策は待ったなしであります。

そこで市長にお伺いします。

こうした今後の事業の財源確保をどのように考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、議員ご紹介を頂きましたように、本年度もこのコロナ対策等々でかなりの国費も当然入っておりますが、かなりの予算額が増加いたしております。それに伴いまして、亀山市としての独自の施策の手当ても図ってきておるところでございます。

これをしっかりと緊急事態の中で、私どもとしてはできることをやっていくと、このことに尽きますし、併せてお触れいただきました今後も新型コロナ以外も含めた重要な政策、あるいは総合計画で掲げた多くの事業の具現化ということがございますので、しっかり中・長期の中でこの施策の推進と、それを担保する財源の確保、そしてともに健全な政策と財政の両立、これを図っていくということは極めて重要なポイントであるというふうに認識をいたしております。

そういう中で、今後の財源をどうしていくのかということでございますけれども、私どもといたしましては当然歳入をしっかりと確保していくということ、それから地域経済の回復に資する様々な政策、事業をしっかりと展開していくということになるろうかと思っております。あわせて、国の諸制度、有利な制度あるいは計画等々、これは賢明に活用していくという視点も重要であろうかというふうに思っておりますが、そういう視点につきましても今後も引き続いて対応してまいりたいと思っておるところであります。

財政調整基金のお話もありました。長期の財政見通しをしっかりと立てた上で、その中であれかこれか、あるいは後年度のいろんな負担につきましても視野に入れた中で政策の選択をしっかりとしていくということが同時に重要であろうというふうに考えておりますし、そのための財源の手当ては、これも併せて最善の努力をしていくということに尽きようかというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今答弁いただいた歳入の確保であるとか、有利な制度を使うとかという話は、いわゆるこれは平

常時の話だと思うんですよ。私が問うているのは、本当に大変な事態になっているという状況の中で、やっぱり改めて財源確保というのを考えないと駄目ではないかという趣旨で申し上げました。そういう意味では、今の答弁では全く不十分だと思っています。

ちょっと少しずつ聞いていきたいと思います。

まず最初に思うのは、先ほども言いましたように、財調が15億というような状況の中で、そのお金が少ないと多いとでは施策を打つときの気持ちが変わってくるわけですよね。しっかりした財源を持っておれば、施策も思い切って打てる。ところが、そこが心細いと思い切った施策が打てないということがありますので、やっぱりこういう財源をしっかり持つておくということ、確保しておくということが大事だろうというふうに思います。

今回の新型コロナウイルスというのは世界的な規模で広がっています。そのことによって、国際的に政治社会の在り方を問うというような、そういう根本からの問題が突きつけられているように思います。私たち、ずうっと言ってきましたけれども、いわゆる新自由主義という考え方、これは全てを市場原理に任せて資本の利潤を最大化していく、あらゆるものを民営化していくという流れなんですけれども、この流れが破綻してきてるんじゃないかなというふうに思っております。

具体的に言うと、イタリアとか医療費を思い切って削減して緊縮財政をやったために医療崩壊が起こったというような事例がありますし、そういうことを考えていくと、本当に世界の国々でこの新自由主義という影響で今本当にコロナの影響を大きく受けているという事態があるんだろうと思います。

もう一つは、今本当に問われているのは資本主義全体で、このコロナをどう克服するんかと。だから、アメリカや中国が、どっちが悪いとかいがみ合っているときではなくして、やっぱり世界全体で協力をして、いかにこのコロナに勝つかということをやらないかのがやれていないんですね。そういう問題もあります。

私は、今回この資本主義という問題を取り上げたときに、やっぱり貧困の格差の拡大というのが如実に現れている。アメリカなんかでもそうですけれども、非常に貧困のところには大きなダメージが行っているという問題があります。そういう意味でいくと、こういう新自由主義とそれから資本主義の体制ということによると、貧困の格差が拡大してきたという問題が、もろにこのコロナで現れたんじゃないかなというふうに思います。

亀山市もこういう路線の中で施策を進めてきていますので、例えば、正規職員を減らしてくるとか、それから医療センターなんか、これは国が出してきましたけれども、いわゆる統廃合をせいというような動きがあったり、そういう大きな流れの中にあるわけです。

だから、やっぱりこういうことを本当に大きく変えていくような時代に入ってきたのではないかなという認識を持ってお伺いしたいと思うんですけれども、市の施策の方向として、やっぱりこういう根本の見直しが求められる時代に入ってきたと。つまり、今までよしとされておったことが見直さなきゃならないような時代に入ってきたと。そういう意味でいくと、あれこれの施策を打つだけなしに、総合計画そのものを見直さなければならないような必要性が出てきたんじゃないかと思うんですが、その点について市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この大きな変化の中で、私どもは物事のありよう、あるいは価値観や世の中の仕組み、これはいいものを伸ばし、あるいは変えるべきものは変えると、このことは、そのような時代の転換点にいるんだということは議員ご指摘のところはよく理解をさせていただくところであります。

その上で、新型コロナの影響を考慮して総合計画を見直すべきだということについての市の見解をとということでございますが、第2次総合計画の根幹をなす基本構想は、長期的な展望の下、本市の将来都市像や目指すまちのイメージ、施策の大綱など、まちづくりの基本理念やその方向性、都市形成の在り方等を位置づけるものであって、亀山市総合計画条例に基づいて、議会の議決を経て定められておりますので、その変更につきましては、慎重かつ十分な根拠が不可欠であろうというふうに考えておるところであります。

こういう中で、議員ご指摘の今後のこの感染症を経た今後の地域経済等に及ぼす影響でございますが、以前この感染症、国内外終息に至っておりませんため、引き続き必要な感染症対策を講じていかなければならないのは明らかでございますし、これがいつまで、どの程度、どのような影響が生ずるかについては、一定の見通しを持つには難しい段階にあるというふうに現時点では考えております。そうした視点から、現時点におきまして、この市の長期的なビジョンであります基本構想を変更して、本市の将来に向けたまちづくりの基本スタンスや都市形成の在り方等を見直す考えには至っていないところでございます。

ただ、本年度でご案内のように、前期基本計画の計画期間が終了いたしますので、その後継となります後期基本計画の策定について現在検討を行っているところでございます。その中におきましても、これは議員にご紹介を頂いたような新型コロナウイルス感染症、こういうことの経験を踏まえた、あるいはこの影響を踏まえた今後の施策の方向性等の検討は外すことのできない重要な視点であるというふうに考えておりますので、これらの外部環境の変化や取組状況等につきまして、しっかりと分析を通じて構築をしていかななくてはならんというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言わんとしたのは、亀山市も大きな流れの中で国が進めてきた新自由主義の流れの中であって、効率を優先させてやってきた。そのことによって、例えば教育、それから福祉、医療、こういうところが非常に脆弱になってきたんじゃないかという認識を持っているわけです。やっぱりそういうことが今回本当に弱さとして出ているという面があるわけですね。

そういうことをこれからの新しい時代にやっぺいこうと思うと、そこをやっぺい手だてをしていかなきゃならないような時代に入ってきているんじゃないかという意味で、今までの総合計画の組立て方というのか、基本的な視点から問い直す時期が来ているんじゃないかということで問題提起だけ今日はさせてもらいます。

今日は、具体的にその財源の確保ということで質問するわけですがけれども、亀山市、基金が2018年度決算ですけれども84億円残高があります。この基金の残高、この基金ですね、今後の活用をどのように考えてみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

基金につきましては30年度末で、基金残高が84億2,500万円となっているところでございます。この基金につきましては、予算編成の基本事項といたしまして、基金活用の指針に沿った事業の財源とすることとして、また条例を定めるところによりまして特定目的のための財産を維持し、資金の積立を行うなど、それぞれの設置目的に応じた活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁は答えて答えてないと言うんですよ。つまり、そんな一般的な話を聞いているわけじゃないんですよ。例えば、こういう名前の基金があるけれども、これはこういうふうに活用しますとかいうことを聞いているのであって、あなたの答弁では答えたように見えますけど、答えていないんですよ。

具体的にいきますけれども、土地開発基金というのが8億円あります。これはいわゆる運用基金です。運用基金というのは、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金と、こういうふうに書かれています。設置目的として何て書いてあるかという、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るためという目的が定められています。

この基金については、近年見直しや廃止をする動きが随分増えてきています。というのは、事業のための予算が計上されていない段階で先行取得するとかというような必要性でやられるわけですが、結局迅速にそれができないと土地の価格がどんと上がってしまっただけで買えなくなるというようなことがあって、こういうのがつくられてきたんですけども、今や土地の値段が一んと下がっていますので、いわゆる当初設置されたような状況ではなくなっている。つまり、土地の値段がそんなに大きく動く時代ではなくなっている。むしろ下がっていくという時代に入ってきていますので、そういう意味でいくと、この土地開発基金というのも役割をもう終えたんじゃないかというふうに思うわけです。

そういう意味でいくと、この基金の設置自体がもう薄れてきたんじゃないかというふうに思います。これを廃止して財政調整基金に組み入れるということにすれば、8億円財調が増えるということになるんですけども、そういうふうな廃止を検討するという考えはありませんか。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

土地開発基金につきましては、平成30年度末残高が約8億円であり、その内訳として土地が約1,000万円、現金が約5億6,000万円、土地開発公社への貸付金が約2億3,000万円で、公共用地の先行取得に際して運用を行う運用基金でございます。

当基金の運用の状況でございますが、合併時には総額11億1,000万円ございましたが、その後、平成23年度以降、用地購入費の財源として一般会計への繰入れを行っており、現在約8

億円となったところでございます。

このことから、基金の廃止を行わず、引き続き土地開発公社への貸付けや一般会計への繰入れについて計画的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

現金で5億6,000万で、この土地開発基金と併せて土地開発公社も廃止をされるという動きが強まっています。これも先行取得という必要性、例えば公共施設をどんどん造っていく時代ではなくなってきたということがあるわけですね。

そういう意味で、この土地開発公社を廃止していく、それから開発基金もなくしていくという流れが一つの大きな流れになっているということですね。そういうことを見極めた上で、こういう提案をしています。

それからもう一つ言うと、土地を買うという点でいうと、ついこの間、鈴鹿農協の葬祭会館、ありましたよね。あれも議論の中で、開発公社が先行取得せえへんのかという議論もありました。そうはせずに、市が直接買ったわけですよ。しかも、和賀白川線の東側の目的、使い道が定まっていない土地も市が買ったわけですよ。そういうことをやっているわけですよ。土地開発基金を使わずに、市のお金を直接入れて買っているわけですよ。

一方でこういうことをやりながら、土地開発基金が必要だという言われ方をすると、やっぱり矛盾しているんじゃないかと言わざるを得ません。やっぱりこの点、本当に必要なかどうか、そういう時期に来ているんじゃないかということで、市長どうですか。これは検討する必要があるんじゃないですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

農協の非常に短期の中でこれを確保しなければならないというケースと、少しまちづくりや公共的な整備の中で、中・長期でこれを考え、そして先行的にその用地を取得していかなくてはならんと、この両面があるかと思いますが、今回はその前段のケースでありましたが、確かに高度成長期に各自治体が行ったいろんな開発、あるいは公共的な整備につきまして、その土地開発公社が果たす役割というのはあったというふうに思っております。

私どもも、他市で廃止されたり多くのところが廃止をしてまいりましたが、他市さんがやられたような土地を本当に無計画で買って塩漬けになって、これを税金で穴埋めするとか、こういうような状態の経営は過去から多分されずに、非常に健全な状態で今日に至っております。

したがって、私どもとしては、現在もこの健全な運営、長期の計画の中で、この公社あるいは土地開発基金がきちり機能できるような運用を考えていくということについては、今後も必要であろうというふうに、そういう考え方を持たせていただいておりますので、いまして、ご指摘の一定の役割が終わったので、公社並びに基金の廃止については、現時点で亀山市としてはこれは行わないと、その中で経営健全化と、なおかつ今後もこの基金と公社を有効に活用していくことは市の今後にとっても有効であろうと、このように考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

8億のうちの7割、5億6,000万を現金で持っているという。これは本当に活用の余地があるのではないかということを思いますので、ぜひやっぱり検討を頂きたいと思います。

そのほかの基金として、全部で16種類基金があります。全部をやるわけにはいきませんので、16種類、土地開発基金以外は全部、特定目的基金ですね。特定目的基金というのは、何らかの施設を建てたりとか、庁舎を建てるために庁舎建設基金をつくるかという一つの目的のために積み上げるという条例で設置を決める、そういうもの。それから目的以外には使えないという性質のものであります。

今回2つ特定目的基金で取り上げたいんですけれども、1つは、リニア中央新幹線亀山駅整備基金であります。

今年度も当初予算で5,000万積み増しが決まりました、今年度末で18億円までになりますね。この基金の設置目的というのは、市内における停車駅の整備ということになっております。リニアの中間駅が亀山に決まればということですね。それから、名古屋から大阪までの工事が始まるような頃にならなければ一円たりとも崩せないという、こういう性格の基金であります。それが18億円もあるということですね。

私は、やっぱり今ずうっと言ってきましたけれども、今後の財政状況を考えれば、こういう形で18億円が手がつけられないような状態で置いておくこと自体が、やっぱりこれは到底市民の理解を得られないというふうに私は思います。

そこで提案ですけれども、このリニア基金を一旦廃止する。そうして自由に使える財政調整基金に組み入れる。そして、今後の事業の財源に充てていくというような考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

リニア基金を廃止して財政調整基金に積み直すというご提言でございますが、まずその前にリニア基金の積立ての必要性について少し述べさせていただきたいと思います。

リニア中央新幹線の整備に向けては、東京一名古屋間の中間駅の先行事例を見ましても、岐阜県の中間駅となる中津川市におきましては、土地区画整理事業で約85億の事業費が盛られております。こうしたことから、財政状況を考慮して、駅周辺整備の費用に充てる基金を計画的に積み立てていくということが非常に大事であるというふうに考えております。

リニア基金を廃止し、財政調整基金に充てるということにつきましては、中間駅の周辺整備の必要な財源確保に一定影響を及ぼすとともに、四半世紀の長きにわたり市民ぐるみで積み上げてきました駅誘致活動の高まりが減退をしたり、本市のリニアに関する取組に対し、国や事業主体であるJR東海の受け止めも変化していくことも危惧されるところでございます。

こうしたことから、今後も来るべき時期に備え、計画的な基金積立てを継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

中津川もそんな誘致のための基金を積み立てていませんよ。それでも中間駅に決まりました。また、JR東海にしてみたら、その自治体が基金を積んでいるか積んでいないかで中間駅を決めるということにはならないわけです。そんな物差しは持っていないんですよ。要は駅ができたときに整備をしてもらえばいいわけです。そういうことですね。だから、基金があろうがなかろうがそんなことはJR東海は参酌しないというふうに思います。だから、あまり私は、今の理由は意味がないかなというふうに思います。

それよりも、15億に18億を足して33億の財調を持っているということが、やっぱりいろんな施策を打つ上で、何もこの18億を全部使うということじゃないんですよ。それだけのものを財調として持っておくということがどれだけ施策を打つときに有効にやれるかということによって言っているわけ。

だから、私はもちろんリニア建設反対です。しかし、賛成の人も、取りあえずそれを一旦財調に入れて、財調が本当に足らなくなったときに、そこを使っていけるようにするという柔軟な使い方をしていくということは、私は賛成していただけるのではないかなというふうに思います。

もう一つ、リニアの問題で指摘しておきたいのは、結構このコロナの感染症で、リニア新幹線の計画の実現性とか、必要性が問われるような事態が起こってきている。そういう意見も結構ネットなんかで見えていますと出てきています。

1つだけ紹介しますが、佐藤信之さんという交通評論家と言われる方ですね。この方、多分反対派の方ではないと思います。こういうふうに言われています。

コロナの影響で工期が延びるとということは、少なくとも間接費の増加、未払いの増加が発生する。さらに、開業が遅れるということはその年数分だけ収益を失うことになる。名古屋開業後に大阪延伸の工事が始められるが、これも遅れることになりかねない。JR東海は、実質1か月間で300億円余りの運輸収益が減少した。これはコロナですね。今年度は4月から6月まで、3月を超える深刻な収益減となるであろう。仮に年度内平均3割程度の運輸収入が減少するとすると、鉄道だけで4,200億円の減収になる。

また、今回の新型コロナウイルスの問題が長引くと、企業や国民の交通機関利用の習慣が変化する可能性がある。つまり、近く運用が開始される5G通信方式によれば、社員を出張させなくても快適にテレビ会議ができる。都心のオフィスに通勤しなくても近郊の自宅で仕事が済ませられる。そして、全国の地域間の旅客流動が減少すると予想されるが、それにより、リニア新幹線ができて見込んだだけの需要がないかもしれず、収支計画が狂うかもしれない。リニア新幹線は未来の交通機関の夢であるが、下手をすると荷物になりかねないという危うさがあると書いてあります。

こういう論調が結構見当たるんですね。そこでお聞きしたいんですけども、こういうリニア計画の実現性や必要性を問うという意見に対してどのように認識してみえるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、リニアの実現性につきましては、今議員おっしゃられたように、まず新型コロナウイルス拡大の影響によって工事の遅れ、これが非常に懸念をされておまして、それに伴います収益の減、あとちょっとお触れにはなられなかったですけど、静岡県との大井川水問題、こういったものが事業進捗に一定の影響を与えておるといことは、私は事実だというふうに思っております。

ただ、そのような中にありましては、JR東海におかれては、これまで同様2027年先行開業や、その後の名古屋―大阪間を含めた全線早期開業を目指し、様々な課題を克服されながら事業努力を重ねておまして、本市といたしましては計画どおりの事業進捗を強く期待するものでございます。

それと、必要性についても問われましたが、確かにこのコロナの問題で、やはりリニアというのは時間と距離を短縮するツールですので、こういったものの必要性についても問われておることも事実でございます。ただ、これにつきましても、やはりコロナの問題が東京の一極集中是正を望むということもございまして、これに寄与するものであるということも考えられます。

それともう一点、リニアの整備につきましては、開業5年が経過した将来経年劣化が懸念される東海道新幹線への備えでありますとか、あと南海トラフ巨大地震の大規模災害への抜本的な備えとして、日本の大動脈輸送に大きな役割を担うという必要性もありますので、こういった必要性については、市といたしましては確かにあるものというふうに認識をしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今述べられたその必要性というのは、コロナ以前の時点で言われておった必要性なんです。

私が言うのは、コロナという問題が起こって、本当にいろんな在り方が変わってきている。働き方が変わってきている。企業も変わってきている。そういう中で、テレワークであるとか、それからいわゆる5Gという通信方法、これが出てきますと、本当に高速で非常に鮮明なことになってくるわけですけども、そうすると本当にテレビ会議で十分できる。出張に行かなくても商談が済むとか、そういうことが十分起こり得る。また、そのほうが企業としてもこういう事態に備えるために、そういう働き方とか、仕事の仕方とかを定着させるというような、そういう動きが私は出てくると思うんですよ。

そういう事態に備えていくと、やっぱりリニアというのはもう需要がどんどん減ってくるんじゃないか。つまり、新幹線もそうですけれどもリニアもそうです。要するに、圧倒的に顧客はビジネスマンなんですね。大半がビジネスマンがいわゆる利用している。そこが減ったら、これは共倒れになるんじゃないかと、新幹線とリニアがね、経営的に言うと。そういう事態だってあり得るんですよ。

だから、そういうことが今本当に問われ出してきているんで、やっぱりここは一つ転換点かなというふうに思います。そういう意味では、この基金についてもやっぱり考える時期に来ているんだろうというふうに思うんですけど、市長、考えを一度お聞きしたいと思うんですけども、そういうふうにお考えになりませんか。新しいコロナ以降の時代として、必要性の問題です。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今も佐藤信之さんのご紹介も頂きましたが、元建設省の事務次官をされて、国会議員を今なされておられまして、亀山もいろんなまちづくりや、リニアもそうですし、道路網も大変お世話になってまいりました。駅前もそうでもあります。そういう方ですが、そのご発言の中には、今の現状の中で非常に硬直化したこの状況、非常に懸念をされておると。JR東海のみならず国土交通省の在り方、あるいは地方自治体との関係とか、そういうことをご心配されての発言であったというふうに今感じさせていただきました。

その上で、このリニアの基金につきまして、確かにこの4か月ぐらいの間に働き方、あるいは企業の在り方、それから人の移動の制限、そういう中で、私自身もウェブ会議でありますとか、いろんなことをこの間経験させていただきました。けれども、一方のテレワークでありますとか、ネットを活用したような仕事の進め方というのは今後進んでいくんだろうというふうに思っております。その一方で、やっぱりこのフェース・ツー・フェースというか、人と人の人流というか、ここの重要性も一方で指摘をされておるところでありまして、その両面のバランスを取りながらどのような新しい時代をつくっていくのか、そういうことが多分全体に問われておるんだろうと思っております。

したがって、この四半世紀にわたります私どもとしてのリニアの早期建設、そして停車駅の誘致、これが将来的にこの地域に大きく影響を与え、インパクトを持つということについては、これはそのように思わせていただいておりますし、先ほど部長からも話がありました今後の流れにつきまして、様々な意見があるのは承知をいたしておりますが、私どもとしては今後につきましても、この基金というのは本当に長年にわたってオール亀山で積み上げてきた思いが詰まっておりますので、これを廃止して財調へ積み直すということにつきましては、現時点で考えていないところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私もフェース・ツー・フェースで仕事をする必要性というのは感じます。要は、この佐藤さんが言われるのは、今まで当てにしていたビジネスマンが、そういう仕事の仕方が変わることによって減ってしまうと。減ってしまうことによって新幹線とリニアが両立できるという話が成り立たなくなるんじゃないかと、こういう指摘やと思うんですよ。だから、そのことについては、そういう方向性に行くのではないかとこの危惧をしているということで、やっぱりこれは見直す必要があるんじゃないかと思えます。

もう一点、庁舎建設基金についても触れておきたいと思えます。

これは2026年度に、順調にいけばお金を使うということになるんですが、それまでの間はやっぱりこれは手つかずのお金になるんですね。これについても当然、もうこの時点で崩して、財調に組み替えるという考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎整備事業につきましては、新庁舎建設基本構想において、現庁舎から移転した場合には令和10年度中の開庁を予定しているところでございます。現在、令和元年度と2年度の2か年をかけて亀山市新庁舎整備基本計画を策定いたしているところであり、令和3年度には建設予定地を決定する予定でございます。

その後、用地買収等を進めていく予定でございますが、建設予定地によっては開庁の期日が早まることも想定されるところでございます。

現庁舎については、庁舎の老朽化や狭隘化、防災やセキュリティーへの対応など様々な問題点を抱えていることから、新庁舎整備の必要性は大きく、現在のスケジュールに対応するためには、その財源として基金を確保する必要があると考えております。

また、市議会からいただいております令和2年度当初予算に係る意見については、庁舎建設基金について、現在新庁舎整備基本計画の策定段階であることから、今後は当初予算から積立金を計上されたいとの意見も頂戴いたしたところでございます。

このことから、リニア基金と同様に、基金の廃止は行わず、引き続き計画的な基金の積立てを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、庁舎とリニアを取り上げました。私とその廃止というのは、結局、特定目的基金というのはその目的にしか使えない。だから、ちょっと、例えば1億使いたいけれどもということでは使えない。だから、それを使えるようにしようと思うと一旦廃止をして財調へ入れるということが、例えば結果的に庁舎建設基金に手をつけずに終わるかも分かりません。そういうことじゃなくて、やっぱりそういうところに入れておくことによって、いざというときのお金に使えるという、備えるという意味で、やっぱり私はそういう運用の仕方がいいんじゃないかということで提案させていただきました。

最後に一つ聞きたいのは、いつも、さっき議会の話も出ましたけれども、財政状況を勘案してというので、年度末にどんと積みますよね5,000万。これでいくと、今年度はもう積めないんじゃないかと。この点について聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今後いろいろなコロナのこともあろうかとは存じますが、健全な財政運営に努めまして、積み立ててまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今年度、補正予算案も多額の計上をさせていただきましたが、今年度、財政調整基金の活用も図りながら新年度に向けて予算編成も行っておりますし、今年度の予算の執行につきましては、しっかり進めてまいりたいと思いますので、基金の積立てにつきましても、予定どおり行ってまいりたい

いと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、それは無理がある。要するに、前年度の繰越金がもう6月でなくなって、もう次からは財源として財調を崩していくとまで言われたんですよ。そういう財政状況でありながら、年度末に財政状況を勘案して5,000万積みますという話にはならないわけでしょう。これは破綻していますよ。

それから時間がないので、次に移ります。

水道料金の問題です。これは、櫻井議員が午前中にやられましたんで、ちょっと内容を変えて聞きたいと思います。

私は、これ本当に全国いろんなところがやっております。ぜひこれは実施していただきたいと思うんですけども、やっぱりこれは家計と事業者の経済的負担を軽減するという意味がありますね。これは全ての市民が対象になる、全ての事業者が対象になる。漏れなくというやつですね。市の施策として、全ての市民を対象にした施策は今独自施策としてはありません。国が10万円の給付を全ての市民にやりましたけれども、そういう意味ではこの水道料金の基本料金の免除というのは、全ての市民、全ての事業所に行き渡る制度だということでやっていただきたいということで提案したいと思います。

まずお聞きしたいのは、14市県内にありますけれども、この中で基本料金を一定期間免除している市が幾つあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎上下水道部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

三重県内の市の水道料金の免除の状況につきまして、6月1日現在では、市では6市が実施または予定されており、その多くが基本料金の免除で2か月から6か月の免除を行うと伺っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは資料をちょっとお願いします。

今答弁ありましたように、県内で津市、四日市市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、志摩市という6つの市が実施をしております。全て基本料金を免除するという内容であります。ただ期間が、例えば津市は2か月であったり、四日市は6か月であったり、桑名は4か月であったり、それぞれまちまちなどところがあるんですけども、半数近くの市がこういう形で実施をしております。

午前中の櫻井議員のあれを聞いておりますと、1か月1,770万円ほどのいわゆるお金が必要になってくると。これが3か月もし減免をすると、約5,000万必要になる。6か月やると1億円ほどということね。

こういう形で負担をせなならんですけど、市長は一般会計でというような言われ方もしましたんで、多分、やるとすればそういうふうな一般会計から入れるような形にされるんだろうと思うんで

すけれども、1つお聞きしたいのは、これで水道の財政がどんなふうに影響を受けるのか、どれぐらい収入減になるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎部長。

○上下水道部長（宮崎哲二君登壇）

基本料金を免除する場合がございますけれども、例えば一般家庭で水道メーターの口径が13ミリメートル、20ミリメートルが多く契約されております。その1か月の基本料金につきましては、税込みで13ミリメートルの場合726円、20ミリメートルの場合968円となっております。一月当たりその額が免除になりまして、その分、例えば口径13ミリから150ミリメートルまでの一般家庭、企業等を含めた全契約者の基本料金を免除した場合ですと、先ほども櫻井議員のときにご答弁させていただきましたが、4月の契約件数2万673件を基に算出しますと1か月当たり約1,770万円の減収となります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

13ミリが726円で、例えば6か月免除すると4,356円の軽減になる。それから20ミリの場合ですと、基本料金がちょっと高いので、6か月で5,808円というふうな軽減になるわけですね。市長に最後にお聞きしたいんですけども、やっぱりこういう全市民、全事業者を対象にした市の施策というのは今までなかったと思うんですよ、コロナ対策に関してはね。対象者が全部というのはね。いわゆる事業者に対するというのはありましたけれども。

そういう意味では、私は今本当にコロナに関わって頑張っている市民に対して、やっぱり応援をする、支援をするという意味で、この水道料金の基本料金の減免をしたらどうかという提案なんです。そういう意味で提案をさせてもらったんですけども、全市民を対象とした施策として有効ではないかという点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中も申し上げましたが、全市民あるいは全事業者対象ということであれば、確かにそのようなことではあるんですが、例えば、基本料金13ミリの一般のご家庭の1か月が726円、これが大体全体の75%ぐらいあったと思いますけれども、726円の基本料金を、ただ数が多いですから、全部合算すると1,770万と、これぐらいの金額のボリュームになるわけです。ましてや半年ということになると1億ということで、さて、この減額と、他にやるべきいろんな施策、本当に市民の方が必要とされておられる施策、どれを優先しますかという話になるかと、こう思っております。

あわせて、亀山の場合は県下14市で一番安い基本料金726円、これは5立米まで使用料も入った最低金額が亀山市ということで、そのことも考えますと、やはり基本料金を下げるというよりも、他の本当に困ってみえる、あるいは必要とされる事業に月1,770万という膨大な金額でございますので、それを優先すべきであるという立場であります。

水道事業会計だけでこれを賄うことというのは、なかなか経営上問題がありますので、将来のその料金の値上げとか、老朽化のいろんな施設の改修費に支障が生じる可能性があります。市民に負担をかけることになってあきませんので、これを一般会計から埋めるとい形になりますときに、本市としてはやっぱり真に必要な支援策を優先すべきであるという考え方に至ったところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、日本って不思議な国だと言われてますよね。PCR検査が圧倒的に少ない。政府の策もうまく当たっているとは言えない。なのに、感染者数が少ない、死亡者数が少ない、一体どうなっているという話がある。

僕はいろんな要素があると思うんですが、やっぱり国民の努力だと思うんですよ、頑張りだと思うんですよ。そういう意味でいくと、亀山市民の感染者ゼロという中には、皆さん一人一人の努力がある。それに対して市としてありがとうございました、支援させていただきます、大変やっただと思えます。例えば、高齢者の人でも外出をぐっと、自分の体力やとかメンタルの部分でいろんな問題が生じてくるのもあるのに、外出を自粛してもらったという、そういう人にも支援が届くようなことを考えたら、一つの方法として全部に行き渡るこの策というのは、私は非常にいい策だと。水道料金は安いと言われました。安いからこそ係る費用が安くて済むんですよ、亀山市の場合はね。基本料金が高ければそれだけ費用がかかるんですよ。だから、そういう意味でいくと、僅かなお金で市民の皆さん全員にありがとうという制度、これはぜひ考えていただきたいと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 2時57分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子です。一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る市の取組について、今回は質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が解除され、今後は経済活動と感染抑制を両立させる段階に入ったと思っております。私たちは、社会全体で不要不急の外出自粛やテレワーク、学校の休業等、見えざる敵との闘いを経験してまいりました。ストレス社会と言われて久しい中で、さらなるストレスとなった現状から見えてくる課題や、今後亀山市として考えていかなければなら

ない取組について考え方を聞かせていただきます。

まず1点目、特別定額給付金についてお伺いをしたいと思います。

コロナ禍によりストレスを感じている日常で、非常にうれしかったのが、一律10万円の特別定額給付金が決定したことでした。多くの市民の皆さんから喜びの声を聞きました。

そこで1点目、支給状況についてお伺いをしたいと思います。

オンライン申請が5月11日から、また郵送が5月20日から始まっております。進捗についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

特別定額給付金の給付状況でございますが、受付数につきましては6月9日現在で、給付対象世帯数2万1,674件に対しまして、申請受付世帯数1万9,635件で、申請率は90.6%でございます。そのうち、オンライン申請を利用された件数は459件で2.1%で、郵送による申請が多くを占めている状況でございます。

給付金の給付につきましては、今週末の6月12日に給付する分を含めました給付人数は、基準日におけます給付対象者数4万9,664人に対し、4万5,070人でございます。また、給付総額は45億700万円で、給付を完了します割合は90.8%でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

もう90.8%まで、この12日で皆さんの手元に渡っていくということで確認をさせていただきました。都会のほうではまだまだ2割程度とかという報道がなされている中で、亀山市は90%を超えたということで、自分の口座に振り込まれたというお声も聞かせていただいております。ただ、一つ懸念なのが、受付件数がまだまだ100%に行っていないということで、先日も私、ある方と話をしていましたら、家族4人なんですけど、まだやっていないということで、8月までで終わっちゃうので、とにかく早くやってくださいということでお伝えをしましたが、また広報のほうもお願いをしたいと思います。それから、給付金詐欺がかなり懸念をされておりますので、そのことも併せて注意喚起をお願いしたいと思います。

次に、2番目のオンライン申請の課題についてお伺いをしたいと思います。

オンライン申請では、少しでも早く受け取りたいとか、これは誰でも思うことですが、マイナンバーカードを持っている方は、このパソコンとかスマートフォンから申請をすることができるので、郵送よりも早く手続きができると当初は言われておりました。ところが、ネット上の手続きが複雑であるとか、申請完了の通知が遅れるなどのことで、何度も同じ方が申請をしたり、つまり重複申請をされる方がみえるとか、様々な課題が指摘をされております。このオンライン申請に関して、亀山市でも同じような課題があるのか伺いたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

オンライン申請の問題でございますが、まず一つ目といたしまして、オンライン申請にはマイナンバーカードを読み込むカードリーダー、もしくは対応するスマートフォンが必要となります。また、マイナンバーカードを取得した際に設定したパスワードも必要となります。そのため、オンライン申請に必要なパスワードを忘れ、パスワードの再設定に市役所に来庁された方が多く来られ、窓口が一時混雑したことがございました。

2つ目といたしまして、オンライン申請を受け付ける情報提供等記録開示システム、通称マイナポータルでございますが、申請が殺到した結果、市とマイナポータルを結んでいる専用回線においても、一時的にシステム障害が発生したところでございます。

3つ目といたしまして、マイナポータルでは、単純に申請を受け付けるだけで申請者が入力した情報はどのチェックもかからないため、市ではマイナポータルから転送されてくる情報を紙に出力し、職員が住民基本台帳システムなどを使い、手作業で記載内容に間違いがないか、必要書類が整っているかなどをチェックしております。その際、申請内容に修正が必要である場合や、必要書類が整っていない場合には、職員が申請者に電話をかけるなどの対応を行っており、そのため申請書による申請受付に比べ、給付金の給付までの時間を要する場合がございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

大きく3点にわたって障害になることをお伝えいただきました。

1つ目のパスワードを忘れたというのは、これは個人の問題で、きちっとやっぱりパスワードの管理をしていただかなあかんとか、それから2点目のマイナポータルのシステム障害、これは亀山市の問題ではなくて、やっぱり国のほうで追っつかなかったということもあろうかと思えます。ちょっと情けないなと思ったのが、この3点目の紙で出して、またそれを照合してやっておるということは、幾らオンラインでやったとしても、結局紙上で職員が必死になってそれを照合せなあかんという、あんまり意味がなかったんじゃないかという、そういう遅れというか、これは亀山市だけじゃなくて、全体がそんなふうにまだまだ進んでいないんだなあということを確認をさせていただきました。

そこで3点目なんですけど、第3次亀山市行財政改革大綱に位置づけたスマート自治体への転換に対する影響についてお伺いをしたいと思います。

この4月からスタートしたこの行革大綱の目的に、市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換とあります。今年の2月からマイナンバーカードを活用して、各種証明書がコンビニで発行できるなど、利便性は向上していつているんだなあと思っております。また、この定例会で、市長もこのマイナンバーカードの推進にしっかり力を入れていきたいというふうにおっしゃっていました。ただ、今回の課題というか、混乱が、今後の推進計画に何らかの影響がないのか私は懸念をしております。その影響について、あればお答えを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

令和2年2月に策定いたしました第3次亀山市行財政改革大綱におきましては、将来にわたり市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるために、AI、RPA等の新たなICTの導入及びマイナンバーカードの活用による利便性向上などを図る必要性から、市民サービスの向上と、次代を見据えたスマート自治体への転換を目標に掲げたところでございます。

今般の特別定額給付金のオンライン申請等については、当市においても一時的にシステム障害が発生いたしましたが、その後は順調に事務を進めているところでございます。このようなことから、第3次行財政改革大綱に位置づけますスマート自治体への転換の目的に対し、大きな影響はないものでありますが、さらなる施策の推進を図るためには、AI、RPAの導入及びマイナンバーカードの交付率の向上は必要不可欠であると認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

大きな影響がないということを確認させていただきました。

昨年、国のほうではデジタル手続法という行政手続がデジタル化することを目指す法律が成立をしておりますし、もっとも市民にとっては利便性が向上していくというのがこれからなされていくんだらうと思いますので、どうぞ後退をしないようにしっかりと取組をお願いをしたいと思います。

次に、自粛生活から生じた課題についてお伺いをしたいと思います。この3か月以上に及ぶ自粛生活は、全ての市民に少なからず影響があると思っております。今回は、その中でも子供と高齢者に関して考え方を聞いていきたいと思っております。

1点目、子供の課題についてお伺いをしたいと思います。これは、就学前と後に分けて聞きます。まずは就学前の課題について。

外出自粛が続いて、育児への不安やストレスを抱えている親御さんは多いと思っております。子育て支援センターの閉鎖やイベント等の中止、また本来であれば市外、県外の実家へ帰省をしようと思っても、それができないなど、通常では支援が必要ない母子が、産後鬱やマタニティーブルー、また配偶者へのDV、児童虐待などストレスによる影響が出ているのではないかと懸念しております。特に、独り親家庭は注視が必要だと思っておりますが、現在の相談の現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

小・中学校休業期間中ということで、令和2年3月、4月における、まず子供の総合相談としての件数なんですけど、3月が全相談件数116件のうち、児童虐待に関わる案件とカウントしたものは26件になります。また、4月は全相談件数88件のうち、虐待に関わる案件とカウントしたものは16件となります。昨年の同月の件数と比較いたしますと、3月は増減ゼロ、4月は6件の増となります。

次に女性相談につきましては、3月の全相談件数22件のうち、DVに係る案件としてカウントしたものはゼロ件、4月は全相談件数20件のうちDVに係る案件としてカウントした件数は4件

になります。昨年の同月と比較しますと、3月は1件の減、4月は4件の増となっております。いずれの相談も前年の同月と比較しますと3月は減少傾向であります、4月は増加の傾向がうかがわれたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

3月は初めのことですので、あまり大きな影響はなかったのかなあとと思いますが、徐々に4月に関しては若干増えているということで、これが5月になったらどうなのかということも、また今後教えていただきたいなあと思います。亀山市としてはそんなに大きな影響は、この数字から見るとなかったのかなあというふうには思っております。

次に、新たな相談方法についてお伺いをしたいと思います。

三重県では、DVや予期しない妊娠、性暴力などを、身近なLINEを活用して6月1日から相談を始めております。ちょっと資料を映していただいているいいですか。皆さんの手元にも行っていると思います。こういった三重県は相談体制を取っております。亀山市でも4月から子育てLINE、LINEで子育ての情報発信をしておりますが、これは相談はできません。以前から、私は身近なSNSを活用して、気楽に気軽に相談ができる体制をと訴えてまいりました。自分の気持ちを誰かに聞いてもらうことで、ストレスをため込むことを予防できるとか、小さなSOSをキャッチすることができる。そういった相談体制が必要であると訴えてまいりました。改めて確認をしますが、このような相談体制の方向性について考え方を聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員先ほどお話しいただきましたように、現在亀山市では、かめやま子育てLINEにおいて、子育て支援センターのイベントや情報、交流情報、各種制度の案内など子育てに役立つ情報の発信を行っております。一方、子供に係る相談業務につきましては、電話や面談による相談を基本とし、直接相談者と会話することにより信頼関係を築き、寄り添いの対応に生かしたいと考えておりますことから、現在のところLINEを活用した相談は行っておりません。

今後につきましては、自宅で加害者がいて電話をしにくい可能性や、無料通信アプリの使いやすさ、新型コロナウイルスの感染防止に鑑み、面談に抵抗を持っている相談者がいる場合もでございます。県がそのようなLINEで相談ということも認識しておりますので、県の利用状況等も注視してまいりたいと考えているところです。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

電話や面談による相談というのは、当然基本やと私は思っておりますが、先ほども言いましたように、ちょっとしたストレスをキャッチするとか、そういったことにこのツールがいろいろと役に立つのではないかと考えております。今、国の2次補正の内容にも、このSNSを活用した相談や、直接話ができるオンライン相談など、こういったことに補助がつくというようなことも聞いており

ますので、ぜひ亀山市でも活用していただきたいなあと思います。

もう一点、行革担当にも聞きたいんですけど、今までの対面による相談や電話相談のほかに、新たにSNSやオンラインを活用した相談について、このスマート自治体という考え方で行革の意見も聞いておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

LINEはスマートフォン等を活用したコミュニケーションツールであり、ソーシャルネットワーキングサービスの一つであると存じております。

また、市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるため、新たなICT技術としてAI、RPA等の導入や、マイナンバーカードの利活用により利便性の向上などを図っていくことに加えて、フェイスブックやLINE等の従来からのSNSにつきましても、第3次行財政改革大綱の目的であります市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換に資するツールであると認識しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今聞いているのは、若い親御さんたちのことですので、ほとんど100%に近い形でスマートフォンとかは持っておられると思いますので、やっぱり相談しやすい体制というのを今後も検討していただきたいと思います。

次に、予防接種についてお伺いをしたいと思います。

感染を回避するために、病院に行くことをためらい、予防接種を受けない事例が全国的に指摘をされております。定期予防接種を受けずに感染してしまうと、後遺症を残すことや、死に至ることが心配される病気もあります。特に、乳幼児の予防接種を延期すると、感染症に罹患するリスクが高い状態となると言われておりますが、亀山市内の現状について把握されているのか伺いたと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

乳幼児の予防接種につきましては、生後2か月から、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン等の接種が始まります。議員先ほど申されましたように、全国的には新型コロナウイルス感染症への感染を心配して、接種控えの状況があるという報道はお聞きしております。当市の現状といたしましては、現在のところ接種控え等はなく、接種が進んでいる状況でございます。

また、従来の接種案内に亀山医師会からのご案内をいただいた予防接種に関するお願いという接種控えをしないようなチラシを作成して同封をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

亀山市には接種控えはないということで、医師会の先生たちからのチラシも入れていただいているということで、功を奏しているのかなあとと思います。

次に、就学後の子供たちについてお伺いをしたいと思います。

生活リズムの変化がもたらす影響は、年齢や家庭環境などが違えど、少なくないと思っております。体力や学力に対する心配も子供たちにはありますが、まず私は心の健康が第一だと思っております。内面の課題を把握する必要性を感じております。6月1日から通常登校が始まっておりますが、心の問題について何らかの対応をしていく用意があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

児童・生徒の心の健康相談、そしてストレスの対応につきましては、学級担任を中心に日常生活の観察によって、一人一人の児童・生徒の様子を注意深く観察する中で、個々の児童・生徒が抱える課題の早期発見と早期対応に努めているところでございます。

また、それを補う形で臨時休業中の振り返りや、また現在不安に思っていることを聞き取るアンケートを実施している学校もございます。

また、例年6月から7月にかけて市内の小・中学校では楽しい学校生活を送るためのアンケートでありますQ-Uテストを実施しており、その時点における個別の学級満足度や支援の必要度を客観的に把握する取組を行っております。そのような取組を通じて、学校内の相談支援体制やスクールカウンセラーによる相談、市の福祉部局との連携等、外部人材も活用しながら子供たちの心の健康やストレスの対応を行ってまいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今のご答弁ですと、全体で知るということは6月、7月にかけてのQ-Uテストで全体の把握をされていくと。クラスでは担任の先生がしっかりと観察をしていくということをお聞きしました。しっかりとやっぱり期間を置かないで、早い段階で私は全員に行うことが重要だと思っております。いじめや、それが不登校につながるような対応をぜひお願いしたいと思います。

次に、年間行事についてお伺いをしたいと思います。

早い学校では、1学期中に行う運動会や、楽しみにしている遠足、最後の思い出作りの修学旅行など、様々な行事が学校生活では予定されていましたが、延期等になっておる現状であります、今後どのようになるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

1学期に実施する予定でございました、例えば職場体験学習、そしてプール、そういった代替実施が不可能である、中止になるような非常に大きな影響がこの臨時休業によって出ております。

また、1学期中に実施予定でありました修学旅行は2学期に延期となっておりますのでございます。

そして、運動会につきましては、1学期中に実施する学校が増加しておるところでございますが、これらも全て2学期以降に延期となっております。

学校行事は、学校生活に潤いを与え、社会性を育むためにも大変重要な教育活動と位置づけております。これらの行事につきましては、感染拡大の状況をあらかじめ予想して、早い時期において可否を決定することは難しいことから、一律に中止というふうにはせず、必要度や優先度を勘案しながら時期をずらすなどの対応を行っておるところでございます。

また、特に小学校6年生、中学校3年生の修学旅行は、学校行事の締めくくりの一つとして最も重要な行事と位置づけ、児童・生徒の思いも大切にしながら実施に向けた判断を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

午前中の議論でも、2波が来るというようなことも言われておりますし、これは誰にも分からないことではあります。本当に子供たちにとっては楽しみにしている行事がたくさんありますので、もしこれが今のところは延期という判断をされておりますが、中止になった場合の子供たちに対する対応もしっかりと行っていただきたいなあと考えております。

次に、課題を抱えている子や不登校の子供たちへの対応についてお伺いをしたいと思います。

このような子は、通常でもストレスを抱えていたり、感じやすい子が多い中で、この対応が従来どおりなのか、その点について1点お伺いをしたいのと、それからGIGAスクール構想の前倒しで、タブレットの導入が早まるということが言われておりますが、昨日も使い方についての議論もございました。なかなか学校に来ることができない子や特性を持った子には、このタブレット活用によって新たな展開を私は非常に期待をしております。少し昨日は教育長も触れていただきましたので、この従来どおりの対応になるのかということと、このタブレットの活用について、2点教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

不登校となっている児童・生徒の対応といたしましては、従前より適応指導教室への通級、また学校内の別室対応等により、個別の課題に寄り添う形で対応を行ってまいりました。ところが、それら児童・生徒の中には、ずうっと家の中でとどまり、外部との接触を極端に避けて、対応自体が困難なケースもございます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業以降、学校に行くことができないときの学びの継続手段として、通信教育の手法やICT機器の活用を模索してまいりました。これらは不登校児童・生徒の対応としても今後応用できる可能性があるかと認識をしております。先生と動画やチャットで対話することは、学校に対する心理的なハードルが相当に下がることも想定されます。担任が対応する時間が取れない場合は、相談対応の教職員がバックアップを行うなど、多くの職員が関わった学校全体の組織的な対応を今後も検討してまいりたいと、実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当に私期待しております、やっぱりなかなか先生たちがご家庭に行っても顔を見ることもできないというような子もいる中で、新たなツールを活用して、先生との信頼関係とか学校に対する不信感とか怖さとかということが払拭できれば、非常に大きな成果を上げていくんじゃないかなあというふうに期待しておりますので、ぜひ早めにこの対応ができるように、昨日の議論ではやっぱり全体の子供たちに対してはいろんな課題があるということが昨日明らかにはなりましたが、まずこういった子供たちを先行して、活用できるような体制をぜひ教育長には指揮を執っていただきたいと思っております。

もう一点、午前中にも少し議論があったんですけど、コロナの影響で感染が不安で子供を学校に行かせたくないという親御さんがいると聞いております。市内にはそのような事例があるのか。文科省では、今回の感染症に関して休む場合、入試などの影響を考慮して出席停止措置、つまり欠席扱いしないとしているが、教育委員会の見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まずこの新型コロナウイルス感染症に伴う不安によって欠席をしているという児童・生徒につきましては、この6月以降1人から2人程度いるという状況でございます。その中で、この新型コロナウイルス感染症に伴う不安により学校を欠席した場合には、欠席の扱いとせず、出席停止の扱いとさせていただきます。まずはそのためにも、その前段として、一人一人の児童・生徒の思いを十分に尊重しつつ、不安を取り除くよう心のケアに努めてまいるといところでございますが、それでもなお不安が払拭されない場合は、無理に登校を強いることなく、必要に応じて個別の対応を行っていくというものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

次に、要保護児童・生徒についてお伺いをしたいと思います。

学校の休業や外出自粛によって、子供の見守りの機会が減少し、この要保護児童・生徒の虐待のリスクが高まっていると言われております。行政だけでなく、民間活用も含めて見守り強化をしていく必要があるのではないかと考えております。この現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の長期間の学校休業に伴いまして、どうしても家で過ごす時間が長くなりますことから、通常の相談支援とは別に、現在対応しているケースに加え、過去のケースの中から孤立しがちな家庭や子育て相談で心配な状況であったケースをリストアップして、おおむね40件ほどに対して状況確認を行い、見守りを強化しました。その支援体制としましては、学校や園に在籍している児童に関しては、それぞれの学校や園と連携しながら家庭訪問や電話連絡を行い、また園にも通っていない

い未就園の児童に対しては、母子保健や子供支援の担当市職員等が家庭訪問や電話連絡を行ってきたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

いろんな対応をしていただいていると思うんですけど、これも2次補正の中で民間団体等の支援スタッフの人件費とか、それから訪問経費などが10分の10国のほうで見ていただけるというようなメニューもございますので、そのこともしっかりとこの見守り強化として活用したらいかかと思えます。これは子ども食堂とかそういった民間団体にも活用が可能だと言われてはいますが、そのことについて何か亀山市で対応できるということがあるのであれば、何か考えていればお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

相談体制ということで、私のほうからその部分につきましてはお答えさせていただくんですけど、体制強化につきましても非常に重要であると認識しているところではございます。亀山市内の相談状況、件数やら内容を鑑みまして、その必要性や有効性を検討してまいりたいと考えているところです。ほかにも、いろんな事業がというところは、私のお答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひやっぱりいろんなもの、メニューが今出ております。このコロナに関して様々な課題が出ていることに、国も必死になってそれをカバーしていこうと、お金も財源も付けてね、されていますので、しっかりと行政が見守るだけじゃなくて、民間も含めた見守り、また民間の中でお金を使っただけのような、そういった対応もできますので、ぜひまたそれも検討していただきたいと思っております。

次に、高齢者の課題についてお伺いをしたいと思います。

高齢であるなしに関わらず、外出や会話の機会の減少は心身の機能の低下を招いてしまいます。今回、補正予算で免疫力アップ大作戦も展開をされていくということで、これは全市民にしっかりと対応していただきたいなあと思っておりますが、特に高齢者はこの機能の低下というのは顕著に表れてくると言われております。

全員協議会で確認した中では、コロナ禍で閉鎖された介護事業所はないということは確認をさせていただきました。ただ、中にはご家族やご本人の希望で利用を控えたりするケースもあると聞いております。介護予防教室や、認知症予防教室、認知症カフェ、また様々なサロン活動などの地域活動や、生きがいを持って地域行事を運営してくださっている皆さんの中にも高齢者の方が多くいらっしゃいますが、今中止が続いております。コロナが終息となっていない中で、介護認定のあるなしに関わらず、今後も今までのような取組や地域活動ができるのか、非常に懸念しております。

新しい生活様式と健康づくりや介護予防との関係をどう地域の中で展開していくのか、今後についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、活動自粛を余儀なくされた高齢者の生活不活発による健康への影響に対しては、危惧しているところでございます。サロンを含む介護予防教室の中止や自粛により、歩くことや身の回りのことなど生活動作が行いにくい、あるいは疲れやすいといったいわゆるフレイルが進まないように、自宅でもできる運動等をフェイスブックやケーブルテレビで紹介をさせていただいております。

また、窓口でフレイル予防のチラシを配付したりしながら、予防に取り組んでおるところでもございます。さらに、介護予防教室を委託している7事業所と在宅高齢者フレイル予防支援事業業務委託を締結し、これまでその介護予防教室に来ていただいていた方々を対象に、自宅でもできる介護予防に関するチラシの送付や、電話による体調等の状況確認、助言等も行っておるところでございます。

また、独り暮らしや高齢者のみの世帯については、日常的に在宅介護支援センターの職員が見守りを実施していただいておりますので、気になる方々にお声がけをするなどの配慮をいたしておるところでもございます。

先ほどちょっと議員も言われましたように、サロンの活動については一応5月末までは市のほうから自粛していただくように要請をしておりました。現在6月からですけど、それぞれに例えば感染予防対策を工夫していただいて、徐々に再開をしていただいておりますというふうにも聞いておるところでございます。今後、やはり新しい日常に向かって、高齢者の方々も少しずつ元の生活に戻っていただければというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

やっぱり期間が長かったということで、出歩いて、それが介護予防になっていたものが、やっぱり抑圧されていっている部分とか、それから今独り暮らしの高齢者の方がかなり多いということもあって、非常に懸念しております。軽い認知症の方が重症化するというようなこともあるんじゃないかなあとしますので、しっかりとそこら辺のところは、地域のお一人お一人に目を配りながらお願いをしたいと思います。

それからコミュニティサロン、私の地元でもコミュニティサロンをやっているんですけど、この間確認をしたら6月から始めると。ちょうど話合いの場で遭遇したんですけど、本当に新しい生活様式となると、本当に今までやったら机のところに6人座っていたのが、窓側に机を寄せて向こう向いて3人しか座らないとか、様々な工夫をされておりました。ぜひ地域任せにしないで、行政も関わった中でそういうことも取組をしていただきたいと思います。

次に、新たな防災対策についてお伺いをしたいと思います。

1点目の、避難所における感染症対策についてお伺いをしたいと思います。

本格的な雨の季節を前に、豪雨災害などが発生した場合の避難所運営の課題が指摘されております。従来考えられてきた避難所では、3密を防ぐ状況にはなっておりません。5月19日の全員協議会で示された風水害発生時の感染症対策が、6月1日付の広報にも掲載をされていました。少し説明を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部危機管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難所における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国から4月1日付で避難所における新型コロナウイルス感染症への対応についてが通知されたのをはじめ、以降、国・県より関連通知が継続してなされているところでございます。

これらを踏まえ、市の対応といたしまして、避難所運営対策要領を策定いたしました。必要な資機材の確保等、様々な対応が求められる中、一方では、避難所における密閉、密集、密接の3密を回避するための分散避難や在宅避難、マスクやウエットティッシュ等非常持ち出し品の追加、避難時の検温等、市民の皆様へ周知してご理解いただく内容もでございます。

そこで、風水害発生時の避難行動における新型コロナウイルス感染症対策と題しまして、先ほど議員も申されましたように、広報「かめやま」6月1日号及びホームページで市民の皆様へ周知させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

市民の皆さんがやっていく、今までは風水害の場合は避難所に行くというようなことが、それも3密を防ぐという観点から在宅に行ってくださいとか、安全な場所に住んでいる親戚や知人の方のところに日頃から相談をかけてくださいとかという選択肢が広がったということも書いてありましたので、しっかりとまた個別に周知もしていただきたいなあと考えております。

次に、行政として備えておかなければならないのが、内閣府では避難者が分散できるように、指定避難所以外にも可能な限り多くの避難場所を開設する必要があるとされております。例えば、ホテルや旅館などとされておりますが、亀山市の分散避難の対応についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

災害時における亀山市の避難施設につきましては、まずは15の指定避難所にて間仕切り等を利用しながら対応することとし、二次的コミュニティセンター等のその他の避難所を開設し、対応を行うこととしております。災害といたしましても、洪水、土砂崩れ、地震と様々ではございますが、新型コロナ禍にあつて、台風等による比較的短期間の風水害対応につきましては、安全な親戚や知人宅への分散避難等に関する市民の皆様への周知、理解及び過去の風水害時の避難者数の実績から、従来の指定避難所の開設にて対応可能と考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

大体風水害のとき、台風とかそういう大雨のときには、東小学校とか井田川小学校とかという限られたところに避難指示が出るというような状況なので、亀山市全体が動くということがあんまりないので、こういう形で国が言っているようなホテルとか旅館とかというようなところには至らないだろうと思います。

次に、備蓄についてお伺いしたいと思いますが、今回の補正でも100万ほど補正がついておりまして、それがパーティションとかマスクとか消毒液になるんだと思うんですけど、これで充足できるのか、多分さっきの議論ですと、東小学校とか井田川小学校で間に合うということで、100万ぐらいのあれで間に合うのかなあと思うんですけど、全体、これは分かりませんのでね、風水害だけじゃなくて。全体としてこれが充足されていくのか、その点について確認をしておきたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難所運営に係る新型コロナウイルス感染症対策では、従来の資機材や食料の備蓄に加え、マスクや消毒液、体温計、問診票、簡易ベッド等、避難者に対して必要な資機材や消耗品、また感染防護衣や手袋、フェースシールド等避難所運営職員が身につける用品等、様々な備蓄が必要となつてまいります。現段階におきましては、マスクや簡易ベッド等を確保しているところでございますが、引き続き感染防護衣や段ボール間仕切り等を確保しつつ、体制強化に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

引き続きというのは、これからまた、今回は100万の補正がありましたけど、今後もやっていくことの確認と、それから避難所開設の訓練ですが、甚大な台風被害とか甚大な被害を受けた自治体では、模擬訓練などを既に行っているというふうにニュースなんかでもやっていたんですけど、亀山市の対応についてお伺いをしたいと思います。2点。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

避難所の感染防止対策の備蓄につきましては、国の補助等も注視しながら体制強化に努めてまいりたいと存じております。

2点目の訓練等についてでございますが、風水害時の避難所運営を行う職員の訓練、または施設の管理者等関係者の理解が大事であると認識しているところでございます。現段階におきましては、各指定避難所の施設管理者への避難所開設の際の施設の利用方法、配置、使用機材、避難所閉鎖後の消毒方法等について説明させていただいているところでございます。

一方、避難所運営に携わる職員につきましては、6月下旬から順次説明会を開催し、避難所の開設方法、新型コロナウイルス感染のおそれのある方への対応方法、感染防護衣の脱着方法等の訓練を行い、避難所運営に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

新たな方法が追加されておりますので、またしっかりとお願いをしたいと思います。

今議論させていただいたのが風水害のときで、これはあらかじめ準備ができるということで、じゃあ南海トラフの可能性が70から80%に引き上げられた中で、地震などの大規模災害についてはどんなふうに対応していくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部管理監。

○危機管理監（服部政徳君登壇）

先ほど議員も申されましたように、南海トラフは30年以内に70から80%の確率で発生すると予測されており、亀山市では避難者を人口の10%、約5,000人を想定しているところでございます。

避難生活における新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、先ほども申しましたように、密閉、密集、密接の3密を避けることが必須となり、避難者1人当たり4平米程度の避難スペースが必要となります。この場合、指定避難所15施設のみで対応を行うことは非常に困難となり、二次的な避難所であるコミュニティセンター等、その他の避難所を開設し、対応することを想定しております。

単純な各避難所施設の合計面積と、避難者数から判断しますと、現行の指定避難所とその他の避難所施設にて対応可能となります。しかしながら、実際の対応といたしましては、地域によっては指定されたその他の避難所が少なく、遠方の避難所へ避難せざるを得ない、全ての避難所を開設するための職員が不足している等、様々な問題があります。今後は新型コロナウイルスの感染のおそれのある方の専用スペースを一つの公共施設等へまとめるなど、様々な対応を想定しつつ、課題の早期解決に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

分かりました。課題が見えてきたということですので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

最後に、新庁舎建設についてお伺いをしたいと思います。

感染症対策としてのリスク分散の考え方についてお伺いをします。

基本計画の中間案が昨年度末に示され、議会からも様々な意見を出しております。計画では、基本的には庁舎は合併後に分散している各部署を統合する形で進められております。今回の新型コロナウイルスの感染症の問題から、行政だけでなく、企業も個人も新たな生活様式の取り入れを考えていかなければならない。また、今後、人類と感染症との戦いは、新型コロナだけではなくて新たな感染症も出てくる。新型コロナが終息しても、人類は感染症との闘いだと言われていると専門家が言われております。そういうことを考えて、この感染症対策としてのリスク分散の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

国におきましては、新型コロナウイルス感染症を想定した新しい生活様式を公表しており、地方自治体におきましてもウイズコロナ、アフターコロナ時代を見据えた行政経営を展開していく必要があるところでございます。

現在、新庁舎につきましては、全ての行政機能を新庁舎に集約することを基本として検討する考え方ではありますが、現在策定中の新庁舎整備基本計画において、感染予防性能についても十分協議し、新たなリスク分散についても検討してまいります。例えば、執務場所の分散化を図るための可動間仕切り壁の設置や、定期的な空気換気システムなど、感染予防性能などが上げられます。

また、感染予防対策のほか、将来における新たな変化にも柔軟に対応できる新庁舎を目指していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

庁舎ができて、こんなことを考えていかなければならないという前に、このコロナの感染症の問題があったということは、逆に言えば亀山市の対応ができるということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

亀山市では、まだ感染者は出ておりません。ただ、この感染リスクはどこの自治体も同じだと思っております。今、国のほうでも第2次の補正予算の議論がなされておりますが、亀山市にもまた国のほうからお金が回ってくるんだろうというふうに思っております。ぜひ、その対応の仕方というのは、午前中からの議論もありましたように、様々にやっぱり分かりやすいような、市民にとって私たち議員、多分私以外の全ての議員の元に、市民の方からこんなふうな対応をしてほしいとかという意見を皆さん頂いていると思うんです。そんな中でよく言われるのは、自分たちに恩恵を、頑張ったんだと、さっき服部議員もおっしゃっていたけど、頑張ったんやと、自分たちはね。亀山市に感染者は出なかったけど、頑張ったんだということをおっしゃいます。だから、本当に広くみんなにこの恩恵が行くようにしてほしいという意見をたくさん私の元にも寄せられました。私は、今回そのことで、これをしろとかということは出しておりません。市長は、真に必要な人というふうにさっき答弁の中でおっしゃいました。全ての人が真に必要な人になるんじゃないかなということも私は思っておりますので、そのことも含めて、今回国のほうから何かしら、約2億ぐらい来るんじゃないかというふうに予想されておりますが、その使い道についてもしっかりと検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時51分 休憩）

（午後 4時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただいておりますが、あらかじめ申し上げます。一部項目の順番を入れ替えさせていただきます。教育行政についての項目、（1）番のイとウ、こちらを入れ替えますのでよろしくお願いいたします。

それでは順番に伺っていきたくと思います。

ウイズコロナ以降の市政運営についてでございます。

新型コロナウイルス感染症と共存しなければならない、このウイズコロナの現状についてももちろんでございますけれども、それ以降、つまりコロナ後、世界的大流行、パンデミックが去った後のアフターコロナと呼ばれる少し先の未来も見据えて、亀山市政のかじ取り、また特に大きな影響が出ている教育行政、また産業振興のことに的を絞って伺っていきたくと思います。

まず、教育行政についてでございます。ウイズコロナ以降の学校教育についてということで、まず安心して学ぶ環境の整備についてでございます。

まず、開会日、先議した小・中学校の児童用の卓上シールドについて伺いたくと思います。

現時点での、まだ再開してから数日でございますけれども、卓上シールドの評価、また今後の対応について、市教育委員会のほうで把握しているところを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の答弁に対する答弁を求めます。

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず学校再開後の卓上シールド、そしてフェースシールド等の活用の状況でございます。

現在、児童・生徒たちの卓上シールド、そして教職員のフェースシールドを併用しているところでございます。

まず卓上シールドにつきましては、必要に応じて机の向きを変え、卓上シールド越しにグループやペアで対話的な活動を行うということは既に行われているところでございます。

また、マスクを外した給食時も、卓上シールドがあれば飛沫感染防止になるということで、学習活動や学校生活に様々な制限が生じている中でも、卓上シールドにより子供たちは安心して学習や食事ができる状況になっているというふうに捉えているところでございます。

また、この卓上シールドについては随分マスコミ等でも取り上げられて、注目をされ、大きな感染防止の対策になったのではないかと考えているところでございます。

それと、授業時の教員の口の動きや表情というのは、児童・生徒の理解を助ける重要な役割を果たすため、教員は必要に応じてマスクを外し、フェースシールドを着用して指導することとしております。

また、児童・生徒との距離が近い場合、特に指導距離が近い場合、配膳等の給食指導などにおいてはマスクとフェースシールドを併用するなど、状況に応じた対応を行っているといった状況でござ

ざいます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

今回のこの卓上シールドの件に関しては、いろんな意見が私の元にも届いております。その中でも、当然よい点悪い点、両方届いております。総じて今回卓上シールド、賛否様々ある中でも、新型コロナウイルスに対して何が正解か全く分からないような状況でございますので、重要なのは施策の有効性についてしっかりと検証を行いながら、走りながらこの検証をして改善していく、それが大切なあと考えております。

その中で、改善点としてよく上がってくるのが、よくあるふちの青いラインが邪魔で黒板が見えないだとか、フィルムに光が反射して黒板が見えにくい、こういった今後授業を行っていく上で支障になるようなマイナス要素、これをどういうふうに改善していくのかと考えたときに、議案質疑のときにも少し提案いたしましたけれども、卓上シールドを使用しながら、それは給食時やグループワーク、そういった一定の際に限って、それ以外で例えばフェースシールドも追加で購入して使用検討するだとか、併用しながら柔軟な運用、こういったものも必要になってくるのではないかなあと思いますけれども、そういった検討状況についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ご指摘いただきましたように、卓上シールドにつきましては外枠の問題、それから透明フィルムに対する反射ということもございますので、子供たちの視界が一部遮られてしまうといった課題もあるかと思っております。それと、もう一つは圧迫感というような課題もあるということも把握しております。

現在のところ、まず先ほど申し上げましたような、この卓上シールドの有効性というものを十分に生かしながら、その中で机の配置とかそういうことも勘案しながら試行を繰り返していく中で、何か改善点があればというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

フェースシールドに関しては、現状のところ検討されていないのかなあと思いました。とはいえ、その問題点がなかなか改善されているのかというと、そういったところもしっかりとチェックをしながら継続して、また第2波も警戒されていると言われている中、今後また状況が変わりかねないと思っておりますので、状況に応じて必要な対応をぜひお願いしたいと思います。

また、安心して学ぶ環境をつくるためには、児童・生徒の心身に対する配慮、これが平常時以上に求められると思います。心の問題に関しては、先ほど森議員の質問でも確認されましたけれども、子供たち、今過大なストレスかかっているところだと想定されます。これに関しても、授業再開から数日しかたっておりませんが、コロナストレスを原因とする不登校やいじめ、こういったものが実際のところ増加していないか、確認できる範囲でありましたら教えていただきたいと思

ます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

長い休業時間を経まして、多くの児童・生徒たちは学校再開というものを望んでいたというよう
でございます。現在、どの学校におきましても子供たちの元気な声、元気な姿が戻ってまいったと
いう状況でございます。

学校再開後の分散登校以降も含めまして、欠席者も一定程度いるわけではございますけれども、
その辺りにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、担任や養護教諭等を中心に授業
や休み時間、教育活動全般を通じて子供たちの丁寧な見守りや観察を行い、子供たちのささいな変
化や心身の状況を的確に把握して、ケアに努めてまいりたい。その中で、子供たちが楽しく学校生
活を送るように支援をしてまいりたいと考えております。今のところ、特に大きな問題が起きてい
るという状況は把握していないところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

引き続き注視していただきたいと思いますけれども、学校の先生方も今様々な課題に直面
しているところだと思います。その中で、子供たちの心のケア、平常時以上に見ていく、また学び
の保障もしていく、そういった中で子供たちを支えていくために、学校だけではなく、こういった
地域というものも平常時以上に緊密に連携して子供たちを見守っていく、そういった体制が必要で
はないかなあと考えておるところです。

そこで、ちょっとコミュニティ・スクールのところに移りたいと思います。

コロナショックに直面する子供たちのために、コミュニティ・スクールが果たすべき役割とは何
だと思うか。教育委員会はコミュニティ・スクールに期待するところは何かと、そういったところ
を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

各学校におきましては、6月1日より通常授業を行っております。基本的な感染防止対策や、3
つの密を避けるといった新しい生活様式の実践は、今後も引き続き求められるものと考えておりま
す。

それに伴い、これまで学校で行っていた学校行事をはじめ、様々な学習活動などにつきましても、
学校規模や参加人数などの条件を踏まえ、精選や開催方法等の見直しが求められております。特に、
学校運営協議会でこれらの問題について熟議を頂き、よりよい方向性を見だし、保護者、地域の
皆様の理解と協力を得た学校運営の実現につなげていただきたいと思いますと考えているところでござ
います。

また、新しい生活様式にのっとった上でご支援いただけることについても話し合い、行動に移し
ていただくこともあるかと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ちょっと分かりにくいんですけども、コミュニティ・スクールの役目って、いわゆる学校行事、そういったところを当然学校と地域で連携しながらというところもあると思うんですけども、こういった今までにないコロナショックの中で長期休校のストレスや学習の遅れ、そしてまた依然として続く感染への恐怖、こういった子供たちが置かれた特別な状況を何とか地域全体でサポートしていくといった役割も今求められるんじゃないかなあとと思います。

教育長にちょっと伺いたいんですけども、子供たちが直面しているこういった困難を少しでも解決していくために、例えば日常生活の悩み事、そういったところの支援だとか、学びの遅れを取り戻していくための放課後の自習サポートだとか、こういった地域と学校を連携して、全体で子供を支えていく、そういったウイズコロナのコミュニティ・スクールの可能性を教育委員会は各学校運営協議会に対して示していただきたいと思うんですけども、これに関していかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校運営協議会委員を教育委員会として委嘱はさせていただいておるところでございますが、新型コロナウイルス感染以前から、いわゆる学校ボランティア、学習面も含めましてボランティア活動を多く関わっていただいてサポートしていただいております。学校運営そのものにもご意見をいただいております。したがって、新型コロナウイルス感染の状況を見た上で同じような活動に期待しておるところですが、特別新型コロナウイルス感染の今の状況を見て、これをやっていただきたい、あれをやっていただきたいと、教育委員会から指示をするものではないかなあと考えております。

ただし、先般から出ております消毒作業を学校ボランティアとしてやろうと会議で決まると、そういうような声も伝え聞いておるところでございます。新たに3校、今年度認定をさせていただきましたが、体育館で学校運営協議会の会議そのものやったり、会議そのものをする場所も工夫しつつ、これだけは、コミュニティ・スクールの会議だけは欠かさずやっていきたいという校長等の声を聞いた上で、活動を続けていただいているという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

私も指示をする必要はないと思います。

私が聞いた話なんですけど、コミュニティ・スクールの創設期に関わってきた方、休校の期間中、子供たちが自宅待機で自粛生活を送っていく中で、地域にできることはないかと考えながらも、自宅待機を地域ですぐ近くに待機している子供たちのために何もしてやれない状況というのに葛藤を感じたと。そういった中で、そういった先進的に活動をしている学校運営協議会があるのであれば、そういったお互いの情報を共有し合うようなところ、そういった役割を教育委員会としても、そしてこういった議論をぜひというような、そういった方向性を示すようなところをぜひお願いしたいなあとと思います。

続いて、選択登校制の是非について伺いたいと思います。

まず確認します。さっきの議論で大体コロナ不安による欠席、これが一、二名であるということを確認いたしました。それに加えて、平常時であれば出席できるようなせきだとかそういった症状でも、ウイズコロナの今、大事を取って登校を自粛しているようなコロナ待機と呼ばれる児童・生徒の人数、こちらを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

風邪などの症状等によって念のため欠席をする、そういった児童・生徒につきましては、現在のところ1日平均10名程度いるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おさらいすると、自覚症状はないけど不安があって欠席するところが一、二名で、風邪などの自覚症状があって大事を取って欠席されるコロナ待機が10名程度であるということだと確認しました。

現状、亀山市、そして県内の感染者数がゼロであるということで、かなり少ない、比較的少ないと思うんですけれども、4月上旬のこの長期休校に入る直前、そのころのコロナ不安による欠席、またコロナ待機、これの人数に関してはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

4月6日の始業式から4月16日の臨時休業開始までの期間の全小・中学校における感染不安、それから感染予防による欠席者につきましては、1日平均20名程度いるという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

潜在的にコロナウイルスに対する警戒心を持っていらっしゃる方というのは、それだけいらっしゃるということかなあとと思います。

それで、先ほど出席停止扱いという議論も先ほど出てきたと思いますけれども、これは確認なんですけれども、コロナ不安で欠席する児童・生徒、そしてコロナ待機、風邪などの症状で欠席する、これほどどちらも出席停止扱いに該当するということではよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

国の新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインでは、児童・生徒に発熱等の風邪症状が見られる場合、または感染予防、感染不安などにより登校を見合わせる児童・生徒の保護

者の意向が示された場合は、無理に出席を求めることはせず、その場合には欠席とせずに出席停止として扱うものとされております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

欠席にはならないということで確認しました。

そこで、選択登校制という言葉なんですけれども、ここからはちょっと教育長に伺いたいと思います。実際に選択登校制という表現を实际使っている大阪府の寝屋川市のホームページにこのように記載されております。本市では、自覚症状等による欠席だけでなく、保護者の判断による欠席についても欠席扱いとしません。登校するか、自宅での学習とするかを選択することができます。欠席した場合もインターネット授業動画の視聴や、学校からの配付の学習課題とともに、個々の学習の進度に遅れが出ないように、進捗状況等について引き続き電話連絡によりきめ細やかな対応を実施してまいります。今までの答弁を聞く限り、亀山市でも基本的にはこれに近い対応というものはされているのかなあと推察いたします。

一方、ここで私の解釈なんですけれども、この選択という言葉をあえて使う意味は何かと考えたとき、コロナと共存する社会となった今、今までのみんな毎日学校に来るのが当たり前だという、こういったコロナ前の常識というのが現状通用しなくなっているという、この現実を明確に示しているのではないかなあとと思います。登校するという選択肢、また自宅学習という選択肢、これはどちらも対等であり、各ご家庭のご事情で状況に応じて選択していただいて、それでも市は責任を持ってどちらも個々の学びに寄り添って学力を保障していくという、そういった明確な意思が込められているんだと、そのように考えます。

そこで伺いますけれども、選択登校制という言葉にはこだわりませんが、先ほど申し上げた意味において、亀山市として同じ考えがあるのかどうかというところを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

本市といたしましても、感染予防、感染不安で登校を見合わせている児童・生徒に対しましては、欠席扱いとはせず、学習進度に遅れが生じないように、学校から学習課題を配付し、さらに電話連絡や家庭訪問等を通じて、児童・生徒の生活の様子や学習の進捗状況等の把握に努めております。何よりも、児童・生徒一人一人のささいな変化をも見逃さない、丁寧な見守りと心のケア、そして個々の思いや状況に寄り添った対応を丁寧に行っていくことこそが大切であると考えております。したがって、寝屋川市さんと対応は賛同できて、同じ考えであります。しかし、現時点では、あくまでもそういった子供さんたちへの個別対応、特別対応との認識を持っております。さあ、どちらか選択してくださいよ、どちらでも構いませんよとまで積極的に選択を呼びかけることには考えていないということでございます。あくまでも現時点での状況ではありますが、より危機的な状況となった場合は、寝屋川市さんのような対応を取らせていただく場合もあるかと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

なぜ私はこういったことを言うかと申し上げますと、今、1人、2人とはいえ、コロナ不安で欠席されているご家庭の児童、この選択肢を取るというのは相当勇気が要ると思うんです。周りからはどう思われるか分からない、当然子供も学校に行きたいという気持ちもあるでしょうけれども、やはりどうしても不安が勝って欠席をするという、その選択肢を取るということが例外となってしまうと、その選択肢を取りづらくなってしまふといった状況だけは避けるように、現状で徹底的に寄り添っていき、一人でも二人でもそういった方がいらっしゃるのであれば、選択制とは言わずとも、徹底的に心を持って寄り添って学力保障していく、そういった方針を亀山市としてもぜひ引き続きお願いしたいなあと思っております。

その学力を保障していく、まさに個別最適化された学びの実現ではないかなと思います。GIGAスクール構想の目指すところであると思ひますし、亀山市においては亀山ハイブリッドスクールというものでそれを目指していくところではないかと考えております。

ということで、次の項目に移りたいと思ひますが、昨日、GIGAスクール構想に関してハード面、またソフト整備についてもいろいろと議論を交わされました。私が主に伺いたいのは、家庭学習としてのオンライン教育の部分ですので、亀山ハイブリッドスクールとGIGAスクール構想、項目を一緒にして伺っていきたく思ひます。

亀山ハイブリッドスクールと先ほどから私申し上げておりますけれども、これは「がっこう定期便」とGIGAスクール構想を組み合わせた仕組みだと教育委員会の資料には記載されておりますけれども、いま一度この概要について伺いたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

ハイブリッドスクールにつきましては、通信教育のいわゆる「がっこう定期便」という、これは紙ベースのものが中心になるかと思ひますが、これとICT機器を併用した臨時休業時や、それからまた不登校児童・生徒への教育保障など、様々な教育課題に対応できる柔軟かつ効果的な教育システムだというふうに考えております。基本的には、通信で宿題、課題等のやり取りをする、そしてまたICT機器も使ってそれらを補完していくという形での一つの学びのスタイルであるにご理解いただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

これに関して、昨日からいろいろと家庭学習に関して答弁をいただひいて、ちょっとややこしいなと思ひているんですけど、当面はこのハイブリッドスクールに関しては、各家庭の端末、各家庭のネット環境を使って、どうしても環境が整わないご家庭には貸出しなども検討してオンライン教育、家庭学習を実現する。つまり、一人一台タブレット端末とは当面の間はちょっと分けて考える、そういったものになるのかということをちょっと確認したいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

昨日からもご答弁申し上げますけれども、まずGIGAスクールと言っております一人一台端末というものにつきましては、まだいろいろな家庭の通信環境の問題でありますとか、ルールというような問題もあるかと考えておりますので、基本的にはこのICT活用の学習につきましては、ご家庭での通信環境というもの、端末などをご利用いただくという形での利用になるかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その中で、オンライン教育において重要なのは、双方向であるということ、双方向のコミュニケーションが取れるということが特に重要だと思っております。一方的な授業の配信だけじゃなくて、肝腎なのは、どういう形であれ、双方向でコミュニケーションが取れるということ。まずは小さく始める形でもいいと思います。例えば、何らかのビデオ会議のツールを使って学習指導を行ったり、生活指導であったり、会話できるだけでもまずいいと思います。何らか子供たちの様子、学習進捗を見守っていく、そういったオンラインでのシステムというものは導入は検討されているのか。それとも現状どういったものが行われているのか、そういったところを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

オンライン学習イコールインターネットにつながった学習と、そういう認識を持っております。双方向の、またお互いの顔を見てオンライン会議のような会話もしてというようなところは、研修員というのが教育委員会に2名いるんですが、その1名が、その研究課題を持って研究している段階でございます。将来的に取り入れていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、この項目最後の質問に移りたいと思います。

昨日、教育の平等性というところが一つテーマになっておりました。答弁にもありましたように、一人一台端末が達成されても、オンラインでの家庭学習を行うためには、やはり全ての児童・生徒の家庭へのネット環境など様々な条件をクリアできなければ、不登校児童、コロナ不安による自主休校児童を除いて活用するのはまだまだハードルがあるということでございます。

平常時であれば、私はこの教育の平等性の観点からこれには賛成するところでありますけれども、しかし、仮にまた一斉休校のような状況になったらどうするのかというところ、全員が100%クリアできなければ、一人一台端末があったとしてもオンライン家庭学習は行わないのか。私はコロナ関係に限っては、できるところからやるべきではないかなと思います。そして、各家庭のご事情でどうしてもオンライン学習対応できない、また各家庭の方針があるというのであれば、オフラインで徹底的に寄り添っていくという、非常時には必要な判断、検討材料になるべきじゃないかなと思います。少なくとも、現時点でやらないと断言すべきではないと思うんですけれども、これ

に關してはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

先般の臨時休業中もオンライン学習はやっておりました。したがって、第2波、第3波における休業となった場合も、一人一台端末が完成しなくても、オンライン学習の機会は提供し続けると。そして、昨日のご質問の中で、全員に行き渡ったときとかというお話は、必ずそれで授業の代わりとなり得るもの、それをある子・ない子で不平等が起らない。それには万全の注意をするということで、学習機会の提供という意味では、オンライン学習は提供し続けていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

一人一台端末を用いて、オンライン環境、道具としてそろっても、やはりいかに運用するかというところが大切になってくると思いますので、その運用方法も発展させつつ、かつネット環境が整わないから、その運用も一部に限定されるんじゃないかと、最善のオンライン環境、オンライン教育の環境というものを追求した上で、できるところから始めていく。そういった方向性をぜひ検討していただきたいなあとと思います。現状は、できるところからできることしかやっていないというふうに私は感じられるんです。じゃなくて、理想のオンライン教育というものをしっかりと目指した上で、それをできるところから始めていく、この方向性でぜひお願いしたいなと。あくまで非常事態に限ってですけど、お願いしたいなとと思います。

それでは、引き続きウイズコロナの市政運営に関する産業振興について伺っていききたいと思います。

今後の地域経済支援策についてでございます。

まず、これまでに様々な地域経済の支援策を出されておりますけれども、これがおさらいとしてどのような状況、感染状況、フェーズとよく言われますけれども、どのようなフェーズを踏まえて出されたのか。また、エール飯チャレンジ事業に関しては、現時点でのその評価についても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

新型コロナウイルス感染症の影響によりまず経済対策でありますけれども、市独自の支援策をこれまで段階的に実施をしております。まず5月の緊急政策パッケージ第1弾では、特に売上げが減少いたしました小規模事業者の資金繰りを支援、その支援策といたしまして、小規模事業者経営改善資金、通称マル経と言われますけれども、5年間、実質無利子で借入れをできるように利子補給制度の拡充を行いました。

また、厳しい環境にあります飲食店を応援する亀山エール飯チャレンジ事業の受付を開始するなど、緊急的な経済支援策を実施いたしております。

次に、緊急政策パッケージの第2弾でありますけれども、国の持続化給付金の制度の対象とならない事業者の方を幅広く支援対象といたしまして、亀山版持続化給付金「けいぞく」の受付を6月1日から開始したところでございます。

次に、亀山エール飯チャレンジ事業の現時点での評価というようなことでございますけれども、この亀山エール飯チャレンジ事業につきましては、早くから大きな影響が出始めた飲食業につきまして、緊急経済対策として実施をさせていただいたところでございまして、事業の募集期間、5月8日から7月15日まででありますけれども、飲食業の方からは大変好評を頂いております、5月末時点で既に67店舗から登録をいただきまして、地域経済の活性化につながることを期待しているところでございます。

現在、事業を開始いたしまして約1か月が経過をしたところでございますけれども、事業者の方からは、たくさん注文をいただいているということも伺っておりますし、さらに市民の方からも、いろんなテイクアウトメニューを選択できる楽しみがあって、大変いい事業であるというようなご意見もいただいております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

そこで、今後単なる補償というものでは地域経済の再活性化というものにはつながっていかないのかなあと思います。今後の課題、いかに地域経済をウイズコロナ以降の新たな社会に対応した成長産業のようなものをつくっていけるか、そういった観点も必要になるかなあと思います。その点では、エール飯チャレンジ事業は消費喚起を行っていく上でも、まず市民の皆様は飲食店の魅力、地元の魅力を知ってもらって、新しい生活様式としてのテイクアウトに対応した店舗を増やして、周知に成功したという意味では、とても意義のある事業だったと思います。

それで、次の一手はどうするのかと考えたとき、地元の経済圏というものが今後再評価されるはずだと思います。エール飯チャレンジ事業が飲食店を再発見するようなきっかけとなったように、次の一手も市民が市の魅力を再発見できるような、例えば観光の小売であったりレジャーであったり、そういった農業など1次産業であったり、そういったものを再発見できるような内需を生み出すような支援策、そういったものをぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、これに関して見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この新型コロナウイルス感染症の対策といたしましては、その状況に応じた適切な対策を実施していく必要があると認識をいたしております。お触れいただいたような、今日の様々なフェーズの変化に応じて対応をいたしてまいりましたが、現在、市内での感染者、これは本当に幸いにしてないという状況の中で、緊急事態宣言も解消されて、ウイズコロナの環境下ではございますけれども、しっかりこのコロナ対策を行いつつ、徐々に元の生活を取り戻そうとしている状況であろうと思っておりますし、経済活動や社会活動が少し戻りつつあると、このように認識をいたしております。

こうした新型コロナウイルス感染症の影響がある程度落ち着いてきた段階におきまして、これは

少しお触れいただきましたが、消費喚起を促すような支援策、次の一手も必要であるのではないかというふうに考えておまして、現在私ども検討を進めておるところであります。

今後も引き続きまして、国の2次補正がこの12日に成立するという、今朝の新聞で12日というふうに伺っておるところでありますけれども、国・県の支援制度、影響を受けた市内経済の状況を考慮した上で、これらの国・県の支援制度ではカバーできないところに対して、あるいはそれぞれ財源も適切に考えた上で、必要な時期に必要な市独自の支援策、次の経済支援も含め、あるいは午前中もありました広く市民の皆様が恩恵を受けるような支援、こういうことも含めて状況の中で判断をさせていただくべく、今検討をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

それでは、企業誘致のところに移りたいと思います。

このコロナショックによる産業団地に立地している企業への影響、またそれを予定している企業に対しても同様でございますけれども、また今後の企業誘致に与える影響というものもあるのかどうか、そこに関して伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、民間産業団地の亀山関テクノヒルズの新分譲地に進出を予定されております5つの事業者のうち、本年度中に操業、また着工を予定されております3社につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることもなく、ほぼ順調に事業を進めていただいております。一方、残る2社につきましては、現時点では着工時期が未定ということになっておりますけれども、常に連絡を取りながら必要なサポートをさせていただいております。

今後の見通しということでございましたけれども、今後の企業誘致につきましては、経済の冷え込みから企業側の進出する機運の落ち込みというのも懸念されますところではありますが、一方で、新たに進出を検討されております企業から問合せも頂いております。

誘致活動につきましては、引き続き本市の地理的優位性、高速道路が結節いたします便利な交通アクセス、自然災害に強いBCP対策に適した産業団地であるということなど本市の優位性を伝えること、それとともに、健康都市としてしっかりとした新型コロナウイルス感染症対策を取ってきたということで、感染者がこれまで出ていないということも併せてPRもさせていただいて、積極的な誘致を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

おっしゃるとおり、新型コロナウイルスの感染者が今のところゼロだということのも一つPRポイントになっていくのかなあとと思います。また、やはりこれまでも議論をされておりますように、市の財政構造、これまでのやつを見ましても、またコロナ対策で財調切り崩しも考えられておる中で、なおさら安定した税収を確保していくためにも、この企業誘致に対しては手を緩めてはならないと、そ

のように考えております。

その中で、まず市長に伺いたいんですけども、コロナショックが将来の成長産業というものにも影響を与えたのではないかなあとと思います。特に、コロナ以前から言われておりましたけれども、健康ブーム、ヘルスケアとも言いますけど、医療健康産業、そういったところへの期待というのは、今後さらに高まっていくんじゃないかなあとと思います。「緑の健都 かめやま」と言っておりますし、今後そういった医療健康関係産業の集積も目指しつつ、さらに付加価値の高い産業の育成、企業立地、こういったところを目指していくべきだと思いますけれども、考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私どもといたしましても、今後伸びていく成長産業の分野、ここをしっかりと見据えて企業立地政策を展開していきたいというふうに、従来もそう思っておったところでありますが、さらにご指摘のような健康ヘルス産業、そしていわゆる医薬品も含みますその周辺分野の産業につきましては、極めて意義深い産業ではないかと、このように考えておりますので、当然、現在も幾つか追っかけておるところではありますが、しっかり対応していきたいというふうに考えておるところであります。

航空宇宙の状況が、名古屋周辺、少し厳しい状況となってきております。当然、今後も追っかけてまいりますけれども、今申し上げたような健康ヘルス、この周辺産業というのは非常に可能性が大きいというふうに考えております。あわせて、今回コロナの関連で、ICTを活用しましたテレワーク、あるいはウェブ会議などの情報関連分野、インターネット通販などのいわゆる電商取引の拡大によりまして、この辺の商品を発送するための物流関連、これらの分野につきましても伸びていく可能性があるのではないかとというふうにも考えております。いずれにいたしましても、私どもとしてもこのコロナ影響後の成長産業だけではなくて、様々な事業者が創意工夫をされて、既存の事業にとらわれることなく、新たな分野を確立していくという可能性が、業界であったり企業であったり、そういうものが動き始めておると考えておりますので、今後も引き続きまして情報収集、各チャンネルと連携を図って、多様な産業集積を図ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、次にリニア誘致に関して伺いたいと思います。

先ほどの議論で、リニアに関する、その意義に関して市長の思いを少し聞かせていただいたところであります。その上で、またさらに伺いたいと思います。

まず私のリニアに関する考え方というところを申し述べたいと思うんですけども、コロナ以降、この世の中、大量輸送、高速移動、こういったものが不要になるのじゃないかという議論、これも先ほどございました。確かにリモートワークでの移動を伴わない交流が増えることで、社内会議に代表されるそういった顔見知り同士の会議という、そういった出張というものは減少していくだろうなと私もそう思います。しかし、大切な取引先との商談、これも全てリモートになるとは思えません。業態によりますけれども、出張がなくなるということは私はないと考えております。

また、情報の高速化で生まれた時間というのは、人間というものはレジャーであったり余暇に充てるのではないかと、観光による交流への注目というものが高まっていくと考えております。観光に関しては、移動を伴う交流、これが不可欠であります。情報の高速化に伴って、移動も高速化が求められるようになるのは世の常かなと感じておりますので、アフターコロナは観光のような移動を伴う交流を再活性化させる戦略が必要だと思っております。

そして、2点目ですけれども、コロナ以降の地方は、私は働く場が増えると思っております。感染症に対する東京一極集中の危うさというものがやっぱり露呈されているわけで、地方への分散が期待されているかと思えます。ただ、地方どこでもいいというわけではありません。東京以外に働く場所をつくって、そして住む場所を見つけ、そして大都市の顧客との仕事ができるというのは、いざというときにすぐにでもアクセスできる場所というようになってくると思えます。大規模なオフィスじゃなくても、シェアオフィスであったり、サテライトオフィスのようなものがリニア沿線上に立地する可能性、これは今まで以上に高まったものと私は考えております。

そして、これまでもまとめて、交流の再活性化と、そして若者にとっても魅力ある働く場所が亀山市に増えれば、若者が地元で定着できる、そういった亀山市ができると、移動を伴う交流が再活性化され、働く場所が増えた魅力ある地方にこそ若者の定住が期待できるものと信じております。

私が申し上げたのは、アフターコロナにおけるリニアを核とした亀山の発展論でございます。これに関して市長の考えも、具体的にアフターコロナ、どういったリニアを核にした亀山市の発展を描けるのか、市長の考えをひとつ伺いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

このリニアがもたらす大きなインパクトというのは、今からのAIとかIoTとの技術革新と相まって、おっしゃるようなこれまでの働き方や暮らし方の制約要因でありました、いわゆる時間と場所から人々を開放すると、そういう意味で多様な選択肢や新たなビジネススタイルや生き方が生まれてくると、こう確信をしておるところであります。一方で、服部議員のご質問でも申し上げましたが、いわゆるデジタルなそういう新しい仕組みの中で、もう一方ではやっぱり人と人のコミュニケーションが極めて重要になってくる、その視点も高まっていくというふうに考えているところでもあります。これらを踏まえますと、今後本格的な知識集約型社会の転換が進む中で、リニアによる対流とか人流、人の流れの活性化は新価値を想像する大きな原動力であると考えているものであります。

一方で、今回私どもが経験をしたこのコロナ禍によりまして、いわゆる東京から地方、あるいは大都市から田舎への回帰がやっぱり加速をしていくものというふうに強く認識をいたしております。大きなチャンスでもあろうかと考えております。したがって、本市がリニア中央新幹線駅を市内誘致することにつきましては、三大都市圏が一体化した巨大経済圏のスーパー・メガリージョンの中での広域的な交流連携が促進されるとともに、市の交通拠点性の向上や、いわゆる大都市で働きながらもこの地方で暮らす本市への移住の促進でありますとか、2拠点居住というような住まい方、働き方、こういうものにつながって、都市の活力へつながっていくのではないかとというふうに考えるところであります。

したがいまして、今後もこれまでと変わることなくリニアのプロジェクトの必要性は高いと考えておりますので、今後も市内停車駅誘致に向けて、オール亀山市でさらに前進をしていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

このリニア、コロナの影響でやはり遅れが出るのではないかと懸念もされております。ただ、2023年、そこに駅の立地がおよそ発表される時期だと言われておりますけれども、この時期に関しては、ぜひ亀山市としてもその時期に何とかして発表してもらいたいと、そうしなければ、亀山市にとっても生かされない土地がたくさんあるということ、これから亀山市としてもできる限りのところをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、明日にお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

明日10日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 4時52分 散会）

令和 2 年 6 月 1 0 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

令和2年6月10日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局	長	井分信次	書	記	水越いづみ
書	記	村主健太郎	書	記	西口幸伸
書	記	大川真梨子			

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

スクラムの今岡です。

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策と市民への支援についてというところです。

感染症対策は有効かそうでないかの科学的根拠を市はどのような基準で定めているのかということなんですけれども、新型コロナウイルス、昨日質問された議員は皆、これに関する話題だったんですけど、私も取り上げさせていただきたいんですけども、いまだにどういったものがウイルスに対する消毒、ウイルスの撲滅に対して有効なのかというのが、科学的にはあまり明らかになっていないのかなど。例えば個々のものがいいか悪いかというのは判断できないと思うんですけども、例えば学童保育のほうに寄附を頂いた次亜塩素酸水についても、本当にこのウイルスに有効であるのかそうでないのか。また、最近では、その有効でないと判断するのも早計なんじゃないかというふうに情報が乱立しておるわけなんですわ。次亜塩素酸水だけじゃなくて、マスクやアルコールについても実はそういう文献というのは発見されるんですけども、どれがどうかという細かい議論ではなくて、市の消毒、感染症対策の基準としてどういったガイドラインというのを定めているのか、まずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

おはようございます。

まず、新型コロナウイルスの感染症対策につきましては、国や県の報告や専門家会議からの情報を取り入れまして、対策本部会議にて協議、決定をしておるところでございます。

ただ、先ほど議員もおっしゃいましたように、この新型コロナウイルスに関しましては、予防効果が確立しているというふうなものが今のところははっきりしていない状況でございます。例えばですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、先日まで非常に有効であると皆が思っていたこの次亜塩素酸水を噴霧するような機械につきましても、先月末に新型コロナウイルスへの有効性は確認されていないというふうに国から示されたところでございます。その認識につきましても、現在の知見であり、随時修正されるというふうな、国も言うておるとおり、本当に今、何が有効であるかというのが確実に確立されたものが全く分かっていない現状でございます。

本市といたしましては、この新型コロナウイルス対策については、やはり今後もその時々状況に応じて、専門家会議の意見等も参考にしながら対応を行っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、さっきの基準についてなんですけれども、これも事態によってはすぐに方針を転換する、小回りを利かせることができるということによろしかったですか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

議員おっしゃるとおりで、対策本部会議に諮りまして、その都度その都度、有効であると思われる方策を取ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、この感染症対策という意味で、先日先議した、5月29日に先議で通った小学校、中学校に設置をした卓上シールドというのがありまして、昨日、草川議員のほうからも質問はあったんですけれども、おおむね学校現場だったり保護者のほうからは反応がいいと。ただ、中日新聞なんかにはばあっと卓上シールドが横並びに設置された机が並んでいて、それは子供たちの教育環境としてどうなんだというような議論の声が、疑問視する声がネット上なんかでは見受けられているんですけれども、その中で、感染症対策ではなくて、教育的に考えれば、ずうっと未来永劫その状態というのはあまりよくないのかなあと思うんですけれども。

あと、もう一点考えなくてはいけないところは、さっきから私、科学的、科学的と言っているんですけれども、給食だったり授業のときというのは、生徒は児童は机に着いてしっかり個々に勉強したり、給食を食べたりということがあるんですけれども、実際問題、学校生活を総合的に鑑みて、それ以外の時間というのはあるわけなんです。平たく言えば、休み時間にくっついておしゃべりしたり、感染症につながるようなリスクというものもあるのかなあと思うんですけれども、その辺り、実際問題の子供たちの様子ということも含めて、今後の感染対策というのは検討されていくのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今後の感染対策ということでございますが、現在、学校再開がスタートしたばかりです。卓上シールドの評価も、子供や保護者の一定のアンケートを取るか取らないかは考えているところですが、評価をしていく必要があろうかと考えております。

そういった中で、休み時間とか登下校とか、そういった場面でのお尋ねだと思うんですが、学校の様子を聞かせてもらっていると、特に低学年ではすぐに手をつないでしまうとか、体を寄せ合ってしまうとか、自然な姿なんですけど、そこで学級で約束事をつくったり、気づいた人が声をかけ合ったりとか、そういった場面が見られるということ把握しております。

完璧ということはできないと思いますので、マスク、手洗いを確実にし、一、二メートルの間隔を取る習慣づけを指導の繰り返しで、子供たちにも新しい生活様式の定着を目指していくと、そういうことになろうかと考えております。したがって、これという何か対策ということよりも、指導の積み重ねかなと今考えているところでございます。

そのときに、卓上シールドは飛沫感染防止の意識の醸成の一助になっていると、そのように感じております。卓上シールドが全てパーフェクトとも思っておりませんが、一つの意識を植え付ける大きな助けにはなっているのではないかと、そういう認識でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね、さっき低学年の子供たちが手をつないでしまったり、くっついてしまったりということなんですけど、これは私も自然な姿だと思っていて、そういう自然な姿を想定した上で総合的に感染症対策というのを考えていく必要があるのかなあと。だから、感染症対策に併せて子供たちに無理を強いる、むちゃくちゃなことを強い過ぎるというのも行き過ぎたことになるのかなあと。なので、今後、我々も議論しながら検討していただければと思います。

5月29日の先議のときの予算決算委員会で、伊藤委員からこの卓上シールドに関して、小学校、中学校に設置することに関して、保育園とか幼稚園の子供たちが使わずに済んでいるのに、なぜ小学校、中学校に設置をするんですかというような質問があったと思うんですけども、私ちょっと伊藤委員の質問を聞いて逆のことを思いまして、幼稚園とか保育園の子供のほうが、当たり前ですけど、小学生、中学生より小さい、つまり免疫力がないと言えるんですけども、免疫力がない子供たちに対して卓上シールドがないという、感染症対策としてこれは整合性があるのかなあと。いうところがあるんですが、その辺り見解をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

保育所や幼稚園などの就学前児童の利用施設におきましては、小・中学校のように個人単位の机に着席した授業ではなく、2人から4人程度、複数で1つの大きな机を利用し、様々な活動を行っております。

また、園児の成長度の面からも、就学時に比べ幼いため、必然的に様々な活動において職員のサ

ポートが必要な場面が多くなってまいります。主に、園児が机で行う活動としては、お絵描きや工作などの制作活動や給食、お弁当などの食事があり、いずれも職員のサポートの下で行うこととなります。また、机を利用しない室内活動、それが活動の多くを占めるわけなんですけれども、その際におきましては、活動スペースを広げるため、机を収納するなどが必要となりますが、卓上シーールドが設置された状態では十分な収納ができないことから、活動スペースが狭くなってしまいます。

このように、小・中学校とは机の形状や使用状況が違いますことから、シーールドのほうは設置しておらず、小・中学校とは違う対応をしているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

さっきの答弁なんですけれども、もちろんその教育的な内容をお答えいただいたと思うんですけれども、これは感染症対策としての整合性というのはどうなんですかという質問なんです。さっきの答弁の内容によると、大ざっぱに言って、感染症対策としては、小学校、どちらもアルコールで消毒したりとか、先生や子供たちがマスクをしておったという同じ条件やったとして、感染症対策という意味やと、小・中学校のほうができていると。つまり、幼稚園、保育園という教育機関としての意味が、多分あまり感染症対策を進めてしまうとなくなってくるというところが原因になるかなと思うので、結局のところ、幼稚園、保育園でこれ以上感染症が心配になってくる家庭というのは、やっぱり自衛をするという形になる対応なのか、その点お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

園の感染予防ということなんですけれども、社会的距離の確保も重要な要素でありますことから、先ほど議員がおっしゃられたように園現場においても、通常の保育を大事にしながら、通常よりも机の数を増やすなど、保育の安全性の確保や活動に支障のない範囲で、なるべく距離を保つ工夫をしながら感染予防対策に努めているところなんですけれども、それでもというところで、保育園、幼稚園の子供たちに対しては、子供たちだけで感染予防というのは難しいというところがありまして、園においては職員、各ご家庭においては保護者の方の配慮が重要となってまいりますことから、引き続き園内での感染予防対策の徹底を図るとともに、各ご家庭での感染予防にもご協力をお願いしながら、子供たちが安心して毎日を過ごせるよう、努めてまいりたいと思っております。

それでも感染が心配で登園をさせることができないなあというようなことになりました場合は、そういった場合に利用を控えるということにつきましては、その辺りは利用者の事情を尊重していきたいと考えているところです。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

難しいところやと思います。感染症対策をしっかりと取ろうと思えば、教育的にはあまり好ましくない、無理が出てくるというところもあるので、そこら辺りのバランスを取りながら。

幸いなのは、私、感染症が心配な幼稚園、保育園のおうちはということを知ったんですけれども、

聞かせてもらおうと、むしろ保育園や幼稚園の再開というのを待ち望んでいるおうちというのがほとんどで、そこまで心配やから行かせやんとくわというようなおうちというのではないというふうに聞いていますので、その辺り、少し議論としては行き過ぎたかもしれませんが、聞かせてもらいました。

2つ目なんですけれども、感染症対策の財源として、地方創生臨時交付金にあまり期待できないのではないかと。議案質疑のときにも私質疑させてもらったんですけれども、この前提をあまりに決めつけてしまったかなと思ったんですが、改めて市のほうについては、考え方はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

今回の地方創生臨時交付金につきましては、国の1次補正における第1次配分の交付の限度額といたしまして、本市には1億1,880万1,000円が交付されるところでございます。

この交付金でございますが、新型コロナウイルス感染症対策を前提とした事業構築、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、あくまでも最適な財源の一つとしてその活用を図ったものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

前の質疑の繰り返しになりますけれども、人口掛ける財政、人口と財政状況と感染状況、感染状況というのは恐らく感染者数ではかられているであろうと。財政状況がよくて感染者が出ていない亀山市というのは、この交付金にあまり期待できないんじゃないかという前提に立った上で、やはりこれは市として独自の財源を割いていく必要があるんじゃないかというふうに感じております。

3番目の項目に入っていくんですけれども、29日に先議したものの、補正予算の中には、やはり事業者に向けたものがほとんどだったと。ただ、これ、この状況で一般家庭というのも打撃を受けているはずだと思うんですけれども、一般家庭に向けた何か支援というのは、ほかにはないんでしょうか。お伺いします。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

さきの臨時議会でも緊急政策パッケージ第1弾として、子どもと生活の支援、地域経済の支援、感染拡大の防止と医療体制の充実の3本柱で、例えば特別定額給付金や医療センターでの医療資材、病床の確保等を事業化してまいりました。

また、今議会には、緊急政策パッケージ第2弾といたしまして、先ほど議員も言っていただきましたが、小・中学校への感染対策防止や亀山版持続化給付金制度「けいぞく」の事業化についてさきに議決を頂いたところでございます。

国におきましても、現在、国会で新型コロナウイルス対策の補正予算が審議されており、近々議決される見込みであると聞いております。

当市といたしましても、国の議決後、時間を置かずに緊急政策パッケージ第3弾として補正予算

を議会にご提案し、また新たな事業の展開をしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

昨日の一般質問でも、櫻井議員、服部議員、森議員などから、このコロナの感染が広がっていないのは、やはり地域の皆さんが頑張ったからだという話があると思うんですけども、私もやはりそうだと思います。結構、このコロナの機会って、自治体の動きであったり、判断というのを市民はやっぱり見ているんじゃないかなというふうに思っているんですけども、昨日ちょうど入ってきた情報で、中部電力が22歳以下の子供がいる家庭の電気料金を8月、9月10%割引するという情報が入ってきました。これ、すごい得やなあと思ってるいろんな人にお知らせしたりしたんですけども、中部電力が何を考えているのかというのをここから考える必要があるのかなあと。つまり、いろんな人にやっぱり聞いてみると、電力会社といえども切替えがされていたりするんですね。主にエネルギー源が違うものだったり、違う電力会社に切り替えていて、そういう顧客が流れていくことというのをこの機会に何とか食い止める戦略として、こういった子供がいる家庭の電気料金10%割引という生き残りをかけて戦略って打っていると思うんです。これって、自治体としても同じことが問われているのかなあと。だから、ここで何か苦しいときに、このコロナの影響で苦しいときに亀山市に何かしてもらった、こういうことがあったということが、後々その自治体として持続可能性を上げていく、生き残っていける自治体になるんじゃないかなあと。だから、頑張った人に報いる、ありがとうと言うという以上に、市として存続していくために、やはり家庭への支援、一般の方への支援って必要だと思うんですが、その辺り、自治体としての生き残りを含めた観点で、市長にお考えをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

まさに私どももそのような思いで、この4月以降の総合対策を組み上げて、スピードを持って対応してきたところであります。緊急政策パッケージの第1弾も第2弾も、当然目の前で今起こっておるものに対して解消していくと、あるいは国の給付金を素早く対応するというのと併せまして、市内、市民の皆さんの経済的な支援もそうですし、家庭での支援もそうですが、より緊急性のあるものを入れてきたわけでありまして。

今おっしゃられるように、自治体としての政策の展開が、今、そのまちとしての力量であったり、あるいは存在感であったりということにつながると。それはまさに自治体としての存続につながり、あるいは将来的な定住や移住や、こういうことにもつながっていくというところは、十分意識をしながら今日に至っておるところであります。

ご指摘の趣旨、しっかり私どもも踏まえながら、さらに今後の総合政策、しっかり対応してまいりたいというふうに考えておりますし、さらに緊急対策からよりその後のアフターコロナも含めました、まちとしての存在感であるとか、対応の質というか、こういうことにより一層、問われる局面に入っていくんだろうというふうに考えておるところでありますので、しっかり対応してまいり

たいと思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あれだけ昨日いろんな議員がこういう施策はどうだということを提案して、それは検討していないという答えが返ってきているわけなんです。ということは、第3弾パッケージ、それとは違うもので、ああ、やっぱりさすが亀山市というのを期待するもんだと思います。だから、特に一般の家庭に対して我々議会が提案したようなアイデアではない斬新な施策が、しかも独自財源を含めて十分に組みれているというふうに推察するんですが、その第3弾パッケージに向けての思い、市長にお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この第3弾のパッケージ、今私どもも全庁挙げてその編成に向けて検討をしております。急ぎ議会並びに市民の皆さんにお示しをさせていただくべく、今最終の詰めをいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、このまちの今起こっております状況、それから今後もしっかり視野に入れて、どのような政策をバランスよく組み込んでいくのか、財源も含めてしっかり対応をするつもりで今その編成に当たっておりますので、そこはもうしばらくお時間を頂きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

少しこの議会の中でアイデアだったり政策の片りんというのを伺えればと思ったんですが、もう少し待つこととしたいと思います。

では、4つ目の子育て世帯への臨時特別給付金の支給ということなんですが、第1弾パッケージで示された施策の一つだったんですけども、1つ目、基準日の設定ということで上げさせてもらうんですが、こちらの臨時特別給付金の概要と支給条件、それも含めてまずお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

子育て世帯の臨時特別給付金でございますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、特例給付を除く児童手当を受給する世帯に対しまして、臨時特別の給付金1万円を支給するものでございます。

対象といたしましては、児童手当の令和2年4月分の対象となる児童を養育されている方、または令和2年3月分の児童手当の受給者で、この3月に中学校を修了した児童を養育されている方が対象となります。

基準日でございますが、この給付金が令和2年4月20日の閣議決定されました令和2年度補正予算により実施する事業でございますので、直近の情報であります同年3月31日が基準日とされ

ております。

なお、この給付金につきましては、先月末に対象世帯へ案内通知を送付し、支給に向けて準備を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

この給付金なんですけれども、ちょっとさっき説明が聞けなかったんですけども、2つ目に上げました収入の高い世帯というのが除外されてしまうということを知ったと思うんですけども、その辺り、あとその収入が高かったというのは、どの時期を指して基準になっているのかをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど申しました特例給付は除くと申しましたのは基準でございまして、児童手当は家庭等における生活の安定に寄与することを目的の一つとしておりますので、児童手当法第5条に規定されているように、児童を養育している保護者の所得が一定額を超えている場合は支給されないことになっております。この特例給付という制度は、所得制限を超える所得があるために児童手当が支給されない人にも、法律の附則に基づいて、当分の間、特例として支給しているものでございます。

その基準といたしましては、扶養の親族の数によって異なりますが、例えば扶養親族の方がお1人の場合ですと、所得限度額が660万円、収入でいいますと875万6,000円ですね。2人ですと698万円の所得で、収入にして917万8,000円という形になります。

この適用なんですけど、今回の子育て世帯への給付金につきましては、児童手当がベースとなっておりますので、児童手当につきましては、1月から5月分の手当については前々年分の所得で、そして6月から12月分の手当につきましては、前年分の所得で判定いたしますので、今回の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、平成30年中の所得に基づいての判定でございまして。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

つまり、この新型コロナウイルスの対策だったり影響で社会情勢が変わる前の収入というのが基準になっているのかなあと。なので、さっき市長からもあったように、法律だったり条例のルールというのはこうなただけでも、基準日で切ればこうなただけでも、例えばこれは特別定額給付金のほうの話なんですけれども、大府市なんかだと、令和2年度中に生まれてきた子供に全員、特別定額給付金を独自財源で出しますよという施策をやっているんですけども、これ、基準日で切ってしまうと、基準日の翌日に生まれた子供さんには出ないよということなんですけれども、結局、妊娠しておなかに子供がいて、日常生活もままならんまま、しかも社会情勢も大変な状況でというのは、基準日に生まれた子も翌日に生まれた子も変わらんわけですよ、家の状況というのは、でも、もらえる人とももらえやん人でぱっくり分かれてしまうと。この基準日では一と切るんじゃなくて、実際問題、あなた大変でしたよね、しかも、私は大変でただけじゃなくて、子供を産むという人

口増、つまり自治体としての生き残りにダイレクトにつながる人たちというのサポートというのはやっぱり必要になってくるのかなあというふうに感じます。つまり、一つ一つ、これをすれば何につながる、これをすればどうなるというのを考えた上で、策というのを打っていただければと思います。

次は5番目なんですけれども、不妊治療の助成の申請状況についてということなんです、医療関係については休業要請とかってそんなになかったと思うんですけれども、例えば歯医者さんに行って歯の歯垢を取ったり、クリーニングをしてもらうということは不要不急に当たるんじゃないかと。命に関わる問題じゃないというか、問題かどうかというので算出するんかもしれないんですけども、歯医者さんのほうからこういうときはちょっと控えてほしいなあというような書き込みなんかも見つかるんですけれども、そんな中で、不妊治療というのが不要不急のことなのかというので、当事者の方が悩んでいる声というのがあるんだという話を聞いているんですけれども、私はやはりこの不妊治療って、実際問題、特に母体に関わる方の年齢、タイムリミットというのが関係してくる以上、不要不急ではないというふうに考えているんですけれども、もしかしたら亀山市の中にも不要不急のことなんじゃないかということで治療自体を控える、つまり治療を控えるということは申請状況が減っていたりということなんかも分かるんじゃないかなあと思ったんですが、その辺り、数字に変化というのはあったんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

新型コロナウイルスが感染拡大しました3月から5月の申請受付件数を昨年の実績と比較してみると、今年は22件ございました。昨年は16件でございましたので、申請件数には新型コロナウイルスの影響はないものと認識しております。

また、県の特定不妊治療の助成につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、不妊治療を受けているご夫婦が治療の延期等を余儀なくされることは想定されるため、時限的に年齢要件の緩和や申請期限が延長されたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

申請件数は減っていないということで、これについてはすごい安心できる話かなあと思いました。

次に、6つ目なんですけれども、業務の変容における人員体制についてということなんです、この非常事態に当たって、業務が増えたり、あるいは密を避けるということで、通常この部署にはこれだけ人数がおるけど、ちょっと人数を減らして回すようにしようという話だったり、あるいは人数がそのままいたとしても、一々消毒が要ったりとか、書面決議をする準備をしたりというような通常どおりの業務の進め方にならないことというのがたくさんあったかなあと思うんですが、その辺り、部署ごとの人員に対するフォローというのはどうなっていたんでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、緊急政策パッケージの展開などを行うことによりまして、市としての業務量は増加をしているものと感じております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止には、これは議員もご指摘ございましたが、職員同士の接触機会の低減とソーシャルディスタンスの確保が極めて重要でありますことから、勤務時間の弾力化制度などを活用して、通常の職員体制を3割程度削減することを目指して取組を進めてきたところでございます。

そのような中で、人員のフォローということでございますが、特別定額給付金の事業の実施につきましては、特に事業量が膨大になることが予測されたこと、また今後の感染の拡大が予想され、予断を許さない状況にあったことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に万全を期すとともに、感染症に関するあらゆる対策を支援するため、去る4月23日に新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトチームを設置したところでございます。

また、ほかにも新型コロナウイルス対策として新たに進めておる事業につきましては、会計年度任用職員の任用により対応を行っているところでございます。

さらに、特別定額給付金事業につきましては、迅速な対応が必要と判断し、5月25日から6月1日までの間、プロジェクトチームのほかにも各部局から14人の職員が応援をするといった全庁的な体制を取り、業務の実施に当たってきたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

あと、もう一点ですね。

さっきは市役所の業務について伺ったんですけども、3月は学校自体が休業をしていたり、保育園、学童自体も自粛を要請されていたりということがあったと。当然、市役所の職員さんも、市役所の職員であると同時に一市民である。でも、特にその市役所で働く市民で、市の施設から自粛をしてほしいというような要請があったら、当然それに従おうと思うのが普通なんじゃないかな、自然なんじゃないかなと思うんですけども、ただ、業務の関係で思ったように保育園、学童を休ませてあげられないとかそういったことがなかったのか、配慮はできていたのかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員には、感染拡大防止の観点から、可能な限り保育所等の登園の自粛要請をしており、市職員としてこういった要請に応じる必要もございます。実際、学校休業期間中に保育所の登園自粛に応じた職員は40人余りと確認をしているところでございます。

このように、学校の臨時休校等により勤務しないことがやむを得ないと認められる職員につきましては、正規、非正規を問わず給料が支給される特別休暇が取得できるよう環境を整備したところでございます。

このような中で、当該職員は通常よりも少ない人員体制での業務に当たっており、特に市民サービスを継続できる体制を最優先に考え、各所属における業務の状況に応じて対応してきたところ

でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、次の項目に入っていきたいと思います。

休業要請に対する協力金の交付についてということなのですが、おとといの議案質疑で服部議員のほうからも質疑がありましたけれども、休業要請に対する協力金の財源を半分、県が市町に負担してほしいと言ってきたという話なんですけれども、県が発表した時点で、納得がいない市町があったということは、やっぱりこれは本当に納得できたものなのかなあと。市、県というのは協力すべき、こういう事態だからこそ協力していくべきだということなんですけれども、当たり前の話ですけれども、県と市って横並びですし、市民は県民なわけで、市は市でやっぱり対策をしている都合というのがあると思うんですけれども、たとえ県だとしても、おかしい、納得いかないことというのははっきり言うべきだったんじゃないかなあとと思うんですが、本当に説明いただいたてんまつ、市長、納得されているんですかね。それから、納得できない場合、やっぱり県だとしてもはっきり言ってほしいと思うんですが、その辺り考え方はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、服部議員にもお答えをいたしました。今回の緊急的な事態で県が休業要請をするに当たってのその休業補償をどうするか、これを4月17日に県から私どもに協力の依頼がございました。20日に県は発表されたわけですが、この週末、土・日を使って各市町へ依頼されたというふうに認識をいたしております。

しかし、協力依頼がありましたものの、各市町の合意形成の途上におきまして、県が協調事業として20日にぽんと発表されましたことから、そこらでハレーションが起こっておるというふうに理解をいたしております。

本市といたしましては、三重県に対してもそうですが、緊急事態で各市町も同様の思いであったと思いますが、緊急事態にあって、県と市町が協調してこの局面を乗り切ると、そういう基本的な理解はどこもそれは持っておったと思いますけれども、その拙速で、あるいはその時間がないにせよ、積み上げる丁寧さ、これについてはかなり私どもも問題提起をさせていただいたところがあります。

いずれにいたしましても、様々な要素が多分あったと思いますが、県の意思決定、県議会との関係もあったというふうに理解をいたしますけれども、各市町においても同様に議会が存在をし、各市町の状況があると、こういう中で、やはり適正に、時間がなかったといえなかったわけでありまして、もう少し丁寧な対応が必要であったということを申し上げてまいりました。

以降、そこらにつきましては、県の情報発信の在り方についても随分注文をつけておりますが、そういうことについては、その後、改善がなされてきておるものというふうに考えておるところであります。当市としては、そのような状況であったというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何でもここまでまた取り上げてくるかという、この分の財源があったら何ができたやろうかという話にやっぱりなってくるわけなんですよね。財源さえあれば、市民の皆さんにやってあげたいこと、してほしいことって山ほどあるわけですね。やもんで、こういう事態があったとしても、納得いかんもんであれば、もちろん非常事態なのは県も市も一緒なんで、しっかり言ってほしいなあと。丁寧な言い方をされましたけれども、しっかり言っていただいたものと受け取っておきます。

最後、かめやま文化年プロジェクトについてなんですけれども、ほとんど催物であったり、イベントというのが多いかなあとと思うんですが、これは予定どおりに開催できていないけれども、文化年自体は今年度でやっていくんだと。ただ、その文化年の中でやるとされて、特に市民団体の協力が必要であったり、あるいは中には、その市民団体のふだんの活動の規模を超えて、市の予算があるからということで、協力、準備いただいたところが、もう文化年が終わるからということで置き去りになってしまう、こんなことはないのかなあとという点だけお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

辻村生活文化部参事。

○生活文化部参事兼関支所長（辻村俊孝君登壇）

かめやま文化年2020の事業につきましては、本年4月1日にスタートをいたしました。先ほど議員からもご指摘のとおり、オープニングセレモニーをはじめ、かめやま市民音楽祭、またかめやま薪能などが中止となったところでございます。

一方、10月以降につきましては、かめやま歴史の道ウォーキングとか、かめやま街あかりなどの多くのイベントも実施予定でございますので、かめやま文化年2020の事業自体を延期することなく、今後も事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

一方で、かめやま文化年事業を含めまして、文化振興事業を進めるに当たりましては、市民や市民団体などの積極的な取組と行政との連携は必要不可欠でございます。特に、今回中止、延期を余儀なくされた市民団体などの主催で行われるイベントにつきましては、多くの人々の関わりや交流によりまして、世代を超え、受け継がれてきた絆そのものでもあり、かめやま文化年事業で培われてきた文化の明かりを絶やすことのないよう、市民団体などと十分協議の上、今後も必要な支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

文化振興ビジョンの検証のために催しなんかは予定どおりにできていないけれども、文化年自体はスケジュールどおりかなければいけないということは伺っています。非常事態で予定どおり開催されなかったことについても、市民団体、市民の皆さんが置き去りにならない、丁寧にやっていただけるということだったので、少し安心をしているところです。

全体的に私も新型コロナウイルス感染症対策に関連して質問のほうを展開してきたわけなんですけれども、やはり中ほどで取り上げた一般家庭への支援というのが、私もまだまだ足りていないなあと。何度も聞き直しましたけれども、市の独自財源というのを含めた上で、私たち議会が出した

ものでない斬新なアイデアである支援施策というのが出てくる、第3次緊急政策パッケージというものが非常に楽しみであるかなあというふうに感じております。

また、出てきたら、私が質疑するかどうかは分からないんですけども、しっかり審議をして、早く市民の皆さんのところへ届けていければなというふうに感じております。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問を通告に従い、させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に留意した学校生活についてお伺いします。

今年の2月27日の一律休校要請から端を発して、突然学校がお休みになりました。一旦行きはしたもののまたお休みになるということの中で、本当に大変でした。子供は遊びや学び、人と人の関わりの中から成長、発達をします。命を守るためとはいえ、その機会が奪われた数か月でした。

高齢者の方からこんなことを言われました。大変なことになったわねと。私たちは戦時中でも学校に行ったのに。そして、いろんなことがあったけど、友達と会うのが楽しみだったって。私、なるほどなあ、それぐらい学校生活というのは子供たちにとって本当に大事なものだんだなあ、言葉が心に刺さりました。

年度末や年度初めであったことから、節目の行事もなくなって、子供たち自身、気持ちをどう整理していいのか戸惑ったことだと思います。休校中、家庭や地域で安心して過ごせる居場所がない子供たちがいたのではないかと推察されます。給食がないため、健康や発達に深刻な影響が出た子はいなかったのか。長引く外出自粛、営業自粛、テレワークの影響などで、虐待やDVに遭っている子はいないのか。極端な例でなくとも、生活リズムが乱れるとか、メディアリテラシーは学ぶ間もなく、おうちでテレビやネット、ゲームにさらされ続けた子はいったんだと思います。

まず初めに、教育長にお聞きしたいと思います。今回、かつてない不安やストレスをため込んでいると思われる子供たち、本当に小さい人も含めて、この子供たちの声を聞くことから始めるということが大事で、次に来るかもしれない波に備えることが必要なんではないかなと思うんですけども、教育長はどう思われますか。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘の2月27日夜、首相の発言、国の要請により、その翌日には、たった1日しか猶予がない中で休業の生活等について学校現場で子供たちに説明をしたり、話をしたりする時間しかありませんでした。したがって、その最初のときには十分に子供たちの声を聞くことはできなかったという認識を持っております。

そのような中で、家庭訪問とかをする中で、小学校6年生とか中学校3年生の声で大きかったのが、やはり卒業式に対する思いでございました。したがって、来賓等を控えていただきましたが、可能な対策を最大限取りつつ、卒業式、入学式も含めまして、予定していた日に保護者同席の下、実施することはできました。

これは子供や保護者の声を聞かせていただいたの判断でもあったので、その一例でございますが、今後、臨時休業の際には、できるだけ子供や保護者の皆さんの声を聞くことに努める必要があると思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

東日本大震災の後の学校再開時も、まず子供の心を教員と交わし合うことがあって初めてスタートが切れたという先生方の声も聞いています。アンケートを取られている学校もあると昨日伺いました。ぜひ大切にして、大人は必死になって取り組んだんですけれども、子供たちの声を聞いていただきたいなと思います。

次に、休校による子供たちへの影響はどんなものがあったと認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

6月2日に開催されました市PTA連合会の会議におきまして、会長の挨拶の中で、学校が再開されて正直ほっとするとともに、学校のありがたさを改めて感じましたという一節があったこと、多くの方がその部分でうなずいておられたということ、その会議に出席した職員から報告を受けております。そのことから、多くの保護者にとって、そして子供たちにとって、学校の臨時休業は大きな影響があったというふうに捉えているところでございます。

子供たちにとって、毎日学校に通って学習をしたり、友達と楽しいときを過ごしたりする日常がなくなったということ、そして体を思い切り動かす機会が大きく減少したことなど、それら全てが成長過程にある子供たちにとって大変重要なことであり、臨時休業がもたらした影響は大きいと言えると思います。

保護者にとっても子供たちが臨時休業中に家庭学習を進める難しさがあり、子供たちが一日家庭で時間を過ごす中で悩み等についても家庭訪問の際に多く聞かされたと学校からも報告を受けているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

細かいことを言い出すと切りがないんだと思うんですけども、私はまず1つ、子供たちがちゃんと食べていたんだろうかということについてお伺いしたいと思います。

やはりまず、免疫力を強くするためにも必要な食べるということです。

休校中、学童保育所が開所されてお弁当を持っていったんですけども、やっぱり感染ということが心配で非常に気を使った。かえって手作りするより買ったものをそのまま入れたほうが安心なんだろうとか、いろんなことを気を使われていました。

昨日ちょっとご紹介いただきました6月5日に文科省から出されている通知、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童・生徒の学びの保障総合対策パッケージについてという長い名前の通知、昨日ご紹介がありましたので、私読ませていただきました。

この中で、休校中の給食提供機能の活用というのがありました。子供の居場所確保に当たって、児童・生徒等に対して、学校給食の調理場、調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断するとありました。これは6月5日に出たばかりで、私も昨日伺ったばかりですので、急な判断は望みませんが、ぜひこの通知に基づいて前向きな検討を望みたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

この通知につきましては、今後、第2波、第3波が来たときに検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

2波、3波に向けて、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

また、休校中、就学援助の子たち、準要保護の子たちに対して、福祉も入れると要保護の子たちもあれなんですけれども、給食費の支給についてできるという旨の通知があったと思います。早い段階から国もその方向性を決めていて、何か途中、途中で聞いていて、やっと5月に通知が出されて、私もどうですかということで伺ったところなんですけれども、なぜわざわざどうですかと伺わなければいけないかというと、亀山の給食制度がばらばらだからですね。中学校でもデリバリーを食べている子には就学援助でも給食費は出せますけれども、そうじゃない子には出せていない状況でありますので、この制度を使うときに子供たちにお金が出給ができるのかどうかということが不安だったのでお聞きしたんですけども、検討しますというそのときのご返事でした。それから検討がなされたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

当然、国の制度も踏まえてのことでございますので、そういった支給の在り方について、具体的な制度という形での整備を今進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この休校中にスーパーやドラッグストアから一番初めになくなったのが、カップラーメン、カップ焼きそばとか、あの類だったそうです。本当に食ということを、子供たちの食が一体どうなっているのかな。たまにだったらいいんですけどね。本当に毎日毎日、これだけ長いお休みになると心配になります。どうかぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

休校中の先ほどの親にも声を聞きますと言っていたんですけども、家庭学習の親の責任についてお伺いしたいと思います。

小学校1年生でもこんなにあるんかという驚きの声や、採点までせんならんと。親の教育力が子供の学力に大きい影響を与えるんじゃないかという不安、またやらさなければならぬけど、子供はやらないということの戦いで、家庭が不和になるというような声もたくさんお聞きしました。教育委員会が期待する親の教育力について、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

親の教育力についての期待ですか。家庭学習課題の話から言われましたので、家庭学習の量的には、子供たち一人一人の受け止め方、保護者の方の受け止め方が多様でありまして、多いと感じられた方も少ないと感じられた方も見えて、様々だという状況は学校現場から聞かせていただいております。

そのような中で、保護者が子供たちに家庭学習をするような働きかけ、その教育力、そういったことも含めて、勉強を教えるということじゃなくても、安定した家庭が今後も家庭教育力という意味で、広い範囲で、広い視野で啓発を進めていく必要があろうかと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

子供が落ち着いていられる安定した家庭をつくっていただきたいということが一番大事なことだということで、最後に言っていただきましたが、親がどういうふうに教えるかによって差が開いてくるということに対して、すごい不安を持ってみえる親御さんがいるし、チェックの仕方も分からない。これだけは最低してくださいというところが分かるような親御さんへの示し方とか、また次に第2波、第3波が来て、学校を休むようなことがあることも踏まえて、ぜひ工夫をお願いしたいなと思います。

安心・安全な環境づくりと感染予防についてお伺いします。

今、3密を避けるということ、換気をするということ、そして手洗いをすることということは、基本的に大切な予防策だということは、皆さん定着してきたなと思います。ただ、学校生活が始まるに当たって、ハンカチを持っていらっしやいとか、消毒に使う何かを持っていらっしやいとか、

子供の持ち物に頼った対策ではなくて、子供の環境はやはり学校側が、大人が責任を持って行うものだと考えます。今まだ整備されていないということでしたけれども、最低限、トイレや手洗いなどのペーパータオルなど学校で用意するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

卓上シールドの設置ということもございましたので、各学校につきましては、そういった清拭ができるようなティッシュペーパー等についての配付はさせていただいたところがございます。当然、持ってきてくださいという部分もございますけれども、学校に行つて必要なものについては適宜準備をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ティッシュペーパーでは手は拭けませんので、これだけ手洗いを正しくやろうということが、学校でも教育を本当にしっかりすることによって、これからのインフルエンザなんかにも備えられますので、そういうことを何回も何回も手を洗う機会があるので、やっぱり手を拭くペーパーをディスプレイにするということが、ここは切り替えていくべきだと思うんです。そこについて整備されるかどうかをもう一回伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

今、学校で必要なそういった衛生管理備品につきましては、手洗い用の石けんなども含めて、必要に応じてまた対応をさせていただければと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

必要に応じて、必要ですのでね。手洗い、一番基本で大事ですので、よろしくお願ひします。

トイレ掃除についてちょっと伺いたいと思います。

トイレ掃除は今まで教室の掃除などと一緒に子供たちが順番で当番でやってきましたが、今回のこのコロナウイルスのトイレの床にもかなりウイルスがあったと、プリンセス号でしたか、報告もあつたり、やっぱり大便中に含まれているという報告があつたりしています。そういう中で、やっぱりトイレ掃除を子供にさせるということに私は不安があります。これをやはり子供でない人がすべきだと思うんですね。かといって、学校の先生方も今、人がいないので、ドアノブやらげた箱やらいろんなところ、パブリックなところを毎日消毒、清拭していただいていると思うんですけれども、これも大変だと思いますし、トイレ掃除がそこに入ってくるとなると、ちょっとやっつけないだろうなと思うんです。そこも含めて、昨日、中島議員から業者さんなども考えられないですかというお話があつて、それでご答弁の中で、スクールサポートスタッフを考えているという答弁を聞きました。今、亀山市でスクールサポートスタッフがどれだけいらして、これからどのように

整備をしていくつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

スクールサポートスタッフの本年度の配置状況でございますが、県費職の者が3名、亀山東小学校、川崎小学校、関小学校に各1名を配置しております。また、市費負担のスクールサポートスタッフも3名で、亀山西小学校、亀山中学校、中部中学校に各1名を配置しております。また、これと別に、県費の学校業務支援員という者も井田川小学校と亀山西小学校に各1名配置しておりますので、トータルで8名の方が今各校に配置されているという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

要は今8名いらっしゃるの、各学校に1人は置いていただいて、学校の先生がそういう仕事をしないで子供たちに向かい合う時間をちゃんと保障できるということに向けて考えていただいているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

スクールサポートスタッフの増員につきましては、県といたしても検討しておられるところであります。先日ヒアリングもあったというところでございます。市内の全小・中学校において、スクールサポートスタッフの配置が実現できるように県に対して増員を要望しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質問に移りたいと思います。

この新型コロナウイルス感染症対策におけるケーブルテレビの活用についてでございます。

このケーブルテレビ、本当に亀山市、たくさんの方が見ているということで、まずは亀山市内のケーブルテレビの加入率についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ケーブルテレビ加入率につきましては、市内のケーブルテレビ加入世帯数を市内の全世帯数で除したものでございまして、令和2年3月31日時点の市内のケーブルテレビ加入世帯は1万4,488世帯でございまして、全世帯数が2万1,620世帯ですので、これで割りますと、令和元年度末時点での加入率は67%となり、比較的多くの世帯が加入されている状況であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、大分前ですけれども、もっと多かったような気がするんですけれども、人の入替えもあつたり、いろんな移動があつたりして、67%ということの下がってきたんですね。それでも多分、私たちが視察に行っても多いねということで言われますので、このケーブルテレビというものを広報に大きく活用するときだなど、私は新型コロナウイルスの感染症が起こったときに思いまして、まずは担当に伺いました、それぞれ。

感染予防教育というので、最近見ている、手洗いのことであるとか、きちんとそういうものが入れ込んでもらってあるなあというのは感じます。子供たちの勉強のことも入っていたり、あと運動も、今回はちょっと違うことで入っていませんけれども、2週続けて家でできる運動をゆっくりと、高齢者がその人のペースでできるようなスピードでやってもらっているのを見て、私はやっぱりこれはいいことだなあと思いました。

今までケーブルテレビは、いろいろやりたい、いろんなところをお知らせしたいということが原課から出てきて、それを多分編集していただいていたと思うんですけど、私は今回このコロナウイルスということが起こったときに、コロナウイルスの特番をしっかりとやっぱり長期的に枠を取ってやるべきじゃないかなあと思ったので、今回質問に上げさせていただきました。

まず、ちょっと担当に細かいことを聞いていきたいのは、フレイルという言葉、私も昔は習わなかったんですけれども、高齢者が高齢になることによって痩せたり、体力がなくなったりというようなことで、そういうことを予防しようという考えがあるんですけれども、これについて今回のコロナウイルスの期間、どう考えておられるか、また子供の小さいお子さん、家にいて遊びなど、本当に大変だと思いますので、そういうことについてどういうふうに担当として認識されていたのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

高齢者の介護予防教室など通いの場につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月末から中止となっております。高齢者が自宅で過ごす時間が長くなることによる活動量の低下を懸念いたしておるところでございます。

先ほど議員からもご紹介ありましたように、歩くことや身の回りの生活動作が行いにくい、あるいは疲れやすいといったフレイルが進まないように、対策の一つといたしまして、5月1日から3週間にかけて、先ほどちょっとご紹介いただきましたけれども、ケーブルテレビにてかめやま健康体操を放映し、テレビを見ながら自宅でできる運動を紹介してきたところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

子供たちに関わるということで、私のほうから未就学児に対する市のケーブルテレビを活用した取組なんですけれども、今年度から子育て世帯に向けて、SNSのLINEを活用した情報発信、

かめやま子育てLINEをスタートしたことから、4月にケーブルテレビでその活用案内を行ったところでは。

ケーブルテレビではなくて、そのかめやま子育てLINEを活用して、その取組として今般のこの新型コロナウイルス感染症対策に合わせて、当初予定していた内容を変えて、親子で家庭でもできる内容として、マスクの作り方、身近な材料で簡単に作れる手作りおもちゃ、アサガオの栽培等動画も含めた情報発信に努めてきたところでは。

今後につきましても、状況に応じた子育てに役立つ情報をタイムリーに提供するとともに、ケーブルテレビの活用も図ってまいりたいと考えているところでは。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この5月の中旬から2週間にわたりまして、学校教育課では「ぶんちゃんと学ぼう！」というオリジナル番組も作成させていただき、それをケーブルテレビのほうで放映させていただいております。

1つ目は、この新型コロナウイルス感染拡大の防止のための、お互いの距離を取ることの大切さというもの認識しつつ、距離を取ってお話ができる糸電話の仕組みについて実験を交えながら解説する内容とさせていただいております。

2つ目は、「英語で遊ぼう」というテーマに、外出自粛の生活の中で運動不足を解消するとともに、体を動かしながら身近な英単語についても学習しようという内容でございました。

これらは臨時休業中の子供を意識した番組づくりでございましたけれども、放送後に分かったこととして、幅広い年齢の方がご覧になっておられたというものでございます。こういったことから、子供の遊びや学び、家での過ごし方を提案するための啓発において、ケーブルテレビを活用することは有効であると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

SNSは子供さんを育てる大人に向けてするので、子供にそれを見せるというもんじゃないので、直接やっぱり子供たちに語りかけるという意味で、私はそういう枠を取っていただきたい。学校の勉強のほうは本当に子供たちに向けて語りかけていただいていたので、自分たちに言われているというのが分かると思うんですけども、ほかでもいろんな工夫をされていて、童歌の遊び方を一緒に紹介したり、お庭に出てヨモギを取ってごらんといって、ヨモギ餅を作ってみたりとか、本当に子供たちに直接語りかける市からのメッセージというのが伝わるような番組づくりが可能だと思いますので、ぜひしていただきたい。それと、運動もやっぱり続けることが大事だと思うので、今朝ドラに合わせた運動というのがありますけど、あれもだから月曜日からずうっと歌が毎日流れているので、続けてほしいという思いでやっているの、そういうことも含めてやっていただきたいなと思います。

次に、市税等の減免や活用できる制度のお知らせについてということを書かせていただいたんですけども、これもちょっと文字放送というのがあって、割とそこで言っていたりすることも多い

んですけども、トピックス的に何かがあるということもあるんですけども、やっぱりいろんな手続がある中で、何月何日が締切りやなとか、ここは大事やなというのが分かるような視聴者目線の番組づくりって必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

市税に関します新型コロナウイルス感染症対策の周知といたしましては、ケーブルテレビでは行っていないところでございますが、ホームページにて4件の掲載をしております。

ケーブルテレビの活用といたしましては、情報番組「マイタウンかめやま」の中で、特集「かめやま情報BOX」で、毎年1月に確定申告のご案内をしております。また、今般、新型コロナウイルス感染症対策として、緊急経済対策における税制上の措置により地方税法が改正され、市におきましても今議会に条例等の一部改正を提案させていただいているところでございます。

その改正内容も含めまして、今後はケーブルテレビの文字情報などによりまして、身近な生活への影響のある制度を分かりやすい表現で具体的にお伝えしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

やっぱり減免って割と情報が少なくて、いろんな分野で分からないんです。そういうのを日常的に市民の立場でお伝えするというのがやっぱりなされていなかったと思いますので、ぜひともそれは活用していただきたいし、このコロナが始まって、もう早々に支払いの猶予とか減免というのがあったんですけども、やっぱりそれが全然知らなかった、分からなかったという方がたくさんいらっしゃると思います。今回、この新しい制度でお知らせをしてもらいますけれども、日常的にこういう制度があるからご相談くださいということは分かりやすい言葉で語りかけていただきたいと思いますし、こういう枠取りをしっかりとそのときそのときに応じて、枠があるからこれ削りましたということではなくて、これは考えていただきたいんですね。この長期休業ということがあったときには、これで皆さんにメッセージを送るということをぜひ考えていただきたいと思いますし、今67%と少し下がっていますんで、前に1回、工事費を無料にしたことがありましたよね。そういうことも含めて、もっと上げて、そして伝えるというお考えについて、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、このケーブルテレビ、亀山の整備率は、三重県全体が比較的他県に比べて進んできましたが、亀山も非常に進んでおるといふふうに思っておりますし、これを有効に活用することは、ご指摘のように極めて本当に有意義であるといふふうに思っております。今後、さらにこのケーブルテレビは、他のインターネットとか、広報「かめやま」とか、様々な情報伝達のツールと併せまして、よりさらにまたパワーアップした活用ができるといふふうに思っておりますので、今後そのような方向で充実をさせていきたいといふふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

加入率を上げることについても、番組づくりについても充実をさせていくというふうを受け止めました。

次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険の短期証についてです。

短期証を発行、1か月、3か月、6か月と、国民健康保険を滞納されている方はこうやって期限付の短期証を頂くわけですけれども、その現状についてまず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

国民健康保険の短期証につきましては、保険証の更新時期に国民健康保険税の滞納がある場合には納付相談を行い、状況に応じて有効期間を、先ほどおっしゃいました1か月から6か月とした短期証を交付しているところでございます。

令和元年度の短期証の交付状況でございますが、国民健康保険にご加入の5,733世帯のうち213世帯に対して交付しておりまして、その内訳が1か月証が190世帯、3か月証が21世帯、6か月証が2世帯という状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この短期証は、納付相談に行き取りに行かないともらえないわけなんですけれども、それでは払えないなあと家にはお医者さんにかかれない。かかったとしても10割かかってくるわけです。資格証を廃止してもらったことは非常にありがたいことなんですけれども、結局取りに来なかったら保険証がないのと一緒になんです。そういうことで、私ずうっと質問をしてきた中で、担当として年に1回、1か月の短期証を全ての方に来なくても送っていただいています。これはすごく素晴らしい活動だと思います。それによって反応もあったと伺っています。でも、1か月なんで、すぐ切れてしまいます。そうすると、また保険がない状況になります。このコロナの時期において、これは本当によくない。お医者さんにかかりたくてもかかれないという状況を捨ておいているということは、やっぱり続けていてはいけないと思うんですね。

改めてちょっと違う視点で聞きたいんですけれども、年に1回普通の保険証を発行する以外に、短期証を発行するという事務があるわけなんですけれども、どういうふうになされているのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

短期証につきましては、前年度以前の国民健康保険税に滞納がある世帯に対しまして、交付基準に基づいて交付しておるところでございます。

具体的に申し上げますと、保険証の更新時に、国民健康保険税の滞納がある世帯に対しまして、納付相談のために来庁を促す通知をしております。その後、その通知を受けて窓口に来ていただいた方に対しまして、滞納額、納付状況、過去の交渉記録等を確認した上で、現状についての聞き取りとか、今後の納付計画等について相談を行い、交付基準に照らして短期証を交付するものでございます。納付が困難な事情は個人により様々でございますので、相談に時間がかかるケースも多々あるのは実情でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この事務はかなり大変なんだと思います。一人一人の違う状況に対してされていますし、この留め置いている方の健康状態も本当に不安です。

私、以前にこの短期証の発行をやめるべきではないかという質問をしたことがありますけれども、今回このコロナを経まして、改めて申し上げたいと思います。

こういう丁寧な本当に事務作業がかかるやり方で短期証を発行していますけれども、1か月証がすごく多いんですね、190。半年あったらまだちょっとほっとできますけれども、本当に心休まるときがないという状況の短期証、これもいろんな税やら料金の滞納がありますけれども、市県民税を滞納していたからといって、市から県から追われるということもありませんし、自動車税を滞納したからといって、道を通さんということも、車に乗ったらあかんということもないでしょうし、本当にこの医療にかかるための保険証がもらえないということは非常に厳しいペナルティーだと思うんです。払わなくっちゃいけないことはよく分かるんですけども、本当に今、格差が起こっていたり、支払いが大変だったりする中で、医療だけはきちんと保障する。滞納に対してはまた別途滞納相談は行うということで、きっちり分けるということは可能なんではないかなと思うんですけども。

以前、質問したときには、横浜市が短期証をなくして、通常の保険証を全部に配るようにしたというこの報告もさせてもらいましたけれども、お考えをお伺いしたいと思います。やめるべきではないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど少し触れられました自動車税とか、住民税の話もありましたと思うんですが、自動車税では納付しないと車検が受けられないということもございますし、例には挙がってございませんが、水道代の場合ですと、停水とかそういうのがございまして、行政として滞納処分に至る前までに何とか接触の機会を持ちたいという思いでやっておることで、必要なものと認識しておるところでございます。

短期証をやめるべきではないかというお話ではございますが、国民健康保険税は納税して互いに支え合う制度でございますので、被保険者間の税負担の公平を図る観点からも、また国民健康保険事業の健全な運営を図るためにも短期証を発行することは必要性はあるものと認識しております。

実際、国民健康保険税を滞納されている場合に、一般証に代えて短期証を交付することで、その

方々との接触の機会を確保して、自主的な納付を促すことができ、収納対策には一定の効果が認められております。納付相談に当たりましては、当然私どもはきめ細やかな対応には努めますが、引き続き短期証の発行は行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

国民健康保険税は支え合いの制度ではなくて社会福祉、本当に命を守るということでは、どなたも保障しなくてはいけない、憲法が保障している制度だと私は思っています。

対面する機会のために短期証にしているんだということでしたけれども、この213の短期証を出された中で、これ全てが対面できているということですか。対面できなくて留め置いている短期証が幾つかあるわけですか。伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど申しました1か月証を交付しました190世帯のうちの113世帯につきましては、保険証の更新時から納付相談に来ていただくように促しましたが、お越しいただけなかったということで、後日改めてこちらから保険証をお送りしたものでございますが、その後も何も連絡いただいていないというような状況でございます。

あと、留め置いているということをおっしゃいましたんですが、私どもではこの相談に来ていただけない場合でも、先ほど申しましたように、途中で短期証を送付して再度相談を呼びかけている状況でございますので、留め置いているという言葉はちょっと当たらないかなあとっておるんですが、何とか相談に来ていただいて、解消したいという思いでやっているものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私、以前全ての方に短期証を送ってくださいということを申し上げて、1か月送っていただいた、何年もやっていただいていますけれども、1か月だけだと切れるんですよ。切れて、いらっしゃらなくても、引き続き出し続けていただいている、医療にかかる機会はきちっと保障してあるということですか。

○議長（小坂直親君）

佐久間部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

こういうときだからご相談に来てほしいという、短期証を出してほしいとおっしゃいますのは、議員のお気持ちもお考えもよく分かるのでございますが、ご相談を頂けないまま短期証を送付し続けまして、滞納額が増えることもまた気がかりでございます。私どもといたしましては、納付に関する様々な制度がございますので、逆にこういうときだからこそご相談に来ていただいて、来ていただきましたら短期証を出しますので、ぜひ来ていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私はもう短期証は全てやめて、全ての方に当たり前の保険証をという考えですけれども、短期証に限って申し上げれば、要するに今のご答弁は、期限が切れて、取りに来られない人はそのままになっているということなんですよ。この113の方がね。私もいろんな方のご相談を受けていて、あなたそれ病院行くべきだよと言ったときに、私は保険証がないんですよと言っていて、ええって、子供はでももらっているからいいんですよということがあるんです。私はいいいんですよ。シングルマザーの方なんか、特にそうやって言われるんです。今だからこそ、本当に当たり前に安心して私はお医者さんにかかれるんだという当たり前のことをするべきじゃないかなあと思うんです。

全国の私たちの議員の中で、この件についていろいろ交流をしました。どうしているというようなか中で、1か月出しているよとか、3か月出しているよとか、このコロナだから3か月だったのを6か月証に替えたよとか。3か月証で切れた人にやっぱり改めて出しています。今こそ基本的な疾患があった方には、やっぱりしっかりとお医者さんには行っておいてほしい。大きな病気にならないように体を大事にしてほしいという思いでやっているというところ、たくさんありました。ぜひとも、1か月出した。これは本当にありがたかったです。今までやっていなかったとき、ありがたかったんですけど、これをさらに将来的には私は短期証を廃止してほしいですけれども、3か月、6か月と延ばしていただいたり、本当に切れていた方に直接電話してお話をさせていただいたり、そしてちゃんと次の保険証を送っていただいたり、そしてそうやって反応があった人には、やっぱりまた続けて話をさせていただいたりということで、体を一番大事にしてほしいという市のメッセージをそこから担当が届けるべきじゃないかなあ、こういう制度を変えることによってと思います。

命に関わることですので、本当にこれを一番大事にしないで、丁寧にしないではいけない施策だと思いますが、市長、どうですか。本当にちょっとずつ資格証もなくしていただいて、こうやって対面している状況も本当に丁寧にしてもらっているのは私もよく分かります。事情も本当に丁寧に聞いてもらっています。ですから、ここはやっぱり制度を変えないと市民が助からないんですよ。担当の努力だけでは変わらないんです。今までのこの短期証の議論について市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国民健康保険に関わるこの短期証の扱いについては、随分亀山市としてもこの対応を配慮しながら今日に至っておるところであります。そして、これは本当に世界に冠たる国民健康保険という制度をこれからもしっかり維持をしていくという中で、多くの皆さんのご理解の中で健全経営をやっていくということと、さらに少し触れましたが、被保険者間の負担の公平性をしっかり担保していくと、こここのところも大事な視点でございますので、という視点がやっぱり要るんだろうと思っております。その上で、私どもはおっしゃっていただいたように、今後も納付相談の際には、滞納者の立場に立ったきめ細かい対応に努めていきたいと思っておりますし、今回のコロナに関しても、緊急的な生活相談窓口を立ち上げて、本当にこれに関する話も含め、多くの思いを聞かせていただいて、丁寧に対応させていただいてまいりました。

私どもの立場からは、この短期証の発行につきましては、横浜市の事例をおっしゃられましたが、横浜のような370万という大きな都市でこれをなくしていくということ、それはもう大都市だからこそということであろうと思いますが、私どもとしては、やはりその相談を受ける、接触をする中で適切な対応をお伝えしていくという丁寧な対応が必要だと思っておりますので、引き続き短期証の発行につきましては行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

負担の公平性とおっしゃいますけれども、本当にいざとなったら、税を納めていなくても医療にかかれるという方はいらっしゃるんですよね。それは拘留されている人もそうだし、本当に必要だと思ったら医療にかからないといけないんです。そういうことがやっぱりきちっとある程度保障されている日本の中で、この国民健康保険だけが払わないともらえないという縛りがあるというところが、私は本当にせっかく「緑の健都 かめやま」で健康に留意してという亀山に住みながら、そこはやっぱり残念なところだなと思うんです。

1か月証、本当に当たるためとおっしゃるんですけど、連絡がない方に本当に丁寧に当たっていただきたいし、何で皆さん来ないかという、今までの滞納額を自分も何となく分かっているからですよ。たとえ今の暮らしで1,000円ずつでもちょっと払っていこうかなとか、何かそういう相談が利くんだらうとか、そういうことが分かればいらっしゃるかもしれませんけど、行ったらこの間の滞納を全部払えと言われるに決まっていると思って、よう来ないんですよ。ですから、本当にまずは保険証をきちっと渡した上で、そして当たっていただきたい。そのことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 森 英之議員。

○3番（森 英之君登壇）

結の森 英之でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思っております。

やはり今議会でも多くの方が質問をされております新型コロナウイルス感染防止対応についてでございます。

今回、通告としましては、大きく新型コロナウイルス感染拡大防止についてというところ、それからユニバーサルデザインフォントの導入状況と今後についてということで、大きな2点質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。亀山市立医療センターの新型コロナウイルス感染症患者の受入れについてでございます。

今般、亀山市立医療センターでの軽症患者の受入れということが、その体制をつくるということが表明をされております。まず、その軽症患者の受入れに至った経緯と準備状況について伺いさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

草川地域医療部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

当院におけます新型コロナウイルス感染症患者の受入れでございますが、受入れにつきましては、三重県から受入れ要請があった場合に、軽症患者に限り受け入れることを想定しております。このため、速やかに受入れができますように専用の病床を確保しております。

なお、院内感染防止の観点から、受け入れた軽症患者と一般患者とのゾーンを分けるために、去る5月7日の臨時会におきましてお認めいただきました補正予算でパーティションを購入し、病棟内でのゾーニングを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

先般の補正予算案、成立した中のパーティション設置ということで準備に当たっているということとございました。

その受入れの患者数といいますか、受入れの人数ですけれども、その人数とゾーニング、パーティションを設置ということなんですが、その場所はどちらで受入れ予定なのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

軽症患者の想定受入れ人数については2人を想定しております。それともう一つ、受入れ場所については西病棟を想定しております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

西病棟で2名の受入れまでの体制を整えるということとございました。

院内感染というのは絶対起こしちゃならないということを常々市長もおっしゃっておられます。その観点に基づいて、当然その準備に当たっておられるということをお認識しておりますが、こちらにもし軽症患者の受入れがあった場合に、そちらで対応するスタッフといいますか、看護師、あるいは医師、こちらについては、例えば専属のチームのようなものを形成するのか、その辺りを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

受入れに当たっての職員体制でございます。軽症患者を受け入れる場合は、医師のほかに6名の専従の看護師を交代で配置いたしまして、防護服、フェースシールド、手袋などを装着するなど、十分な感染対策を行った上で業務に当たることとしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

6名の専属の看護師の方が24時間当たるという理解でよろしいですね。そうなりますと、一般病棟とは完全に分けをした状態で、そこは交じることなく専用のスタッフを充てるということの理解をさせていただきました。

その中で、全国的に起きたようなことですが、感染の軽症患者を受け入れるに当たって、やはりその従事する看護師の方等が、万が一のことを考えて帰宅は避けたいと、帰宅は当然できればしたいんですけども、避けたいという思いがあるということはよく報道でもされたことであります。そういう思いを酌むに当たって、例えば医療センターのほうではそういった方に対して、宿泊を希望した場合、その準備はあるのかどうか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

対応する医療従事者が、家族等への感染防止のために帰宅できない場合や生活環境への配慮といったところでございますが、必要に応じて医療センター敷地内の看護師宿舎を利用できるように今調整しております。現在のところ、利用できる部屋数の確保は整っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

敷地内に宿泊施設が確保されているということ、これは万が一そのようなことが起きた中で、そういう対応を頂く中でも敷地内であれば当然スタッフの方が動く範囲もごくごく限定されますし、そういう意味では安心な状態が確保できるのではないかとということで、少し安堵したところであります。

そのような事態が発生した場合、そのスタッフの意向を十分聞いた上できっちり対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

次に、当然軽症患者は受入れという判断をした後重症化というのは、これは当然懸念をしているところで想定はしておく必要があるというふうに思います。この軽症患者が重症化した場合の対応について、もしそのような場合、どのような処置をされるのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

現在の新型コロナウイルス感染症患者の受入れにつきましては、軽症患者のみを予定しておりますが、万が一その軽症患者が重症化した場合につきましては、保健所の指示の下、感染症指定医療

機関等へ転送することになります。

院内で急激に重症化した際には、人工呼吸器を使用しながら転送準備を行うわけですが、感染症指定医療機関への患者の転送方法につきましては迅速さが求められることから、亀山消防署の救急車を使用することの協議が整っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そのような場合は、やはり人工呼吸器等の準備をされているということは聞いていますので、それを使用するようなことも想定される中で、さらにその感染症指定医療機関への移送ということ、それが消防署を想定して協議も整っているということでございました。

その中で、医療センターとしましては、昨日の中崎議員からの質問等にもございましたが、PCRの検査センター、外来の検査センター等の設置が6月1日からされて、実際に稼働しているということで、既に41人の方の検査も実施をしているということでございました。

そのようなことで、常にいつ感染するか分からないような、そういう切迫感を持って不安に襲われながら、そういう環境の下、使命感をもとに作業に従事されているということかと思っております。

今、全国的にも言われておりますのが、そういう従事する方に対して手厚い保障と申しますか、そういう手当が必要じゃないかということの動きが起きているというふうに理解をしています。現状、感染症に従事されている方の手当はどのようになっているのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

新型コロナウイルス感染症に感染した患者等に対応した職員に対する手当の支給については、現在医療センターではそういう手当の支給の規定がございません。近隣の公立病院とか他の医療機関の状況とか動向を踏まえまして、現在その支給に向けた検討を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

新型コロナウイルスに関しての対応については、そういった規定はないということでございました。

現状の感染症に対する従来の、例えば特殊勤務手当等、そういったものが多分規定されているんじゃないかというふうに思います。その現状の手当というのはどうなっているのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○地域医療部長（草川吉次君登壇）

医療センターの手当でございますが、亀山市病院事業企業職員の給与に関する規程の中で特殊勤務手当が規定されておまして、その中で防疫手当、特殊手当、病院手当、研究手当等々規定はご

ざいますが、この中に新型コロナに対応するために支給する手当の規定が現在のところございませんので、手当の新設について早急に検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

これは、先ほど答弁いただいたとおり、重症化された場合は、特にその消防に対しても、その輸送に関しては携わっていただく必要があるという答弁でございました。これは消防の職員に対しては、そういう手当等は現状あるのかということを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員の特殊勤務手当の関係でございますので、総合政策部のほうからご答弁を申し上げます。

消防職員が救急患者の搬送に従事したときは、亀山市職員の特殊勤務手当に関する規則の規定により1件300円を支給することといたしております。また、救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命措置を取った場合には700円を加算することといたしております。

なお、ご質問の新型コロナウイルス感染症の感染患者等を搬送する場合の手当につきましては、現在のところ支給規定はないものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今般、その新型コロナウイルス感染の対応についてということで、全国的に、先ほど冒頭でも言いましたとおり、その医療従事者、当然その消防の救急救命士等も含めてでありますけれども、その手当を厚くするという動きはいろんな自治体で起こっているところであります。

亀山市立医療センターもそういう軽症患者の受入れに当たっては、その地域医療を担う上で非常に重要な役割をさらに果たすということかと思っておりますので、そのような形で、やはり行政としてその医療従事者に対する手当を厚くして、言うならば、そのハード面ではなくてソフト面で医療体制の構築という、その充実を図るということは不可欠ではないかというふうに思っています。

また、利用するといいますか、その市民においても、そのようなことで医療体制が充実していくと、やっぱり安全・安心につながって、昨日の答弁でもありましたとおり、少し外来患者等が少なくなっているようなこともありました。そんな形で利用を控えている方も安心してまた医療センターを利用できるということで、医業収益の向上にもつながるものというふうに考えております。

この動きの中で、例えば三重県の職員でいいますと、手当増額の動きがあるように聞いております。新型コロナウイルス感染症の軽症者等が療養する宿泊施設の運営に従事する職員等は、例えば患者に接して行う健康管理の作業等は4,000円とか、そういうようなかなり踏み込んだ対応をされるような動きが出ておるといふふうに聞いております。また、三重県のいろんな自治体でもそのような動きがあるというふうに聞いております。

私は、この医療従事者に対しての手当を厚くすることは非常に大きなメッセージを示すもの、あるいはこの地域医療を担う、その姿勢を示す上でも非常に重要なことではないかというふう

に思います。この考え方について、市長はどのようにお考えなのかご答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ご指摘のように、この新型コロナの感染拡大の今日までの過程におきまして、これも全国的に医療関係者のみならず、感染症対策に従事された多くの方々が、その感染リスクに加えて厳しい勤務環境と緊迫した中で、緊張感の中で、まさにその業務に当たってきていただきました。本当に敬意を表したいというふうに思います。さらに、現在も感染リスクのある中で懸命に医療とか救急の現場などを支えていただいております。

ご紹介いただきましたが、本市におきましても6月1日から医療センターに、いわゆるPCRの検査のための外来検査センターを設置いたしましたところであります。

このような中で、医療センターの職員並びに救急搬送や患者輸送に携わる消防職員は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触する可能性が高く、組織として業務体制を確保する観点から、これに対応する手当の支給制度を早急に整える必要があると、このように認識をいたしておきまして、早期の整備を目指していきたいというふうに考えておりますし、その検討を始めておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

市長のお考えをお聞かせいただきました。しっかりと前向きに検討いただいて、そのような方向性をお示しいただきたいというふうに思います。

一昨日も、ご不幸にも熱中症で亡くなられた94歳の高齢の方がいらっしゃるといふことで、ご冥福をお祈りしたいと思います。そのような形で今年は特に皆が新型コロナウイルス対応でどうしても引き籠もるような形が多くて、暑さにもまだ慣れていない状況です。したがって、言われておりますのが、熱中症というのがまだ暑さに慣れていない中で非常に多発するんじゃないかということ、それが症状が非常によく新型コロナウイルスの感染症と似ているということ、非常にこれは消防職員の方も、亀山というのはご存じのとおり高速道路が発達しておりますので、そういう外から出入りする方もたくさんいらっしゃいます。そういうような形で、どのような患者の方を運ぶかというのはなかなか難しい面もある中、緊張をずっと迫られるような状況が続くというふうに容易に想像できるところでありますので、しっかりその点を踏まえて対応いただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

続いての質問に移らせていただきます。

こちらについては、小学校、中学校の今後の対応についてでございます。

こちらにつきましては、この一般質問でも質問が重なるところがございました。すなわち、やはり市民の方も大変気にされているところではないかなというふうに思っています。重なるところはできるだけ避けて、論点を絞って質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ目、授業時間確保の考え方についてでございます。

昨日の答弁で、文部科学省の通知で学びの保障についての通知ということで、特例として次学年

移して学習可能というふうになっているという答弁でございました。しかしながら、小学校、あるいは中学校の各過程の最終学年である小学校6年生、中学校3年生については、その持ち越しというのがなかなか厳しい状況にあります。そのような6年生、中学校3年生についてはどのように対応するのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

臨時休業の影響から、全国の学校において、通常の教育課程での授業対応が困難になっている現状を踏まえ、文部科学省は6月5日付で学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等についてという通知を発出したしました。これは年度当初予定していた学習内容を本年度中に終えることが困難である場合の特例について通知するものであり、その記述の大半は小学校6年生及び中学校3年生の学習上の留意点を各教科別にまとめたものとなっております。

そこには基礎・基本に関する事項や応用・発展に関する事項、他者と協力して学習成果をまとめる学習活動等は学校で、学習した課題の演習などは事前指導を行った上で家庭学習を含む授業外の学習とするなど、具体的な方策が記述されているところでございます。

本市におきましては、これらの留意点を参考にしつつ、夏季休業の短縮やサマースクール等の実施など、学校における学びの時間を少しでも多く確保する対応を行ってまいります。

また、サマースクールにおける補習は小学校6年生と中学校3年生の指導に重点を置くことを検討している学校もあり、今後におきましても丁寧な対応に努めてまいります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

夏季休暇の短縮等で対応していきたいということでございました。また家庭学習の併用といいですか、そちらも含めて対応していきたいということでございました。

そのようなことで、やはり6年生、中学校3年生、ほかの学年も含めてですけれども、それぞれその時点時点で貴重な時間でありますので、そのようなことを含めてしっかり対応していただきたいと思えます。

各普通教室にエアコンがついたので本当によかったなというふうに思っているところでございますが、昨日等の答弁でもありましたとおり、やはり換気を意識して、少し開けながらということでもございました。そのオン・オフを繰り返すことによって、かえって消費電力が上がってしまうこともありますので、例えば電力消費の削減からもつけておくほうがいいんじゃないかということもございまして、その辺り、いろんなことを探っていただきながら対応していきたいというふうに思えます。

そこでもう一つ、行事開催の進め方についてであります。

これも、昨日、森 美和子議員等からの質問にもございました。やはり小学校、中学校の行事でも非常に大きなイベントとしましては修学旅行があるのではないかとというふうに思えます。また、運動会についても、子供たちにとっては非常に大きなイベントの一つかなというふうに思えます。昨日の教育長の答弁の中でも学校運営協議会等の議論も含めてということでもございました。この学

校運営協議会等で地域の意見、あるいはPTAの意見を踏まえた上での実施ということでございますが、こちら、どのような形で行事開催の進め方、開催可否の判断を進めていくのか、その辺り、もう一度改めて聞かせていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

臨時休業等の影響から、市内の小・中学校において、1学期に実施を予定していた主な学校行事の多くが延期や中止となっております。県は5月26日に、今後も息の長い対策を求めつつも、県境をまたぐ移動の自粛要請を6月以降段階的に解除し、イベントの開催基準も順次緩和することを発表いたしました。

市といたしましては、5月29日に、今後の学校行事においては3つの密を避け、衛生管理に留意をしつつ、行事ごとに重要性や必要性を考慮し、優先順位をつけて判断することとしているところでございます。

また、行事实施の可否については、最新の基準に照らし合わせて判断を行うことを中心に、行事实施の基準に関する通知を各学校に発出したところでございます。

この中で、特に運動会や文化祭等の実施に当たっては、学校規模や参加人数等の条件を踏まえ、人数を絞っても3つの密が避けられない場合には学年ごとの行事として実施するなど、今までの運動会や文化祭の形式にとらわれず実施の方法を検討することとしております。

また、来年度に割り振ることのできない重要な行事、特に小学校6年生や中学校3年生の修学旅行については、実施が困難な状況にあっても、時期を延期するなど児童・生徒の心情を考慮し、適切な方法を検討することとしております。

加えて、これら行事に関する重要な判断は、学校だけで行うものではなく、保護者や地域の皆様とともに考えるものであり、やむを得ずに内容の変更や中止となった場合においては、速やかに関係者に周知を行い理解を得ることとしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

感染拡大への懸念等も含めて、対策を含めてきっちりその基準を示して対応していきたいということでした。

やはり子供たち、児童・生徒にとっても貴重なそういうイベント、行事でありますので、やはり子供たち、児童・生徒たちのことを考えて、やめるという判断はいささか簡単なことだと思います。ですけども、やはりぎりぎりまで何ができるんだということを踏まえていろんな手を尽くしていただいて、判断をしていただきたいというふうに思います。

例えば運動会ですと、外での行事ですのでできるんじゃないかという話もありますが、ただし、保護者の方がやっぱりどうしても見学に来られますと密ということも考えられますし、そこでやはりそのマスクを装着していただくということを求めるとか、いろんな形があると思いますが、ぎりぎりの判断の中で、例えば生徒だけで、児童だけでやるというようなことを判断するというのも一つ方法であったりするのではないかなというふうに思ったりするところであります。当然保護者と

しては子供の成長を見届けたいという中で見学したいという思いは強くあると思いますが、その児童・生徒の安全を最優先に考えていただいて、しっかりそのPTA、あるいは地域とも相談の上判断をしていただきたいというふうに思います。

3つ目の学校現場の感染防止対策についてでございます。

こちら昨日までいろいろ質問、答弁されておりました。私、報道等で見たときに、今日の福沢議員の質問でもありましたが、学校の先生方、教職員の方が放課後に消毒等に対応するというような風景を見たときに、これは大変だなというふうに思いました。放課後、授業を終わった後に、皆帰った後に、いろんな接触箇所、想定できるところに対して拭き取りをする、あるいはトイレ掃除をするということで、大変な業務がまたのしかかっている形であります。

この4月から、この教職員の方、学校の先生の方も、一月当たりの残業時間というところについては45時間ということでしっかり管理をしていくということでございます。その中で、さらにこの業務が負担となった場合に、本来業務をしていくというのが本当に大変であります。その中で、私もすぐ思いついたのはスクールサポートスタッフのさらなる充実であります。これは私も幸いなと思ったのが、文科省もそのような形で動いているということでございました。既に8名の方が業務支援を含めて従事されている中で、さらに各学校、1校に1人について充足を求めていくということでございました。

このスクールサポートスタッフについても、例えば感染防止の消毒作業についてはなかなか、当然素人でありますので難しいところがあるかと思えます。その方々について、どのような形できちっとした消毒作業をしていただくのか、そういうことはどういうふうに考えているのかお聞かせいただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

学校におきます、いわゆる衛生管理、消毒作業等につきましては、昨日もご答弁申し上げましたように、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルなどにより各学校に周知し、それに沿って進めているところでございます。学校によりましては、このガイドライン等マニュアルなどを基本とし、養護教員などを中心としたチームをつくるなど、そして必要に応じて学校薬剤師などのアドバイスも受けながら必要な消毒作業を行っているところでございますので、そのスクールサポートスタッフにつきましても、同じようにそういった形での作業を進めていただくための一定の知識等を得ていただく形になるかと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

やはり、その知識をきちっと習得していただいた上で、スクールサポートスタッフの方だけでは当然全部対応できません。教職員の方もやっぱりある一定程度その役割も、負担かかりますけれども担っていただく中で、やはり水平展開を頂いて、全員の方がきちっと知見を持ってその消毒作業に当たっていただくように、そういうことをしていただくと、やはり無駄にはならないというようなことで、しっかり消毒に当たる時間も短縮できるということになるかと思えますので、そんな観

点でしっかり進めていただきたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

UD（ユニバーサルデザイン）フォントの導入状況と今後についてということであります。

こちらUDフォント、つまりユニバーサルデザイン書体の略称でありまして、もともと高齢者や識字障がいを持つ方にも読みやすい書体として開発されたものということであります。

このユニバーサルデザインフォントについてですが、資料1をご覧くださいませでしょうか。映していただけますでしょうか。

まず、「吾輩は猫である」ということを書いてございますが、一般的な教科書体というものが左側のものであります。ユニバーサルデザインデジタル教科書体というものが右側に示してございます。これ、当然大きく映しておりますので普通に読めるということかと思いますが、皆さん、何が違うんだろうというふうに思われると思います。その中で右側のほうを見ていただきますと、通常の教科書体、それからユニバーサルデザインデジタル教科書体、通常のゴシック体ということがありますが、通常の教科書体よりも太さの強弱を抑えて、その要素も非常にシンプルにしたものでございます。通常のゴシック体と比較しまして、手の動きを重視した書体ということで、学習指導要領に準じた字形というふうになっているということでございます。

従来の書体が細くしなやかなのに対して、UDフォントというのは全体的に丸みを帯びておりまして、手書きの文字に近い印象なのは分かっていたかと思えます。

その理由としましては、次のような方に配慮しているということです。とがった文字にストレスを感じる、画数の多い漢字が読みにくい、音読に苦手意識がある、本を読むと疲れると。私、本を読むと疲れるのに含まれる人間であります。このUDフォントのメーカーというのが、今日も出典をさせていただきましたが、株式会社モリサワ等、あるいはほかに株式会社イワタ等もございません。

資料2をご覧くださいませでしょうか。

高齢者や視覚障がい者の方が増加する、そこに対応するために急速に広がったと言われております。例えば濁点を大きくしたり、3や8といった似た字は線の長さや角度を調節して違いを明確にして読みやすさを追求しているということでもあります。

この資料2をもう一度映していただけますか。

このユニバーサルデザインデジタル教科書体というのは、今回の議会でもたくさん議論をされておりましたが、オンラインでのそういうGIGAスクール構想にも置かれる、いわゆるそのICTの端末を使って、当然タブレット等でも使うような字体ということで開発されてきたものもございます。

これは学習指導要領に準拠した字形であるということ、それから弱視であるとか、そういう読み書き障がいのある方にも配慮したデザインであるということ、それから右のほうに目を移していただきますと、手の動きを重視した形状にする、鏡文字と間違えないように左右対称の形を避ける、あるいはなるべく少ない画数で書けると、そういったものをユニバーサルデザインフォントということで総じて言っているということでございます。

その中で、今ちょっと長々説明させていただきましたが、亀山市としまして、このユニバーサルデザインフォントの有効性はどのように認識しているのか、あるいはこの亀山市が発行する情報物、

印刷発行物については状況がどうなっているのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、ユニバーサルデザインフォントの導入状況でございますが、ユニバーサルデザインフォントは、その使用に法的な義務等はありませんが、ご説明にもございましたように、高齢者や障がい者をはじめ、多くの方々にとって読みやすくデザインされたフォント、書体でございます。

本市におけるユニバーサルデザインフォントの導入状況でございますが、市広報紙につきまして、平成29年7月1日号から紙面の一部に、さらには令和元年10月1日号から全紙において使用をいたしております。

なお、広報紙以外の市が作成する印刷物につきましては、現在フォントの制限等がございませんので、それぞれ分かりやすく表現できるよう工夫を行っているところでございます。

それと、フォントの有効性の認識ということでございますが、市広報紙をはじめとする情報発信におきまして、迅速性や公平性、正確性、有益性の向上などを基本としつつ、読者に興味・関心を持っていただく創意工夫が必要であると考えております。その実践に当たりまして、情報を受け取る側の方々に対する分かりやすさや伝わりやすさが大切になってまいりますので、広報等の作成に当たりましては、特に表現内容やレイアウト、デザイン等工夫を凝らしながら紙面作成を行っているところでございます。そうした中で、ユニバーサルデザインフォントも分かりやすさ等を向上させるための有効な手法であると認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

既に平成29年7月1日から一部導入ということでありました。令和元年10月1日からはほとんどその広報「かめやま」に関しては切替えが終わっているということでありました。

私、恥ずかしながら、このユニバーサルデザインフォントというものを知らなかったわけですが、3月25日でしたかね、それと5月の、先日22日の中日新聞にもこのユニバーサルデザインフォントについて特集をされておりました。その有効性がここ最近になって注目されてきているというのが認識したところであります。

私が思っているよりもそのユニバーサルデザインフォントの導入が進んでいるということで、これは、言うならば、印刷会社の導入が早かったということもあろうかと思えます。その有効性を今示していただきました。分かりやすさとか表現内容、やはりその受け取り側の視点に立った、そういう市の作成においては非常に有効であるということでありました。これからもその有効性に基づいて、意識をして印刷発行物についてはできる限り多く導入していただくようお願いしたいと思います。

続いて、学校が使用する教材及び学校が発行する印刷物全般についてであります。

文字の読み書きが困難な子供の学習に効果があるとされています。そうでない子も読みやすいとの調査もありまして、全国の自治体から注目をされているということでもあります。

この新しい教科書で使用される予定の書体と申しますのは、ユニバーサルデザインフォントを教

科書専用文字ということで融合させたもの、ユニバーサルデザインデジタル教科書体ということで新たに生まれ変わるというものというふうに認識しております。教育現場でも非常に注目されているところではございますが、教育現場でこのユニバーサルデザインフォントの有効性はどのように認識しているのか、あるいは、今どのように活用されているのか確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、このUDフォントにつきましては、特別支援教育でありますとか、そのユニバーサルデザインそのものの観点というところから、既に子供たちが使用しております教科書におきましても多くの出版社が使用しているという、そういったところでございます。

また、各学校の学校便りをはじめとする様々な通信や学習プリントにつきましてもユニバーサルデザインフォントの使用が進みつつあるというところでございます。多くの方が識別しやすく、読みやすいユニバーサルデザインフォントの啓発をさらに進め、今後、さらに学校現場での普及につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

既に学校現場でも導入されつつあるということでありました。

調べていく中で、この株式会社モリサワと生駒市が合同でそういう開発に、導入に至ったということもございました。生駒市の調査では、この障がいの有無にかかわらず、160人の小学生に対して「バナナは青色の野菜です」などの文を読んで正しいか答える実験で、一般的な書体の問題では正答率が66%だったのに対し、ユニバーサルデザインフォントでは81%だったという調査結果が出ているということでもあります。これは驚くべき結果だと思うんですが、読みやすく、学習意欲や学力の向上が期待できるのではないかと生駒市も考え導入したということでもあります。

こういった点から、やはりこのユニバーサルデザインフォントというのは広く普及していくものというふうに思いますが、やはりこの有効性の視点に立って皆さんにも認知していただく必要があるのではないかとこのように思います。

私が調べたところによりますと、例えばウインドウズ10のマイクロソフトのOfficeなんかでも、このユニバーサルデザインフォントというのが使われるような形になってきたということでございますので、ますます使用がより簡単になってくると思いますので、そこを意識していただいて、有効に活用いただきたいというふうに思います。

ただ一つ言われておりますのが、全てのものをこのユニバーサルデザインフォントで統一するという、それが必ずしも有効ということではありません。先ほどの部長の答弁にもありましておおり、大きな見出しをすとか、新聞の記事もそうですね、大きな見出しをすとか、あるいは陰影を加えるとか、カラーの印刷物であれば色を変えるとか、そういう形で読み手の視点に立っているようなデザインを組み込んで、より見やすくデザインをしていく必要があるということは、これは申し添えておく必要があるというふうに思います。

このユニバーサルデザインフォントの導入につきましては、SDGsにおいても17の持続可能

な開発目標のうちでいいますと、質の高い教育をみんなにという、その4つ目の開発目標にもつながる分野でございます。また、株式会社モリサワのそういうところの資料を得たところ、この1月に三重県のいなべ市でも連携協議を締結したという情報もございます。ダイバーシティを確立する、多様性を確立するためにも、そのまちづくりに生かしていきたいというようなコメントが載ってございました。

このような形で、私もなかなか認識がなかったところではありますが、ユニバーサルデザインフォントというのは非常に有効であるということでもありますので、この亀山市においても十分使われていくように期待をさせていただきたいというふうに思います。我々の議会だよりも既にこのフォントが使われているということで、一つ安心したところではありますが、そのような形で我々議員も意識して今後取り組んでいきたいというふうに思った次第でございます。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時48分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

皆さんがずっと質問をされていますけれども、再度ちょっとお聞きしたいと思いますので、まず新型コロナウイルス感染症による影響についてということで質問をさせていただきたいと思います。

一番最初に、亀山市の経済状況についてお聞きしたいと思うんですね。非常に全国的にも経済はコロナの関係で疲弊をしてきておりました、関連で倒産する会社も出てきておりますし、それによって職を失う人も増えてきています。例えば大学生を持っている親なんか職がなくなって、授業料が払えないから大学を退学しなければならないような、そんなことも聞くような状況でありまして、全世界的ですけれども、本当に厳しい状況にあると思います。

そんな中で、まず、この亀山市の現在の経済状況についてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の新型コロナウイルス感染症によります市内経済への影響ということでございますけれども、日常業務の中で関係をいたします各業種の方から生の声を聞かせていただいたり、各種団体より要望書も提出を頂いておるというような状況でございます。現在、セーフティーネットの認定におけます売上げの減少状況とか、商工会議所への聞き取り、さらに市が事務局を担っております雇用

対策協議会の会員事業所へのアンケート調査などによりまして状況も把握をしておるところでございます。

その中から判断をいたしますと、感染拡大を防止するために、まず実施されました緊急事態措置による休業、または夜間営業の自粛等によりまして、まずは商業系から影響が出始めまして、現在におきましては製造業から建設業に至るまで、全ての業種に影響が広がっているものと認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

やっぱり亀山市も同じようになり厳しい状況になっているということで、国や県の、飲食店とかそういうところに対しての売上げが半分以下になったところについては補助とか、給付という制度もありますけれども、なかなかそれだけでは、現状としては非常に厳しい状況だと思います。

今後もこれ、すぐに終息するというわけではないので、やっぱり結構長い時間がかかるんだろうなというふうに思いますので、引き続き、いろんな形での政策を立てていただきたいと思うんですけども、今回、一つの施策としてエール飯というのが、亀山市のほうでこれをしていただいておりますけれども、この状況、どんな状況なのかちょっと、まだ始まったばかりなのであれですけども、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山エール飯チャレンジ事業でありますけれども、これにつきましては緊急政策パッケージの第1弾といたしまして、早くから大きな影響が出てきた飲食業につきまして、支援策として実施をしたところございまして、5月8日から7月15日までの受付期間、募集期間ということでありますが、5月末時点において、もう既に67店舗登録を頂いておりますということで、大変飲食業の方からは事業に好評を頂いておりますところでございます。

まだ事業を開始しまして1か月が経過したというところでもありますけれども、たくさん注文のほうも入っておるといようなことも伺っておりますし、さらに市民の方からも、いろんなテークアウトメニューですね、いろんな店舗で比較して選択できるという楽しみもあって、非常に楽しい事業であるというような評価も頂いておりますところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。かなり好評を頂いているということで、結構効果は出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、何せやっぱりコロナの影響というのはかなり大きいので、このエール飯についてですけども、これ期間は設けてありましたか、そこら辺だけちょっと確認したいんですけども、ずっとこの状況で行くのか、その期間についてちょっと教えてほしいんですけど。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

募集期間につきましては5月8日から始めさせていただきました7月15日までと、これは支援の対象でありますけれども、事業はいつまでの期間するかということにつきましては、それぞれの店舗の方で、そのときの状況ですね、店内でのお客さんが増えてきた、戻ってきたとか、引き続きこのテークアウトを今までの業務に加えてやっていかれるとかいうのはそれぞれの事業者の方の判断になりますけれども、最低3か月については継続をお願いしたいというようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、このエール飯に参加した業者については、最低3か月はしてもらおうと。それ以降については独自の判断でやめるとするか、継続する、あるいはその判断をするということによろしいですね。

それでは、次に2番目のイベントや各種団体の行事についてということなんですけれども、先ほども森議員とか出ていましたけれども、今後、春の戦没者慰霊祭だとか、市が関連するような行事というのは、学校も関連するような行事では入学式だとか、卒業式だとかありましたけれども、来賓は出席をしないということでありましたけれども、この夏から秋にかけて、また市関連のいろんな行事とかイベントがあるわけなんですけれども、こういったその各種団体の行事についてのするかないかとかいう判断基準とか、市の行事であれば市独自で判断すると思うんですけれども、この辺のことについてちょっとお聞きしたいんですけれども、例えば、例を挙げてみると食の祭典とか、これが自治会連合会のほうでやられていると思うんですけれども、冬になれば大市だとか、関宿でいうと夏まつりはもう中止になりましたし、街道まつりも中止になったんですけれども、今後のいろんな各種イベントや行事というのは、それは主催者側が判断するんだろうと思うんですけれども、市が関連するところもいろいろあるんで、この辺についてどのように対応されていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

イベント等の開催基準につきましては、国や県の情報を参考に、当市の感染リスク状況などを総合的に判断して対策本部会議で決定しておるところでございます。

現在の開催基準につきましては、100人以上の不特定多数の方が集まるイベントについては感染リスクが高いものとして原則中止・延期とさせていただいております。

今後は、その時々状況を判断して、この開催基準については変更をしてみたいと考えております。ところが、やはり現在当市におきましては、幸いなことに感染確認された方が1人もいません。6月1日から小・中学校の通常授業の再開や公共施設の再開、感染の終息に向けた準備を現在行っておるところでございますが、全国の状況を見ても、感染拡大第2波の到来に非常に危機感を持っておるところでもございます。このことから、今後のこの各種イベントが開催で

きるかどうかの判断につきましては、現在のところは断定できる状況ではないというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

分かりました。

それでは、次に生活困窮者に対する対応についてなんですけれども、非常に生活保護者がいる中で、またこのコロナの影響でもっと厳しい状況になっているかなと思いますし、独り親の家庭であるとか、大学生を持っている親だとか、そういうところというのは職もなくなったりすると非常に厳しい状況に陥ってくるのではないかと思うんですけれども、そういったところに対する対応というのは何か考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

生活困窮者への対応でございますが、5月1日からゴールデンウィークを含む5月29日まで、総合保健福祉センター内に緊急生活相談窓口を社会福祉協議会と合同設置するなどして、コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に至った、もしくは生活困窮のおそれのある方々の各種相談に対応してまいりました。6月以降も引き続き地域福祉課及び社会福祉協議会において生活相談を受け付けているところでございます。

相談に対する具体的な内容といたしましては、社会福祉協議会が行う各種貸付制度や住居確保給付金の案内、申請受付、生活保護への相談といったものでございます。

また、先ほど議員申された大学生への支援につきましては、国において経済的に困窮する学生に対し学生支援緊急給付金が創設されております。三重県におきましても、就学資金受給者等の学生に対して食事券を配布するなどの支援が検討されているところでございます。

こうした動向を踏まえ、必要となる情報の把握と提供に努めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

分かりました。いろんな国の施策も踏まえながら対応していただきたいというふうに思います。

続きまして、この事業者の対応ということなんですけれども、飲食関係は、先ほどのエール飯の関係でありましたけれども、それ以外の事業者というのものもあるわけですし、飲食でも違う、本当の飲食とはまた違う業者というのものもあるんですけれども、そういったところとか、飲食以外の事業者というか、そういう会社とかあると思いますけれども、そういうところに対する対応についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

飲食以外の事業者への対応ということでもありますけれども、これまで市独自の支援策を実施して

きたところをごさいますて、まず緊急政策パッケージ（第1弾）におきましては、特に、やはり売上げが減少しました小規模事業者の方の資金繰り支援が一番ではないかということで、小規模事業者経営改善資金、通称マル経と言われるものですが、これの5年間実質無利子で借入れできるように利子補給制度の拡充をいたしました。

また、新たに経営の維持向上に支障を来している中小企業、小規模企業が行います販路開拓や生産性向上などの取組を支援するための経営向上サポート事業を創設もいたしました。さらに、先ほどの亀山エール飯チャレンジ事業の創設といった緊急的な経済支援策も実施をしてきたということでございまして、また、次の第2弾といいますか、国の持続化給付金の対象とならない事業者を幅広く対象とした亀山版持続化給付金制度「けいぞく」、この受付も6月から開始をさせていただいたところをごさいますし、また県の休業要請に協力いただいた事業者に給付をいたします三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金につきましては、県と市の協調事業ということで、協力金の2分の1を市が負担すべく、今回提案をさせていただいております。

いろいろ事業のほう述べさせていただきましたけれども、今後もその状況に応じて適切な対策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

確かに商工会議所さんとかで聞いてみると、いろいろ教えてはいただけるんです。ただ、今言われたような内容のことを全部聞いただけでは把握できないんで、例えば、初めて銀行へ行ってみてそこで制度があるとか、商工会の人に教えてもらってこういう制度があるなどという、いっぱいあり過ぎて分からない部分も多いし、それから結構手続きが難しい、書類を作るのに、いろんな売上げの1年間の分だとか、前年度よりも半分になってしまったとか、いろんなデータを作成するのも結構時間がかかったりとかするようなこともあると思うんですね。だからそういうことなんで、分かっておってもなかなか書類ができないというような、そういう問合せもたくさんあって、やっぱりもうちょっと、先ほど言われたようなことがアナウンスされているといいんですけども、なかなか知らない事業者もたくさん見えるんじゃないかなというふうに思っているんで、何かそういったアナウンス的なものがあるといいなと思うんですけども、その辺についてどのようにお考えですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

アナウンス的なことということでありますけれども、市のホームページでは、それぞれの関係する機関といいますか、それぞれの事業の国・県でありますけれども、そういうものについては全てリンクをとというような形もさせていただいて、そこで確認していただくことになるかと思っておりますけれども、そういう形ではやらせていただいておりますし、また、基本的には商工会議所の会員の方については経営相談や、そういうところも含めて、市独自の制度については極力書類関係も簡単というか、分かりやすい形で今回整理もさせていただいたと考えておりますので、それでももし分からなければ、また市のほうへもお問合せいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

します。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、次に亀山駅の周辺整備事業についてということでお聞きしたいと思いますけれども、現在の亀山駅の周辺整備事業についての進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業の今の状況ということでございますけれども、まず市街地再開発事業につきましてでございますが、亀山駅周辺2ブロック地区第一種市街地再開発事業は、本年3月19日に三重県知事より権利変換計画の認可を受けまして、現在、権利関係者によります土地の明渡しに向けた引っ越し等が進められております。

さらに、土地の明渡し後に実施されます建物の解体・除却工事に向け、除去が必要となりますアスベストを含有する建材等の有無について調査が実施されているところでございます。既に建材の一部でアスベストの含有が確認されているところでもございます。

また、解体・除却工事、図書館や商業施設及び共同住宅等を含む施設建築物新築工事、駅前広場や都市計画道路の整備を行います公共施設工事の各工事契約に向けまして、優先交渉権者でございます共同企業体との協議が進められているところでございます。

また、周辺整備でございますが、市道御幸1・6・7号線の整備につきましては、現在、市道御幸1・6号線に係る補償対象物件の補償算定に向けて4月24日に業務契約を行いまして、業務を進めております。

また、市道御幸7号線につきましては、用地買収箇所の不動産鑑定を5月に実施し、現在、用地買収及び補償契約に向けた協議等を進めているところでございます。

続いて、4ブロック内で実施されておりました共同住宅を建設する優良建築物等整備事業につきましては、本年2月に事業を完了し、4月より住宅への入居等が進められており、亀山駅周辺の居住人口増加に寄与されているところであります。

さらに、駐輪場及びバスバースの整備事業につきましては、駅前広場西側に4月1日より仮設駐輪場を供用いたしまして、多くの利用を頂いているとともに、3ブロック内の駐輪場及び1ブロック内でのバスバース設置に向けまして権利者との協議を進めているところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

いろいろと聞かせていただいたんですけども、これは今のところ計画どおり進んでいっているというふうに考えてよろしいんですか。コロナの影響とか、そういうのはあまり関係ないということですかね、ちょっと確認をしたいんですが。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

この駅前周辺整備事業に係ります新型コロナウイルス感染症の影響はないのかということでございますけれども、市街地再開発事業の今後の見通しといたしましては、現在、組合において早期の工事契約に向け共同企業体との協議を進めておりまして、6月に解体・除却工事、7月に公共施設工事、8月に施設建築物新築工事の工事契約を目指しているところでございます。

この工事契約後に各工事に順次着手していくものでありまして、現在のところ新型コロナウイルス感染症対策に伴い、工事着手時期に一部遅れはあるものの、大きな遅れは生じていない状況でございます。

今後、工事の進捗の中で、状況によりましては新型コロナウイルス感染症の影響による工事の遅れは少なからずあるものというふうに考えております。

なお、公共施設工事に当たりましては、旧国道1号線に係る亀山新橋の架け替えを実施しますことから、夏以降に市道の長期間での通行止めや、工事進捗に合わせ旧国道1号線の規制等が発生することになります。駅前広場につきましても、工事に当たり部分的な通行規制が随時発生することになります。

公共施設工事に関しましては、市民の皆様にご不便をおかけいたしますが、通行人や通行車両に十分配慮し、工事を進めてまいりたいというふうに考えております。なお、準備が整い次第、地域や市民の皆様に対しまして工事説明会等も開催しながら、丁寧な進め方をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の話だと順調に進んでいるようなんですけれども、この間のちょっと資料が出てきまして、国からの補助金が32%という、解体とかにかかる金額ではなかったかなと思うんですけれども、そのコロナの関係で予算がついてなくなるような気もするんですけれども、その辺のところについてはどのように見解を持ってみえますか。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

国の補助、交付金についてどうなるかというところでございますけれども、まず、今年の市街地再開発事業に対する交付金でございますけれども、100%内示のほうに来ております。また、先ほど申されました市道の関係、公共事業でございますけれども、市道御幸1号、6号、7号線の道路事業については約32%程度の内示額ということで、非常に内示額については、道路については厳しい状況でございます。

この道路事業については、やはり整備のスケジュール等を検討しなければいけないかなというふうに思っております。

全体として、その新型コロナウイルスの関係でこの予算がどうなるかというところについては、まだ国のほうからはいろんな部分でのそういう通知等もございませんけれども、やはり景気刺激策というところもございますので、ある程度確保はできるものではないかなというふうには考えてお

ります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと楽観的な答弁だったと思うんですけども、ちょっと今の状況で厳しくなってくるんで、建設が最終的に遅れてくるのではないかなというような危惧をしております。

時間がないので、次の質問に移りたいと思いますけれども、乗合タクシー制度についてお聞きをしたいと思います。

今もいろいろとやっていただいておりますけれども、まず昨年度と今年度についての登録者数とか利用者数についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成30年10月から運行を開始いたしました乗合タクシーでありますけれども、昨年度1年間のまず利用状況であります。登録者につきましては、令和2年3月末時点で3,017人でございまして、平成31年の3月末時点の1,803人から1,214人の増、率にいたしまして約67%増加をしております。

次に、利用者数でございますが、半年間の運行期間でありました平成30年度の延べ利用者数352人に対しまして、令和元年度1年間の延べ利用者数は2,120人と大幅に増加をしております。1日の平均利用者数につきましては7.3人となっております。平成30年度の2.9人に比べまして4.4人の増、率にいたしまして約151%の増ということになっております。

一方、本年度、確定をしておりますのはまだ4月だけありますけれども、本年度につきましては、特に新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、緊急事態宣言に伴う外出を自粛された方が多数お見えになったというような中で、この4月の延べ利用者数は165人ということでございまして、昨年度の平均の延べ利用者数と、おおよそ同程度のご利用を頂いたというようなところでございます。

なお、実の利用者数につきましては、本年度の4月に入りまして14名の方が新たにご利用を頂いたというようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今の話を聞いていますと、ある程度登録者数も伸びてきて、その乗車数も伸びてきたというふうな状態であるのかなと、少し伸びてきたんだなあというふうに思わせていただきました。

今後のことについてなんですけれども、何か改正されるということなんですけれども、どのような改正をされるのか、7月1日以降ですか、その辺についてちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、乗合タクシー制度につきましては、昨年度から土曜日の運行、さらには運行時間を当初スタートしたときの午前10時から午後3時までというのを午前9時半から午後3時半までに延長するというようなことで利便性を高めた制度に見直しを行いまして、さらに加えて3,000円の無料体験乗車券を配布させていただきまして、制度の定着を図ってまいったところでございます。

そのような結果といたしまして、議員もおっしゃられましたけれども、利用される方も増加の傾向にございまして、今年の3月におきましては、月の延べ利用者数が初めて200人を超えたというようなことで、徐々にではございますけれども、制度の定着が図られてきたと、そのように感じておるところでございます。

そのような中で、さらに利便性を向上するために、7月1日から大きく3点につきまして制度改正をいたします。

まず1点目に、これまで利用者の方から特に要望がございました当日の予約の受付ということでありますけれども、それを可能にいたしました。ただし、当日予約につきましては乗車時間の1時間前までに予約をしていただくということになりますので、受付時間につきましては午前9時半からということになりますので、当日の予約の場合は、早くても午前10時半からの運行になるというようなことになってまいります。

次に、2点目でありますけれども、運行時間ではありますが、現在の午前9時半から午後3時半までを午前9時半から午後5時半までということで、2時間運行時間を延長させていただきます。これによりまして、午後から医療機関に受診をされる場合でも、往復で乗合タクシーを利用していただけると、それが可能になったと考えておるところでございます。

3点目に、運行区域でありますけれども、これまで亀山中学校区、中部中学校区につきましては亀山交通、関中学校区については関タクシーに電話をして予約をしていただくと、担当をそれぞれしておりましたけれども、この運行区域の区分をなくしまして、市内全域において、どちらの事業者も利用できるように今回いたしました。

以上の3点について見直しを行いましたので、本年度も継続して配布をさせていただいております3,000円の無料体験乗車券をぜひ活用していただきまして、ご利用していただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

時間帯も延びたということと、亀山市内の業者と関町地内の業者とのエリアというのがあったけれども、それも取っ払ったということで、最初からそうしてくれればよかったんじゃないかなと思うんですけども、そういう形の中で利便性ができてきて、時間にも余裕ができてきたということで、もう少しちょっと予約できる時間帯の幅を広げてもいいのかなと思うんですけども、それはまた今後の課題として考えていただきたいなというふうに思います。

続いて、最後の質問に移りたいと思います。

新庁舎建設についてということでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、まず、以前もちょっと質

間をさせてもらったことがあるんですけども、近年の庁舎建設の検討事項というのがあるんですけども、1つに市民に親しまれる庁舎、それからユニバーサルデザイン、バリアフリー対応の庁舎、それから環境、共生型の施設、グリーン庁舎、防災拠点となる施設、経済耐久性を考慮した施設という5つぐらいが最近の検討事項に上がっておるわけなんですけれども、今回、亀山市が建てようとしている庁舎というのは、一体どういう特性を持った庁舎になってくるのか、そういう構想があれば、あると思いますけれども、それをお示しいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木総合政策部次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

現在検討しております新庁舎の規模でありますとか機能、性能につきましてご答弁させていただきます。

本年度に策定いたします新庁舎整備基本計画におきまして、一定の考え方をお示しできますように、現在鋭意検討を進めているところでございます。

そうした中、新庁舎の規模につきましては、分散化しております行政機能を集約する新庁舎整備の基本的な考え方をベースとして、市の職員数を現状と同規模と想定し、国が示す基準により新庁舎の必要面積を試算いたしますと、延床面積は約1万平方メートルとなるところでございます。また、新庁舎に求められる機能と性能につきましては、現在5機能、5性能に分類し、整理をいたしております。

具体的に申しますと、まず機能につきましては、地震や浸水等の災害時において防災拠点となる機能、市民サービスや相談等を行う機能、市議会の議決機関としての機能、行政職員の執務や行政文書の保管などの機能、行政と市民または市民同士の交流機能の5つでございます。

一方、新庁舎に求められる性能につきましては、まず安全性として防災拠点機能が果たせる耐震性や、個人情報や行政文書の管理におけるセキュリティー性の確保、また、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策、このほか経済性、環境性として、将来にわたり経済的で環境負荷や周辺環境へ配慮された建物であること、さらには年齢や障がいの有無、国籍などにかかわらず、全ての人の利用における快適性、情報化やデジタル技術による業務の効率化などの利便性を新庁舎に求められる5つの性能として検討しております。

なお、これら機能や性能につきましては、技術革新など外部環境の変化への対応が必要な場合は、さらに機能等を付加する必要があるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、いろいろと説明を頂きました。

時間がないので次に進めますけれども、一番気になるのが建設予定地なんですけれども、この建設予定地、以前聞いたときに、駅に近いところというのが1つと、あと防災上というか、災害に遭いにくいというか、そういう安全なところに建てるとというのが基本ではないかというふうに思うんですけれども、そういう考え方は変わっていないと思うんですけれども、市の考えとしては、どういうところに建設をするのか伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎の建設予定地につきましては、本年度に策定いたします新庁舎整備基本計画の中で5か所程度の候補地をお示しした上で、来年度に決定をする予定でございます。

また、候補地選定につきましては、新庁舎建設基本構想で示す考え方に基づき、まちづくりと整合が図られているかという計画性や住民サービスの向上が図れるかという利便性、さらには安全性、実現性、経済性といった5つの条件に照らし合わせて検討をしております。

なお、現在の検討状況につきましては、昨年度から課長級で構成します建設予定地検討ワーキンググループにおきまして候補地としてふさわしい土地を抽出し、調査している段階であり、今後、庁内検討委員会において5か所程度に絞り込みを行っていく予定でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、ちょっと資料を提出していますので、資料を映してください。

ちょっと小さい字で申し訳ないんですけども、これは気仙沼市のホームページからちょっとお借りしてきたものなんですけれども、近年の庁舎整備の事例ということで、事例6というのが一番上に書いてありますけど、これが青森県の五所川原市というところで、亀山市とは縁の深いところなんですけれども、太宰 治の生誕の地なんですけれども、ここに中村晋也さんが造った銅像がたしかあったと思うんですけども、そういう関係で亀山市と深いところですよ。ここは人口が5万4,000ということで、亀山市も5万ぐらいなんでよく似ているとは思いますが、その総工費、事業費なんですけど、平米単価が62万とちょっと高いんですけども、58億円ということなんです。ちょっとこの中で事例5の能代市というのがあるんですけども、ここが庁舎の床面積が6,969で、それで岩手県の事例7なんですけれども、ここが同じぐらいの床面積なんですけれども、その総額の金額が秋田県のほうは48億かかっています。この岩手県の紫波町という町なんですけれども、21億6,000万でできているんですね。平米単価が32万6,000円ということで、非常にコストを低く抑えているんですけども、その事業手法というのがPFI（BTO方式）という、この民間活力で建てられた、民間で資金を集めて建てた、そういう方式なんですけれども、ただ管理運営に関してはちょっと記載していませんので、その維持費とか管理の分が入ってくるとは思うんですけども、こういう考え方もあるので、市としての建築の方式というのを、多分今は通常どおりのいつもの形の中で、そういうふうな入札をされていくんだろうとは思いますが、こういう形の中で安くあげる工夫とか考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

新庁舎建設の事業手法につきましては、一般的に実施されてきております直接建設方式、いわゆる従来方式のほか、先ほどご提案いただきました民間の資金やノウハウを活用できるPFI方式などが考えられるところでございます。

これらの事業手法につきましては、それぞれにメリット・デメリットがございますので、市民協働によるまちづくり、民間のノウハウの活用、財政負担の平準化、地域経済の活性化への寄与などの視点から比較を行いつつ、建設地の選定などの今後の事業進捗に合わせて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今までも入札とかその辺のことで、亀山の中学校の入札であったりとか、それから今回の駅前の開発の部分の入札であったりとか、そこら辺の部分で幾度もかなりもめて、いろんな業者の選定等で、入札とかそういうので苦労をしておるといふふうに思いますけれども、その辺について、もっとクリアな入札の仕方というか、決定というか、そういうのをもうちょっと、今までごたついているような気がするので、その辺についてのことでちょっと考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

青木次長。

○総合政策部次長（青木正彦君登壇）

現在、入札の方法といたしまして、大規模事業につきましては一般競争入札というような形で実施させていただいておるところでございます。今後、どのような建設手法になるかということもございしますが、議員おっしゃいましたように、鮮明なといいますか、入札につきましてもクリアなといいますか、きちっとした入札にしていまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

市長、何か答弁がありましたあれですけれども、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時46分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い質問いたします。

今議会では大きく2つの項目を上げておりますが、まず最初に亀山市のホームページについて。

今回は、新型コロナウイルス感染症関連の情報発信についてのみに焦点を絞っての質問とさせて

いただきます。

この質問をした背景としましては、亀山市のホームページ内にある新型コロナウイルス感染症関連情報ページにおいて、自分の探している情報が見つげにくかったという私の実感から改善できるところはないのか、また迅速な情報発信を行うまでの背景が知りたいと思い、質問をさせていただきました。

今年になりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響によって、各自治体に国や県から矢継ぎ早に様々な対策や通知が来ております。それにより、私たち議員も臨時議会で対応をしたりするなどしておりますが、とにかく今までにないほど圧倒的な量の情報が毎日流れてきております。そういった情報は直接市民生活にも直結するものですので、その情報伝達においては速さと正確性が求められており、亀山市においてもその扱いには本当に苦勞をされているものと思います。

亀山市でも新型コロナウイルス感染症に関する特設ページは開設されております。そこで新情報が見られるようになっておりますが、現在これらの情報はどのような掲載の仕方がされているのか。私が見た限りでは、最近少し見やすく整理はされたようではございますけれども、現在も新着情報があればその都度時系列で情報が更新されています。古いものだと2月末の情報もアップされておまして、項目がどんどん増える一方で、どちらかというと情報過多の様相です。

そこで、市民から見た情報の見つけやすさという観点からの工夫などは考えて掲載はされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、新型コロナウイルスに特化したような形でご答弁をさせていただきます。

議員からもございましたように、この情報については非常に大量の情報が国・県から届いておまして、それを現在ホームページのほうで時系列に掲載をさせていただく中で、特に必要性を感じておりますのはカテゴリーの中で、情報が多数ございますので、このカテゴリーを整理することが市民の方の見やすさにおきましては一番必要なことであろうというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私たちも逐次情報を頂いているので、本当に情報が大変多い、その中で正しい情報を適切に載せていくというのがとても大変なのは分かります。

私がとにかく自分の探している情報が見つげにくいと思ったので、今回質問をさせていただいたんですけど、最初、新型コロナウイルス関連の補助金、給付金について、5月の議会ぐらいのときに見ましたら、緊急政策パッケージ第1弾がちょっと見つからなくて、検索をかけてようやく市長の記者会見の中に見つけて、ああ、あったという感じだったんですけど、今ではその緊急パッケージの項目も記載されておりますし、初期の頃であれば、なるべく情報精査をして正確な情報を何とかアップしたいというのは分かるんですけども、もう既に6月になって、少し多くなり過ぎた情

報も整理をしたりとか、まとめてもよいのではないかと。それとも、そのように情報をまとめる時間や労力が今でも不足しているのかと思ひまして、次の質問に移ります。

新型コロナ関連の情報というのはどのようにアップされるのかについてお聞きします。

ホームページを更新するに至るまでに、どのような過程で情報がアップされるのか、情報アップまでの過程を教えてください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、市ホームページにおける情報発信につきましては、まず情報発信者となる担当課がCMS、コンテンツ・マネジメント・システムでございますが、これを更新すべきページの作成を行いました。政策課広報秘書グループへ更新の依頼が参ります。広報秘書グループといたしましては、その情報の正確性でありますとか、あと高齢者・障がい者の使用における配慮など、ウェブアクセシビリティへの対応状態、その他のページ等の整合性、こうした内容を逐次確認いたしまして、その後情報の更新を行うものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ちょっと確認なんですけど、担当のところ、例えば福祉の話だったら福祉のところの担当の人が受けて、それを文書というか、形にしたものを政策課さんがチェックをして、そしてアップに行く。これは、じゃあ時間的にどのぐらいかかるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、発信者となる担当課が、先ほど申しましたコンテンツ・マネジメント・システムを使うことによりまして、必要な専門的な知識がなくても容易に内容を構築、管理、更新できるというメリットがございますので、このCMSを使うことによりまして、かなり短い時間で登録ができるというふうに考えておりますが、例えばでございますが、今回コロナウイルスの対策本部会議が行われてまして、その内容につきましてのアップということになりますと、極力数時間をもってアップできるような形で対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私が最初質問をしたときというのは、情報をアップするところというのが決まっていて、部署があって何人体制ぐらいでやっているのかなという感じだったんですけども、そうすると、全庁的にその部署部署でやっているということによろしいんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ホームページの更新作業につきましては、関連情報の担当課で更新ページを作成する職員が一、二名ございます。それと広報秘書グループで、参りましたその情報の確認作業を行う職員が2名、そういった体制で行っておるところでございます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、CMSを用いることで、専門的な知識や技術がなくとも、担当職員が随時ページを作成することができる環境が整っておりますので、担当課との連携の下、適時的確な情報発信に努めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

そうしますと、今の答弁でいくと、人数的にも人員的にも今の状況で大丈夫というふうな考え方でよろしいんですかね。すごく人手が足りないとか、そういうわけではないということで、今うなずいていらっしゃるのでそういうことなんだと思います。

もし人員が足りないのであれば、今回新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム、ちょっと長いですけど、プロジェクトチームのほうで給付金の手続も90.8%ほど終わったということなので、そういったプロジェクトチームとかも連携しながら、一層情報発信に邁進していただくようにということと言おうと思ったんですけども、一応その内部のことについてお聞きはさせていただきました。

次に、情報提供の迅速性について、速さについてです。

最近まで緊急事態宣言が当たり前のようになり、自治体を通さず国から突然の通知があるなど、情報が錯綜して多くの混乱が生じておりました。国はこう言っているけど、うちの自治体はどうかという相談も結構ございました。多くの自治体では、市長や各担当部署がフェイスブックであったりツイッターなどのSNSを使って迅速な情報発信を行っているところもあります。亀山市でも、実際今フェイスブック等のSNSを使った情報発信は以前から行われておりますが、より多くの人に迅速にこういった緊急情報を伝えるためには、既にもう存在するこれらのコンテンツ、より一層積極的に使っていくべきではないのかと思いますが、ご所見を伺います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今、議員ご所見のように、SNSでは、亀山市の場合には、新しく健康福祉部のほうで子育てLINEというのでも活用しておりますし、以前からフェイスブックにつきましても利用させていただいておりますが、議員ご所見のとおり、こういったものでは、まだまだ素早い情報提供という部分では不十分な部分もございますので、さらなるこのSNSの活用については検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

SNSについては、別に詳細を書くというわけではなくて、最新情報に関するお知らせとか予告とか、またホームページのどこに最新情報が記載されているかなどの案内板みたいな、そういった

使い方をして区別をしていけば効果があるとは思いますが。全く活用していないわけではないのは分かっているんですけども、ちょっと活用が少ないのかなと思いましたが、検討をしていただきますようお願いいたします。

続きまして、分かりやすさとか見つけやすさということで、先ほども申し上げましたが、申し上げていないんですけども、他市のホームページ等も見ているんですけども、場所によっては特にとても分かりやすく新型コロナウイルス関連情報を発信しているところもございます。ちょっと今回事例でパネルを用意しなかったので、口で伝えても分かりにくいんですけども、先ほども山本部長が申し上げられましたけれども、カテゴリー分け、その分類をしっかりとやっているということで、確かに亀山市の関連情報ページを見ましても、市民向け、企業向け、学校向けなどの区分分けがされております。これについては基本ベース、大体どこの自治体さんも同じような形でやっておりますが、亀山市はやっぱり時系列で情報が羅列されていて、古い情報もずうっとスクロールをしていかないと、探していて見つからないということがございます。もう6月にもなりましたし、古い情報とかも一緒に多過ぎて、何とか昔の情報は省くとか、まとめるかなどのより分かりやすい情報発信が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

当市のホームページの、特に新型コロナウイルス感染症の関連ページにつきましては、現在「市長メッセージ」「新型コロナウイルス感染症について」「市民の皆様へ」など、全部で8つの分類をしております。ページ全体が非常に、議員ご指摘のとおり、上下に長くございますので、ずうっとスクロールをせんと下まで届かないようなページになってございます。

ただ、上方にある、先ほど申し上げたその分類の文字をクリックすると、該当部分へ飛ぶような形のつくりにしてございます。先ほど議員もご指摘いただきました、文字が非常に多くなっていて、掲載時期の順番に並んでおりますので見にくく感じられる方も見えると思います。今後、視覚の面からも見やすく、欲しい情報ができるだけ早く検索できるように工夫してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

私、ホームページとかいろいろ見るのがすごい好きなので、あちこち見ているんですけども、例えば鯖江市さんなんかのホームページでは、鯖江市、例えばですけど、がんばる事業者応援給付金とかいうのがございまして、その1個の給付金ごとに、本当に一、二行ぐらいの簡単な詳細が載っています。例えば事業所・中小企業に対して支援します。中小企業10万円、小規模・個人5万円、詳しくはこちらみたいな感じでそこに飛ぶようになっているとか、視覚で見られるようなものというのは確かに大事だと思いますので、ちょっといろいろほかの市も参考にさせていただければと思います。

この数か月、こういったコロナ禍の中で、今までになく亀山市のホームページのアクセス数ってかなり高くなったんじゃないかと私思っております。きっと今では広報とかケーブルテレビに勝る

とも劣らず、ネットという情報取得手段として活用されているのではないかと考えております。

また、情報発信を担当されている方々って、本当に今もお話ありましたけど、本当に大変だと思っ
うんですけども、一方で、こうした情報発信が分かりやすい状態で多くの方に見つかっているか
らこそ、今のこんな不安定な状態でも市役所への不要不急な訪問とか電話が大幅に減らしてもらっ
ている、それで今の職場環境なんかも支えておられるということを私も感じておりますので、早急
な対処、そして今後引き続きの情報発信をお願いいたします。

それでは、次に移ります。

亀山市におけるG I G Aスクール構想への対応について。

これは、この6月議会で議案質疑も含め様々な形で多くの議員が今後の教育現場の在り方につい
て、特にコロナの影響によりネット環境に関わる教育現場についての質問が相次ぎましたが、私と
しましては大きくハード面、端末や通信ネットワーク等の環境整備についてとソフト面、どのよう
な授業スタイルで、どのような手法を用いて教育現場の環境をつくっているのかということについ
て、この2つを現状と今後の予定を比較しつつお聞きをしていきたいと思えます。

まず1番目にハード面についてですが、現在、子供の教育環境はすごい速さで変わっています。
私の家にも小学生が同居しておりますので、私も身近にそういった変化を感じながら状況を見てお
ります。今までにも学校にパソコン教室があり、電子黒板を使った授業が実施され、今後はプログ
ラミング授業という話も聞いておりますので、現在の亀山市の教育現場でのI C T環境、これは現
在はどのような状況であるかについてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山教育部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、学校の現場で授業を行う教員に対しましてはタブレットが100%、308台整備されて
おります。また、児童・生徒用につきましては、各学校の規模に合わせ、約1クラス分、合計47
0台が整備されており、各校1クラス分のタブレットを校内で共同で活用している状況でございま
す。また、亀山市の学習用コンピューターの整備状況は、タブレットで8.9人に1台の割合、そ
してパソコン室のパソコンを入れますと4.7人に1台の割合となっておりますのでございます。

また、校内での無線LANの環境につきましては、タブレットを利用した授業をするときに可搬
型のアクセスポイントをその都度教室へ持参しておりますことから、常設はされていない状況にあ
るところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今の現状ということで詳しく教えていただきまして、大体把握ができました。

では、今後の予定としてなんですけれども、教育現場はどのようなI C T環境を整えていくこと
になるのか、G I G Aスクール構想では児童・生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネット
ワークを一体的に整備するとしておりますが、今後、亀山市においてはどのような環境を整え、い
つ、何をどこに導入していくのかというそのスケジュールについてお聞きをします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

令和2年4月に、文部科学省よりGIGAスクール構想の加速による学びの保障が決定されたことにより、当初令和2年度に小学校5年生・6年生と中学校1年生、令和3年度に中学校2年生と3年生、令和4年度に小学3年生と4年生、令和5年度に小学校1年生と2年生を予定しておりました1人1台端末の整備を、令和2年度に小学校1年生から中学校3年生までと前倒しにする整備計画が出されたところでございます。

これに合わせて、亀山市といたしましても、今年度中に市内14校に高速通信ネットワークの整備と小学校1年生から中学3年生まで全ての児童・生徒に対してタブレット端末の整備を行いたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

実際に聞いてみると、すごく大がかりなことだなと思いつつ今聞いていたんですけれども、小学校1年生から中3までですね。

これはどういうものなのかと思って、いろいろ機器とかについても調べたんですけど、パッケージメニューとかで商品とかいろいろ掲示されていますね、ウインドウズだったりとか、iPadとか、こういった具体的なデバイスの選択というのは、もう考えられているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

先ほどタブレットということで、それを端末として使用していくということでございます。まだ具体的な機種等につきましては、現在導入しているものというものも視野に入れて、十分に検討して機種選定等も行っていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

そうですね、タブレットが一番視覚的にも学年問わずいいのかなと私も思っております。

では次に、このようなICT環境の整備について考える上で必ず考えておかねばならないのが機器の更新です。私自身も大学の頃からずっとパソコンを仕事とかでも使い続けているんですけれども、やっぱりいろんな、例えばメモリーが足りなかったり、OSを更新しなきゃとか、故障があったりとかで何台も何台もパソコンを買い換えているんです。どうしても更新は付き物なんですけど、こういった更新費用については国ではなく自治体持ちであると聞いております。

では、機器の買換えスパンというのはどの程度と考えているのかお聞きします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

機器の更新につきましては、平成26年度に導入いたしました教員用のタブレットが、約5年た

った現在もほとんど問題なく使えることができております。しかし、今後タブレットの使用頻度が増加するに伴い、更新の時期が早まることも想定されますので、既存のサポート期間も考慮しながら、その更新時期についてはまた検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

大体5年なのかなというのは思いますけれども、今も使っていて問題ないと。ただ、個人的に持っているのなら使える間ずっと使っていくというのもいいのかなと思いますけれども、やはり全体的にそろえていくとなると、ある程度で更新とかも考えなきゃいけない。そうすると心配なのが亀山市の財政事情になります。教育現場の先生に聞いても、昨今の教育現場の財政事情は大変厳しいという声をよく聞きます。そんな中で、こういった機器の更新ごとにどれぐらいの予算が必要であるか考えるのか、また財政的に対応できるのかお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、この機器の更新でございます。今、幾らかかるのかということについてもなかなか雲をつかむような話で、今幾らだということのを試算できる状況ではないのかなと考えておりますが、いずれにいたしましても、1年間で全ての台数の更新を市費のみで行うということになりますと、これはもうとても大きな財政的な負担ともなっております。したがって、段階的な更新をしていくといったことなどの対応策を考えますとともに、国や県などに対して更新時の整備の支援につきましても要望してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

そうですね、本当にすごい莫大なお金に、一遍にだと莫大になるのかなという気がします。今回、前倒しで小1から中3までとなると、結構一緒にそろってしまうのかなというふうにも感じたんですけども、次に、今議会でも多く意見があったのが、各家庭へのパソコンの持ち帰りについてです。

ここは、私もやっぱりそこは気になる場所であって、今のところは、答弁の中では使用に当たってのルールとか、ネット環境の準備等ができなければというお話であったと思います。確かにそのとおりですが、いずれは持ち帰りや各家庭での利用も可能になると思います。では、そういったルールや環境が整い準備できた場合に、家庭へ持ち帰りができたとした場合についてお聞きしますが、家庭へパソコンを持ち帰ることによって、家庭では一体どのような使い方ができるのか、またどのような使い方を考えているのか、既にお考えがあるのならお聞きをしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

家庭へ持ち帰っていただくということにつきましては、まず、いわゆるオンラインの学習という

ものになってこようかと考えております。インターネットを通じて国や県、そしてまた学校など様々なところから学習のコンテンツが示されておりますので、そういったものを使ったり、ドリルといったようなものを家庭でも行っていくことができる、そういったものについては対応可能かというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

仮定の話なので、なかなかこれからの今後のことについては難しいのかなと思います。

では、次に移りますが、ソフト面についてということで、現在の亀山市内の小・中学校において、現状ではどのようなICT環境であるのか、ハード面というよりは、どのような教材を使ってどういった授業が行われているのかについてお聞きをします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

まず、タブレットにつきましては授業を中心に活用しているところでございます。例えば理科の実験器具の操作方法、体育や家庭科の実技など、社会見学の訪問先などについて動画を使って説明したり、また児童・生徒が調べたり、考えたり、話し合ったノート等を撮影して提示したりするなど、学年の実態に応じて活用をしているところでございます。

また、児童・生徒は調べ学習や写真撮影、動画撮影をするなど、学習内容に応じて活用をしているという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、そのような環境をつくる上で、最も関わりの深いのが教職員の方なんですけれども、ICTといっても自動で何でも進んでいくわけではなくて、必ず先生が関わって環境整備をしなければなりませんけど、現在行われているICTを使った、そういった授業を行う上での現場の教職員の方々の体制や状況についてお聞きします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

教職員に対しましては、市の教育委員会による外部講師を招聘した研修会などで活用法の紹介等を行ったり、配置しておりますICT支援員が授業支援をしたりして教職員のサポートを行っているところでございます。

また、県教育委員会が主催する情報教育研修会等を活用し、それぞれのスキルアップにも努めているところでございます。

また、学校によりましては校内の研修会に講師を招聘し、実践を積み上げている学校もあるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、先ほど現状の環境、ソフト面でのICT環境の授業の仕方、また教職員の方々の取組についてちょっとお聞きさせていただきましたが、GIGAスクール構想によって今後どのようなようになっていくのか、どういった授業スタイルに変わっていくのか、今現在で想定されている考えというか、予定についてお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

亀山部長。

○教育部長（亀山 隆君登壇）

いわゆるGIGAスクール構想というものが進み、1人1台端末というものが整備されていきました。そういった段階でのタブレットの使い方といたしましては、例えば大画面のカメラとして使う、さらにグループ学習で使う、共同学習として使うなどのそういった使い方が想定できるところでございます。例えば体育館においてマット運動などの実技を撮影し、グループでその映像を再生しながら改善点を話し合うことができます。また、調べ学習では課題についてインターネットで調べてグループで話し合い、まとめるといった活動のときのツールとしても使えるのではないかなというふうに考えております。また、まとめた内容をテレビ等に映し出し、クラス全体で話し合うことができます。各授業の全ての過程でICTを効果的に活用することで主体的、対話的、深い学びの視点で授業改善も図ることができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

これからの話なんですけれども、うちでもちょっと1年前からタブレットの通信教育サービスを利用しておまして、子供が覚えるのって早いから、すぐにタブレットとかでも使いこなしているんですけれども、何かすごい便利だなと思ったのが、小学校でも導入されている英語が、やっぱりネイティブの発音ってすごく難しいし、私では対応が全然できないんですけれども、そういったのもネットを通じて何度も聞けたりとか、そういうのはすごくいいなと思いました。

新しい取組ってとても課題はいろいろ出てくると思いますし、大変なんですけど、一方で、今まで解決できなかったことに対しての解決方法になったりとか、新しい学習方法なんかも今後見つかると思いますので、今聞いた話の中で何となくそうだろうなと思っていたことがいろいろ出てきたんですけど、これからももっといろんな発見があると思いますので、ぜひとも前向きに様々なことに取り組んでいただきたいと思います。

もう一点、GIGAスクール構想の中で教職員さんの事務軽減化についても言及をしております。私がある高校で聞いた話では、コロナによって学校休業中でも民間のネットサービスなんか使って、家で生徒の学習歴とか学校内外の活動をポートフォリオに記録したり蓄積して教師とコミュニケーションツールの一つとして活用をしているとか、そういったこともされているそうです。そういったいろんな使い方というのを探っていただければなというふうに思いました。

最後に、市長にお聞きしたいと思います。

この国の推し進めるGIGAスクール構想について、これはトップのリーダーシップや選択によ

って自治体間の格差が大きく広がるのではないかと考えられておりますが、どこの自治体も今手探り状態で一生懸命取り組んでおられるとよく分かります。亀山市としては、この子供たちのICT教育の環境というのをどのようにしていきたいとお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回のGIGAスクール構想を、少し先ほどもお話がありました。当初、令和5年ぐらいの Spannでもってこのハードウェアの整備、そしてそれに連動するような、少し触れていただいたようなソフトウェアとかヒューマンウェアをしっかりと段階的に行けたらというふうに今までは考えてきたところではありますが、それを3年間計画を前倒しして導入していくと、これはある意味国の政策変更もありましたが、このチャンスをしっかりと本市としても生かしていこうという判断をいたしておるところであります。

さらに、この令和の時代というか、Society5.0、この時代におけますデジタル、いわゆるICTを活用した、これが生み出す社会の在り方とか様々なものが変わっていく中で、やっぱりこの時代をつくり上げていく次世代である子供たちが、しっかりそのスキルとか、感覚とか、それに付随するようないろんなリテラシーとか、いろんな要素はあろうかと思いますが、使いこなして、やっぱりこの新しい時代をしっかりと生きていっていただく、たくましく生きていっていただく、そのことを強く念願をいたすものであります。

二十数年前にインターネットが出始めて、そして本当に大きく世の中が変わってまいりました。こういう時代になるとは当時思っておりませんでしたけれども、非常にこの昭和の世代の、皆さん昭和だと思いますが、随分、議員は非常に精通されておられますが、不得手な分野でもありますが、情報教育やこのICTの技術等を持った子供たちのスキルのアップとか、その力強い力を育てていくということについては、亀山市としても教育長を先頭にしっかりと努力をしてまいりますし、私どももそのような思いで臨んでいきたいというふうに現時点で考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

まとめといいますか、確かに本当にこんな時代になるとは私も思っていなくて、私たちは一人一人小学校、中学校と教科書をもって配られましたけれども、今後は1人1台のパソコンが入学時に配られて、その中に教科書がインストールされてという形になるのかなとか、自分では想像したりするんですけど、一方で、教育長が何度もおっしゃっていますように、平等性とか、一人も取り残さない学習環境って本当に大事だと思うんです。ICTの活用によって様々な選択肢が生まれる可能性もありますし、先ほど市長もチャンスと捉えてというふうにおっしゃいましたけれども、課題もありつつ、やはりチャンスと捉える部分も含め、亀山市として全ての子供たちが公平な環境できめ細やかな教育を受けられるよう邁進していただきたいと思っております。

まだ分かりにくいというか、これからの話ではありますけれども、やはり方向性はとても大事だと思うので質問をさせていただきました。どうもありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

明日11日から16日までの6日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

明日11日から16日までの6日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの17日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時35分 散会)

令和 2 年 6 月 1 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

令和2年6月17日（水）午前10時 開議

第 1 議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長 井 分 信 次 書 記 西 口 幸 伸
書 記 大 川 真 梨 子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第5号により取り進めます。

日程第1、議案第49号を議題といたします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ2億7,630万円を追加し、補正後の予算総額を279億579万9,000円といたしております。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の総合対策として新たに取りまとめた緊急政策パッケージ（第3弾）について、追加議案として審議をお願いするものでございます。

なお、今回は「子どもと生活の支援」「地域経済の支援」「感染拡大の防止とアフターコロナへの対策」を3本柱として事業費を計上いたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、「子どもと生活の支援」といたしまして、民生費につきましては、亀山版／特別定額給付金制度「はぐくみ」を創設し、今年度に限り本年4月28日以降に出生した子供に対し、1人当たり10万円の給付金を計上いたしております。

また、国の第2次補正予算に盛り込まれた制度として、児童扶養手当受給世帯等に対し1世帯5万円、第2子以降1人当たり3万円などを支給するひとり親世帯臨時特別給付金を計上いたしております。

次に、「地域経済の支援」といたしましては、商工費につきましては、生活の支援との両面を有する事業として、1万円の購入額で1万3,000円分が利用できるプレミアム率30%の市内限定のプレミアム付商品券発行に係る経費を計上いたしております。

さらに、「感染拡大の防止とアフターコロナへの対策」といたしまして、総務費につきましては、アフターコロナを見据え、都市部への情報発信力の強化のため、移住・交流促進アドバイザーの設置等に係る経費を計上し、消防費につきましては、感染症患者の移送・搬送における救急資材の整

備に係る経費を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、母子家庭等対策総合支援事業費補助金を計上し、繰入金につきましては、今回の補正予算に係る財源として財政調整基金繰入金を計上いたしております。

また、特別定額給付金給付事業において、来年3月後半の出生につきましては出生届が4月以降になる場合がございますので、繰越明許費の追加をいたしております。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたします。

以上、簡単でございますが、今議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に令和2年度一般会計補正予算について補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として取りまとめました緊急政策パッケージ（第3弾）について、追加議案として審議をお願いするものでございます。

まずは、今回は第1に「子どもと生活の支援」第2に「地域経済の支援」第3に「感染拡大の防止とアフターコロナへの対策」を3本柱として総合的に展開し、感染症の影響を受ける市民や事業者を全力で支援いたしてまいりたいと考えております。

それでは、予算に関する説明書の歳出から説明欄をご覧くださいながら、この3本柱ごとに順次説明をさせていただきます。

まず、第1の柱「子どもと生活の支援」でございますが、9ページをご覧ください。

下段の第3款民生費、特別定額給付金4,150万円につきましては、亀山版／特別定額給付金「はぐくみ」を創設し、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降、令和3年3月31日までの期間に出生したお子さんを対象とし、1人当たり10万円を給付するための経費を計上いたしました。

なお、当該事業におきましては、年度末に出生された場合に4月に入ってから出生届となることから、2ページでございますが、第2表 繰越明許費補正において特別定額給付金給付事業の追加をいたしております。

次に、11ページをご覧ください。

上段の児童扶養手当給付費5,150万円につきましては、低所得の独り親世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援を行う国の制度であり、児童扶養手当受給世帯等に対し1世帯当たり5万円、第2子以降は1人当たり3万円、また収入が減少した受給世帯等へは1世帯当たり5万円などを支給するための経費を計上いたしました。

次に、生活の支援と地域経済の支援の両面を有する事業として、中段の第7款商工費、消費喚起対策事業1億8,000万円につきましては、全市民が購入可能な5万冊、総額6億5,000万円

の亀山プレミアム商品券「TAKERU」、それと「たちばな」の発行に係る経費として、事務費のほか商工会議所への業務委託料を計上いたしました。

この商品券につきましては、1万円の購入額で1万3,000円分が利用できるプレミアム率30%の市内限定のプレミアム商品券であり、商品券1万3,000円のうち「TAKERU」の1万円分は登録のある市内全店舗で利用することができ、「たちばな」の3,000円分は登録のある市内小規模店舗で利用することができるものであり、消費喚起を促すとともに売上げが減少した市内事業者への支援を行うものでございます。

次に、第3の柱「感染拡大の防止とアフターコロナへの対策」では、9ページでございますが、上段の第2款総務費、移住交流促進事業230万円につきましては、アフターコロナを見据え、都市部への情報発信力の強化のため、首都圏に移住・交流促進アドバイザーの設置やPRグッズの作成等に係る経費を計上するとともに、11ページでございますが、下段の第9款消防費、常備消防費の一般管理費100万円につきましては、感染症患者の移送・搬送における救急資材の装備として感染防護衣の購入に係る経費を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

上段の第15款国庫支出金、母子家庭等対策総合支援事業費5,150万円につきましては、児童扶養手当給付費に係るひとり親世帯臨時特別給付金の財源として計上いたしております。

次の第19款繰入金、財政調整基金繰入金2億2,480万円につきましては、今回の補正予算の財源として計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程議案に対する提案理由の説明は終わりました。

これより議案第49号に対する質疑を行います。

初めに申し上げます。

質疑は議案の内容を明確にするため説明を求めるものです。自己の意見を述べることなく、また議題の範囲を超えたり、一般質問にならないようご注意を申し上げます。

それでは、通告に従い順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、質疑に入らせていただきたいと思います。

今回追加議案として出された一般会計補正予算（第4号）ですけれども、そのうち、確かに独り親家庭等についてのことは国からのやつですからいいことだと思うんですけれども、確認をさせていただきたいのは、プレミアム商品券「たちばな」の概要書を私、見させていただきました。

そこで、まず市長にお伺いしたい。

このプレミアム商品券、発案者はどなたか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新型コロナウイルスの……。

（「誰かだけでいいわ、もう時間がないのやで」と18番議員の声あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

様々な総合対策を展開いたしておりますが、今回、私どもとしては徐々に元の生活に戻りつつあります中で、全市民への生活支援と消費喚起を促す支援策が必要と判断いたしましたので、プレミアム商品券事業の制度構築について、庁内に指示をいたして取りまとめたものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

発案者は私ですと言ってもうたらしいのや、それで。それで済むことです。

それで、この協議が成立した日時、いつ頃ですか、市長。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

予算の聞き取りをさせていただき、先週の金曜日に庁議に諮り決定をいたしたところでございます。

（「いつやと言うのに、何月何日や」と18番議員の声あり）

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

6月12日金曜日でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

協議は6月12日。

市長にもう一遍お伺いしたい。

協議をするように指示を出した日時を教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

正確な日時をということはちょっと今手帳がありませんけれども、この第3弾の総合対策について取りまとめを既に5月の下旬で指示をいたしてまいりました。その中で、特にこのプレミアム商品券につきましては、今12日ということでしたが、その前段、数日前というふうに認識をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、そこら辺の井戸端会議と違うんだから、財政調整基金を2億も崩してこの事業をやっておると。その日時が分らんと、はっきり答えられんではおかしいですやんか。いつですかいな、それを聞かせてください。いつ、あなたが指示を出して、協議に入って、6月12日にこれを決定したという指示を出した日、これを聞いておる。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ざくっと大きな総合対策の指示は既にさきに出しておりますが、6月9日の会議において全庁に指示を出したところであります。その前段の経営会議でも当然触れておるところでありますので、正式では、今、日程のほうを確認しておりませんが、そのようにご理解いただいて結構かというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

一応6月9日にやったと。

6月9日は、いみじくも一般質問の日ですよ。夜遅くまでかかってやっておるわけですけども、確かに6月9日、そして6月12日。それで、商工会議所との協議、当然これは総額、2,575万の委託料等も予備費も含まれてあるんですけども、会議所の了解、委託業務の。これはいつですかいな。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

6月9日に全庁指示があったということで、その後6月12日に協議が成立して、最終的に今回予算で提案させていただいておる案については12日ということで、会議所から最終協議が調ったというところであります。

（「いつやな。日は」と18番議員の声あり）

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

6月12日でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

物事の時系列が合わんやないかな。

6月9日に市長から指示があつて、6月12日に協議して、6月12日には会議所の了解が得られておると、おかしいやないかな。せめて後日の13日か14日なら話は分かるけれども。

そして、今日、緊急の議会を開いて協議をやっておるわけですやんか。6月12日っていつ行く

んやな、こんなもの。内容も全て精査せないかんのに。

というのは、予算書を見たら販売手数料750万、換金手数料975万、賃金196万5,000円、印刷製本550万等々と、予備費を除いて2,570万の委託料が出ていくんですよ。これを12日に庁内協議を経て12日に商工会議所の了解を得たと。それでよろしいかな、間違いないな。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

最終的に市としての事業費が決まったのが12日でございますので、会議所との業務委託の予算の内訳についても、協議が調ったのは12日ということです。

ただ、それ以前から協議は進めておりましたけれども、最終的に調ったのは庁内の協議成立後、その後、商工会議所との最終協議が調ったと、そういう流れでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

時系列でおかしいですよんか。

6月9日にこれを市長が言うて、12日に協議して、その間に既に商工会議所と接触しておったということかな、そこを確認。

6月9日以降に、12日に決まるまでに商工会議所に打診しておったのかということですよ。そこを確認したい。やっぱり時間というのは一日一日、一秒一秒過ぎていくんですからね。これは総額1億8,000万の事業ですよ、市単としての。残り少ない財調を使う。その協議が既に会議所の了解の下で協議を行っておるんやというふうに私は受け取りますよ。

それでよろしいかな、そうやって受け取っても。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほども申しあげましたけれども、最終協議までには事前に調整には入っておりまして、最終的に6月9日に庁内指示ということがありましたけれども、担当課としては、この消費喚起策というのは当然準備をしておくというようなことで、会議所との事前打合せは6月5日からもう開始しておるといってございまして。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、またこれは時間がずれてきたじゃないですか。

担当部局は6月5日から協議をしておったと、市長は6月9日に発案して指示を出した、決めたのは6月12日って、これは時間がおかしいですよんか。

違いますか、市長、今の答弁。

そうすると、それ以前にあなたはこういうようなことを協議せいということをして、市単独事業です

よ、単費ですよ、国の補助金じゃないですよ。独り親家庭支援の事業は国の制度で来た。この「たちばな」というのは6月5日にもう行っておると、会議所のほうへ。あなたが指示を出したのは6月9日だと。それで、庁内協議で決めたのが6月12日だと。おかしいじゃないですか。つじつまが合わない、違いますかな、市長。こっちが間違っておるのか、あなたが間違っておるのか、どっちですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

以前にも申し上げてまいりましたが、政策のパッケージはその局面局面で必要な事業を展開すると。それから、やはり地域経済の落ち込みも含めまして非常に厳しい状況で、第1弾、第2弾と対応してまいりましたが、全体の状況の変化を見て、これはここでも申し上げてきたと思いますが、消費喚起でありますとか、次の策は必要であるということに当然想定した中で庁内は総合対策を検討いたしてきておるところであります。したがって、段階段階の施策については、当然担当部が研究をし、準備をするというのは当然のことであろうかと思っておりますので、そこはご理解を頂きたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

理解できやんから質問するんやがな。要するに、先ほどの一般質問のときも、もっと市民全体に有効になるよう、市民全体が喜ばれるということに私は6月9日に提案させてもうた。それは絶対やらんと言って、やらんと言う段階に、私は6月9日に一般質問をさせてもうた。だけど、6月5日にはもう商工会議所とこの経済対策について消費喚起うんちくの話合いをしておったと、経済動向見て。それを聞きたいんですけども、これは目的に書いてあるんです。市民のための生活支援なのか、事業者のための経済支援なのか、どっちなんですか。プレミアム商品券の目的にも1万円は自分の金やと、3,000円はプレミアムだと。それで、3,000円については市内350か所ですか、その店舗でしか使用できないと、3,000円分については。1万円についてはどこでもいいと、量販店でも。ここに書いてあるやんかな。

だから、350の店舗で、概要書から見ると、業務委託は発行主体が亀山市、発行に係る外部委託先は亀山商工会議所、商品券取扱い店舗350店、想定。ここに1万3,000円は、1万円と3,000円ですね、「たちばな」という。1万円プラス3,000円分で、本店、支店または営業所を有することと、市内の登録業者でと、これも350店舗やろう。そうすると、大型店舗では1万円を使えるというようなことですけども、この経済動向と言いますけれども、コロナ感染症において、市内事業者の統計学上、一体どんだけの減少率があったもんでこのようなことを考えておるのか。そこら辺をちゃんと統計を取った中で、このプレミアム商品券というのを発案された、準備されたと思うけれども、その統計の数値を一遍知りたいけど、あるかな、その数値は。このコロナでどんだけの売上げが減少しておるんやというようなことを統計学上の数値をつかんだ中で、この1万円プラス3,000円のプレミアム商品券を出しておると思うんです。その統計上の数字を持っておるのか持っていないのか、一言で。なかったらない、あるんだったらある。あつたら幾つ

やと、それを答えて。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

統計としての数字は持ち合わせておりませんが、セーフティーネットの制度の認定事務に係る申請におきまして、20%以上の減収であるとか15%以上の減収であるとか、そういう傾向については把握をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その20%とか15%とか、大体の予測と。

これは日本国中全体的な数値だと思うんです、30%とかもっとひどいところもあると、業種によってはね。売上げがコロナ前よりも1割しかなかった、2割しかなかったと、まるっきりなかったと、それで家賃すら払えんというような業者もあるんですけども、この目的に書いてあるように、私はどうしても、市内の業者の支援のための、確かに1万円で1万3,000円の品物が、3,000円余分に買えるか分からんけれども、これを5万冊出すと。5万冊出した中で、前回の27年にも何かやっとな。多かつたし、抽せんもやっとならしいですけども、どんだけを見込んでいますかな、これは。

わしは買わん。だから、4万9,999だと思う。そうすると、これにどんだけの効果を見込んでみえるのか、それを教えてください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の亀山プレミアム商品券「TAKERU」「たちばな」でありますけれども、1万円の購入額で1万3,000円が利用できる市内限定の商品券ということで、市内の全市民の方に購入の引換券を送付するというので、総額にいたしますと6億5,000万円の発行総額というふうに考えております。

それで、平成27年にプレミアム付商品券を実施したときの消費者アンケートでありますけれども、使用された商品券のうち、ふだんの買物に使われるのが全体の約7割というようなことで、それ以外の3割が、商品券がきっかけとなって商品を購入されたという新規の誘発効果が全体の3割というところございました。

さらに、加えまして商品券の支払いに併せて追加の現金を支出したという部分が全体の利用額に対しての17%ということになっておりまして、それから予測をいたしますと、仮に今回、発行総額の6億5,000万円全部が使用していただいた場合ですと、ふだんの買物に使用されるのを7割と見て4億5,500万円。商品券がきっかけとなって商品等の購入をされる分がその3割ということで1億9,500万円でありまして、さらに先ほど申し上げた追加支出する現金等の金額を商品券の利用額の2割といたしますと1億3,000万円になりまして、全体での経済波及効果といいますのは合計で7億8,000万円と見込むことができると、そのように考えておるところで

ございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは後から出してくるとき文書でええんやけど。5万人に対して発行して、どんだけを見込んでおるんやと言うの。確かに、前回の平成27年のは抽せんで完売してこういうような統計が出たと。

今回、5万冊を2万1,000世帯かな、それをみんな発行するわけさ。わしのところも6人か7人おるでな、家族が。どんだけを見込んでおるんやと聞いておるの。もう時間がない、頼むわ。余分なことを言わんでいい。

どんだけを売って、これによって経済効果が6億5,000万、それで今の7億8,000万と。そうすると、税収面とかそういうようなことを、ちゃんとそんなん統計を取ってあるんだらうね、販売見込数。わしは買わんけれども、わしの家族も買わさん、わしは。

だけど、どんだけを見込んでおるのやな、この率。7割というとなら3万5,000冊、これは売れるというふうに見込んでおるわけやな。そうすると、3万5,000冊だったら数字がまた下がるわけや、そうでしょう。

だけど、あまり時間がないもんであれですけれども、要するに、確かにこれは商業者の支援、これは国も給付金等でいろいろな手当をしておる。100万出すところや200万出すところ、前年度の売上げの統計で50%切ったときにはそのように補償ですというふうないろいろな政策を取っているけれども、やはりこういうような商業施設の支援のための助成金というのは国もよう考えておる。

だけど、亀山市としてはもっと市民全体の助成、支援、コロナ対策に対する支援を考えたパッケージを出していただきたいと思う。これはあくまでも私の意見ですけれども、議長に申し訳ないですけれども。

最後に、財調を繰り入れるけれども、この財調の2億2,480万、1億8,000万。補填する要因が何かあるのかな。それだけ聞かせて、もう時間がないもんで。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、6月12日に国の第2次補正予算が可決をされておまして、地方創生臨時交付金2兆円が予算化されましたので、ただ、各地方にはその配分は示されておりませんが、その配分額が確定いたしましたら、その額に応じてこの事業に対する充当については検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何はともあれ、財政調整基金というのは市民のための金ですので、市民のみんながもっと喜ぶ方向に、これも喜ぶと思うんですけれども、もっと喜ばれる政治を打っていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

スクラムの中島雅代でございます。

通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。

議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正についてでございます。

私もプレミアム商品券について質疑をさせていただきたいと思います。

今回、このプレミアム商品券を発行するということなんですけれども、過去にも何度か発行していると思うんですけれども、過去何回発行したのかということと、その過去の内容を、金額とか背景とかはそれぞれだと思いますので結構ですので、対象者と販売方法だけ、ごく簡単にお伺いします。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ここ2回のプレミアム商品券の発行事業でありますけれども、平成27年度に消費税が5%から8%に見直される際に実施をしております、このときは1冊1万2,000円分を1万円で販売しております。そのときは予約販売で販売をいたしまして、約3倍の応募があったということから抽せんを行いまして、用意をいたしました1万5,000冊が完売というようなことで1億8,000万円分の商品券が市内で使用されたということでもあります。

次は、令和元年度でありますけれども、消費税が8%から10%に見直された際でありますけれども、このときにつきましては低所得者と子育て世帯の消費に消費税率の引上げが消費に与える影響を緩和するというを主に目的とされまして、このときは国から示されておりました1冊5,000円分を4,000円で、それを5冊まで購入可能という制度で販売をしております。

対象者は子育て世帯及び低所得者ということでございました。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

過去2回していて、それぞれ対象者と販売方法は違うということなんですけれども、今回は初めて全市民を対象として販売するというところ、今回この全市民を対象にするというところ、この全市民に行き渡るのかという観点で質疑をさせていただきたいと思っております。

過去2回それぞれやり方が違うので単純な比較が難しいんですけれども、今回、産業建設委員会への提出資料で前回の商品券の報告が出ていたんですけれども、低所得者は申告制、子育て世帯のほうは購入引換券を発送していたということなんですけれども、この低所得者の方の申請率。引換券が欲しいという申請があったというのが36.1%。この低所得者の方と子育て支援分、3歳未満の子供がいる世帯の世帯主には直接購入引換券が発送されているんですけれども、それを合わせ

た使用率は99.4%。もちろん購入引換券を持って、それでお金を払って商品券を買った人、買った人が使った率というのが99.4%なんですけれども、分からないのは直接購入引換券をもらった子育て世帯が実際に商品券を買った率というのが分からないんですけれども、これは幾つだったのかというのは把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

前回における平成元年度の際でありますけれども、その子育て世帯の対象者がどれだけ購入されたかというのは把握できてございません。把握しようと思ってもできないというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

分からないということなんですけれども、実際、今回も、前は子育て世帯に直接引換券を配って、結局その人たちが引き換えたか、どれぐらいの人が引き換えたのかというのが分からないという状態なんです。

今回は全市民に引換券を発送するということなんですけれども、予算的には全市民がこの引換券を持って商品券を購入するという前提の金額が計上されているんですけれども、手続的に、先ほども言っていますように購入引換券をもらって、それを金融機関に持って行って商品券を買いに行くと、それから買物に行くという流れがあるので、全員が商品券を買う、買えるとは限らないと思うんですけれども、実際、前回の引換え率の実績が分からない中で、本当のところ実際にこの商品券をどれだけの人が買ってくれるのかという見込みはどれぐらいを見込んでいるのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の補正予算でありますけれども、5万人全員が購入していただくという最大の限度額で補正予算については計上させていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

予算上、全員分取ってあることは分かるんですけれども、見込み。なかなか前回の把握していないので分からないと思うんですけれども、実際どうやって全員に買ってもらうのかというところは検討されているのでしょうか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の商品券事業でありますけれども、全ての市民が購入できるという制度にしておるところでございます。

そのような中で、プレミアム率30%といいますのはこれまでで最も率の高い商品券であるということから、使用していただく市民の方にとりまして大変お得な商品券であると、そのような認識をしておるところでございます。

今回、具体的にどれだけ購入していただくかという数値目標は設けておりませんが、少しでも多くの方に利用していただけるように制度概要はしっかりPRもさせていただきまして、使用可能な登録店舗を増やすということで、まず利用率の向上につながっていくと考えております。

今回のプレミアム商品券、過去2回の事業を実施したその商品券の使用状況を、その店舗を見ますと7割から8割がスーパーマーケットとかドラッグストア等の大規模の小売店ということになっておりまして、市内でのこれまでからの小規模な店舗等での利用が非常に少ないという結果になっておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり1万円分の「TAKERU」については全ての登録店舗で利用できるということで、3,000円の市負担のプレミアム分についてはスーパーマーケットやドラッグストア以外の店舗のみで利用できる商品券にしたということで、非常に使いやすい、市民の方のニーズに応えた商品券にさせていただいたと、そのように認識をしておりますので、購入率は上げていただけるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

引換券から商品券に換えて買物をするという手間というか、負担ですね。それと、今いろいろ説明していただきましたように、その中でどれぐらい魅力を感じてもらえるのかということだと思っておりますけれども、今回、目的が全市民への生活支援と市内事業者への支援ということなんですけれども、この事業費の市民1人当たり3,000円のプレミアム分が1億5,000万円と事務経費が3,000万、全部で1億8,000万ということなんですけれども、これはほかのことに使えたと思っておりますけれども、このプレミアム商品券という手法を選んだ理由というのは何か、政策判断をした市長にお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

過去2回、私どもとしても、この景気対策の視点から、あるいは生活支援という視点も2回目は入っておったと思いますが、対応してまいりました。その中での課題と有効性を総合的に判断させていただいたということでもあります。

特に、第1回目の消費税が5%から8%に上がったときの対応でいきますと、20%のプレミアム率がついた1万円の券、1万2,000円分ありますが、これを1万5,000冊発行いたしました。実際は4万5,000冊分のご要望があって、約3倍の抽せんという形になりました。本当に広く行き渡らなかったという反省もございました。

また、今回、議会での議論も含めまして広く5万市民の皆さんに生活支援をという視点からも、やはりプレミアム率30%ということで、3,000円分でありますけれども、金額としては3,000円ということになります。その分をプレミアムとしてのせて、いわゆる全市民5万人の皆さんに抽せんではなくて対応するという視点も加えた、いわゆる生活支援と経済支援という両面を有

する仕組みとして、このプレミアム商品券の発行を判断いたしましたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね、1回目は誰でも買えたけれども、欲しい人だけが、予約が殺到してたくさん使われたかもしれないですけども、今回は全市民にということなんですけれども、方法として、結果として全市民に行き渡らせるということが大事なんじゃないかなと。全市民の人に使っていただくことが大事なんじゃないかなと思うので、事業の成功の鍵をそこが握っていると思いますので、そこはしっかりお願いしたいと思います。時間がないので、ちょっと次に行かせていただきます。

次は、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、移住交流促進事業の増額補正についてでございます。

都市部への情報発信力の強化として230万円計上していますけれども、全体の内訳を詳しくお願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

移住交流促進事業でありますけれども、全国的に新型コロナウイルス感染症が蔓延した中で、亀山市におきましては、市民と行政が一体となった取組によりまして、これまで新型コロナウイルス感染症の発症はないという状況でございます。そのため、安心して移住できる環境にあるということから、安全・安心で健康な都市亀山としての信頼性はますます高くなってきたと考えております。

そのような中で、今後のアフターコロナを見据えまして、都市部から地方への移住希望者の増加や居住の2拠点化、これらを鑑みまして首都圏から亀山市への移住に関するPRや、相談体制の強化を図ることで移住者の増加を目的とした事業でございます。

その詳細な内訳でありますけれども、まず報償費120万円、普通旅費19万3,000円につきましては、首都圏に在住をして、首都圏で継続的に亀山への移住定住に関する情報発信や相談等の各種活動を担っていただく移住・交流促進アドバイザーとして委嘱をするのに係る経費を計上してございます。

報償費については、現地での活動費等を含みまして1日1万円を見込んでいるところであります。消耗品、また印刷製本費につきましては、移住定住に関するPRグッズやチラシ作成に関するものでございまして、ノベルティグッズ、ろうそく等を予定しております。これは全国の移住フェアとか様々なイベント等での配布と幅広くPRに活用するものであります。

そのほか、今回デザイン制作業務委託料50万円というものにつきましては、PR用といたしましての亀山市の紹介のDVDを現在のものを複製いたします。そのパッケージデザインを行いまして関連企業やPR先に配布をするというものでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

コロナの感染者がないから亀山は安全なので移住をという感じなのかなと思って、それはちょ

っとどうなのかなと思いましたがけれども、事業の内容としては都市部に、首都圏ですかね。そこにお住まいの方を移住・交流促進アドバイザーに任命をして、その方に都市部でPR活動をしていただくという感じなのかなと思ったんですけども、この方は報償費ということで、先ほど1万円という話もありましたけれども、この方はプロのPRとかをする方ではなく、普通の一般の方なんですかね。このアドバイザーという方はどのような方、どういう能力を持った方というのを想定してみえるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

移住・交流促進アドバイザーでありますけれども、例えば亀山市出身の方で首都圏に現在お住まいの方、あるいは亀山の企業で過去に勤務をしていただいて、現在は首都圏にお見えになる方。さらに亀山市のファンで、これまでに数多く来訪していただいたことがあるとか亀山市に詳しい方、ゆかりのある方が候補者と考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ということは、亀山に詳しい方でPRのプロというわけではなさそうなんですけれども、そうすると、その方の性別ですとか年齢とか能力、それから活動範囲によって効果的な活動内容というのが変わってくると思うんですけども、その活動方針ですとか具体的な活動内容についてはどうしていくおつもりなのかお伺いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

移住・交流促進アドバイザーでありますけれども、主に首都圏でのPR、またSNSなどのオンラインを活用した情報発信、またグッズやチラシの配布、移住相談などを行っていただくと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

このコロナ禍で人の移動が制限される中で遠隔で取り組むという発想はすごく面白いと思います。ただ、首都圏とか都市部、まだ感染者も多く出ていますし、今後も分からないですけども、そんな中で人が集まる、PRのグッズも作るようですけども、それを配るイベントとかも少ないでしょうし、感染リスクのある中でアドバイザーの方に移動してもらい、活動してもらいという、そもそもそういう人を見つけるというのも難しいと思うんですけども、それにアフターコロナで働き方とか生き方とかにも変化が出てくるかもしれません。これって今年度じゃなくても有効じゃないかなと思うんですけども。というか、今年度はまだちょっと早いんじゃないかなと思うところがあるんですけども、もう少し落ち着いてから継続的に展開していくのがいいんじゃないかなと思います。今やる有効性ということについては、市長はどのようなお考えでいらっしゃるんですか。

しょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し触れられましたようなコロナを経験して様々な生き方とか働き方とか、こういう価値観、あるいは社会構造が大きく変化していくだろうと、こう思っております。

そういう中であって、今回の発想は当然そういう大きな潮流を見据えて、そして亀山としての今後の定住促進とか移住促進とか、こういうものにもつなげていく。今こそ、その流れをしっかりとつかんで、先行してでも情報発信をしていく体制を早く立ち上げていくということが有効であろうというふうに考えておるところであります。

触れられましたように、まだコロナの状況で人の移動とか制限をされるところ、特に首都圏、大都市圏等であろうかと思っておりますが、そういう意味で、例えばオンラインでのいろんなコミュニティーとかネットワークの構築とか情報発信とか、そういうことについても少し何かフェアをつくるとかイベントを仕掛けるとかいうのは少し、おっしゃるように先のアプローチになってこようかと思っておりますが、まずはこのチャンスを逃さず亀山市としての情報発信の体制をつくり上げていく、このことは大変意義深いというふうに考えておりました、今回、環境整備の補正予算をお願いしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

そうですね、先行して発信するという事なんですけれども、この制限が多い中で目に見える成果というのはやっぱりなかなか出しにくいと思うんですけれども、実際に首都圏にお住まいの方が移住に関してどういうニーズを持ってみえるのかというのをできる範囲でマーケティングしてもらって、亀山のことを知ってもらったりとか移住の選択肢にしてもらえるように、今後に生かしていただけるようお願いしたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、ただいまより通告に従い議案質疑を行います。

まず、令和2年度亀山市一般会計補正予算のうち、第2款総務費、第1項総務管理費、移住交流促進事業230万円の増額について質疑を行います。

今回のコロナ感染症の結果としてテレワークが多くの企業で、昔は掛け声ばかりだったんですが、現実に非常に浸透してきました。これは終息後も制度としてそれなりに定着すると私は思いますけれども、その結果、仕事場と会社とがそれなりに距離があってもやっていけると、そういうことですね。こういうふうな今の流れに関して、亀山市はどのような見通しを持っておられるか、ちょっとお伺いしたい。

また、こういうふうな移住とも絡むテレワークですね。これも昔から人間は、喉元過ぎれば熱さを忘れるとあって、そのさなかでは、もういつまでも都会におるのも怖いなという考えもあると思いますが、その人も落ち着いてくるとやっぱり都会は便利でいいわというようなことになりかねないわけですが、そういうふうなことを考えてこういうふうな事業にいつ頃、例えば早く手をつけたほうがいいとか、そういうこともお考えと思いますが、それをご説明を頂きたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の全国的な新型コロナウイルス感染症の発症によりまして、従来の勤務体制とか働き方、これに大きな変化が見られてまいりまして、都市部を中心としてテレワークや在宅勤務が広まったものと考えております。

この傾向でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の終息後も一定程度定着していくと、そのように考えておまして、そのような状況の中で、必ずしも都市で居住ではなくて都市部から地方への移住、また2拠点生活とか、そういうのが今後増加が見込めるものと考えております。

事業について、いつか、早くとかいうお尋ねでありましたけれども、先ほど市長からも答弁がありましたけれども、今後のアフターコロナというところを見据えまして、先ほども申しあげました移住または居住の2拠点化が進むという中で、今回、具体例といたしまして、新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言が発令されておる期間中に、首都圏から亀山市への移住ツアーの申込みというのが2件ございまして、1件は3月に1家族2名、5月に1名ということで申込みを頂いたんですが、状況下を鑑みましてお断りをさせていただいて、パンフレットや資料の送付のみにとどまっておるといところでございまして、このような状況からもやはり早期に首都圏での体制を強化して、新たな移住とか定住希望者の発掘、フォローを確実に進めていくということが必要ではないかと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういうふうな申入れが2家族、亀山市へ移住したいとあったそうですが、結果的にこういう状況だもんでお断りしたのは残念ですが、やはりそういう方とは絶えず連絡を取って、コネクションを持ってやっていただきたいと。そして、またやっぱり都会のほうがいいわと大きく気の変

わることのないようにやっていただきたいなと思いますね。

それで、今回の補正予算に上がっているそういった方へのサポートを行う移住・交流促進アドバイザーという方に関して詳しい説明をお願いいたしたいと思います。当然のことながら、この人は亀山市に対するそれなりの理解が十分あるのが大前提と思うんですが、詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

移住・交流促進アドバイザーでありますけれども、首都圏で継続的に亀山への移住・定住に関する情報発信や相談等の各種活動を担っていただけの方で、首都圏に居住されておる方を考えておるところでございます。

その内容でありますけれども、亀山のPRと情報発信、魅力の発信とか、それから時期がいつかということもありますけれども、グッズとかチラシの配布とか居住相談、移住相談会の企画運営等を行っていただくというふうに考えておまして、定期的に活動報告、打合せを状況に応じてやりまして、また亀山市でのこちらへ来ていただいていた活動というのも想定しておるところでございます。

当然、亀山出身の方で首都圏にお住まいの方とか、亀山に縁のある方ですね。亀山の企業で勤務された経験がある方、そういう方を候補として考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういう方が首都圏でいろいろ活動をしていただくわけですけども、口で言うてもあまり理解し難いこともあるので、いろいろと市のほうでそういう方にお渡しする参考のパンフレットの類いは十分用意すると思うんですが、そういうパンフレットとかああいう印刷物ばかりじゃなくて、ノベルティグッズといいますか、ホテルなんかに行くといろんなシャンプー、その他もろもろ細かい小道具がいっぱいあって、あれをもらってくるのが楽しみだという人もおるんですが、こういう亀山市にとって非常にこれ売りたいとかいう、そういうふうな単なる印刷物じゃなくてノベルティグッズなんかもやっぱり用意してもらって、そういう方にお渡しするというのも一つの方法かと思うんですけど、そういうことは考えておられますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の補正予算の中で消耗品も計上させていただいております、その中でノベルティグッズ、例えばろうそく等でありますけれども、現在も用意はしておるんですが、それを充実させるようなイメージで予算を計上させていただいております、幅広くPRに活用させていただきたいと考えております。

また、亀山市の魅力の紹介をするDVDでありますけれども、現在、市のほうで持ち合わせておる映像をDVDに複製いたしまして、さらに新たなパッケージングのデザインも行った上で、それ

についても配布をさせていただくと、そのように委託料も予算計上させていただいております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうふうな移住・交流促進アドバイザーという方をお願いするというのも有効と思いますし、それ以外の情報発信の媒体というのが今はたくさんあるわけですが、この情報発信の媒体というのは、目的とする人がどういう人かの想定によって媒体が変わってくる、それはあるわけですが、年配の人に来ていただいてもいいというか、若い人に来ていただきたいとか、そういう若い人が対象だったらまた別の発信媒体と、そういったことも違うと思うんですけども、この亀山市に移住を進める情報の発信媒体に関してどういうふうなことをお考えですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

情報発信でありますけれども、現在のところ首都圏におきましては、具体的な取組として年に1回程度、全国の移住フェアというのに参加をしております、亀山のPRを行っております。電話とかメールによって移住相談をさせていただいておるところでございます、それに加えてやはりSNS、オンラインを活用して情報を発信して広げていくと、首都圏で情報発信をしていくということ、またホームページやフェイスブック、インターネットを活用してチラシ・パンフも含めて情報発信をしていくと。やはり対象となる方に応じた情報発信というのは必要だと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういう対象となる人に応じたいろんな情報発信の媒体を活用して、これからもやっていただきたいと思います。

次に移ります。

まず、第9款消防費、第1項消防費のうちの常備消防費100万円の増額について質疑を行います。

亀山市立医療センターへ亀山地域外来検査センターというのを設置するわけですが、それに伴い消防の救急隊員の感染症防止のための装備というものを準備されるんですけども、それはどういった装備を購入予定か、人数も何人分ぐらい準備する予定かご説明を頂けませんか。

○議長（小坂直親君）

豊田消防部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症が疑われる傷病者の救急隊員の装備につきましては、感染防護衣、ゴーグル、マスク、手袋を着用して出動しております。

今回、購入を予定しております感染防護衣は、感染症が疑われる傷病者への対応に万全を期すことと新型コロナウイルス感染症の第2波に備えるため、救急隊員に配備するものでございます。

感染防護衣の必要数につきましては、全ての救急隊員が装備するものであり、感染が疑われる傷病者数等により異なるため、その数をお示しすることは困難でございますが、今後も一定数を確保し感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

防護衣の数は一定数をお示しすることは難しいとおっしゃったけれども、取りあえず今回の予算で幾つ買うかということは当然決まっているわけですね。そこら辺の数字を出すことは無理ですか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

今回購入予定の感染防護衣ですけれども、何回でも使えるようなもので、救急隊員全員に個人配備する予定をしております。今回購入予定の枚数は58着を予定しております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、今回は使い捨てではなくて再利用可能なやつを購入すると。

そうすると、ゴーグル、マスク、そういった類いの防護物品は改めて購入する必要はないと、十分あるということですか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

その他の感染装備ですけれども、現在充実している状況であります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

それでは、今回はこの感染の防護衣の話が上がってきておるわけですね、今朝の市長の提案理由の説明の中には救急資材の整備という表現があって、これを見たら防護衣に特化しておるとはちょっと僕は分からなかったんですけども、ほかにも救急資材といたらいろいろあるわけですね、救急車の内部空間というのはそんなに広いもんじゃないですね、いろんな装備があつて。その救急車の中は密閉された空間と言うべきなんでしょうが、その中を消毒するような除菌薬とかそういったものは今回のこの救急資材の整備という言葉の中には、そういった救急車の中を消毒する薬品なんかは全く含まれない。それは、今、既に存在するから要らないというふうに考えていいわけですか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

消毒用の資材に関しましても、現在十分足りておる状況にあります。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

この前からいろいろテレビのニュースなんかを見ますと、病院で防護衣が足りないとか、あれが足りない、これが足りないという話がようけあるんですけども、予算をつけるのはいいんですが、そういった必要な物品が必要数量だけ手に入るということは、これは確実なのか、注文は出したけど、いつ来るか分からんとか、そういうふうなことになると非常に困った事態になるわけですけども、そういうふうな品物がこちらの希望のとおりに入ることには間違いありませんか。

○議長（小坂直親君）

豊田部長。

○消防部長（豊田邦敏君登壇）

現在、在庫としてそういった資機材は備えておりますので、購入に当たって支障を来すようなことはないと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

亀山市も救急隊員の数というのは、そんなに余裕がある話じゃないんですよ。そういった方が感染されて業務から、たとえ2週間でも外れるというようなことになったら、いろんな人が人とか病人が絶えず発生するわけですから、そういうことのないように。そして、救急隊員の方たちには本当に安全な仕事の環境というものを整備するようにお願いいたしまして私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

通告に従い議案質疑をさせていただきます。

議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算から、先ほどからも質疑がありました移住交流促進事業の増額補正についてお伺いしたいと思います。

まず、ちょっと先ほどの質疑の中で、例えば消費喚起対策事業などの歳入として交付金の充当を後々は考えておるといようなことがあったんですけども、この事業に対しても考えておるのかどうかをちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回、6月12日の第2次補正で可決された予算が2兆円ということですので、その中で地方へ

配分される額というのは決定をしておりませんので、どれに充当するかというのは配分額によって対応させていただくというふうになりますが、今回のこの移住交流促進事業につきましては額が少額でございますので、できましたら高額な事業に対して充当を考えていきたいと思っておりますので、そのような考え方で対応してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

事業の内容につきましては、何回かお聞きしましたので大体把握をさせていただいたわけですが、この予算の内訳の中で報償費が120万ということなんですけど、このアドバイザーの方に120万。何人分なのか、どういう根拠でこの120万というのを出したのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

報償費でありますけれども、移住・交流促進アドバイザーの現地での活動費等を含みまして1日1万円を見込んでおりまして、一月、最大月15日間までの活動、その8か月間ということで、本年度8か月間を計上いたしまして120万円としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、お一人と決めておられるわけですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

積算については1人ということにしておりますけれども、あくまで募集をした段階で1名程度ということにしておりますので、必ずしも1人と限定したわけではありません。予算の積算については、先ほど説明させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

どんな条件で募集をしていただくのか分かりませんが、例えばすばらしい方が2人、3人とおられたら、この予算の範囲内で見ていただくということでもいいですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

本年度につきましては、この予算の範囲内でスタートさせていただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そのアドバイザーという名前からいろんなことにたけていて、指導していただいたりするということも含んでいるんだと思うんですけども、先ほどの説明ではSNSなどを通じて亀山のよさを発信していただいたり、グッズやチラシを配っていただく、また亀山での活動も考えているということでした。

私も、今このグッズやチラシということで、何かろうそくがどうのという話が、カメヤマローソクは有名だからねということもありましたけれども、そういうもののデザインとかもこのアドバイザーの方の意図を反映したものになってくるということですか。チラシやグッズやポスターやということも、そこについてもこの方が関わっていくということですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

このアドバイザーの方の案でそのまま作成するという事は考えてございませんでして、あくまで市も含めて、いいものにしていくということでみんな考えていいものを作って配布のほうをさせていたきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

何をやるにしてもデザインというのがとても大事だと思いますので、これを作ったからこれを配ってみたいなことにはならないようにだけはしていただきたいなと思いますね。

それで、ちょっと気になるのが交通費なんですね。交通費が発生するということは、首都圏ということですので東京かなと思うんですけども、東京と亀山を行ったり来たりするというお金だと思ってしまうんですけども、先ほどからアフターコロナという言葉がキーワードのように使われていますけれども、要するにコロナが終息した後という意味だと思いますが、それは今のところ、例えば5月30日をもって三重県の人県外へお出かけになってもいいようになったし、緊急事態宣言の解除が遅れた5つのところについても、この18日を境に行けるようにはなりません。それでも気をつけながらお出かけくださいねというようなトーンでしたし、やはりこれからも手洗いやマスクや人と距離を取ることに、本当にこれで解禁でいいですよというムードではないわけですね。これからもずっと、それがいつまでするのか分からないなという状況だと思うんですけど、一体アフターコロナはどういう状況になってからだとお考えなのか。そもそも論なんですけれども、この行ったり来たりということがすごく私も気になるので、どの段階でこちらを解禁していくおつもりなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の旅費につきましては月に1回、東京から亀山間の往復ということを8回分計上しております。いつ解禁するかということで、現在移動制限がございませんので、現状の中でも月に1回、亀山のほうへ帰ってみて、現在空き家になっておる家の管理とか、そういうことをやってみる方

もたくさん見えますし、月に1回来ていただくことについては支障はないかと考えておるところでございます。

アフターコロナの時期という……。

○議長（小坂直親君）

時期じゃない、定義や。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

そのアフターコロナの定義ということでありますけれども、基本的に終息を迎える、そういう時期かと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まあ、誰にも分からないわけですよ。

私が気になったのは、このアフターコロナに向けて準備をするということは大事だと思いますし、移住定住が大事だというのも分かります。だから、それに向けてオンラインの中でいろんなことをしていただく、パソコンなどのやり取りを通していい企画をしていただくということは差し支えないと思うし、いいことだと思うんですけども、このいつがアフターコロナなのかということもきちんと決めずに、あるいはこの頂いた資料を見ますと、先ほどのご答弁でもありましたけれども、いまだ感染者の発生がない本市を安全な移住先として選んでもらえるようにという文言がありましたけど、果たしてそうなのかというのがまだ誰にも分からない。この議場の中にも感染者はいるかも分からないという思いでやっぱりいなくちゃいけないというのが今の状態だと思うんです。発生はしていないけれども、症状は出ていないけれども、実は感染者は私たちの中にもいるかもしれない、自分かもしれないという思いを持って手を洗って、距離を取って、こういうものを使うわけですよ。

そんな中で、安全ですよということを簡単に軽々に言うことがどうなのかな。あるいは、この言い方が発生しているところにとってどうなのかなという思いがいたします。ですので、私はこの行き来ですね。東京と亀山の行き来についてはもうちょっと慎重になさるべきだと思うんです。せめて行き来ということについては、この予算についても凍結しながら、本当にアフターコロナということを確認した後にやっていくべきではないかと。これは家の事情で行き来をするということはあるでしょうし、不要不急のものは避けて、何とかできるだけは行き来をしないようにというニュアンスの中での18日だと思うんですよ。今はまだ東京の行き来は控えてくださいねという時期ですね、今は。そういう中で、私は凍結すべきだと思うんですけど、このアフターコロナのこの件に関してどうですか、市長。どう思われますか、ご心配じゃないですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども中島議員にもお答えをさせていただきましたが、コロナの今後の状況の中で、当然、今しなくてはならないのは情報発信をしていくための体制を急ぎ備えていく必要があると。したがって、コロナの状況によっては当然首都圏と亀山の行き来というのは、状況を見ながらの中で

の対応が賢明であろうというふうに思っております。現実にはいつになるか分かりませんが、少し社会経済活動につきましても、人の動き、特に亀山は多くの企業さんが立地いただいておりますので、随分この3月以降、その動きもさっきのテレワークとか、こういう対応で制限がなされておりましたが、状況の中で段階的にいろんなことに配慮しながら、そこは日常に戻りつつあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、状況の変化の中で適切に判断をしていくことが大事であろうというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ここだけは、やっぱり本当に安全なまちということであれば慎重にさせていただきたいなと思っています。

次の質疑に移ります。

児童扶養手当給付費についてお伺いします。

これは国の事業なんですけれども、事業内容について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

今回の児童扶養手当を補正に上げているということで、それも含めて言わせていただきますが、5,150万円の増額につきましては、去る6月12日、国において成立した第2次補正予算に盛り込まれた低所得の独り親世帯への臨時特別給付金を支給するため関係経費を計上したものでございます。

その制度の目的としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により子育てと仕事を1人で担う低所得の独り親世帯に特に大きな困難が生じていることを踏まえ、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うこととしております。

次に、支給対象者ですが、基本給付と追加給付と大きく2つに区分しておりまして、基本給付は世帯の状況により、さらに3つに区分しております。基本給付の1つ目の区分として、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていらっしゃる方。2つ目の区分として、公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方で、支給制限限度額を下回る方。3つ目の区分として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方としております。

一方、追加給付は、先ほどの基本給付の1つ目の児童扶養手当の支給を受けている方、2つ目に言わせていただいた公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方で、支給制限限度額を下回る方のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が大きく減少しているとの申出があった方としております。

次に、給付額ですが、基本給付につきましては1世帯5万円で、第2子以降1人につき3万円とし、追加給付につきましては1世帯5万円としておりまして、補正のほうでは事務費用も含めて全額国庫負担となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

私も追加給付というところを認識していなかったもので、今、児童扶養手当を受けている方、そして公的年金、障害年金などをもらっているから両方受けられないから児童扶養手当を受けていない方でも対象になるということで、それはよかったなと思います。

今、この児童扶養手当は収入によって一部支給やいろんな額が全部支給やらをされていますけれども、この基準でいくということでも理解させてもらっているのかどうかということをもとに確認したいのと、かなり込み入っていますので手続きが難しくないのかということについて伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

児童扶養手当ですが、現在月額全部支給の方で、例えばですけど、第1子が4万1,160円、第2子が1万190円、第3子以降が6,190円となって違っていたり、一部支給の方でも対象者の所得に応じて算出した額となっているからそれぞれ違うというんですけれども、今回の給付金につきましては基本給付については1世帯5万円で、第2子以降につき3万円。追加給付については1世帯5万円としているところです。したがって、支給が認められましたら、対象となる子供の人数が同じであれば同額の支給となるところでございます。

それから、申請の手続きはどうかということなんですけれども、基本給付で1つ目に言わせていただいた現在児童扶養手当の支給を受けている方については、もう世帯の状況等をこちらで把握しておりますので申請は不要となります。

一方、2つ目の公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方で、支給制限限度額を下回る方、それから3つ目に言わせていただいた新型コロナウイルス感染症の影響を受けて直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方及び追加給付の対象については、いずれも所得の確認のため申請が必要となってくるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

基本的な方については申請は必要ないということで、1つ安心しました。追加給付については、また基準とかの資料を頂いていませんのでまだなんだと思いますけれども、分かり次第、分かりやすい周知を申請がしやすい周知をお願いしたいと思います。今回、今6月ですので、いつも奇数月に頂いていますけれども、資料によると8月にはということですので、より早い支給をお願いしたいと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

ちょっと時間がありませんので1点ですけれども、今回1万円に対して30%増しということなんですけれども、私たちやっぱり1万円がぼんと出せる市民だけではないので、例えば本当に3,000円ですとか5,000円ですとか、本当に出しやすい額のものでは考えられなかったのかな。

そういう低所得の方への配慮というのはなかったのかということをお伺いしたいと思います。そういう議論はなかったんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

令和元年度のプレミアム付商品券事業につきましては、低所得者支援という観点から国が1枚額面500円の券で10枚1セットというような仕組みに全国统一にされておったというところがございますけれども、一方で今回の事業は市独自の制度としてございまして、全市民購入可能な商品券として生活支援の側面も当然ありますけれども、市内経済における消費を喚起して経済循環を促すことも目的の一つでありますので、今回につきましては額面を1,000円というような、1枚500円から1,000円という形にさせていただいて、平成27年度と同様とさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

時間がないので申し添えるだけにしますが、資料を頂いて「TAKERU」というスーパーマーケット、ドラッグストア、量販店、ホームセンター、病院、調剤薬局を含め小規模店舗でも使えるのが「TAKERU」という券であって、「たちばな」という3,000円分は小規模な店舗だけで使えるということで、それで小規模の店舗を守るという、その思いはとてもいいなと思うんですが、資料がとても分かりづらいのできちんと分かるような資料をもう一遍作り直してください。そのことを申し入れて私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

会派結の草川でございます。

通告に従いまして質疑をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、移住交流促進事業の増額補正についてでございます。

コロナショックによって東京一極集中の是正、この必要性が高まると想定されておりますので、引き続き地方は自治体同士、協調すべきところは協調しつつも、これからは新たな地域間競争の幕開けであるという、そういった自覚が必要であると考えております。

さきの一般質問で私は企業誘致の面で迅速な対応を求めましたが、当然そこには移住定住という

のも深く関連してくると思います。アフターコロナを見据えまして、亀山市が移住先として魅力ある都市であるとPR活動に迅速にかじを切った方向性は大いに評価しているところでございます。

そこで伺いますが、当然ながら移住・交流促進アドバイザーの重要な仕事、亀山市のPRというものがあると思います。では、そのPR内容について、より具体的に亀山市の何をPRしたいのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

都市部におきましてのPRの内容でありますけれども、まずは幅広く亀山市の概要とか魅力を知っていただき、亀山の特徴である豊かな自然、また歴史、交通の利便性等をPRしたいと考えております。その際、SNSやDVDを活用してと考えております。

次に、暮らしや生活スタイル、また子育てとか、特に他市に比べて優位と考えておる部分について、ホームページやパンフレットでアピールをいたしまして選択していただけるように取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

答弁いただきましたけれども、私、そこにアフターコロナの視点というものが足りないんじゃないかなと思うんです。午前中の答弁でも居住の2拠点化といった発言もありました。ここがちょっと気になるポイントだなと思うんです。

具体的に、この居住の2拠点化というものはどういったものを想定しておるのかというところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

午前中も少しお答えさせていただきましたけれども、今回の新型コロナの関係で働き方については大きな変化が見られたという中で、テレワーク、在宅勤務が広がっているというふうに考えておりました。これについては今後も、終息後も一定程度定着をしていくというふうに考えておりました。そのような状況の中で必ずしも都市に住まなくても仕事がやっていけると、テレワークでやっていけるということで、都市部から、例えば亀山に住むと。こちらで拠点をもちながら都市部でも拠点を持つと、そのような2拠点化の生活というのも今後出てくるのではないかと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

確かに、都市部の方が地方にセカンドハウスを持つというようなニーズが実際に高まっているという話は聞いております。なので、今後そういった需要が拡大していく中で亀山市が選択肢となる

ためにどうすればいいか。その上で、どういったことをPRしてもらいたいかということも、ぜひ検討していただきたいと思います。

その中で、午前中も少し触れられておりましたけれども、感染者の発生がない安全な移住先という、これも議会のほうに示された資料にも書いてございましたけれども、いわゆる感染症に強い都市としての免疫力の強さみたいなものをPRしていくということが効果的にできれば、これはすごいことだと思いますし、今後、健康都市としての魅力を向上させる必要性、これは一般質問でも私は述べさせていただきました。

ただ、一方、指摘されているように、コロナに関しては今まだ折り返し地点を過ぎた間もない段階で、国も第2波、第3波の可能性は排除できないということを言っております。そんな中で、感染者の発生がない安全な移住先という点を大きくPRしていくというのはちょっと時期尚早ではないかなと考えられるんですけれども、これに関しての見解はいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

新型コロナウイルス感染症の患者といますか、それが市内で発生していないということを全面的に押し出すということではなく、安全・安心で健康な都市の一つの要素としてPRをしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

確かに、総体的に感染確率の観点や人口密度の観点から、都市部より地方のほうがそれは感染症に対しては有利であるということは確かだと思います。

また、これまでのコロナ対策の検証をほかの自治体よりも、この亀山市はコロナ対策の検証ができています。その結果をもって、今、感染者がゼロであるといったことも説得力を持って言うことができれば、その検証ができていれば、やっぱりそれもPRのポイントとして使えるのではないかと。感染症に強い都市としての説得力を持たすための調査、これをぜひ進めてもらいたいと思います。

では、先ほどアフターコロナの件もう少し触れてもらいたいなと申しあげましたけれども、市長に伺いたいと思います。

アフターコロナの亀山暮らしですね。PRできる内容、これをプロデュースするということがすごく重要だと思うんです。いかに全国ニュースになるような活動をするかだとか、報道で取り上げられるようなことがあるかだとか、緑の健都として、いかにアフターコロナの新しい生活を提供できる地方都市のパイオニアを目指すかと。こういったことに頭と労力を使う、そういった人材にお金をかけていくということも私は必要ではないかなと思うんです。それは今後検討していただくとして、市長が思い浮かべるアフターコロナの亀山市での暮らし、アフターコロナを見据えて移住するメリットとは何かということ、これがアドバイザーにとってもPRしていくポイントとなっていくと思いますので、市長の今の思いを聞かせていただければと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

アフターコロナの亀山市の暮らし、全てを今明確に申し上げることはできませんけれども、しかし、大きくは今回のこのコロナ禍の経験の中で、改めて豊かな自然とか、あるいは歴史・文化とか、そして人と人の社会的な活動が制限されましたけれども、しかし、顔の見える関係を持つまちとしての地方都市としての豊かさとか穏やかさとか、こういうことがやっぱり問われてくる時代に入っていくんだろうと思いますし、私どもはそのバランスをもって環境とか文化とか、あるいはコミュニティーとか、そして特に将来を担う子供たち、人づくり。あわせて、経済的な厚みも持っている、これが亀山市の多分強みであろうかと思っておりますので、個々の強みをさらに高めていくのはそうなんです。都市全体としてのやっぱりまとまりとか調和とか、こういうものがやはり今後の地方都市としての魅力づくりであったり、存在感につながっていくんだろうと思っております。

時代が変わっても、変わらなくてはならないものと変わってはならないものがあるかと思っておりますが、このコロナを経験した中でいま一度私どもの魅力とか、あるいは今後の歩み方をそれぞれの立場でもう一回しっかり見詰め直して、また前進をしていくことが必要ではないかというふうに思っております。バランスを取りながら継続的にそれに取り組んでいくということが大切ではないか、またそれができるまちではないかと。ここを市民の皆さんと共に共有して、あるいはそれが対外的に発信できるということは、一つの大きな今我々が考えなくてはならぬ課題ではないかというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、次に行きたいと思っております。

特別定額給付金の給付事業の増額補正についてでございます。

国の特別定額給付金の事業では、基準日以降に生まれた子供が対象にならず、僅かな差で給付額に差が出ることで、その是正を求める声というのは私の元にも寄せられておりました。何よりも、私も1歳児を育てる身としてよく分かるんですけれども、おなかの中の子供も既に家族であります。もうその子も家族と捉えて給付金を支給する自治体独自のこういった給付事業というのは、多くの市民の共感を得られるものと考えております。

そこで、まず事業内容について、概要とこれが必要とされている背景と目的、少々申し上げましたけれども、改めて伺いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

古田健康福祉部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

今回ご提案しております亀山版／特別定額給付金制度「はぐくみ」につきましては、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日以降、令和3年3月31日までの出生児を対象とし、当初の住民基本台帳に記録を有する親権者に対して、出生児1人につき10万円を給付するものがございます。

この制度の創設に当たりましては、国の特別定額給付金の基準日が4月27日と定められ、1日

でも遅く生まれる新生児は対象外となりますが、新型コロナウイルス感染症が及ぼす各家計への影響は今後も懸念される社会情勢にあることから、本年度に限り国の特別定額給付金の趣旨を踏まえつつ、本市において育児に取り組む子育て世帯の経済的な負担の軽減を図る必要があると考えて、この制度を創設したところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

その中で、国の事業だと、申請・受給権者に関しては世帯主とされておりましたが、今回のこの「はぐくみ」では給付対象児と生計を同じくする親権者とされていると先ほども説明していただきましたが、この理由について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

この制度につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的としていることから、出生児と生計を共にして、実際に子育てを行う方を支援する必要があるというふうに考えましたので、世帯主ではなく親権者とさせていただいたところです。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

国の制度のほうでも、DVによって別居しているご家庭などでやはり特別な配慮を必要とされる場合もあったと思います。子育て世帯に関してもいろいろな事情がある中で、やはり子供を直接育てて、生計を共にしている方が申請して受給できるという形にしたのは、これは素晴らしいことだなと思います。

もう一つ伺いたいんですけれども、給付対象児を令和3年3月31日までとした、この理由についても伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

この制度につきましては、あくまで新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして国の制度を補完する本年度に限っての臨時的支援制度でありますことから、国の特別定額給付金制度の基準日の翌日、ですので、4月28日から本年度の末日であります令和3年3月31日までの出生児を対象としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

年度でということなんですけれども、子供たちの場合だと学年とした場合、4月1日も同じ学年の子になると思うんです。そこを4月1日だけ、これはもう本当に確率的なことを言い始めると切りがないんですけれども、4月1日を省いたというのはどのような、そこに関しては不平等と感じ

られかねないところかなとも思うんですけども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古田部長。

○健康福祉部長（古田秀樹君登壇）

全国で同じような制度をしている市町村がたくさんございます。中でもお隣の愛知県の大府市につきましては4月1日までとしてみえるというふうにお伺いしております。

当市におきましては、やはり市としての年度ということの基準を考えて、一応3月31日までの出生ということに基準日を設定させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

では、この項目の最後に伺うんですけども、自治体によっては基準日において母子手帳を持っているご家庭に対して支給するという方法をやっているところもあります。そういったやり方をすると、今、おなかの中にいる妊婦の方に直接、迅速に今提供することができるという点で1つメリットがあるかなと思います。そういった妊婦の方も、コロナウイルスにおいては、やっぱりコロナは肺の疾患なので、妊婦の方はおなかが大きくなると横隔膜が圧迫されることによって肺の疾患が重症化しやすかったりだとか、そういった様々なストレスを抱えて、それがやっぱり胎児に悪影響を与えるということも指摘されているんですけど、妊婦に対する支援といった視点も含めてこういった制度設計というものも考えられたのではないかなとも思うんですけども、今回は育児、子育て世帯ということでしたけれども、そこを最後に市長にも伺いたいんですけど、子育て世帯、妊婦への思いも含めて、こういった形でこの制度設計というものをされたのかということも最後、伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

従前から本市は子育て世代の支援、それからその世代の本当に定住促進、ここを非常に大きな政策の柱として進めてきております。

今回、国の制度でありますこの特別定額給付金の基準日が4月27日と、これは国の制度の一定の考え方があったんだろうとは思っておりますが、しかし、私どもとしては、じゃあ1日ずれた方はそこから全部外れてしまうというのはいかがだろうかということもあまして、子育て支援の観点から4月28日以降の新生児に対して同様の制度を組み込もうという考え方をいたしたわけがあります。

議員ご指摘の妊婦のことをどう考えるかということも、当然そういう検討もさせていただいたところでありますけれども、私どもとしては最終的には当該制度としては子育て世帯の育児に係る経済的負担の軽減を目的とするという立場から、出生児がいる世帯に対する支援制度ということにさせていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、今後もやっぱり亀山市としての魅力、あるいは一つの政策として子育て支援、しっかりこれからも充実・発展をさせていきたいと、いかなくってはならんというふうに考

えて、その一環ということで考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

基準日で妊婦の方に支給するよりも、今回の制度のほうがやっぱり広く行き渡るといふ点ではとても思い切った制度で、ぜひこれに期待したいと思っておりますのでお願いいたします。

それでは、最後に消費喚起対策事業の増額補正についてでございます。

まず、この制度の重要なポイント、着眼点はまず大きく2点だと思っております。

市民にとって広く生活支援となつて、より簡単で分かりやすい、使いやすい商品券になっているかどうかということと、市内事業者にとって、できる限り広く、本当に困っている、コロナで売上げが減少している事業者の支援となることが出来るか、この2つをいかに両立するか、このバランスが重要だと思っております。このバランスは、市としてどのように判断されて制度設計されたのか伺います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回のプレミアム商品券事業につきましては、市民生活の支援と、それと売上げが減少した市内事業者の支援の大きく2つの目的を持って設けたものでございます。

その中で、例えば前回のプレミアム付商品券事業のように500円券とするというようなことでありましたら、券自体の使い勝手というのはよくなるという一方で、1枚の額面がそれを大きくするというところで、より大きく経済循環を促す効果も生まれると、そういう反対の側面もいろいろあるところでございます。

また、使用できる店舗についても限定するかしらないか、スーパーとかを限定するかしらないかで大きく魅力は変わってくるというようなところでございます。そういうようなことから、消費喚起によりまして、停滞している経済を回復させるということが市民と事業者の双方にメリットを生むという考えを持っておりまして、そのような観点からも全体のバランスを考慮しながらプレミアム率30%、額面1,000円で1万円、1万3,000円の商品券を発行するという今回の制度設計を行ったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

市民全員に行き届く支援としていくためには、やっぱり発行率を限りなく100%に近づけていく必要があると思ふんです。そのためには、やっぱり市民にとつてもお得感が必要であると思ふます。そのためにも、今回プレミアム率30%としておりますけれども、これはより普及率、満足度を向上させるために40%、50%ということは検討されなかったのかということ、これをちょっと最後に伺いたいと思ふます。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

平成27年度が20%のプレミアム率、そして令和元年度が25%ということでございまして、今回これまでに本当に経験のない深刻な影響を受けたという市民生活、また市内事業者を強力に支援をさせていただくということで、過去最大の30%とさせていただいたところでございます。当然40%、50%としましたらそれなりの効果はあるかと思えますけれども、今回、あくまで過去最大と、30%で最大ということで検討させていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

あと一言だけ、過去のアンケートを見ましても、続けて実施することに意味があるという意見もあったと思います。第2波、第3波と言われて、長期戦とも言われておりますので、今後の感染状況次第では第2弾というものも考えつつ、これからまた消費喚起、そして市民全体への支援というものも考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質疑は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質疑を終了し、議案第49号に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第49号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり所管する予算決算委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（小坂直親君）

次にお諮りいたします。

明日18日は予算決算委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。明日18日は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの19日は午前10時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。
(午後 1時24分 散会)

令和 2 年 6 月 1 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 6 号）

●議事日程（第6号）

令和2年6月19日（金）午前10時 開議

- 第 1 議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について
第 2 議案第39号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
第 3 議案第40号 亀山市手数料条例の一部改正について
第 4 議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 5 議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について
第 6 議案第43号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第 7 議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
第 8 議案第45号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
第 9 議案第46号 工事請負契約の締結について
第 10 議案第47号 市道路線の認定について
第 11 議案第48号 市道路線の変更について
第 12 議案第49号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	古田秀樹君	産業建設部長	大澤哲也君

上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	服部政徳君
総合政策部次長	青木正彦君	生活文化部参事兼 関支所長	辻村俊孝君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部次長	谷口広幸君	産業建設部参事	久野友彦君
産業建設部参事	田所学君	健康福祉部参事	豊田達也君
会計管理者	米津ひろみ君	消防長	平松敏幸君
消防部長	豊田邦敏君	消防署長	原博幸君
地域医療統括官	上田寿男君	地域医療部長	草川吉次君
教育長	服部裕君	教育部長	亀山隆君
教育委員会事務局参事	桜井伸仁君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	井分信次	書記	西口幸伸
書記	大川真梨子		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る8日及び17日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第38号から日程第12、議案第49号までの12件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第38号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決
議案第39号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決

令和2年6月16日

総務委員会委員長 尾崎 邦洋

亀山市議会議長 小坂 直親 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第40号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第41号	亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
議案第42号	亀山市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第43号	亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第46号	工事請負契約の締結について	原案可決

令和2年6月15日

教育民生委員会委員長 今岡 翔平

亀山市議会議長 小坂 直親 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第47号	市道路線の認定について	原案可決
議案第48号	市道路線の変更について	原案可決

令和2年6月12日

産業建設委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第44号	令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第45号	令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第49号	令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決

令和2年6月18日

予算決算委員会委員長 中崎孝彦

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

初めに、尾崎邦洋総務委員会委員長。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

おはようございます。

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、16日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第38号亀山市税条例等の一部改正については、地方税法が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、独り親とは、現に婚姻をしていない者などで、一定の要件を満たす者とあるが、その一定の要件とは何かとの質疑があり、これについては、所得制限と扶養親族である子がいることが要件であるとの答弁でありました。

次に、様々な改正があるが、市民が自ら申請しなければならないものはあるのかとの質疑があり、これについては、イベントの中止等で寄附金控除を受ける場合は確定申告が必要であり、また徴収猶予を受ける場合なども申請が必要であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第39号亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法が改正されたことなどに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、今岡翔平教育民生委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第40号亀山市手数料条例の一部改正については、住民基本台帳法が改正され、除票の写し等の交付に関する規定が整備されたこと、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、通知カードが廃止となったことに伴い、市における通知カードの再交付は行わないこととなったことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第41号亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、及び放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の要件が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第42号亀山市国民健康保険条例の一部改正については、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、厚生労働省から市町村等に対し、傷病手当金の支給を検討するよう要請がなされたことから、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、一定の要件を満たした被保険者に対して傷病手当金を支給することができるよう、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、所得の把握が困難という理由で自営業者を傷病手当金の対象外とすることについて質疑があり、これについては、所得の把握ができないということもあるが、ほかの人から労務管理を受けていない人の就労状態の把握は難しく、自営業者を除外するという考え方ではなく、国

から示された範囲を超えて対象を広げることは困難であると判断した結果であるとの答弁でありました。

次に、非正規雇用などで、社会保険に入っていない人は傷病手当金の対象になるのかとの質疑があり、これについては、社会保険の対象にならない場合は、国民健康保険に強制加入となるので、事業所で雇用され、賃金が支払われているのであれば対象になるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を受け、三重県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療制度の被保険者に係る傷病手当金の支給に関する規定の整備等が行われたことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号工事請負契約の締結については、井田川小学校校舎増築等工事について、令和2年5月15日付で仮契約したので、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、一般競争入札に2者しか参加がなかったが、これで競争性は確保されていると判断できるのかとの質疑があり、これについては、一般競争入札の場合、1者でも入札は成立するので、2者でも可能であるとの答弁でありました。

次に、もっと幅広く入札業者を公募し、競争性を持たせるべきではないかとの質疑があり、これについては、入札の要件については、過去事例も踏まえて運用しているが、今後少しでも入札参加業者が増えるよう検討していくとの答弁でありました。

次に、工事期間中の児童の安全確保に関する質疑があり、これについては、誘導員を配置するとともに、児童の登下校時の安全確保や給食室の工事の際には衛生管理に十分配慮するなど、学校、業者と十分協議して、円滑かつ適切に工事を進めていくとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀産業建設委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第47号市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である末藤1号線の市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、照明灯の設置に関する質疑があり、これについては、亀山市の照明灯は、道路照明灯、通学安全灯、防犯灯の3つに分類され、末藤1号線については、集落内の照明灯であるため、自治会で管理していただく防犯灯になると考えているとの答弁でありました。

次に、開発に当たっての道路の結節は、開発業者の意向によるものなのかとの質疑があり、これについては、開発業者の思いだけでなく、地元と地域特性を考えつつ、市の関連部局との協議を重ね、一番適している開発をお願いしているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第48号市道路線の変更については、一般交通の用に供する必要がなくなった路線の一部廃止による終点の変更について、議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、開発に伴う市道路線の廃止や変更はよくあることなのかとの質疑があり、これについては、開発にはいろいろな案件があり、市道路線の廃止や新たな認定、また今回のような一部変更はあるとの答弁でありました。

次に、今回の市道路線の変更の原因である開発において、農地転用や文化財等の関係で問題はないのかとの質疑があり、これについては、開発には農地法や道路法等、各個別法があるが、最終的に全ての法律で許認可が取れるように進めているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、中崎孝彦予算決算委員会委員長。

○7番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日及び17日の本会議で当委員会に付託のありました議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について、議案第45号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について及び議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についての3議案の審査に当たるため、18日に委員会を開催いたしました。

初めに、議案第44号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について及び議案第45号令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての2議案は、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会会長から報告を受けました。

各分科会会長の報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第44号及び議案第45号については、いずれも全会一致で、原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

審査の過程では、総務費、総務管理費、企画費、移住交流促進事業の増額補正において、いまだ感染者の発生がないことで、亀山市を安全な移住先としてPRできる根拠はあるのかとの質疑があり、これについては根拠はないかも分からないが、安全で安心な健康都市ということで、その中でイメージとして理解してほしいとの答弁でありました。

次に、いまだ感染者の発生はない本市という表現に批判が出ることも想定されるが、この表現を使うことにどれだけの覚悟があるのかとの質疑があり、これについては、市の存在感をしっかりPRしていきたいという思いの中で、その効果的手法として、情報力の強化ということで提案した。

表現について議論はあろうかと思うが、市の魅力発信や移住・定住につながる施策として、しっかり進めていくとの答弁でありました。

次に、アフターコロナを見据えた事業のことだが、まだウイズコロナの姿勢で臨むべきではないのかとの質疑があり、これについては、徐々にふだんの生活を取り戻していく中で、十分な感染症対策を行い、継続して首都圏からの新たな移住につなげていきたいと考えている。現在は、様々な媒体を使った情報の発信や個別の希望者のフォローを視野に入れたSNS等を活用しながら、順次状況に合わせた対応で実施していきたいとの答弁でありました。

次に、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、特別定額給付金給付事業の増額補正について、亀山版特別定額給付金制度「はぐくみ」のPR方法に関する質疑があり、これについては、4月28日以降、これまでに出生された方には、補正予算可決後、手紙でお知らせするとともに、今後については出生届と同時に申請手続きをしていただく。また、PRについては、ホームページ等で工夫していくとの答弁でありました。

次に、4月28日以降に市に転入した場合は給付できない制度とした理由についての質疑があり、これについては、国の特別定額給付金の制度をそのまま引き継ぎ、期限を来年3月31日まで延ばして、その間に出生した方に給付する制度である。転入後、給付を受けてすぐに転出されることも想定されることから、最後まで悩んでこのような制度設計としたとの答弁でありました。

次に、商工費、商工業振興費、消費喚起対策事業の増額補正について、1万円のプレミアム商品券を購入することが困難な人に対し、5,000円分から購入できるなどの工夫はできないのかとの質疑があり、これについては、今回は予算や金融機関の事務ということもあり、総合的に判断して、1冊1万円としたとの答弁でありました。

次に、水道料金の基本料金や学校給食費の無料化等の発案もある中で、なぜプレミアム商品券という事業を選択したのかとの質疑があり、これについては、プレミアム商品券制度は、全市民を対象とした生活支援を行うことで消費喚起を促し、また売上げが減少した市内事業者への支援を行うことで、市内経済の循環を図るという2つの効果が見込め、有効性があると判断したとの答弁でありました。

次に、現在、特別定額給付金が給付されているので、この9月1日からの事業を前倒しできないのかとの質疑があり、これについては、商品券の印刷や事業者の募集、金融機関との調整等がある中、最短で実施できるのが9月1日であるとの答弁でありました。

そして、この議案については、補正予算の中で、特に移住交流促進事業及び消費喚起対策事業に関し、委員間の自由討議を行いました。

次に、この議案に対しては、移住交流促進事業及び消費喚起対策事業について討論があり、消費喚起対策事業では、貴重な財源である財政調整基金は市民が喜ぶために活用すべきであり、またプレミアム商品券を全ての市民が利用できるかどうか定かではないなどの理由から、反対討論がありました。

以上のような議論を経て、議案第49号については、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。
これより各委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

産業建設委員会委員長さんにちょっとお聞きしたいんですけども、議案第47号の市道路線の認定について、開発行為により設置された新規道路、この末藤1号線の市道について、委員会においても現地確認を行っていただきまして、照明灯設置に関する質問があったということですけども、基本的に路線変更等についてはいろいろあるんですけども、開発行為において10区画程度の開発が行われると。当然、そういう道路が市のほうへ移管されますから、市の持ち物になるんですけども、その中で、当然、夜間の街灯等、やはりそれは設置すべきやということを、開発する業者に市当局からそういうような指示があったのかなかったかという議論があったんか、それはお教え願えませんでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井議員の質疑に対する答弁を求めます。
岡本公秀産業建設委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

お答え申し上げます。

この末藤1号線という新規路線に関する照明の質疑の中で、開発業者に対して市のほうから設置するように指導があったのかなかったのかという類いの質疑はございませんでした。以上です。

○議長（小坂直親君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長報告に対する質疑を終結します。
次に、議案第38号から議案第49号までの12件について討論を行います。
通告に従い発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第49号、補正予算（第4号）について、やむを得ず反対討論をさせていただきたいと思っております。

この補正予算の中に、予算決算委員会でも申し上げましたけれども、独り親世帯の臨時特別給付金、これは国の国費ですからいいと思うんですけども、またもう一つ、亀山版の特別定額給付金の「はぐくみ」という創設、これはできましたら、第1子、第2子、平等にやっていただければいいんですけども、これもこのコロナ対策に対して市が単費でやられるということは理解しています。

それからもう一つ、消防費における感染症患者の移送、搬送に係る緊急資機材の充実、これにつ

いてもやむを得ん措置だと思えますけれども。私もこの予算にあえて反対したのは、亀山プレミアム商品券、TAKERU／たちばなの発行、1億8,000万及び都市部への情報発信強化におけるアドバイザーの賃金230万についてでございます。

今定例会冒頭の5月29日に先議を行いました。そのときにもいろいろ申し上げたけれども、国の制度と市単事業を抱き合わせで一つの補正予算として提案というのは、あまりにも執行部側が議会の賛否の意向を左右させる案件と、そういうのは提唱していただいたら困ると思っています。やはり、といたしますのも、私は6月9日の一般質問に、市長にお尋ねをしました。コロナ対策で、できたら他市のまねをするわけやないですけども、水道料金の6か月間の免除及び小・中学校の給食費の3か月の免除、妊婦さん及び産後6か月の方のタクシー券の交付というような提案をさせてもらうたときに、市長は答弁において、その3つを否定されました。それで、私はちょっと答弁をインターネット配信させて、録画を聞いていますので、そのときに市長の答弁に、それを否定しておいて、さらなる優先すべき事業がありますのでという答弁がありました。このさらなる優先すべき事業がこのプレミアム商品券に当たるんやないかというふうに悪い誤解をします。私もこのコロナ対策、市民みんなが本当に精いっぱい努力して亀山市に持ち込まない、亀山市で発生させないという努力をしてみえます。

水道事業会計をちょっと調べさせてもらいました。基本的に上水道の基本料金13ミリは726円から、順次200ミリの基本料金が8万6,394円、月当たりというような数字になっています。

こんな中で、主に一般家庭、13ミリ、20ミリで総数2万175戸あります。金額で一月当たり1,573万5,808円です。25ミリから150ミリ、469戸、199万2,232円です。それを合算すると、1か月1,772万8,040円が一月間の一般家庭、事業者を含めた基本料金です。それを6か月にしますと、1億636万8,240円となります。この数字を覚えておいてください。

それで、次に小・中学校の給食費、3か月の免除……。

○議長（小坂直親君）

ちょっと時間が。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

はい、分かりました。

トータルしますと、1億7,836万8,240円となります。しかるに、これが今回提案されておるプレミアム商品券の1億8,000万に該当します。やはり、水道料金はなぜ下げろというのは、やっぱりコロナが発生してから、皆、私の家庭でもそうですけれども、帰ってきてから手を洗い、うがいをし、そしてコロナ対策に各家庭が努力されて、亀山市の感染者がゼロとなっています。そんな意味合いで、どうしてもこれについては、プレミアム商品券については反対したいと思いません。定住促進も月額15万のアドバイザーを雇ってよりも、市の職員が定住促進のための努力をしていただければ、この230万の費用は要らないと私は思っています。

以上をもちまして、この議案については反対させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第38号から議案第49号までの12件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすことといたします。

それではまず、討論のありました議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第49号令和2年度亀山市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第38号から議案第48号までの11件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第38号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第39号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第40号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第41号 亀山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第42号 亀山市国民健康保険条例の一部改正について

議案第43号 亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第44号 令和2年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

議案第45号 令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第46号 工事請負契約の締結について

議案第47号 市道路線の認定について

議案第48号 市道路線の変更について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

令和2年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

(午前10時33分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月19日

議 長 小 坂 直 親

3 番 森 英 之

12 番 岡 本 公 秀